

アレクシス・ド・トクヴィルの政治・経済論
デモクラシー・産業化社会における道徳性に関する考察

日本大学大学院法学研究科政治学専攻 博士後期課程

杉本 竜也

目次

凡例等	1
序論	3
第1章	デモクラシーと経済 9
第1節	デモクラシーと民主的専制・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第2節	貧困の諸要因・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第3節	平等における不平等 産業アリストクラシーの問題・・・・・・・・ 28
第2章	デモクラシーにおける革命 二月革命の考察 32
第1節	二月革命当時のトクヴィル・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第2節	七月王政とその精神・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第3節	二月革命の本質・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
第4節	デモクラシーの悪しき帰結としてのルイ＝ナポレオン政権・・ 53
第3章	社会問題の発生 貧困問題とトクヴィル 59
第1節	個人的貧困と社会的貧困・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第2節	トクヴィルの貧困観・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
第4章	フランスにおける社会主義とその問題点 73
第1節	社会主義とフィジオクラット・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
第2節	サン＝シモンとサン＝シモン主義・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第3節	トクヴィルの社会主義観・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
第5章	トクヴィルの考える社会政策 91
第1節	政治経済学と社会経済学・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
第2節	トクヴィルと自由主義カトリシズム・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
第3節	トクヴィルの社会政策・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
結論	114
文献表	119
初出等	131

凡 例 等

- ・トクヴィルの著作を参考・引用する場合は、基本的に Alexis de Tocqueville, *Œuvres, Bibliothèque de la Pléiade, t. 1-3* (Paris, Gallimard, 1991-2003) を用いる。
上記プレイヤー版に収録されていないトクヴィルの文献については、Alexis de Tocqueville, *Œuvres complètes* (Paris, Gallimard, 1951-)を用いる。
- ・トクヴィルの著作のうち、『アメリカのデモクラシー』（第1巻・第2巻）*De la démocratie en Amérique, t. 1-2*（1835年および1840年）、『回想録』*Souvenirs*（1893年）、『アンシャン・レジームと大革命』*L' Ancien Régime et la Révolution*（1856年）、『1789年以前と以後におけるフランスの社会・政治状況』*État social et politique de la France avant et depuis 1789*（1836年）、『貧困に関する覚書』（第1論文）*Mémoire sur le paupérisme*（1835年）および第2論文 *Deuxième article sur le paupérisme*（未刊）については、それぞれ *DA I/DA II*、*S*、*AR*、*ES*、*PI/P2* という略記号を用いて出典元を表記する。
それら以外の文献を引用する場合、基本的には上記のガリマール版全集を使用し、*OC* という略記号を用いて示す。
- ・本研究では英語文献とフランス語文献を併用しているが、引用等の際はすべて英語式の引用表記方式に則って記載する。
- ・本研究では、19世紀に発表された著作や論文を多く使用している。
しかしながら、現在これらの多くは入手が困難であり、日本国内の図書館等においてもほとんど収蔵されていない。そのため、これらを参照する場合は公的機関や大学等の教育・研究機関、学術系団体等のインターネット・サイトにおいて公表されている文献電子データを使用している。
なお、出典の根拠として、そのサイトの名称および閲覧日、URL を文献表に記載する。
- ・トクヴィルの著作のうち、『アメリカのデモクラシー』、『回想録』、『アンシャン・レジームと大革命』および『1789年以前と以後におけるフランスの社会・政治状況』については、下記日本語訳のページ数も併記する。
 - 『アメリカのデモクラシー』 : 松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』
第1巻（上・下）・第2巻（上・下）（岩波文庫、2005-2008年）。
 - 『回想録』 : 喜安朗訳『フランス二月革命の日々 トクヴィル回想録』（岩波文庫、1988年）。
 - 『アンシャン・レジームと大革命』 : 小山勉訳『旧体制と大革命』（ちくま学芸文庫、1998年）。
 - 『1789年以前と以後におけるフランスの社会・政治状況』 : 小山勉訳上記邦訳収録論文。

- ・本研究におけるトクヴィルの著作や論文の日本語訳は、基本的に本稿著者による訳である。
なお、訳出にあたっては、上記邦訳の他、文献表に記載した他の訳等を参考としている。
- ・本稿の執筆にあたり、歴史的事実の確認に関しては、福井憲彦編『フランス史』(山川出版社、2001年)、服部春彦／谷川稔編著『フランス近代史 ブルボン王朝から第五共和政へ』(ミネルヴァ書房、1993年)、谷川稔／渡辺和行編著『近代フランスの歴史 国民国家形成の彼方に』(ミネルヴァ書房、2006年)、中木康夫『フランス政治史』(上・中・下)(未来社、1975-1976年)、高村忠成『近代フランス政治史』(北樹出版、2003年)、ジョン・プラムナッツ『フランスの革命運動 1815-71』高村忠成訳(北樹出版、2004年)、Eric Hobsbawm, *The Age of Revolution, 1789-1848* (New York, Vintage Books, 1996)、René Rémond, *La vie Politique en France, t. 1-3* (Paris, Pocket, 2005)等を主に使用した。
単なる歴史的事実の確認については特に引用を示すことはしないが、これらの中で編著者らが独自の見解を示している場合や特筆すべき解釈等を提示している場合には適宜引用を明示する。
- ・論文内に登場する人物の生没年等については、そのすべてを記載せず、トクヴィルや本研究の主題に関係する人物に限り、初出の場合に記載する。

序 論

政治と経済は密接な関係を築いてきた。しかし、その関係は決して円満なものであったわけではない。

近代以降、現代に至るまで、産業化と市場経済化の進展によって経済は拡大し続け、それは社会の中核に躍り出た。そして政治だけでなく、文化や生活習慣といったものまでが、経済の論理によって動かされるようになった。

元来、政治は、経済とはまったく異なる理念と原理の上に成立するものであった。政治は市民という個人の主体的実践を基礎とするものであり、共同体も、またその原理となる共同性も、その結果として生じるものだと考える。そして、古代以来の政治思想家たちは、共同性を形成しようとする市民の営為の中に道徳性を見出し、それを徳と呼んだ。いわば、政治学は協働(association)の理論であった。

政治学に決定的な変化をもたらした契機は、実際の経済成長もさることながら、アダム・スミスやその後継者たちによる経済学の発展であった。政治学の分野においては、ジョン・ロックが、政治共同体の第一の目的として「プロパティ」(Property)の擁護を挙げている。ただ、ロックのいうプロパティは狭義の所有権も含んだ人間の自由全体に関する権利概念であるため、彼の思想も政治学に分類され吸収されることになる。¹その点、古典派経済学者たちの言説は純粋な経済理論であったからこそ、それが政治や政治学に与えた影響はかえって甚大であった。

シェルドン・ウォーリンは、18世紀の経済学者の方法を習った自由主義者たちによって、社会における経済活動の優位性が認められるようになり、経済現象と社会現象が同一視されるようになったと考えている。²また、彼は、自由主義者の考えた社会的活動は権威(authority)を持たず、自発的(spontaneousness)で、自己調整力(self-adjustment)を持っていることを特徴としており、そこには力(power)に頼るといふ政治特有の要素が欠けているとも述べている。³つまり、近代以降の経済ないし経済学の台頭を受け、政治および政治学はその性格の抜本的変更を迫られるこ

¹ ジョン・ロック『完訳 統治二論』加藤節訳(岩波文庫、2010年)326頁。

² Shaldon S. Wolin, *Politics and Vision, Continuity and Innovation in Western Political Thought, Expanded Edition* (Princeton, Princeton University Press, 2004), p. 269. [シェルドン S. ウォーリン『政治とヴィジョン』尾形典男／福田欽一／佐々木武／有賀弘／佐々木毅／半澤孝麿／田中治男訳(福村出版、2007年)348頁]。

³ Wolin, p. 270. [邦訳349頁]。

とになった。ウォーリンは、このような変化を受けた後の近代の政治体制を「資本主義的政治経済体制」(political economy of capitalism)と定式化した。⁴ここでは特定の経済組織の至上性が強調され、「政治的」という言葉は、生産手段を所有し管理する特定の社会集団の保護を目的とした公的制度や法体系を表現するものとされる。そしてウォーリンは、「経済」が物質的な財の生産と分配のための価値中立的な装置などではなく、近代化イデオロギーの存在論的原理であることを指摘し、それがデモクラシーに敵対するものであり、また現代政治にもはやわずかにしか残されていないデモクラシーの実践を改変するものであるとして警鐘を鳴らしている。

ハンナ・アレントは、政治と経済の関係について、より根源的な議論を展開している。アレントは「公的領域」(public realm)と「私的領域」(private realm)を峻別して、本来は公的領域が優位になければならないにもかかわらず、実際は私的領域によって公的領域が浸食されている現代社会の現状を告発している。彼女は私的領域を次のように定義する。⁵元々、「私的」(private)は「欠如している」(privative)から生まれた語であり、私的な生活を送るということは真に人間的な生活に必要なものが「奪われている」(deprived)ことを指す。それはすなわち、他人から見られたり聞かれたりすることから生じる現実性が奪われていること、「物」(things)で構成されている共通世界(common world)が介在することによって他人との「客観的」(objective)な関係が奪われていること、そして生命自体よりも永続的な何かを実現しようとする可能性を奪われていることを意味するものである。ここで特に興味深いのは、アレントが物質の介在によって有機的人間関係の維持と公的領域の存立が危険に曝されていると認識していることである。彼女の政治理論に則して考えた場合、物に代表される経済は政治にとっての道徳的脅威となる。近代以降、政治秩序を「経済的目的の侍女」と見なす傾向が強まり、政治の目的は生産と消費という生命過程の促進へと変化している。⁶要するに、アレントは、現代の政治は「物」の支配下に組み込まれてしまっていると認識しており、彼女の思索はそれへの危機感に基づいている。

バーナード・クリックは、政治における倫理が十分に自己充足的で確立された倫理であり、そして政治は必要悪ではなく、現実的な善であると考えた。⁷クリックは原理主義的に政治を理解することを忌避した人物だが、政治というものが生来的に備えている倫理的な性格を重視した。一方、彼はデモクラシーと経済が癒着していくことに対して警戒を示していた。⁸つまり、クリックにおいても、倫理的な政治に対して、経済は倫理的に問題があるものと認識されており、だからこそ彼は政治の擁護(defence)を主張したのであった。

⁴ シェルドン・S・ウォーリン『アメリカ憲法の呪縛』千葉真／斎藤眞／山岡龍一／木部尚司訳(みすず書房、2006年)202-203頁。

⁵ Hannah Arendt, *The Human Condition, Second Edition* (Chicago, The University of Chicago Press, 1998), p. 58. [ハンナ・アレント『人間の条件』志水速雄訳(ちくま学芸文庫、1994年)87-88頁]。

⁶ マーガレット・カノヴァン『アレント政治思想の再解釈』寺島俊穂／伊藤洋典訳(未来社、2004年)155頁。

⁷ Bernard Crick, *In Defence of Politics* (Chicago, The University of Chicago Press, 1962), p. 136. [バーナード・クリック『政治の弁証』前田康博訳(岩波書店、1969年)150頁]。

⁸ Crick, pp. 63-64. [邦訳64-65頁]。

ウォーリンやアレント、クリックだけでなく、政治ないし政治学の立場から経済ないし経済学が内包している危険性を指摘する論者は少なくない。そのような傾向は政治や社会における道徳性 (morality) の重要性を主張する論者において特に顕著である。そして、アレクシス・ド・トクヴィル Alexis de Tocqueville (1805-1859) は、そのような人々の思想的先達として、しばしば取り上げられる。

たとえば、ロバート・ベラーは、市民としての権利と義務の両方をわきまえたトマス・ジェファソンの伝統と聖書に基づく信仰を尊んだジョン・ウインスロップ的な伝統を共に心得た人物こそ、トクヴィルが考えた理想的な「自立的市民」(independent citizen) 像であるとしている。⁹ベラーは、この自立的市民像の脅威として、「のし上がり型」(self-made) のベンジャミン・フランクリン的な人物像を挙げている。勤勉や節約を旨としていたフランクリン的な人物像は、経済を象徴するものである。ベラーによれば、デモクラシーにおいて人々が私生活に没入するようになったのはフランクリン的な人物像によって象徴される初期の商業資本主義の台頭が原因であり、これに対してトクヴィルはデモクラシーにおける公的関心の源泉として共和主義と聖書の伝統を考えた人物だという点から評価されるべきとされる。ベラーのような立場の論者にとって、トクヴィルは自身の思想的立場、場合によっては政治的立場を正当化してくれる恰好の理論家だといえることができるだろう。

このようなトクヴィル研究に対しては批判も存在している。¹⁰確かに、このような接近法に基づいてトクヴィルを研究することに対しては、それがトクヴィル自身を研究しているものではなく、トクヴィルの理論を利用して、その論者が持論を主張しているに過ぎないのではないかという批判も可能である。ただ、思想研究・古典研究の現実性 (actuality) ということ考えた場合、このようなアプローチの意味を無下に否定してしまうことも乱暴であるように思われる。というのも、このような接近法による研究が要請されるのは、実際に社会において道徳性の喪失が危惧される事態が発生しているという現状認識が存在しているためである。

トマ・ピケティは、経済学というものが政治等の他の社会科学との連携を忘れ、「政治的・規範的・道徳的目的」(political, normative, and moral purpose) を失念していることに対して疑義を提示している。¹¹このような懸念の表明は近代以降の経済、より踏み込んでいえば近代世界が経済

⁹ Robert N. Bellah, Richard Madsen, William M. Sullivan, Ann Swidler, Steven M. Tipton, *Habits of the Heart, Individualism and Commitment in American Life* (Berkeley and Los Angeles, University of California Press, 2008), pp. 39-40. [ロバート・N・ベラー/R. マドセン/S. M. ティプトン/W. M. サリヴァン/A. スウィドラー『心の習慣 アメリカ個人主義のゆくえ』島蘭進/中村圭志訳(みすず書房、1991年)46-47頁]。

¹⁰ 松本礼二によれば、1985年10月にニューヨーク市立大学で行われたトクヴィルの研究学会にはメルヴィン・リクターやシーモア・ドレッシャー、アーサー・シュレジンジャーらが参加していたが、そこでの雰囲気として、トクヴィルのテキストを現代の観点から読むことや現代アメリカの抱えている問題点の解決をトクヴィルのテキストに求めるベラーのような姿勢に対する警戒感が存在していたという [松本礼二『トクヴィルで考える』(みすず書房、2011年)103-107頁]。

¹¹ Thomas Piketty, Arthur Goldhammer, trans., *Capital in the Twenty-First Century* (Cambridge, The Belknap Press of Harvard University Press, 2014), pp. 573-574. ピケティは、経済に関する学には政治的・規範的・道徳的配慮が含まれるべきだと考え、「経済科学」(economic science)ではなく、「政治経済学」(political

ないし経済学によって不適切な形で主導されていることへの批判を背景としている。純粋な社会主義や共産主義のモデルを理想とすることの非現実性と資本主義市場経済がもたらした巨大な恩恵を否定する者は少ないが、その一方で市場経済に対する懸念もその拡大につれてより強まっている。そしてその批判の根底にあるのは、政治や経済も包含する社会における道德性の喪失への懸念である。

マイケル・サンデルは、アメリカにおいて行われてきた経済政策に関する議論として、国民全体の生産の規模と配分を巡る議論と自己統治（self-government）に最も適した経済を問う議論の双方が存在したことを明らかにしている。¹²これらのうち、後者の議論はジェファソンにまで遡及することが可能であり、経済政策は自己陶冶に必要な品格を育むものでなければならないという彼の共和主義的な経済観は、長期にわたってアメリカの人々に影響を与えることになった。サンデルは、これを「市民性の政治経済学」（Political Economy of Citizenship）と呼んでいる。

トクヴィルは、ジェファソンの考えから自らの経済観を組み立てたわけではない。¹³しかし、政治と経済の関係に関する彼らの見解は道德性の尊重という点で共通しており、それにはデモクラシーに対する彼らの評価の共通性が作用していたと考えられる。つまり、ジェファソンと同様に、トクヴィルも人々の道德性の涵養をデモクラシーに期待しており、そしてデモクラシーという語で表現される政治的営為によって、経済も含む社会全体は総括されなければならないという意味を有していた。トクヴィルの定義によれば、デモクラシーは平等ないし平等化を意味する広範な意味を有しており、それは狭義の政治の範疇を超えるものであるが、中でも最も優位に置かれるものはあくまでも政治である。そしてトクヴィルのいう政治とは公共空間における市民の主体的実践を意味しており、彼はそこに道德性を見出しているのである。

今日、トクヴィルに関する研究は世界的に広く行われており、その蓄積は非常に豊かなものになっている。だが、経済や社会問題の点からトクヴィルの思想や理論を考察する作業は、トクヴィル研究の歴史全体から見れば長いものとはいえない。その嚆矢と呼べるものが、シーモア・ドレッシェャーによる『デモクラシーのディレンマ』*Dilemmas of Democracy*（1968）である。¹⁴ドレッシェャーの研究は、トクヴィルのデモクラシー理論と産業化との関連性を本格的に考察した初期の著作のひとつであり、そこでは従来のトクヴィル研究では顧みられることが少なかった貧困問題や奴隷制、階級闘争等が俎上に載せられている。この著作はトクヴィルの社会・経済論に関する以後の研究の原型を形作り、またそこで採り上げられるべき問題を整理した点において画期

economy) という表現を使用するのが好ましいと考えている。

¹² Michael J. Sandel, *Public Philosophy, Essays on Morality in Politics* (Cambridge, Harvard University Press, 2006), pp. 11-12. [マイケル・サンデル『公共哲学 政治における道德を考える』鬼澤忍訳（ちくま学芸文庫、2011年）24-26頁]。

¹³ トクヴィルは、ジェファソンのことを、「デモクラシーがかつて生み出した、最も有力な使徒である」と高く評価している [DAI, 2:7, p. 300. [邦訳第1巻（下）164頁]]。

¹⁴ Seymour Drescher, *Dilemmas of Democracy, Tocqueville and Modernization* (Pittsburgh, University of Pittsburgh Press, 1968). [シーモア・ドレッシェャー『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳（荒地出版社、1970年）]。

的な業績をなしたものだといえよう。近年、トクヴィルの理論や思想の経済的要素に関する研究は活況を呈している。中でも、エリック・ケラシー¹⁵やマイケル・ドウロレット¹⁶、ポール・ラーエ¹⁷、そしてリチャード・スウェドバーグ¹⁸らの研究はトクヴィルの思想や理論自体を詳細かつ精緻に研究したものであり、本研究にあたって大いに参考としている。本研究に則していえば、これらの中でもスウェドバーグの研究は、トクヴィルとマックス・ウェーバー等の比較を通して、トクヴィルが「心の習慣」(habits of the hearts) という経済外的で内面的な要素を重視したことを指摘している点において注目に値する。¹⁹

以上のことを踏まえた上で、本研究が最終的に目指すものを示すとすれば、それは社会問題等を巡るトクヴィルの著作や言動、行動等を材料として、デモクラシーと資本主義の関係性すなわち政治と経済の関係性を解き明かし、そこにおける道徳性の意義について考察することにある。また、デモクラシーすなわち平等化と経済における産業化が同時並行で進んでいく中において、人々の心理にも変化が見られるようになる。そのような現象に対するトクヴィルの見解も、本研究の対象である。

本研究は、5章で構成されている。

第1章では、まずトクヴィルの理論の中核である彼のデモクラシー論について、「個人主義」(individualisme)と「物質主義」(matérialisme)という概念を元に考察する。次いで、貧困の要因として、トクヴィルが産業化だけでなく、それ以外の要素、特に土地財産の所有形態や欲求といった心理的要素に注目したことについて論じる。そして、産業化の影響によって、平等社会であるはずのデモクラシーに出現した不平等としての産業アリストクラシーについて考える。

第2章では、トクヴィルが実際に向き合った歴史的事象、すなわち七月王政、二月革命、ルイ＝ナポレオン政権の誕生について、彼のデモクラシー理論に基づいて論じていく。このうち、特に二月革命については、彼の理論の妥当性に疑問が生じかねない事象であり、特に注意を向けて考察を行う。つまり、本章の主たる研究対象は革命である。

第3章では、19世紀フランスにおける最大の問題のひとつであった、貧困に代表される社会問題について論じる。第1節においては、この当時に区別が明確になっていった2種類の貧困観、すなわち「個人的貧困」(pauvreté individuelle)と「社会的貧困」(paupérisme)について考える。この頃、産業化の進展に伴い、社会的貧困という概念が誕生するに至った経緯について述べる。第2節においては、前節の議論を踏まえた上で、トクヴィル自身の貧困観について論じる。ここで彼は貧困の主要な原因として、人間の「欲求」(désir)を挙げているため、その点に注目して彼の貧困観を明らかにしていく。

第4章では、19世紀前半のフランスにおける社会主義の状況とそれに対するトクヴィルの評価

¹⁵ Eric Keslassy, *Le Libéralisme de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme* (Paris, L'Harmattan, 2000).

¹⁶ Michael Drolet, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003).

¹⁷ Paul A. Rahe, *Soft Despotism, Democracy's Drift, Montesquieu, Rousseau, Tocqueville, and the Modern Prospect* (New Haven, Yale University Press, 2009).

¹⁸ Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton, Princeton University Press, 2009).

¹⁹ Swedberg, p. 278.

について考える。まず、トクヴィルが同根だと考えたフィジオクラットの思想と社会主義を比較しながらその共通性を浮き彫りにし、それに対するトクヴィルの批判を明らかにする。続いて、19世紀の前半から中頃にかけてのフランスにおいて最も有力であった社会主義思想であるサン＝シモンとサン＝シモン主義者たちの思想について、その活動の様子と共に示していく。そして、社会主義に対するトクヴィルの評価について考察する。結論的にいえば、トクヴィルは社会主義を批判しているが、それは彼のデモクラシー理論に基づくものである。よって、ここではデモクラシーと社会主義との関係を問うことになる。

最終章である第5章では、トクヴィルが構想した社会政策案について論究する。第1節では、この当時のフランスに存在した2つの主要な経済理論である「政治経済学」(économie politique)と「社会経済学」(économie sociale)について、相違点以上にそれらの共通点に注目して特徴を明らかにすると共に、それらとトクヴィルとの関係について考える。第2節では、宗教的な立場から社会改革を訴えていた自由主義カトリシズムについて、トクヴィル自身の宗教観と比較して考察を行う。そして第3節においては、トクヴィル自身が考えた社会政策構想について論究を行う。そこでは最初に慈善に対するトクヴィルの考えを解明した上で、彼が有効な社会政策と考えた貯蓄金庫について紹介する。また、トクヴィルは慈善事業を「公的慈善」(charité publique)と「私的慈善」(charité)に分け、前者を批判して後者を評価するが、後に彼は公的慈善の必要を説くようになる。そこでそれぞれに対するトクヴィルの評価について考えると共に、それらに対する彼の評価が変化した理由について考察する。

結論として、トクヴィルが政治的・社会的課題の解決においていかに道徳性というものを重視したのか論じると共に、その意義と問題点についても考えてみたい。

第1章 デモクラシーと経済

トクヴィルの思想を語る上で、絶対不可欠な概念はデモクラシーである。それは彼の思想における中心概念であり、政治理論はもとより、彼のあらゆる思想はこの概念を基本として構成されている。そして経済に関する議論も、デモクラシーとの関係の中で議論されることになる。

よって、本研究も、まずはトクヴィルにおけるデモクラシーと経済の関係性を考察することから始める。

トクヴィルのデモクラシー論は、デモクラシーの中で生きる人々の心理や内面に注目している点に大きな特徴がある。本研究では、その中でも特に「個人主義」と「物質主義」を取り上げたい。これらは相互に作用し合って、人々が経済的な価値基準を志向して経済活動へと邁進していく原動力となっている。つまり、トクヴィルがデモクラシーの特徴と考えた個人主義と物質主義は、相まって人々を経済活動へと誘^{いざな}う。いわば、これらはトクヴィルの理論において、デモクラシーと経済の結節点となっているのである。そこで第1節では、トクヴィルのデモクラシー論を個人主義と物質主義という点から論じる。また、その結果として招来される新たな専制形態としての「民主的専制」についても考えていく。

トクヴィルは、アメリカを材料として自身のデモクラシー理論を構築した。ところが、この当時のアメリカは急速な産業化以前の段階にあり、農業中心の社会であって、絶対的な貧困層も存在していなかった。この時のアメリカの産業・社会構造は、産業化が急速に進み、都市への人口流入が発生し、貧困に代表される社会問題が顕在化するようになったヨーロッパ、とりわけ産業化が進展していたイギリスやそれに続くフランスとは大きく異なっていた。とりわけ、土地財産の所有形態には著しい違いが見られた。要するに、アメリカ社会を材料としたトクヴィルのデモクラシー理論は、ヨーロッパの社会・経済問題を論じる際に十分な妥当性を有するものであるのかという疑問が生じることになる。第2節では、その点について整理したい。

トクヴィルにおいて、デモクラシーは平等ないし平等化を意味しており、彼はこれを不可避的で全社会的な現象として理解した。ところが、貧困という不平等が現実には発生してしまっている。トクヴィルが取り組まなければならなかったのはデモクラシーという名の平等社会における

不平等であり、この矛盾した現象の意味を解読し、それに対する対応することであった。それに関するトクヴィルの考えがわかるのが、急速な産業化と産業領域に出現しつつあった新種のアリストクラシー的支配形態に対する彼の見解である。そこで第3節ではこの産業アリストクラシーについて論じることを通して、トクヴィルのデモクラシー理論と彼の社会問題に対する考えとの間にある関連性および疎隔について考える。

第1節 デモクラシーと民主的専制

トクヴィルによれば、彼の生きた時代は「デモクラシー」(démocratie)の時代であった。より正確に言えば、デモクラシーというものが多くの人の目に見える形で進行し、否が応でもそれを意識せざるを得ない時代であった。トクヴィルはデモクラシーを普遍的現象と理解しているが、彼がまず注目したのはアメリカであった。¹

トクヴィルは、1831年4月2日、親友でもあり、裁判所の同僚でもあったギュスターヴ・ド・ボーモン Gustave de Beaumont (1802-1866) と共にアメリカ視察に向かう。約9ヶ月のアメリカ旅行を経て、彼らはアメリカ視察の公の目的であったアメリカの刑務所制度に関する報告書『アメリカ合衆国の刑務所制度とフランスへの適用に関する報告』*Le system pénitentiaire aux États-Unis et son application en France* (1833) を発表した。その後、トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』*De la démocratie en Amérique* (第1巻)の執筆に本格的に取り組み、それは1835年1月23日に出版される。

合衆国滞在中、私の注意を引いた目新しいものの中でも、境遇の平等ほど私の目を驚かせたものはなかった。²

『アメリカのデモクラシー』の第1巻の冒頭に記されたこの一節ほど、彼のデモクラシー観を簡

¹ アメリカに対するトクヴィルの関心は、かなり以前から存在していた。少年時代の彼は、フランス革命から逃れるためにアメリカにやって来たフランス貴族夫妻がオナイダ湖に浮かぶ孤島に暮らす『オナイダ湖への旅』*Voyage au Lac Oneida* という小説をよく読んでいた [Huge Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006), p. 136]。それ以上に、アメリカに対するトクヴィルの関心をかき立てた存在として、フランソワ＝ルネ・ド・シャトーブリアン François-René de Chateaubriand (1768-1848) が挙げられる。フランス・ロマン主義を代表するこの文学者は、トクヴィルの母方の親戚に当たる。シャトーブリアンは1791年に渡米し、その時の経験をもとに小説『ルネ』*Réne* (1802) を著す。高山裕二は、トクヴィルのアメリカ旅行には、シャトーブリアンの足跡をたどる、「自分探しの逃避行、社会を逃れた自己への旅」という性格があったと論じている [高山裕二『トクヴィルの憂鬱 フランス・ロマン主義と〈世代〉の誕生』(白水社、2012年) 69頁]。この高山の見解に対して、松本礼二は、トクヴィルがアメリカの辺境で見出したものはシャトーブリアンが感じ取ったようなアメリカの原始性や自然人の徳性などではなく、開拓時代が本格的に始まった「19世紀アメリカの現実」「コモンマンのアメリカの近未来」だったと述べている [松本礼二『「トクヴィルの憂鬱」の憂鬱』(『思想』第1077号、2014年) 95頁]。

² *DAI*, Introduction, p. 3. [邦訳第1巻(上) 9頁]。

潔かつ的確に表現したものはない。一般にデモクラシーは統治形態や政治体制を指す言葉であり、トクヴィルの定義もそれを含んでいる。しかし、彼のデモクラシー観はその範疇にとどまらず、狭義の政治論や政体論を超越していく。³トクヴィルにとって、デモクラシーとは政治や経済、社会、そして文化といったあらゆる場面における平等とそれへと向かう流れ（平等化）、つまり「境遇の平等」（*égalité des conditions*）を意味するものであった。⁴

トクヴィルは「境遇の平等が生み出す、第一の、そして最も熱烈な情熱とは、この平等そのものへの愛である」⁵と述べている。トクヴィルが人々の平等志向を「愛」（*amour*）という非理性的衝動を表す語で表現したのは、彼がデモクラシーを人間の意識や意図とは無関係に進展していくものであると考えていたことを意味している。人々の平等志向が愛という本能に駆られたものだとすれば、当人の考えとは無関係に、あらゆる人のあらゆる行動が平等化の流れを形成していることを意味する。つまり、人間の歴史とは、デモクラシーの歴史なのである。歴史的必然としてのデモクラシーを、トクヴィルは次のように表現している。

したがって、境遇の平等の漸進的発展は、神の御業^{みわざ}である。そしてそこには、神の持つ主要な特徴が存在している。つまり、それは普遍的かつ永続的であり、日を追うごとに人間の力が及ばないものになっている。すべての出来事、すべての人々がその進展に貢献しているのである。⁶

人間の歴史自体が平等化の歴史であるとすれば、デモクラシーは空間的・時間的な限界を超越した普遍性と一般性を帯びることになる。⁷ここでトクヴィルは、デモクラシーすなわち境遇の平等の進展を、「神の御業」（*un fait providentiel*）と表現している。<<providence>>という語は神の摂

³ 古代よりデモクラシーという概念は存在したが、概してそれには「悪しき多数政」といった類いの定義が与えられてきた。そして社会における多数派は貧者であることが多いため、デモクラシーは貧者支配も意味していた。たとえば、プラトンはデモクラシーについて「貧しい人々が闘いに勝って、相手方の人々のうちのある者は殺し、あるものは追放し、そして残りの人々を平等に国制と支配に参与させるようになったとき、民主制というものが生まれるのだ」[プラトン『国家』(上) 藤沢令夫訳(岩波文庫、1979年) 203頁]と記している。プラトンのデモクラシー定義は貧しさという社会的要素を含んではいるが、基本的には政体論の範囲にとどまるものである。それと比較すると、トクヴィルのデモクラシー論はより広範であり、明確かつ意識的に社会的要素を組み込んだものといえる。

⁴ トクヴィルの政治思想の根本概念である<<*égalité des conditions*>>の訳語としては「諸条件の平等」が久しく一般的であったが、松本礼二の訳による岩波文庫版では「境遇の平等」という訳語が採用されている。平等の定義には様々なものがあるが、よく知られたものとしては「機会」(*opportunity*)の平等と「結果」(*result*)の平等に分類する定義がある。これに則した場合、「諸条件の平等」という訳語表現では、<<*égalité des conditions*>>が「機会」の平等と同義と誤解される恐れがある。詳細は本研究内で述べていくが、トクヴィルによるデモクラシーの定義はより広範なものであり、たとえば「機会」の平等と「結果」の平等という定義に基づけばそのいずれも包含しうるものである。そのため、<<*égalité des conditions*>>の訳語としては、誤解を生じやすい「諸条件の平等」よりも「境遇の平等」の方が適切だと判断されるため、本研究でもこの訳語を採用する。

⁵ *DAI*, 2:1, p. 607. [邦訳第2巻(上) 167頁]。

⁶ *DAI*, Introduction, p. 7. [邦訳第1巻(上) 14頁]。

⁷ *DAI*, Introduction, p. 15. [邦訳第1巻(上) 27-28頁]。

理を示しており、頭文字が大文字になると神 (Dieu) 自体をも意味する。これは当時のフランスにおいては、宗教的であると共にきわめて政治的な語であった。たとえば、1814年憲章ではその冒頭において、王政復古が「神の摂理」(La divine Providence) によるものであると宣明されている。だが、トクヴィルとの関連を考えるならば、フランソワ・ギゾー François Pierre Guillaume Guizot (1787-1874) とジョゼフ・ド・メーストル Joseph Marie de Maistre (1753-1821) の見解に注目すべきであろう。ギゾーはヨーロッパ文明の発展が神 (la Providence) の計画に従い、神 (Dieu) の道に沿って歩いて来たものだと考え、それをヨーロッパ文明の優位性の根拠とした。⁸ギゾーはそれがたとえ悲劇的なものであったとしても、あらゆる歴史的事象の中に神意 (摂理) の介在を認めており、彼はそれらの事象の個別性を容認すると同時に様々な事象の一般的法則化 (generalization) をも志向していた。⁹ギゾーはもちろん神政国家への志向性など有していなかったが、ジュネーヴ生まれのカルヴァン派であり、生涯にわたって宗教に対する敬虔な態度を失わなかった彼にとって、<<providence>>は自身の歴史観の理論的正当性を保証するものであった。他方、メーストルは、政治的現象において人間は主体的ではなく、「神の道具」として自らの意志とは異なる方向へと導かれていくという秩序観を有していた。そしてそれは、神によって創造されたこの世界に悪が存在する理由を問う神義論との関連で論じられていた。¹⁰メーストルとトクヴィルを比較した場合、メーストルは君主政こそ摂理にかなった政治体制であると考えたのに対して、トクヴィルは摂理に合致しているのはデモクラシーであり、神意を根拠にこれを肯定している。すなわち、メーストルとトクヴィルは同じ<<providence>>という概念を利用しながら、政治体制に関して正反対の見解を有していることになる。¹¹ギゾー、メーストル、そしてトクヴィルの個々の見解の妥当性はともかく、彼らのいずれも自身の考えに対する最高度の理論的根拠として<<providence>>という概念を援用していることに違いはない。当時のフランスにおいてはいまだに否定的な意味合いを伴っていたデモクラシーという語に対して積極的な性格を与えようとしていたトクヴィルにとって、<<providence>>はその目的に最も適した概念であった。¹²トク

⁸ フランソワ・ギゾー『ヨーロッパ文明史 ローマ帝国の崩壊よりフランス革命にいたる』安土正夫訳 (みすず書房、2006年) 28頁。パリ大学 (法律学専攻) を卒業したトクヴィルは、1827年よりヴェルサイユ裁判所の判事を務めていた。この時、トクヴィルと同僚ボーモンは週に1度は食事を取りながらギゾーの著作について学び、毎週土曜日にはヴェルサイユからパリまで出向いてその講座を聴講していた [Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006), p. 105 / p. 115.]。

⁹ 田中治男『フランス自由主義の生成と展開 十九世紀フランス政治思想研究』(東京大学出版会、1970年) 88頁。

¹⁰ 川上洋平『ジョゼフ・ド・メーストルの思想世界 革命・戦争・主権に対するメタポリティークの実践の軌跡』(創文社、2013年) 16頁。

¹¹ 川上は、トクヴィルが<<providence>>という語を用いた意図は、メーストルのような先鋭的なデモクラシー反対論者がこの概念を中心にして持論を展開したことを逆用することにあつたとしている [川上、前掲書、45頁]。

¹² ヨーロッパと比較するとアメリカでは比較的早い時期からデモクラシーという言葉の印象が肯定的なものへと変化したが、それはトクヴィルがアメリカを訪問した1830年代のことであつた [斎藤真『アメリカとは何か』(平凡社ライブラリー、1995年) 21-22頁]。その点を考慮すると、1835年のフランスにおいてデモクラシーという語を題名に含んだ著作を発表したのは挑発的なことだつた。

ヴィルは平等化の始点として、ローマ帝国とそれによるキリスト教の受容、そしてその後の帝国崩壊にまでさかのぼる。¹³かつてのローマにおける皇帝の権威はあまりにも高く大きかったため、それは神に^{なぞら}準えられ、皇帝以外の人々の平等性が彼らの内面にすり込まれていった。¹⁴そこに絶対的な唯一神を信仰し、人間の平等を説くキリスト教が流入することになるわけだが、そこでは平等自体が人間の有限性とあらゆる人間に対する神の分け隔てない愛に由来する規範とされる。¹⁵無限にして全能である神は、有限である人間とは明確に区別される。神という存在を意識した時、人間の間における優劣などは些少であり、人類は事実上平準化される。そして最高の存在である神がすべての人間に対して平等である以上、被造物に過ぎない人間の間で不平等が肯定されるわけがない。つまり、帝政ローマでの宗教的経験と政治的経験を通して、唯一性と普遍性と平等性が一体となつての人々の意識の中に植え付けられたのである。その結果、人々の間には「同じ法に服従していた。各人は皇帝の威光と比べるときわめてひ弱で小さく、君主と比較するようなことがあれば各人は誰もが平等である」という認識が広まっていくが、トクヴィルによればこの過程は「神の摂理」(la Providence)によって用意されたものであり、ローマ帝国崩壊後も人々の内面に記憶され続けた。¹⁶平等という概念には、元々神に由来する規範的性格があった。そしてトクヴィルは、神の摂理に基づく文明発達の歴史の中に平等化を位置づけることで、デモクラシーを理論的に肯定した。これによって、平等は不可避的かつ普遍的、そして受容すべき事実として位置づけられたのである。¹⁷

その一方で、トクヴィルは同時に平等に起因する危険性についても再三にわたって訴えている。ただ、ここで注意が必要なことは、彼が平等や平等化自体を否定しているわけではないことである。トクヴィルが警戒の念を抱いたのは平等そのものではなく、平等によってもたらされるもの、特に平等が人々の内面に及ぼす負の作用であった。

デモクラシーに対する懸念としては、それによる同質的人間像の蔓延が挙げられる。¹⁸そこでは良かれ悪しかれ各人の価値は等しくなることに加えて、階級社会においては階級が与えてくれ

¹³ *DAII*, 1:5, pp. 534-535. [邦訳第2巻(上) 51頁]。

¹⁴ ローマ皇帝が複数有していた称号のひとつに<<Pontifex Maximus>>というものがあつたが、これは「最高神官」を意味する。後にこの称号はローマ教皇の称号になり、現在にまで至っている。

¹⁵ たとえば、「主人たち、同じように奴隷を扱いなさい。彼らを脅すのはやめなさい。あなたがたも知っているとおりに、彼らにもあなたがたにも同じ主人が天におられ、人を分け隔てなさらないのです」[「エフェソの信徒への手紙」第6章第9節]。

¹⁶ *DAII*, 1:5, pp. 534-535. [邦訳第2巻(上) 51頁]。

¹⁷ マリナス・オッセヴァルドは、トクヴィルがアリストクラシーからデモクラシーへの移行と古代異教からキリスト教への転向とを重ねて見ていたと考えている [M.R.R. Ossewaarde, *Tocqueville's Moral and Political Thought, New Liberalism* (London, Routledge, 2004), p. 118]。このような解釈は極端なようにも思えるが、歴史的営為は摂理に基づくという歴史観に立てば、デモクラシーへの移行とキリスト教への転向を同一の尺度で評価し、それらに等しい価値を見出すこと自体にさほど不自然さはないように思われる。むしろトクヴィルが西洋社会に決定的影響を与えたキリスト教化と等しくデモクラシー化を評価していたということは、彼の思索におけるデモクラシーという現象の大きさを物語っているように思われる。

¹⁸ *DAII*, 1:17, p.585. [邦訳第2巻(上) 131頁]。

た各人の属性もデモクラシーでは失われる。つまり、デモクラシーにおいて各個人は同質化し、他者は当人の鏡像のようになり、他者との関係構築の必要性を低下させる。さらに同質性が人間としての条件となることによって、人々は異質な考えを持つ人物を等価値の人間として認めることを拒むようになり、真の他者を許容することが不可能になる。トクヴィルの見るところ、同質的人間像の浸透はデモクラシーの先進国であるアメリカにおいてその姿をより露骨に姿を現しており、彼はこの国について「概して、アメリカよりも精神の独立と真の議論の自由が存在しない国を、私は知らない」¹⁹と記している。

トクヴィルの懸念は、人々の精神に与えるデモクラシーの影響に向けられている。それも特定の権力者や支配体制による思想統制といった外的要因ではなく、デモクラシーがその作用によって人々の精神を弛緩させ、主体性を失わせることへの懸念である。同質的人間像の浸透のため、アメリカ社会の思想的同調圧力はきわめて強力である。ここで明確に危険な存在として意識されているのが多数者の存在である。

アメリカでは、多数者が思想の周囲に恐ろしい枠を設けている。この制限の内側であれば文筆家は自由でいられるが、もしそこから思い切って出ていくようなことがあれば、彼にとって不幸なことが待ち受けている。火刑を危惧する必要はないが、彼はあらゆる種類の嫌悪の的となり、日々の迫害の標的となる。政治への道は閉ざされる。彼は、その道を切り拓くことのできる唯一の権力に背いたのである。誰からも彼は拒絶され、栄光を極めることはできない。意見を表明する前までは、彼も自分を支持してくれる人がいると信じていた。しかし、世間に対して考えを明らかにした今、そのような人々もはや存在しない。というのも、彼を非難する人々は声高に叫び、彼と同じような考えの人には勇気がなく、黙り込んでしまい、そして彼のもとから離れていくからである。彼は譲歩することになり、ついには日々の苦難の前に屈服する。そして正しいことを口にしたことを後悔するかのように、沈黙へと帰っていく。²⁰

多数者は具体的な強制力を用いるというよりも、意図の有無にかかわらず精神的に少数者を追い詰めていく。少数者は批判を浴びることはあっても、殲滅させられることはなく、批判に耐えかねて自ら屈従と沈黙を選ぶのである。この傾向が拡大することで、社会全体の同調圧力もますます強大化していく。そしてこのことは支配者の採用する統治方法も変質させていく。かつての統治者たちは支配にあたって暴力を具体的に行使したが、デモクラシーにおける統治では「肉体を放置し、魂に直進する」²¹手法が用いられる。支配や統治の対象となるのはいまや人々の肉体ではなく、精神である。

そして精神の支配は多数者という存在を媒介にすることによって行われる。ジェームズ・シュ

¹⁹ *DAI*, 2:7, p. 292. [邦訳第1巻(下)153頁]。

²⁰ *DAI*, 2:7, p. 293. [邦訳第1巻(下)154頁]。

²¹ *DAI*, 2:7, p. 293. [邦訳第1巻(下)154-155頁]。

ライファーは、トクヴィルにおける多数者の概念が抽象的かつ唯一的で本質としては固定的なものであり、また明白かつ一時的な利益ではなく、社会的合意や世論についての基本的態度に関するものであると記している。その上で彼は、トクヴィルにおける多数者を、道徳に関して人々に指令を発する権威・権力であると定義している。²² いわば、デモクラシーというものは人々の精神を通した多数者支配である。

これらのことに加えて、トクヴィルがデモクラシー社会における人々の心性の特徴として考えたものが、彼らの「一般観念」(idées générales) 志向である。デモクラシーにおける個々の人間は孤立しているが、それにもかかわらず全体としては共通の方向へと進んでいく動因として、トクヴィルは一般観念の存在に注目する。²³ トクヴィルは一般観念それ自体を否定してはいない。トクヴィルはそれを、丹念に知性を働かせた結果として導出されるものと短期間で安易に導き出されたものに分けている。²⁴ 彼は人間の知性の増進に貢献する可能性があるとして前者を認めているが、後者については批判の俎上に載せている。流動的で活動的なデモクラシー社会では、人々は好奇心に満ちているが、時間的余裕はない。また、彼らは激しい割には軟弱な野心の持ち主で、大成功を収めたいと望んでいる割には努力は免れたいと望んでいる。そのような人々が安易で簡便な一般観念に飛びつく。要するに、トクヴィルは、一般観念の受容によってもたらされるデモクラシー社会とそこに生きる人々の知的・精神的退廃を批判しているのである。ここでもトクヴィルの意識はデモクラシーの政治自体ではなく、精神的作用に向けられていることがわかる。²⁵

単純な一般観念を好む人々は複雑な体系を嫌い、唯一のモデルに近づき、そして唯一の権力による統治を望むようになり、「画一的立法」(législation uniforme) を希求するようになる。²⁶ 平等社会である以上、人々が法に対しても画一性を求めることは当然であり、それが徹底されることはデモクラシーの深度が増したと評価することも可能だが、画一的立法の要求が知的・精神的怠惰に基づいている以上、トクヴィルはそれに対して警戒を抱かざるを得なかった。その結果、いわば個人の消滅でも呼ぶべき事態が生じることになる。トクヴィルはいう。「ひとつの国民にお

²² James T. Schleifer, *The Making of Tocqueville's Democracy in America, Second Edition* (Indianapolis, Liberty Fund, 2000), pp. 270-271. シュライファーによると、トクヴィルも影響を受けた『ザ・フェデラリスト』の著者であり、アメリカ合衆国第4代大統領であるジェームズ・マディソンは、一時的で流動的、そして多元的な存在として多数者を理解していた。

²³ *DAII*, 1:3, p. 526. [邦訳第2巻(上) 37頁]。

²⁴ *DAII*, 1:3, pp. 526-527. [邦訳第2巻(上) 39-40頁]。

²⁵ マックス・ホルクハイマーとテオドール・アドルノによれば、啓蒙が採用した手法が抽象化であり、そして自然の一切を反復可能なものとする抽象性の支配と、産業のために支配が自然における一切を整備する状況の下では、あらゆるものが水平化され、解放されたはずの人々が、結局はヘーゲルが指摘した「群」^{トルップ}になってしまうと述べている [ホルクハイマー／アドルノ『啓蒙の弁証法 哲学的断層』徳永恂訳(岩波文庫、2007年) 39頁]。本研究ではホルクハイマーやアドルノに与えたトクヴィルの思想的影響まで取り扱うことはできないが、水平化＝平等化が人々の解放と凝集化という相反する作用をもたらすという所見はトクヴィルと類似している。ただ、人々の凝集化した状態について、ホルクハイマーとアドルノが<<Trupp>>という語を用いているのに対して、トクヴィルは<<masse>>を用いている。これらの語は人間が寄り集まった状態を指している点では共通しているが、意味合いには若干の相違がある。

²⁶ *DAII*, 4:2, p. 808. [邦訳第2巻(下) 214-215頁]。

いてその境遇が平等になっていくにつれて、個人の姿はより小さく、社会はより大きく見えるようになる。というよりも、それぞれの市民はその他すべての市民と同じような姿になり、大衆の中へと消えていく。そしてはや人民という巨大で壮大な印象しか、見えなくなるのである。²⁷

デモクラシーは平等化を通して、個人という存在を解放したはずであった。ところが、デモクラシーが進むにつれて、個人は新たに「人民」(peuple)に糾合されていく。トクヴィルはこの「人民」と「社会」(société)を重ねて理解し、特定の個人が特定の権利を有するというアリストクラシー的権利観が失われて、社会のみが全能(toutpuissant)で唯一の権利を持つようになると指摘する。つまり、デモクラシーは平等化を通して個人の解放と共に糾合をもたらし、そしてトクヴィルはその集合体として単一的な社会を想定したのであった。

デモクラシーにおいて、人々の内面と社会にこのような変化をもたらしたものは「個人主義」(individualisme)であった。トクヴィルは「利己主義」(égoïsme)と比較しながら、個人主義の問題点を指摘する。

「個人主義」は、新しい思想が生んだ新しい言葉である。私たちの祖先は、利己主義という言葉しか知らなかった。

利己主義は自分自身に対する熱烈で度を越した愛情である。それによって人々は自分中心に考えるようになり、何よりも自分だけを選び好みするようになる。

個人主義は思慮深く、穏やかな感情である。個人主義は、市民のそれぞれを、同胞たちから離れ、家族や友人たちと共に社会の片隅に引きこもりたいという気分させる。その結果として、市民は自分の流儀で小さな社会を作ると、大きな社会のことを自分から捨ててしまう。

利己主義は盲目的な本能から生じ、個人主義は異常な感情というよりも誤った感情から生まれる。個人主義の源は、心の悪徳と同じく知性の欠陥の中に見出される。

利己主義はあらゆる徳の萌芽を枯らす。個人主義は当初は公共の徳の源泉を枯渇させるだけに過ぎない。しかし、それは長期的にはその他すべての徳を攻撃して破壊し、最終的には利己主義の中に取り込まれてしまう。

利己主義は世界のはじまりと同時に生まれた古い悪徳である。これはある形の社会の方がその他の社会においてよりも多く見られるといったものではない。

個人主義はデモクラシー的な起源に由来するものである。それは人々の境遇が平等になっていくにつれて、拡大していく恐れがあるものである。²⁸

トクヴィルの個人主義批判の根底には道徳性や公共性に対するこだわりがあり、それは他者の存在に対する意識と密接に関連している。トクヴィルの中には、徳や公共性は他者との関係の上

²⁷ *DAII*, 4:2, p. 809. [邦訳第2巻(下)215頁]。

²⁸ *DAII*, 2:2, p. 612. [邦訳第2巻(上)175-176頁]。

に成立するものであるという認識があった。²⁹ トクヴィルにおける規範は、聖的なものを意識しつつもすぐれて世俗的であり、最終的に市民社会という世俗に帰着する。彼にとって徳とは他者との間主観的關係の中で初めて生まれ得るものであり、個人主義の浸透は徳が涵養される前提条件の喪失を意味するものであるがゆえに何よりも警戒されるべきであった。

個人主義という語は 1820 年にメーストルが最初に使用したといわれており、1820 年代の中葉以降はサン＝シモン主義者もこれを多用するようになる。³⁰ スティーヴン・ルークスによれば、個人主義がメーストルの思想とサン＝シモン主義という正反対の思想の双方から批判されたのは、個人を重視した 18 世紀思想に対する批判を両者とも内包していたためであった。19 世紀のフランスにおいて個人主義は悪徳として、また社会的結合に対する脅威として認識されており、それは革命期の立法や中間団体の排除、その結果としての中央集権化の原因と考えられた。³¹ そして 19 世紀のフランス思想は、後にエミール・デュルケム Émile Durkheim (1858-1917) が「アノミー」(anomie) と「エゴイズム」(egoism) という 2 つの概念によって識別した事象、具体的には個人の社会的・道徳的・政治的孤立、社会的な目的や規制からの個人の離脱、そして社会的連帯の崩壊といった事態を、個人主義という言葉によって表現したのであった。すなわち、19 世紀前半のフランスでは社会崩壊と社会的紐帯の切断という問題がすでに認識されており、それ以前の啓蒙と革命の時代にもはやされた個人という概念に対する批判的検証が行われるようになっていたということである。トクヴィルのように、道徳性や公共性は他者に関する意識や間主観的な人間関係において育まれるという立場に立てば、個人主義は社会の問題である以上に、規範や倫理上の懸念として認識されることになる。ここにおいても、トクヴィルによるデモクラシー論の道徳性志向は明白である。

デモクラシーはその最大の特質である平等化によって既存の秩序体系を破壊し、それまで人々を拘束すると同時に擁壁にもなっていた階級や中間団体等を消滅させた。人間はむき出しの個人として放り出され、次第に自分自身や周囲のごく小さな人間関係の中に引きこもるようになる。それと同時に人々は自らの脆弱さを痛感して互いに寄せ集まるようになり、大きな「塊」(masse) すなわち「大衆」(masse) を形成する。従来の秩序体系が消失してしまった状況下で価値判断や意志決定の基準となるのは、大衆の中において多くの支持を受けているかどうか、もしくは大勢からの批判や反発を買っていないかということ、言い換えれば多数者の意志にどれだけ合致して

²⁹ トクヴィルは、親戚であり親しい友人でもあったルイ・ド・ケルゴルレ Louis Gabriel César de Kergorlay (1804-1840) に送った書簡の中で、トマス・ア・ケンピスの『キリストにならいて』がこの当時関心を集めていたことに懸念を示している。トクヴィルは「この手の本の著者が教えるままにしていると、このような本の読書を心の糧に生きている人は、わずかな私的な徳を得るために、公的な徳を形成するあらゆるものを失うことになるだろう」と記している [OC, XIII-2 [Correspondance d'Alexis de Tocqueville et de Louis de Kergorlay (À Kergorlay, 4 août 1857)], p. 328]。ここには、どれほど宗教的に敬虔な生活を送っていたとしても、それは市民社会における徳にはなり得ないという彼の考えが示されている。

³⁰ S. M. ルークス『個人主義』間宏監訳 (御茶の水書房、1981 年) 4-10 頁。

³¹ ルークス、前掲書、16-17 頁。

いるかということである。これに現実に根ざしていない一般観念への強い志向性も加わる。人々は自らも属している「塊」という多数の理屈に合わない存在を排すると共に、自身も少数派に転落して排斥の対象とならないようにその理屈に隷属するようになる。トクヴィルは、大衆という多数者によって生み出される画一的な統制状態を「多数者の暴政」(tyrannie de la majorité)³²と呼んだ。

また、トクヴィルのデモクラシー像を語る際に平等化などと共に注目しなければならないことは、デモクラシーが持つ排他性もしくは同一性、そしてデモクラシーにおいて打ち立てられる(もしくは成立してしまう)社会体制の性格としての全能性である。多数者支配は平等によって確立されるわけだが、それだけで完全に基礎を固めることができるわけではない。これを支えるのが大衆の翼賛であり、それは彼らにとって異質な存在を排斥し純化することを通して実現される。その前提になったのが近代に入って析出された個人という存在であり、概念であった。たとえば、丸山眞男はそれを「彼の現実性そのものが窮極の根拠でありそれ以上の価値的遡及を許さざる如き人格」³³と評し、これを近代社会の基礎と考えた。絶対君主ですら聖職者の聖別(Consecration)という儀式を経なければ正統性を認められなかったことからわかるように、かつて人間や社会、そして政治は宗教等の規範や伝統等の拘束を受けていた。そのため、君主が宗教的規範や伝統から逸脱・背反して恣意的に振る舞った場合、それは分をわきまえない非道の行為と断じられて、その君主は僭主(tyrant)と見なされた。つまり、伝統社会では“絶対”君主でさえ、一定の制限を課されていたことになる。しかし、丸山がいうように、近代に入ると個人は政治・社会理論上において一切の外部的拘束から自由な「窮極の根拠」という絶対的存在として措定される。丸山はこれを肯定的に理解して伝統社会に対する近代社会の優位を主張したわけだが、トクヴィルの場合は丸山とは異なり、個人の絶対性が確立されることの中に危険性を見出した。というのも、平等性および多数性という特質を備えたデモクラシーと、外部的価値規範の遡及を免れる完全無拘束の人間という観念が結びついた時、そこに成立する社会状況や体制はそれまで類を見ないほど強力な全能的性格を有することになるからである。キリスト教圏では人間と神との間には明確な境界が引かれ、人間に対する神の全能(omnipotence)に起因する隔絶が神の聖性を保障している。よって、人間が神のように絶対的かつ完全で全能な存在として振る舞うことは、不正義であり、罪である。そのため、トクヴィルも人間によって全能の力が行使されることを「それ自体悪しく、危険なもの」と考え、「何でも行える権利と権能を何らかの権力に対して授けられたのを目にした時、そしてそれが人民と呼ばれようと王と呼ばれようと、またデモクラシーと呼ばれようとアリストクラシーと呼ばれようと、それを行使されるのが王政であろうと共和制であろうと私から見ればそれは暴政の萌芽であり、私は別の法の下で生きようとする事だろう」³⁴と述べて、統治権力の全能性を完全に否定した。

³² *DAI*, 2:7, pp. 287-291. [邦訳第1巻(下)146-150頁]。

³³ 丸山眞男『日本政治思想史研究(新装版)』(東京大学出版会、1983年)238頁。

³⁴ *DAI*, 2:7, p. 289. [邦訳第1巻(下)149頁]。

ところが、産業化や市場経済化の進展によって社会的摩擦がひき起こされることによって、人々は国家や政府の統治に対して全能性を要求するようになる。トクヴィルはその全能的支配を、「専制」(tyrannie)と呼んでいる。

トクヴィルの著作には、<<tyrannie>>と<<despotisme>>という2つの語が登場する。これらの概念について、松本礼二は政治概念の研究で知られるメルヴィン・リクター等の業績を踏まえて次のように整理している。³⁵<<tyrannie>>にしる、<<despotisme>>にしる、これらの語はいずれも悪しき政体を指しているが、その起源である古代ギリシアから18世紀頃までは明確に区別されて用いられてきた。<<tyrannie>>は「僭主政」という訳語の存在からもわかるように正統性の欠如した支配を意味しており、権力行使の様態は問題とされていなかった。この語は、本来は治者と被治者を共通して拘束する規範が存在し、支配は被治者の同意の上に成立しなければならないという政治文化を前提として、それに対する例外状況における逸脱的支配を示していた。<<tyrannie>>が西洋政治文化内部における逸脱状態であるのに対して、<<despotisme>>はその外部の異質な世界における正常な政治体制を意味する語であり、たとえば東洋の政治体制を指して用いられた。このうち、西洋政治思想において自由に対する脅威として警戒されてきたのは<<tyrannie>>であったが、その状況を一変させたのが絶対王政であった。それまでのヨーロッパ政治史上において存在してこなかった絶対王政という政治体制の成立は、非西洋的な専制がヨーロッパの政治的伝統を内部から侵食していることを意識させるものであった。そしてアメリカとフランスにおける2つの革命がこの傾向に新たな意味を与える。つまり、専制という異常事態からの軌道修正が目的であったとしても、その過程に民衆の暴力が介在し、さらに王政打倒や共和制の導入までが射程に収められるようになると、今度は革命によって成立した体制の中に新種の<<tyrannie>>と<<despotisme>>の危険が見出されるようになる。18世紀にはこれらの概念の融合が進み、トクヴィルもそれらをほぼ互換的に使用している。しかし、特に『アメリカのデモクラシー』の第2巻の末尾ではまったく新しい種類の専制がデモクラシーに到来することが述べられており、トクヴィルが西洋政治思想史上におけるその新奇性を伝えるために、そこではあえて<<despotisme>>という語を統一的に使用していることに注意すべきだと、松本は述べている。

松本による整理からもわかるように、トクヴィルの専制観には従来のそれと異なる点がある。上記に加えて本稿において指摘したい点は、従来の専制の主体が君主をはじめとする、被治者とは区別される特定の権力者であったのに対して、トクヴィルが問題視している新たな専制の主体は被支配者である人々自身だということである。要するに、デモクラシーでは治者と被治者が一致しているため、人々自らが専制の主体となり、自らが専制の対象となっているのである。だからこそ、その専制は被治者を抑圧すると共に、被治者の要求に応える体制という性格を有することになる。

専制に対するトクヴィルの懸念が特に強まっていったのは1840年代以降であった。この頃の

³⁵ 松本礼二『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』(東京大学出版会、1991年)47-55頁。

フランスはフランス革命以来の激動が終わってようやく社会・政治的安定が訪れた時代であり、イギリスから大幅に遅れながらも急激な産業化と経済成長を遂げた時代であった。³⁶そして次第に、国家権力の強大化が進み、中央集権が確立されていった。アンシャン・レジーム期までは、貴族や地域共同体、同業組合、特権会社、大学等の中間権力 (pouvoirs intermédiaires) の存在が、王権の認可によって成立した団体でありながらも、同時に王権を牽制する存在にもなっていた。そのため、アンシャン・レジームでは社会上および政治制度上の多元主義が王権のあり方を定義づけていたといえることができる。³⁷ところが、デモクラシーによってそれらが存立基盤を喪失すると、社会には一般の人々と統治権力のみしか存在しない状態となる。その上、その一般の人々の内実は原子化された個人の集まりに過ぎない。そのような中で個人の手に負えない事態が発生した場合、対処できるのは中央権力、すなわち国家だけである。この状況について、トクヴィルは「中央権力と個人の間にはもはや広大で空虚な空間」しか存在しておらず、そのため中央権力は「社会機構の唯一の原動力のように、政治生活の唯一かつ必要不可欠な動因であるかのように各個人の目には映っていた」と述べている。³⁸治者と被治者が一致するデモクラシーにおいて、治者の権限強化は人々の利益増進に資する条件となる。人々は自らの即物的利益の確保と増大を意図して中央権力の強大化を希求するようになる。その結果、「民主的専制」(despotisme démocratique) が成立することになる。

これらの人々の上に、巨大な後見的権力が聳え立っている。この権力は彼らの享楽を保障し、その暮らしの面倒を見る役割を単独で担っている。それは絶対的で細かく、規律正しくて用意周到、そして穏和である。もしその目的が人々を成人させることであったなら、それは父権と似ているといえるだろう。だが、それとは反対に、この権力は最終的に人々を子どものままに押しとどめておこうとする。市民が楽しむことを考えているだけであれば、権力は彼らがそうすること良しとする。この権力は彼らの幸福のために自発的に働くが、その唯一の代理人、単独の審判者でありたいとも望んでいる。それは市民の安全を守り、彼らの求めるものを事前に見抜いて、確実に提供する。人々が娯楽を楽しむことを容易にする。主要な業務を指揮し、産業を営む。相続を規制し、相続財産の分割を行う。そのような権力が、考えることの苦勞と生きるための痛みを取り除くことができないなどということがあるだろうか。

³⁶ ただ、モーリス・レヴィールボワイエは、19世紀前半のフランスにおける経済成長を「産業革命」と評することに反対している [モーリス・レヴィールボワイエ『市場の創出 現代フランス経済史』中山裕史訳 (日本経済評論社、2003年) 9-10頁]。彼は、フランス経済に対してこの用語を使用することを誤用だと考えている。イギリスにはオランダ資本がロンドンに移転したことを主因として、産業が急速に発展したという事実が存在するが、フランスにおいては「革命」という言葉が示すような急激な変化は見られなかった。フランスにおいて見られたのは、第一にイギリス技術の導入、第二にバーゼル資本による若干の工業地域の創設を特徴とする漸進的な発展のみであった。

³⁷ Lucien Jaume, "Le citoyen sans les corps intermédiaires, discours de la Chapelier," *Les cahiers du CEVIPOF*, N° 39 (2005), 38.

³⁸ *AR*, 2:6, p. 109. [邦訳 198頁]。

それらを通して、この権力は日々、自由意志を行使することの有効性を失わせ、稀なものにする。それは意志の行使をきわめて狭い空間に押し込め、自分の考えで動くということから市民を徐々に遠ざける。平等はこれらすべての事態の到来を人々に準備させていた。平等はこれらのことに耐えられるように人々の気持ちを変化させ、同様にしばしばそれが良いことであるかのように思わせる。

主権者はその強力な手のうちに各個人をおさめ、自分の思うままに人々をつくり変えて、社会全体に手を伸ばす。主権者は複雑で微細、そして画一的な規則の網で社会の表面を覆う。最高に独創的な精神も、また最もたくましい魂も、それを突き破って、大衆の中から自らの姿を現すことはまずかなわない。主権者は人々の意志を挫くことはしないが、それを柔弱にして従わせ、操る。主権者が行動を強いることは稀だが、行動することに絶えず反対する。破壊することはしないが、新たに生まれることを妨げる。この主権者が暴虐に振る舞うことはないが、行動を妨害し、抑圧し、無気力にする。人々の熱を冷やし、愚鈍にする。そして最後にはもはや臆病で勤勉な動物へと国民を変質させ、政府を牧者にするのである。³⁹

ここで民主的専制は、「与える」存在として描かれている。トクヴィルは、まずは人々に物質的利益をもたらす体制として民主的専制を定義する。この体制を招来する原動力となるのが、彼がデモクラシーに生きる人々の特徴として個人主義と同時に挙げる「物質的安寧の追求」(goût du bien-être) や「物質的安寧への情熱」(passion du bien-être) である。⁴⁰すでに述べたようにトクヴィルは個人主義と利己主義を分けて論じており、このうち特に前者をデモクラシー特有のものといっている。そのため、ここで彼が「物質的安寧の追求」や「物質的安寧への情熱」と呼んでいるものは、個人主義と関連する性向だということができる。よって、これらの感情は、利己主義的な貪欲として定義されるものとは区別される。

トクヴィルは、集権化に対しては早い時期から懸念を示していた。⁴¹当初、トクヴィルが危惧していたことは「行政の集権」(centralisation administrative) による個人の自由の侵害であり、彼の関心は権力の性格の問題に限定されていた。だが、次第にトクヴィルの懸念は、権力の形態としての中央集権 (centralisation) から、権力の作用としての専制 (despotisme) へ変化していく。この変化の要因は産業化の進展にあった。トクヴィルが危険視した専制の特徴のひとつに、「国家が飢えた人に対してほぼ単独でパンを与え、病人に救いの手を差し伸べて、彼らに治療の場を提供し、無為の人に対して仕事を与えて、あらゆる災厄のほとんど唯一の救い主になる」⁴²ことが挙げられる。ここにおいて、国家は権力を集中的に掌握しているというだけでなく、被治者に対する能動性を備えた、人々の福利の改善に積極的に介入する存在として描写されている。これ

³⁹ *DAII*, 4:6, p. 837. [邦訳第2巻(下)256-258頁]。

⁴⁰ *DAII*, 2:10, p. 643. [邦訳第2巻(上)224頁]。

⁴¹ *DAI*, 1:5, pp. 95-109. [邦訳第1巻(上)136-156頁]。

⁴² *DAII*, 4:5, p. 823. [邦訳第2巻(下)237頁]。

は産業化という社会・経済的状况の変化に呼応して生じた現象であった。トクヴィルは産業領域の特徴として次の2点を挙げている。第一に、産業というものには人々の凝集作用があるため、社会関係の複雑化を招く。そのことに加えて、産業化の過程では経済的状况の転変が激しくなるため、社会は不安定なものとなる。そこで、社会の安定のために政府による強力な規制や監督が必要になる。⁴³第二に、財産の多寡と権利の有無との間に相関関係があったアリストクラシーの場合とは異なり、デモクラシーにおいてはいかに産業活動を通して財をなしたとしても、権利が増大するわけではない。よって、裕福な産業家たちが増大したからといって、国家に対する彼らの従属的性格が減じるわけではなく、むしろ産業家たちは自身において欠落している権利を国家権力の介入によって補填しようとする。⁴⁴産業ないし産業化に由来するこのような影響によって、「柔和な専制」としての民主的専制の出現条件が整えられ、そしてそこに前述の「物質的安寧の追求」や「物質的安寧への情熱」の作用が加わる。トクヴィルが単なる集権化から民主的専制へと懸念の対象を変化させていった背景には、このような産業化の影響が存在していた。いわば、産業化についての認識は、民主的専制という新種の専制に関する考察へとトクヴィルを導いた誘因であった。

デモクラシー社会において物質的安寧の追求へと人々を駆り立てるのは「不安」(crainte)⁴⁵である。平等化が進むと、階級意識は消滅し、財産分割が加速して、知的程度も向上する。すると貧しい人々の間ではより良い生活を求める願望は高まり、一方裕福な者は財産を失うことに脅える。全体的な豊かさは増したが、あくまでも平等化社会における富裕化のため、獲得される個々の財産の規模は大きくない。財産所有者たちは物質的な満足を得ることが可能にはなったが、完全に満足できるほどには享受できない。また、それなりの物質的満足を得るためには、その満足と相応の、もしくはそれ以上の努力が必要となる。このようにデモクラシーの中で生きる人は平等化の恩恵によって一定の財産を獲得して物質的な満足を得ることも可能になったが、そのために常に活動することが求められ、恒常的な不安に^{さいなま}苛まれているのである。⁴⁶そしてトクヴィル

⁴³ *DII*, 4:5, p. 828. [邦訳第2巻(下)243-244頁]。この点に関しては、バーナード・クリックも、産業化の進展は都市化・集積化社会を適切に管理することを必要とするので国家の強化を求めるという同様の指摘を行っている[Bernard Crick, *In Defence of Politics* (Chicago, The University of Chicago Press, 1962), p. 89. [バーナード・クリック『政治の弁証』前田康博訳(岩波書店、1969年)96頁]]。

⁴⁴ *DII*, 4:5, p. 829. [邦訳第2巻(下)245頁]。

⁴⁵ *DII*, 2:10, pp. 641-643. [邦訳第2巻(上)222-224頁]。

⁴⁶ モンテスキューは専制政体の原理として「恐怖」(crainte)を挙げ、専制における支配者の絶対優位を説いている[モンテスキュー『法の精神』(上)野田良之/稲本洋之助/上原行雄/田中治男/三辺博之/横田地弘訳(岩波文庫、1989年)82-86頁]。モンテスキューもトクヴィルも<<crainte>>という語に注目しているが、彼らがこの語に込めた意味合いには相違がある。そしてその違いの原因は、やはりトクヴィルがデモクラシーの到来という時代変化を考慮に入れた上で思想を展開している点にある。治者と被治者が一体化している社会において人々が何よりも感じるのは、暴虐な支配者に対する恐怖ではなく、平等で流動的、そしてなにより不安定な社会の中で生きていかなければならないという不安である。なお、モンテスキューは、すべての者が命令することができ、誰も命令されないことを目指す「極端な平等の精神」が民主政を専制へと導くと述べている[モンテスキュー、前掲書、223-227頁]。モンテスキューはデモクラシーをあくまでも政治ないし政治体制の問題として把握しており、その点においてそれを社会全体に関する概念としても理解していたトクヴィルとは隔たりがあるが、デ

はこのような状態を次のように表現している。

人間の心を最も激しく捉えるのは貴重な物を平和裏に所有する点にあるのではなく、その所有の願望が不完全にしか満たされないこと、そして所有した物が失われてしまうという絶え間ない不安 (crainte) に襲われることにある。⁴⁷

民主的専制は人々のそのような不安の上に成立する。⁴⁸決して解消されず、そして常に人々を苛む不安が、人々の内面に専制を希求する心性を醸成する。ここで民主的専制に求められているのは贅沢品を潤沢に人々に提供し、奢侈を可能にさせるということよりも、人々の日々の普通の暮らしを確実に保障することである。人々が抱く「物質的安寧への愛」(amour du bien-être) は抑制的ではあるが、「しつこい」(tenace)。⁴⁹そのため、人々は自由に関する意識を低下させ、「与える」存在となった国家への依存を強めていくのである。トクヴィルは、物質的安寧に執着する人々の精神性を「物質主義」(matérialisme) と呼び、それについて次のように述べている。

そのようにして、一種の実直な物質主義がこの世界に打ち立てられるということもあるかもしれない。だが、それは魂を墮落させないとしても、人々を無気力にして、最後にはあらゆる気概を弛緩させてしまうことだろう。⁵⁰

民主的専制がもたらすものは新たな形の服従である。シーモア・ドレッシャーは、「神の国 (providential state) に対する服従」⁵¹として、これを評している。民主的専制は、民衆の不安を

モクラシーを不適切な形で放置した場合にそれが専制を招来すると懸念している点については一致している。

⁴⁷ *DIII*, 2:10, pp. 641-642. [邦訳第2巻(上) 222頁]。

⁴⁸ ポール・ラーエによると、不安に関する議論はフランスの哲学者、特にモンテーニュやパスカルにおいて継続的に思索されてきた主題であった [Paul A. Rahe, *Soft Despotism, Democracy's Drift, Montesquieu, Rousseau, Tocqueville and the Modern Prospect* (New Haven, Yale University Press, 2009), pp. 170-171]。トクヴィルの思想にはジャンセニストやモラリストの影響が見受けられるが、当然ながらモンテーニュやパスカルの議論はデモクラシーを射程には含んでいない。すなわち、トクヴィルの考える不安の概念は、前述の通りモンテスキューのそれとも異なるが、ジャンセニスト的・モラリスト的な不安観とも完全に一致するものではない。パスカルは「われわれはしっかりとした足場と、無限に高くそびえ立つ塔を築くための究極の不動な基盤を見いだしたいとの願いに燃えている。ところが、われわれの基礎全体がきしみだし、大地は奈落の底まで裂けるのである」[パスカル『パンセ』前田陽一／由木康訳(中公文庫、1973年) 48頁(L199)]と記している。パスカルの描く人間像は普遍的だが、トクヴィルの場合は同様の人間像をデモクラシーという歴史的状况の中で把握することに努めた。なお、ラーエの著作で採り上げられているのは<<inquiétude>>という概念だが、ここでトクヴィルが問題視しているのは<<crainte>>である。これらの語義は本来完全に一致するものではないが、デモクラシーにおいては人々の精神の全体的傾向としてが物質的な安寧を志向すると考えるトクヴィルにおいて、これらの語はかなり近接した意味を持っていると考えられる。

⁴⁹ *DIII*, 2:11, p. 645. [邦訳第2巻(上) 227頁]。

⁵⁰ *DIII*, 2:11, p. 646. [邦訳第2巻(上) 229頁]。

⁵¹ Drescher, p. 48. [ドレッシャー、前掲書、41頁]。

解消し、その物質主義を充足する。また、ここにはデモクラシーにおける人々の心性としての個人主義も存在している。道徳性を喪失し、卑近で身近な利得にのみ執着する人々と与え施す権力との一体化は依存関係に他ならない。ドレッシュャーは民主的専制への依存を神の国に対する服従と述べたが、そこにおける国家権力はもはや神のごとき存在、つまり人間が左右できるものではなく、それに抗することが不遜と理解される存在へと変質している。トクヴィルは民主的専制では政府が「牧者」(berger)になるといっているが、この言葉には神ないし救世主であるキリストという意味もある (Bon Berger)。民主的専制では元々は単なる人為的存在にすぎない国家が神のエピゴーンへと変わっていく。全能性というものに対して警戒的であったトクヴィルが、この現象を黙認するはずはないのである。

第2節 貧困の諸要因

ここまで論じてきたデモクラシーの姿は普遍的なものである。トクヴィルは決して体系的で一貫した理論の構築を目指していたわけではないが、普遍的なものとした以上、デモクラシーはあらゆる社会現象の原因として考えられなければならない。

トクヴィルは、自分が視察を行ったアメリカを材料にして、デモクラシー理論を組み立てた。ところが、アメリカには死に瀕している絶対的な貧困層も存在しなければ、また貧困をはじめとする諸々の社会問題も存在しない。これに反して、イギリスやフランスがまさにこの時に対応に苦慮していたのが「社会問題」(question sociale)であった。つまり、ここで問われるのは、アメリカという特殊な条件が揃った地域を材料として組み立てられた理論の敷衍可能性である。

アメリカとフランスを比較した場合にまず特徴的なことは、土地所有の形式、とりわけ相続の形式において両国に違いが見られる点である。

トクヴィルは、17世紀のニュー・イングランド植民地の形成期にまでさかのぼる。ニュー・イングランドにやって来た移民たちはその多くが経済的余裕のある人々であり、そこで営まれたのは「大領主もいなければ、下層民も存在せず、また金持ちもいなければ、貧乏人もいなかった」⁵²特殊な平等社会であった。また、彼らの多くはそれなりの知識の持ち主であり、知的な点においても平等が実現されていた。トクヴィルはデモクラシーを境遇の平等と定義し、フランスでは平等に向けた革命が起こっていると考えたトクヴィルだが、アメリカという国家では成立時から平等が与件となっていた。いってみれば、フランスが今後平等へと向かっていく「平等化」社会であったとすれば、アメリカはその成り立ちから「平等」社会であった。

トクヴィルは、社会の性格を考察するにあたって、資産のあり方、とりわけ不動産の所有形態に注目する。⁵³トクヴィルによれば、社会はアリストクラシーとデモクラシーに分けられる。こ

⁵² *DAI*, 1:2, pp. 34-35. [邦訳第1巻(上) 54頁]。

⁵³ トクヴィルは、「国民の富の第一のものは不動産であり、動産は第二のものである」と記している [*DAII*, 2:5, p. 245 [邦訳第1巻(下) 86頁]]。

のうち、アリストクラシーの成立基盤は特権や出自以上に土地を所有することにあると、トクヴィルは考える。そのため、「もしその財産が土地に関するものでなければ、そこに富者と貧者が見られたとしても、実際にはアリストクラシーとはいえない」⁵⁴と判断する。トクヴィルがそこまで考えるのは、彼が「家の精神」(esprit de famille)と「土地の保有」(conservation de la terre)との密接な関係を意識しているからである。⁵⁵長子相続や限嗣相続が採用されている地域では、家族の所有地はそのままの形で何世代も継承されることが多く、家系と土地は一体のものとしてそこに生きる人々の意識に浸透していくことになる。アリストクラシーはそのような社会環境の上で成立する。そして領主層は代々受け継いできた自身の所領を、自ら統治するというところに自分の存在意義を見出す。⁵⁶そのため、不動産の問題へのトクヴィルの関心は終生強かった。⁵⁷アメリカにおいても、当初はイギリス流の限嗣相続制が継続していたが、独立革命を機に廃止され、原則として多くの州で均分相続が採用されるようになると土地の細分化が進む。これを収益の面から考えた時、均分相続制は子に親以上の規模の収益をもたらさない制度であるため、相続者は別に収入の途を模索せざるを得ず、土地に対する執着心は限嗣相続の頃と比較すると淡泊なものになることは避けられない。⁵⁸もちろん、土地と一体化していた家に対する意識も希薄になり、アリストクラシーは条件の上でも、また人々の意識の上でも成立要件を失うことになるのである。この点について、トクヴィルは、「均分相続法は、2つの道によって推し進められる。それは物に作用することによって人に作用し、人に作用することによって物に作用する。これら2つの方法を通して、均分相続法は土地所有に深刻な打撃を与えるに至り、そして財産だけでなく家までも急速に消滅させてしまうのである」と述べている。⁵⁹

しかし、デモクラシーからすれば、このような現象は必然的結果である。財産分割が進むということは多くの人々が一定の土地財産所有者になっていくということ、換言すれば社会の中産階

⁵⁴ *DAI*, 1:2, p. 32. [邦訳第1巻(上)51頁]。

⁵⁵ *DAI*, 1:3, p. 53. [邦訳第1巻(上)80頁]。

⁵⁶ アリストクラシーにおいて、自身の権力と権威の根拠として貴族たちが考えていたのが、所領の存在とそれを実際に統治しているという実績であった。すなわち、貴族の権力は自らが自らの土地を支配するという事をもって自己完結しているのであり、その権威の源泉は自生的である。トクヴィルは、自らの権力と権威に関する貴族の自己完結性が王権に対する「抵抗の精神」(esprit de résistance)を生み出したと考える [*DAI*, 2:9, p. 362 [邦訳第1巻(下)256頁]]。トクヴィルはデモクラシーを必然と考え、それを最大限評価したが、アリストクラシーに対する憧憬と懐旧の情も強く抱いていた。ただ、彼の理論では階級社会と同義であるアリストクラシーがデモクラシーにおいて成立することはないため、アリストクラシーに対する彼の思いも内面的なものとなっている。逆にいえば、内面的なものであるからこそ、彼がデモクラシーにおいてアリストクラシーに思いを寄せたとしても、理論的な矛盾が生じないのである。

⁵⁷ 土地に対するこだわりは、トクヴィル自身の中にも見られた。トクヴィルは、1836年にコタンタン半島にある自家の城館を継承すると、妻と共にこの城館に強い愛情を寄せ、毎年夏と秋はそこで過ごすのが常であった。また、彼は自らが有していた伯爵の称号を用いることは拒んでいたが、貴族としての生活様式には愛着を抱いていた [*Jardin*, pp. 359-366. [邦訳417-425頁]]。

⁵⁸ トクヴィルは「デモクラシーは祖先を忘却させ、子孫を覆い隠してしまう」と述べている [*DAII*, 2:3, p. 614 [邦訳第2巻(上)178頁]]。デモクラシーは個人主義によって人間を同時代人からも遠ざけるのみならず、歴史的な流れの断絶ももたらす。

⁵⁹ *DAI*, 1:3, pp. 54-55. [邦訳第1巻(上)81頁]。

級化が進み、中産階級を主体とした平等社会が誕生することを意味する。トクヴィルは中産階級の心情を次のように描く。⁶⁰中産階級は富裕と貧困の中間に位置しているが、財産は些少であるため、実は自分たちが貧困の間近にいることを痛感しており、わずかな財産によって自分たちと貧困階級が隔てられているに過ぎないと認識している。そのため、中産階級ほど革命等の動乱を忌避する階級はいない。そのため、「デモクラシーの中で生きる人々は、生来革命を望まないというだけでなく、それを恐れる」。⁶¹いくなれば、デモクラシーが進展し、彼らが社会の大部分を占めるようになると、大革命の発生は稀になるとトクヴィルは考えていることになる。

しかしながら、1848年、フランスで二月革命が発生する。トクヴィルのデモクラシー理論は普遍的な理論であったはずであり、だとすればフランスにおいても革命の発生は困難になるはずである。その意味で、二月革命はトクヴィルのデモクラシー理論の妥当性を問う事件であった。

アメリカもフランスも共にデモクラシーの道程をたどっているはずであるにもかかわらず、なぜフランスでは革命が発生し、アメリカはそれから免れることができたのであろうか。

その原因の第一は、やはり財産所有の違いにある。ここでまず、トクヴィルのいう「アメリカ」について考える必要がある。トクヴィルのいう「アメリカ」とはニュー・イングランドのことであり、彼のいう「アメリカ人」とは「イギリス系アメリカ人」(Anglo-Américains)のことであった。トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』(第1巻)の第1部前半において、「アメリカ」の紹介を行っているが、そこで語られているのはニュー・イングランドとイギリス系アメリカ人のことである。ニュー・イングランドにやって来たイギリス系移民たちは森林を自ら開墾し、小規模ながらも自ら農業を営み、そこには独立自営の小規模農民によって構成された小規模共同体が形成される。また、いわゆるフロンティアの消滅(1890年)よりも半世紀以上もさかのぼるトクヴィルの時代においては、東部に適当な土地が見つからなかったとしても、西部に向かえば貧しい人々でも土地を獲得することは可能であった。つまり、奴隷制という特殊条件に依拠している南部の大規模農場を除けば、アメリカにおいては土地分割に基づく平等化が全土において進展しており、人々の意識もそれに合わせて変化が生じていた。

他方、フランスの様子を見ると、実は土地分割に関してはアメリカと比べてそれほど大きな差があったわけではない。トクヴィルによれば、フランス革命発生時においてすでにフランスの多くの州では土地分割が行われていたのであり、1789年の大革命はその傾向を全国的に定着させたに過ぎない。⁶²であるとすれば、理論上はフランスにおいても革命は発生しないはずである。それにもかかわらず、フランスにおいて革命が発生したということは、土地所有とは異なる部分でアメリカとは異なる社会条件がフランスに存在していたことを示している。

アメリカにおいては(これは原住民を無視した考え方であるが)所有者のいない、今後も拡大していく広大な土地を少ない人間で望むだけ分割することが可能であったのに対して、フランス

⁶⁰ *DAII*, 3:21, pp. 770-771. [邦訳第2巻(下)158-159頁]。

⁶¹ *DAII*, 3:21, p. 770. [邦訳第2巻(下)158頁]。

⁶² *ES*, p. 21. [邦訳42頁]。

の場合は土地の分割が行われたといっても、多くの人数による限界のある土地の分割であり、土地所有の利益を享受できない者もいれば、土地を獲得できたとしても十分な収益を得ることができない者も出た。ここに急速な産業化と経済成長の影響が加わる。1830年代から1860年代にかけて、フランスは著しい経済成長を実現するが、この成長は人口の約80%を占める小規模農民層の解体を伴うものであった。彼らの多くは農村家内工業に従事し、共同地を利用して家計の足しにすることで生計を立てていた。⁶³産業化の進展によって地方農村社会で生きていくことが難しくなった人々は、経済成長の中心である都市部へと移動していく。こうして農民から賃金労働者への労働人口の移動が発生する。ロベール・カステルは、工業労働の3つの形式として、プロレタリアートという境遇 (*condition prolétarienne*)、(工場)労働者という境遇 (*condition ouvrière*)、賃金労働という境遇 (*condition salariale*) がほぼ順番どおり成立したと述べているが、本研究がここで対象とするのは第一のプロレタリアートということになろう。⁶⁴カステルによると、そこには資本と労働の対立、所有と同義の安全と大衆の抱えている脆弱性の対立によって分断された世界がある。そして貧困とはこの分断が表面化したものであり、この分断の自覚こそが社会問題なのである。

ただ、この分断の当事者はパリをはじめとする都市部の労働者や下層階級であり、国民の大部分を占める農民は分断の埒外にいた。トクヴィルは、パリの人々に対して地方の人々が抱く微妙な反感を指摘している。⁶⁵これは賃金労働者と農民の対立と言い換えることもできる。二月革命を起こしたのはパリの人々であり、多くの土地所有農民が控えていた地方では革命に同調するどころか、反発さえ起こっていた。だが、フランスの統治機構には「行政的中央集権」(*centralization administrative*)と「パリの全能」(*omnipotence de Paris*)という特徴がある。⁶⁶つまり、フランスという国家の性質上、パリの現象が地方に伝播し、革命の全国への拡大という事態を否定することはできないわけである。それ以前に社会問題が文字通り、「社会」の問題であるとすれば、それはパリという一都市の事柄として矮小化されるのではなく、まさに社会での対応が迫られることになる。よって、社会問題の存在を認識していたトクヴィルをはじめとする一定の知識人や政治家は、貧困問題を検討し、その対策を講じる必要に思い至ったわけである。

19世紀前半、平等を所与のものとし、一定の厚みのある中産階級は形成されているが、いまだに農業中心で本格的な産業化には至っていないアメリカに対して、フランス革命以来の政治混乱が落ち着きを取り戻し始め、産業化・市場経済化が緒について、急速な経済成長の中にあつたフランスでは、最大の都市パリに多くの民衆が流れ込み、「労働者階級」(*class ouvrière*)と呼ばれる新たな階級が誕生しつつあつた。そして彼らは同時に「貧窮者」(*indigent*)でもあり、彼らの

⁶³ 中木康夫『フランス政治史(上)』(未來社、1975年)70-71頁。

⁶⁴ Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale, Une chronique du salariat* (Paris, Gallimard, 1995), pp. 519-520. [ロベール・カステル『社会問題の変容 賃金労働の年代記』前川真行訳(ナカニシヤ出版、2012年)360-361頁]。

⁶⁵ *S*, 2:4, p. 799. [邦訳153-154頁]。

⁶⁶ *AR*, 2:7, p. 117. [邦訳212頁]。

貧困問題 (paupérisme) が社会問題として浮上することになったのである。

つまり、トクヴィルが問題とした貧困は、産業化の影響と共に、土地財産の分割とその結果としての財産の平等といった状況が加わることによって生じた複合的な社会・経済的要因から発生したものであった。そしてこれに欲求 (désir) という人々の心理的要素が作用を及ぼして、貧困というものが問題化していくことになるのだが、それについては後の章に譲る。

第3節 平等における不平等 産業アリストクラシーの問題

トクヴィルは社会の形態に関して階級社会であるアリストクラシーと平等社会であるデモクラシーに大別し、これらを対角線上に置く。そして歴史の流れは階級社会から平等社会へと移行していく様子として描かれる。トクヴィルのいう境遇の平等は広範な領域における平等を意味し、意識の上での平等も含意したものであるが、土地財産の所有形態を重視するトクヴィルにおいて土地の分割が行われていることが平等化の有力な指標となる。前に述べたように、フランスでは土地の分割が実現されており、平等化の度合いは高かったといえることができる。事実、トクヴィルも、「フランスでは、他国よりも境遇は平等であった」と記している。⁶⁷土地財産は経済的な意味を持っているだけでなく、社会を規定する性格も合わせ持っている。封建時代において、土地財産には様々な封建的諸貢租や慣習も付随していた。よって、土地財産の分割はそれらの封建的慣習からの解放も意味していた。そしてフランスにおいて、1789年の大革命は徐々に進んでいた土地の分割と封建制からの解放を確実なものにする役割を果たした。それはいわば平等化の過程を「整理し、調整し、合法化した」。⁶⁸つまり、トクヴィルの見解に従えば、フランスという国は大革命の段階ですでにそれなりの平等化を実現していたことになる。よって、トクヴィルの理論に従えば、フランスはデモクラシー社会ということになり、アリストクラシー的な要素は介在し得ないことになる。

ところが、トクヴィルはその一方で、産業分野 (industrie) から新たなアリストクラシーが発生する可能性を指摘している。彼は、それが生じる原因として、「分業の原理」 (principe de la division du travail) を挙げている。⁶⁹トクヴィルはアダム・スミスが『国富論』の冒頭で紹介しているピン製造の逸話を示し、人生の多くの時間をピンの頭の製造のみに費やしてきた人間に何ができるのかと述べ、分業というものは労働者の退化を招くものだと批判的に断じている。⁷⁰他方、豊かな人々は産業規模が大規模になるにつれて、積極的にその経営に参画するようになり、莫大な利益を得るだけでなく、多くの知識を身につけるようになる。マルクス主義的に労使関係を見れば、その最大の相違は財産や資本、生産手段といった物理的要素による疎隔に見出されるが、

⁶⁷ ES, p. 39. [邦訳 72 頁]。

⁶⁸ ES, p. 39. [邦訳 72 頁]。

⁶⁹ DAI, 2:20, pp. 672-673. [邦訳第 2 卷 (上) 271 頁]。

⁷⁰ DAI, 2:20, p. 672. [邦訳第 2 卷 (上) 270 頁]。

トクヴィルの場合、労使を隔てるものは「産業の知識」(science industrielle)の有無である。⁷¹ 工業に従事することで知識の幅を狭める労働者に対して、富裕層は経営者として総合的な知識を身につけ、その差は日を追うごとに拡大していく。境遇の平等が進むにつれて、工業製品の需要は増大し、それが労使間の差をさらに広げる。そのため、この新たな不平等は、平等化の過程から生じたものだということができる。

トクヴィルによれば、産業アリストクラシーもしくは「工場アリストクラシー」(aristocratie manufacturière)という新たなアリストクラシーには、知識の不平等の他に2つの特徴がある。

まず、この関係においては労働者と裕福な人々との間に「絆」(lien)が存在しない。⁷² これは賃金労働、さらにいえば産業社会には固定的な人間関係が成立しないためである。経営者と労働者は工場内においては接点はあるが、一步外に出れば特段の関係性はない。工場主は労働者に労働しか求めず、労働者も賃金しか求めない。労使関係はきわめて合目的的で、一時的なものにとどまっている。

次いで、労使間の新たなアリストクラシーでは、経営者の側は意識の上でも法律上でも労働者を扶助する義務を負っていない。かつての土地に根づいたアリストクラシーは自分に仕えている人を助けることを法的もしくは習慣的な義務だと確信していたが、現代の産業アリストクラシーは労働者を貧しく無気力にした上に、不況になれば彼らを「公的慈善」(charité publique)に委ねてしまう。⁷³

デモクラシーの到来を主張したトクヴィルだが、彼の中にはアリストクラシーに関する明確な像とそれに対する格別な思いがあった。彼自身、帯剣貴族(noblesse d'épée)と法服貴族(noblesse de robe)という2つのフランス貴族の血統を継承した人物であり、そのことを自負し、そしてそれに対する矜持を持っていた。トクヴィルはアリストクラシーを、本来の意味としての「貴族」(noblesse)と単なる特権階級である「カースト」(caste)を区別している。⁷⁴ この2つを隔てるものが「統治を行う人間集団」としての責務と行動の有無であり、トクヴィルはこれをアリストクラシーに固有の特徴として挙げている。⁷⁵ かつてのアリストクラシーは実際に自らの所領を統治し、領民との間に有機的な人間関係を築いていた。それは概して領民にとって抑圧的なものであったことは想像に難くないが、一方で領主であるアリストクラシーの側は領民を扶養する役目を自覚しており、それに呼応するように領民たちも領主に敬愛の情を抱いていた。

よって、産業社会に現れたアリストクラシーは、まずデモクラシーという平等社会に出現した不平等という点で、次いで従来のアリストクラシーが持っていたような有機的な主従・労使間の人間関係が存在しない点において、きわめて異質なものであることがわかる。トクヴィルはこれ

⁷¹ *DAII*, 2:20, p. 673. [邦訳第2巻(上)271頁]。

⁷² *DAII*, 2:20, p. 674. [邦訳第2巻(上)273頁]。

⁷³ *DAII*, 2:20, p. 675. [邦訳第2巻(上)274頁]。

⁷⁴ *ES*, pp. 7-8. [邦訳21-22頁]。

⁷⁵ *AR*, 2:9, p. 122. [邦訳222頁]。

を限定的で、そして危険性に乏しいものだと判断している。⁷⁶ トクヴィルはデモクラシーとアリストクラシーを対立的に定義し、時代はデモクラシーに突入していると考えていたわけだが、それにもかかわらず彼が産業分野における上下関係に対してあえてアリストクラシーという語を使っているのは、彼がいかにこの現象を例外的なものと考えていたことの証明であろう。

興味深いのは、産業アリストクラシーという現象の出現を公的慈善が助けているということである。ここでトクヴィルが公的慈善と呼んでいるものは、国費または税によって国家ないし地方自治体が行う社会福祉制度を指している。イギリスの救貧制度はその代表例である。かつてアリストクラシーが自弁で領民に対して実施していた慈善、教会やその他の私的団体が行っていた慈善といった私的な慈善に対して、公的慈善はそれらにかわって国家や自治体が救貧事業等に責任を負う制度である。産業アリストクラシーは、本来アリストクラシーであれば当然負うべきである、領民の生活を保障するという統治者としての義務を担う意識も持っていないし、実際それを求められることもない。トクヴィルがアリストクラシーを「貴族」と「カースト」に大別した際、彼の念頭にあったのは絶対王政期に入り、地方領主としての責務を放棄して、宮中に侍る^{はべ}廷臣と化したかつてのフランス貴族であったことだろう。彼らはアリストクラシーとしての特権 (privilège) をすべて放棄したわけではなく、統治者としての責務が付随する特権は捨てておきながら、免税等の特権には固執した。彼らは「愛情や畏敬の念を抱かせる特権ではなく、憎悪を抱かせる特権を維持した」。⁷⁷ トクヴィルは、金銭に絡む特権は、重要性は低いが、危険性は高いと考える。⁷⁸ フランス貴族たちは金銭的特権に執着したために、民衆から「君主からの寵愛を受けているよそ者 (étrangers)」としか見られなくなり、彼らの憎悪を受けることになった。すなわち、アリストクラシーという不平等は、優位な立場にある者たちが劣位にある者たちの境遇を慮るという姿勢があつて初めて、許容されるのである。まして平等が所与となっているデモクラシー社会において、それは絶対であつた。よって、デモクラシー社会で姿を見せつつある産業アリストクラシーは、当座は限定的なものであつたとしても、それが内在している危険性には計り知れないものがあつた。公的慈善の存在は、産業アリストクラシーがアリストクラシーらしい行動をとることの必要性を求めない。トクヴィルの見方では、このことは産業アリストクラシーにとって肯定的に働くどころか、労働者や民衆の怨嗟の原因となる恐れがある。絶対王政の際はそれがフランス革命に至る遠因となつたが、産業アリストクラシーが新たな摩擦と衝突の理由にならない保証はないのである。

トクヴィルは、自らの時代に関して「偉大なるデモクラシー革命」が進行していると述べてい

⁷⁶ *DAII*, 2:20, p. 675. [邦訳 274 頁]。

⁷⁷ *ES*, p. 10. [邦訳 27 頁]。

⁷⁸ *ES*, pp. 11-12. [邦訳 28 頁]。

る。⁷⁹また、彼は 19 世紀の前半の時代は「産業革命」の時代であるともいっている。⁸⁰つまり、トクヴィルが生きた時代は、デモクラシーと産業化という 2 つの大きな社会革命のただ中であつた。そして彼の思索や政治家としての活動はその間隙で行われたものであり、いわば彼の営為はデモクラシー革命と産業革命の結節点をなすものであつた。デモクラシーも産業化もそれぞれの範疇にとどまるものではなく、広く他の領域にも影響を及ぼす伝播力を持った現象である。また、それらは双方の作用が重なり合うことで、かつてなかつた新たな現象を生み出していった。トクヴィルが取り組まなければならなかつたのは、そのような未知の現象であつた。

デモクラシーは個人主義と物質主義という 2 つの心理的影響を人間の内面にもたらし、産業化等の影響も受けた結果、「与える」専制としての民主的専制が成立する。これは古来からある強圧的な専制とは異なる新種の専制であり、トクヴィルが直面しなければならなかつた未知の現象の典型である。本来、政治と経済は別個の論理を有している。政治体制が「与える」という物質的性格を伴うようになることは、政治的要素と経済的要素との結び付きを促すことになるだろう。

土地財産の所有形態への注目は、独立自営農民主体のアメリカと賃金労働者の増加が著しいフランスとの比較研究の必要性を迫ることになる。アメリカと比べると、急速な産業化の中にあつたフランスはより早い段階で農業から工業への労働者の移行が始まり、これがフランス社会の様相を大きく変貌させることになるが、そこには土地財産の所有形態の違いも影響していた。この時に新たに生まれた賃金労働者という存在が政治動乱の主体となつたのは近い将来のことである。

そして分業というきわめて経済的な要素から、産業アリストクラシーという新たな不平等が生じる。それは平等社会であるはずのデモクラシーには存在するはずのない不平等の存在を浮き彫りにするだけでなく、アリストクラシーの本来の意味から外れた存在であるが故に、新しい政治的摩擦の誘因となる危険性をはらんでいる。

デモクラシーと経済、そして政治と経済は、元来直接的な関係を持っていたわけではないし、その原理も異なっている。ある点では、これらは対立的でもある。そのデモクラシーと経済がそれぞれの進展に伴い、互いに絡み合いながら、新たな現象をひき起こしていったのが 19 世紀前半のフランスの状況であつた。つまり、社会問題とは、デモクラシーと経済の関係、政治と経済の関係の歪みの中で発生し、認識された問題であつたといふことができるだろう。

⁷⁹ *DAI*, Introduction, p. 4. [邦訳第 1 卷 (上) 10 頁]。

⁸⁰ *S*, 2:1, p. 777. [邦訳 110 頁]。

第2章 デモクラシーにおける革命 二月革命の考察

ヨーロッパの歴史において、1848年は革命の年ということが出来る。中でもフランス二月革命はその端緒となった事件であり、多くの人々がそれに関して記録を残している。¹本章で主たる研究材料として取り上げているトクヴィルの『回想録』*Souvenirs* (1893) もそれらのひとつである。執筆当初、トクヴィルは『回想録』の公表を望んでいなかった。²最終的に彼は公刊を認めるのであるが、関係者の存命中にそれが公になることは固く禁じており、実際に甥の子息によって出版されたのはトクヴィルの死から34年が経過した1893年のことであった。そのため、当初からの意向と出版時期等を総合すると、『回想録』にはトクヴィルの真情が吐露されているのではないかという推測が成り立つ。もちろん、回想回顧の類いをそのままその人物の真意として鵜呑みにすることは危険であろう。アンドレ・ジャルダンも、確かにトクヴィルには生前に『回想録』を公開する意はなかったであろうが、自らの時代考察が後世の人々の抱く自身の印象にどのような影響を与えるのか気にしていたことを指摘し、『回想録』の内容がトクヴィルの真情とは限らないと注意を促している。³とはいうものの、『回想録』がトクヴィル自身によって公表を認められた著作のうち、彼の真情を最も率直に表現した著作であること、また詳細になされた事件や人物の描写がこの時代を知る上で有用な資料・史料であることに異論を唱えるのは難しいように思われる。

シェルドン・ウォーリンは、『アメリカのデモクラシー』の政治理論とトクヴィルの政治理論は同じものなのだろうかという根源的な問題を提起している。⁴彼によると、革命を期待する感情

¹ 二月革命後の臨時政府のメンバーとなったラマルティエヌやルイ・ブラン、フランツ・リストの愛人であったダニエル・ステルン Daniel Stern ことマリー・ダグー Marie d'Agoult (1805-1876) は二月革命に関する記録を残し、七月王政崩壊時の内閣首班であったバロは回顧録を著している。また、マルクスには『ルイ・ナポレオンのブリュメール 18日』*Der achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte* (1852) がある。その他に、「1830年代記」を自称するスタンダール Stendhal (1783-1842) の『赤と黒』*Le Rouge et le Noir* (1830)、ルイ＝フィリップと七月王政について1章を割いているユゴーの『レ・ミゼラブル』*Les Misérables* (1862) 等の文学作品もこの時代を知る際の重要な資料である。

² S, 1:1, p. 728. [邦訳 16頁]。

³ Andre Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984), p. 429. [アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳(晶文社、1994年) 499頁]。

⁴ Sheldon S. Wolin, *Tocqueville Between Two Worlds, The Making of a Political and Theoretical Life*

と労働者暴動への反発という矛盾するような思いが革命と暴動鎮圧を共に支持する態度をトクヴィルに取らせたのであり、その意味で 1848 年とはトクヴィルにとって右旋回への転機となった年であった。⁵ つまり、ウォーリンは“トクヴィルは変わった”という立場から、『アメリカのデモクラシー』で説かれている政治理論とそれ以外のトクヴィルの言動や文章、行動との間に齟齬が生じていることを指摘しているのである。

本章ではその齟齬について、トクヴィルの思想的転向を問題にするのではなく、社会問題という点から考えてみたい。言い換えれば、前章の末尾で問題とした、フランスとアメリカにおけるデモクラシー諸現象の発現の相違という点から考察を加えていくということである。

本章は、19 世紀前半のフランスに現れた様々な社会的・政治的事象はいずれもデモクラシーという歴史的必然の流れに沿ったものであったという基本前提に立脚している。すなわち、この時代に発生した事件はデモクラシーの現れであるため、それらを彼のデモクラシー理論に基づいて考察するということが本章の目的となる。そしてその対象となる事象は、七月王政、二月革命、そしてルイ＝ナポレオン政権の成立である。これらのうち、特に注意を払うべきは二月革命である。その理由は、二月革命というものが、デモクラシーが進展すれば発生しないはずの事件が革命であるにも関わらず発生してしまった革命であり、そしてその二月革命の原因のひとつに社会問題が考えられるためである。よって、二月革命はトクヴィルのデモクラシー理論の妥当性に影響する事件だといえる。

本章では二月革命前後のトクヴィルについて説明した後、七月王政、二月革命、ルイ＝ナポレオン政権の成立をデモクラシーによって出現した現象として分析を行っていく。トクヴィルのデモクラシー理論に基づいてこれらの現象について分析を行っていくが、その際は彼の理論と現実の事象との合致点と乖離点に留意する。特に二月革命についてはその乖離点に注意を払っていく。

第 1 節 二月革命当時のトクヴィル

1839 年の初当選以来、代議院（下院）議員トクヴィルは七月王政を容認しながらも、漸進的改革を求める中道左派の立場に身を置いていた。もちろん、ここでの左派は社会主義を意味するものではなく、大枠ではギゾーが主導する七月王政与党と共通する自由主義を標榜しながらも、野党的立場にあったことを示している。七月王政末期、時のギゾー政権による中産階級すなわちブルジョワジー寄りの政策に対して、選挙法改正等を争点とする改革宴会運動（Campagne des banquets）と呼ばれる反政府運動が発生する。⁶ トクヴィルは政権に対する批判的姿勢を堅持しな

(Princeton, Princeton University Press, 2001), p.4.

⁵ Wolin, p. 433.

⁶ 改革宴会運動は選挙法改正を目指して始まって反政府運動であり、政治集会が違法化されていたことから会費を徴収する宴会の形式を採用していた。当初は正統王朝派やオルレアン左派も加わっていたが、次第に共和主義者や選挙権を持たない民衆、社会主義者たちが多くなり、過激さも増していった。

がらも、この運動には距離を置く。

1848年2月23日から24日にかけて発生した二月革命によって七月王政があっけなく崩壊すると、民衆に人気のあった詩人アルフォンス・ド・ラマルティーヌ Alphonse de Lamartine (1790-1869) や共和主義者アルマン・マラスト Armand Marrast (1801-1852)、急進派のアレクサンドル・ルドリュ＝ロラン Alexandre Ludru-Rollin (1807-1874)、そして社会主義者ルイ・ブラン (Louis Blanc, 1811-82)、機械工アルベール Albert ことアレクサンドル・マルタン Alexandre Martin (1815-1895) らによる臨時政府が樹立される。トクヴィルは改革宴会運動に対しては消極的だったが、ギゾー政権の打倒に際にしては自らと同じ改革派自由主義者たちと連携してギゾーを追い詰める議事日程を作成し、直前の段階で二月革命の発生を事実上手助けした。⁷だが、いったん革命が成就すると、それからしばらくトクヴィルは目立った行動を見せることもなく、時局を静観する態度を取る。ブランらの主導により、臨時政府は「労働者のための政府委員会」(Commission du gouvernement pour les travailleurs)いわゆるリュクサンブール委員会(Commission du Luxembourg)と国立作業場(Ateliers nationaux)を設置するが、臨時政府指導者の多くは労働者対策には消極的であった。⁸そもそもブランやアルベールの政権参加自体、民衆からの強い要求を渋々受け入れたものであった。そのため、リュクサンブール委員会には何の権限も予算も与えられず、財政を圧迫していた国立作業場についても、臨時政府は早々にその廃止を検討するようになる。

同年4月23日に行われた憲法制定議会(Assemblée constituante)選挙は、6ヶ月以上同一市町村に住む21歳以上のすべての男子に選挙権が与えられた男子普通選挙であった。普通選挙制度の導入には急進的な共和主義者たちが大きな役割を果たしたのだが、約900議席のうち、穏健な共和主義者が500議席を、正統王朝派とオルレアン派が300議席を獲得したのに対して、急進的な共和派や革命推進派は100議席を得たに過ぎなかった。これは複数選挙区からの立候補を認める特異な選挙制度や臨時政府による選挙干渉の他、45サンチーム税⁹という新税の導入は国立作業場の維持・運営のためであったという政府の宣伝が功を奏したことによる。¹⁰

トクヴィルはこの議会で議席を得て、さらに憲法起草委員にも選出される。憲法起草委員会でトクヴィルは地方分権の推進、二院制議会の設置、そして間接選挙による大統領選出を主張する。

憲法起草の最中、1848年6月23日から26日にかけて、六月暴動が発生する。これは国立作業

⁷ Jardin, pp. 383-384. [邦訳 446-447 頁]。

⁸ リュクサンブール委員会は、ブランを委員長とする労働者問題に関する諮問機関である。国立作業場は公共事業を通して失業者に職を提供する制度であり、仕事が見つければ2フラン、なくても1.5フランの日当が支給された。そのため、成立間もない臨時政府にとって、国立作業場は大きな財政負担となっていた。

⁹ これは直接税1フランあたり、さらに45サンチームの付加税を課するものであった。そのため、地方農民は都市労働者のために自分達が犠牲になっているという感情を抱くようになり、農民が保守派を支持するようになる大きな要因となった。

¹⁰ ちなみに、トクヴィルはこの選挙結果について、パリに対する地方の人々の「嫉妬」(jalousie)が影響したと記している[S, 2:4, p. 799 [邦訳 153-154 頁]]。トクヴィルによれば、これは貴族に対してイギリス人が抱く感情と同様のものである。地方の人々はパリに不満を抱きながらも、その力によって地方にいる自分たちの利益を確保しようと考えているため、パリに対する人々の感情は愛憎相半ばしたものとなっていると指摘している。

場の廃止を決定した臨時政府に抗議するために、パリの労働者たちが起こした暴動であった。六月暴動を境に、民衆に対するトクヴィルの姿勢は厳しいものとなる。

新たな第二共和制憲法（1848年11月）に基づいて、1849年5月13日に立法議会（Assemblée législative）の選挙が行われると、ここでもトクヴィルは当選を果たす。穏健共和派・正統王朝派・オルレアン派によって構成されていた保守派は以前の憲法制定議会では大多数の議席を占めていたが、この立法議会選挙で保守派が獲得した議席は750議席の内の450議席であった。対して、フランス革命にならって山岳派と呼ばれていた急進派の議席は180議席であった。この数字は微妙な意味を持っている。保守派は絶対多数を確保しているが、憲法制定議会と比べると退潮傾向にあり、片や山岳派も議席の4分の1を獲得したとはいうものの全国的な支持には遠く及んでいなかったためである。この政治状況において、保守派は大同団結することで山岳派や社会主義者、労働者階級の活動家たちに対抗することを試みる。その中核となったのが、前年の六月暴動の後に結成された秩序党（Parti de l'Ordre）であった。ピエール・ロザンヴァロンは、穏健共和派・正統王朝派・オルレアン派・一部のボナパルティストらによって構成されていたこの党派を、イギリス的政治の実現を図ったギゾーの政治理念の再興を目指して結び付いたものであるとしている。¹¹しかし、実際のところ、その第一の目的は伸張著しい急進派や社会主義勢力への対抗にあったと見るのが妥当であろう。そもそも秩序党を構成した諸党派はそれぞれ相容れない政治理念を抱いており、急進派に対抗すること以外の共通要素は見当らない。何より、六月暴動の後に活動を本格化したという事実が、秩序党の実態を明らかにしているといえる。そして、トクヴィルもこの保守派政治グループに積極的に参加し、その主要な一員としての立場を確立していくことになる。

時は前後するが、1848年12月には、ルイ＝ナポレオン・ボナパルト Louis-Bonaparte（1808-1873）が投票総数の4分の3という圧倒的支持を得て共和国大統領に選出されている（在職1842-1852）。間接選挙と直接選挙という違いはあるものの、憲法起草委員会でトクヴィルが支持した、国民による投票という選出制度が、数年前まで暴動の首謀者として収監されていたルイ＝ナポレオンの大統領選出を可能にした。¹²ルイ＝ナポレオンが民衆からの熱烈な支持を集めた理由はいくつか挙げられるが、そのひとつは彼が民衆の境遇に配慮した政治方針を掲げていたこ

¹¹ Pierre Rosanvallon, *Le moment Guizot* (Paris, Gallimard, 1985), p. 342.

¹² ルイ＝ナポレオンは、1836年に熱烈なボナパルティストであったヴィクトール・ド・ペルシニー Victor de Persigny（1808-1872）と共に七月王政に対して一揆を企てたが、ほとんど何も行わないうちに身柄を拘束されてしまう。そのため、この時は七月王政側もルイ＝ナポレオンに対して寛大に対応し、処罰もアメリカ追放にとどめる。しかし、ルイ＝ナポレオンは1840年に再び武力蜂起を企て、自らに従うように軍に対して呼びかけるが応じる者はなく、今回もまたほとんど未遂のまま終わる。ただ、七月王政側は、ほぼ未遂とはいえクーデタを2度も起こした人物を放置するわけにもいかず、1840年に彼を投獄する。ところが、1846年にルイ＝ナポレオンは脱獄に成功し、パリにやって来たのは二月革命直後の1848年2月27日のことであった [これらの記述は鹿島茂『怪帝ナポレオン三世 第二帝政全史』（講談社、2004年）による]。いってみれば“正統派”の政治家であり、そして一級の知識人でもあったトクヴィルが、このような人物に対して軽蔑の念を抱いていたとしても無理からぬことであつたといえよう。

とにあった。¹³ルイ＝ナポレオンに対する後世の評価は決して芳しいものではない。¹⁴トクヴィルも 1849 年 6 月 2 日から 10 月 31 日までの短期間とはいえ、ルイ＝ナポレオンの下で外務大臣を務めたが、この野心的な人物に対して警戒を緩めることはなかった。そして、1851 年 12 月 2 日の大統領クーデタによって、彼の懸念は現実のものとなる。¹⁵

ルイ＝ナポレオンのクーデタを機に、トクヴィルは政界から引退する。本章の対象文献とした『回想録』は、この前後に書かれている。この著作は三部で構成されている。1850 年 7 月からノルマンディー・トクヴィル村の自邸で書かれた第 1 部には、七月王政末期のその崩壊過程と二月革命が描かれている。第 2 部では、二月革命に関する分析が冒頭に置かれ、続いて成立間もない第二共和制の混乱した状況が描写されている。なお、第 2 部は病氣療養のために滞在していたイタリアのソレントで執筆された。第 3 部は、1851 年 9 月の立法議会休会中にヴェルサイユのトクヴィル邸で書かれたものである。ここで取り上げられているのは外務大臣在任中の出来事である。具体的な事件としては 1849 年 6 月 13 日に発生した山岳派暴動とローマ出兵を中心とする外交問題が扱われているが、何より興味が引かれるはルイ＝ナポレオンに関するトクヴィルの評価である。既に述べたように、トクヴィルはこの『回想録』を自分自身のためだけに執筆し、その内容が秘匿されることを望んでいた。この頃から彼は体調不良が目立つようになり、自らの周囲で起こった様々な出来事に対して隠者のような心境で思い巡らすことしかできなくなっていた。¹⁶しかし、トクヴィルがそのような精神状態に陥ったのは、健康状態だけが原因であったのだろうか。政治・社会のいずれにおいても、彼の危惧した事態が現実のものとなっていく過程を同時代人と

¹³ トクヴィルは、ルイ＝ナポレオンの性格について、下層階級出身の無頼漢や破産者、放蕩者といった悪い取り巻きと共に過ごし、そういった人間たちからの追従を受け続けてきたために、従属的な下層階級に対する同情心のようなものを持っているが、そのような心情はまさに「凡庸な君主」(princes médiocres) の特徴だと述べている [S, 3:2, p. 901 [邦訳 348 頁]]。トクヴィルは専制を危険視し、その支配者としてルイ＝ナポレオンに警戒を示しているが、『回想録』をはじめとするトクヴィルの著作や書簡の中でうかがえるルイ＝ナポレオン評は危険性よりも凡庸さや愚劣さに向けられている。しかし、実際のところ、ルイ＝ナポレオンは幼い頃より厳しい教育を受けていただけでなく、1830 年代にはナルシス・ヴィエイヤール Narcisse Vieillard (1791-1857) を通してサン＝シモン主義を学び、投獄時代にアダム・スミスやジャン＝バティスト・セイ、ルイ・ブランらの著作を熱心に読んでいた [野村啓介『フランス第二帝政の構造』(九州大学出版会、2002 年) 33-35 頁]。そのため、社会問題に対するルイ＝ナポレオンの積極的姿勢を周囲の者の追従が原因だとするトクヴィルの見解は、いささか公平さに欠けているといわざるを得ないだろう。

¹⁴ 西川長夫は、ユゴーらの文学者やジャーナリストをはじめとする第三共和制のイデオログによる批判が第二帝政に対する悪評に大きく影響したと述べている。西川によれば、パリ・コミュンへの弾圧によって成立した第三共和制には「デモクラシーにおける自己の正統性を声を大にして主張すべき弱み」があったため、これらイデオログたちはその前に存在した第二帝政を意識的に貶める必要があった [西川長夫『フランスの近代とボナパルティズム』(岩波書店、1984 年) 85 頁]。

¹⁵ 二月革命前後の政治変動は極めて短期間にもかかわらず、あまりにも流動的で、そして輻輳している。ちなみに、マルクスはこの間の状況を「ブルジョワ共和派の没落の歴史」と評し、ブルジョワ共和派とプロレタリアートの全面闘争、ブルジョワ共和派支配、ルイ＝ナポレオンと秩序党の共闘およびブルジョワ共和派の消滅という三段階に整理している [カール・マルクス『マルクス・コレクション 3 ルイ・ボナパルトのブリュメール八日／経済学批判要綱「序説」「資本的生産に先行する諸形態」／経済学批判「序言」／資本論第一巻初版(第一章)』横張誠／木前利秋／今村仁司訳(筑摩書房、2005 年) 27-28 頁]。

¹⁶ S, p. 1:1, p. 727. [邦訳 15 頁]。

して目の当たりにした悲嘆が、彼を『回想録』執筆へと向かわせたのだろう。では、その悲嘆の原因を見ていくことにしよう。

第2節 七月王政とその精神

全体的には、七月王政は安定した時代であった。1830年憲章に基づく、勅選の貴族院および制限選挙によって選出された代議院が構成する二院制議会と国王を両輪とするオルレアン型議院内閣制（*parlementarisme orléaniste*）の導入により、フランス革命以来混乱の絶えなかったフランス政治は落ち着きを取り戻す。外交政策では周辺諸国とりわけイギリスとの善隣外交を推進し、国民全体が甚大な影響を被るような戦争に巻き込まれることもなかった。1840年代以降、七月王政の実質的な最高指導者はギゾーであった。

七月王政期のフランスは劇的な経済成長と産業化を果たしている。

たとえば、この頃のフランスの経済成長を支えた要因のひとつに鉄道整備がある。¹⁷1841年時点で、4,000キロの鉄道が整備されていたイギリスに対して、フランスの鉄道総延長距離は575キロに過ぎなかった。この遅れを打開するために、フランスでは総裁アレクシス・ルグラン Alexis Baptiste Victor Legrand（1791-1848）に率いられた国家の土木局（*Corps des Ponts et Chaussées*）が企画した全国鉄道網整備計画とサン＝シモン主義者が提唱した地中海・北海間最短縦断鉄道の2種類の整備案が存在していた。このうち土木局の整備計画は、セーヌ川を基幹交通とするパリが国土の他の地域、特に南東部から分断されてしまっている状況の解決、低調なロワール川の水運の代替、冶金工業の中心地であったオート＝マルヌ県との接続の改善等を目的としており、この計画を推進するために1842年に鉄道法が制定された。つまり、フランスの鉄道整備は、民間主導であったイギリスやアメリカの場合とは異なり、国家計画として推進されていた。

トクヴィルは、国家主導の経済・産業政策について、政府はこの20年でより活動的になって、従来では想像もつかない事業にも手を出し、「工業製品の最大の消費者（*consommateur*）」「この国における最大の事業者（*entrepreneur*）」となったと述べている。¹⁸前章で紹介したデモクラシーにおける政府ないし国家の帰結は、父権的（*paternal*）な性格を持った民主的専制であった。この考察は主として1830年代に行われたものであるが、1840年代を経た後のトクヴィルの社会分析において、政府には「消費者」と「事業者」という新たな性格が付与されることになる。鉄道整備の手法の違いを見てもわかるように、これらの新たな性格はフランス国家の特徴でもあった。民間だけでも潤沢な資金を有していたイギリスに比べて、経済成長に遅れたフランスでは民間での資本蓄積は十分とはいえ、積極的に開発を推進するためには国家を通して巨額の資本を民間に提供をしていくことが不可欠であり、国家自体が「消費者」にも、また「事業者」にもなる必

¹⁷ モーリス・レヴィ＝ルボワイエ『市場の創出 現代フランス経済史』中山裕史訳（日本経済評論社、2003年）140-145頁。

¹⁸ *AR*, 3:4, p. 204. [邦訳365頁]。

要があった。すなわち、元々は政治的主体であった国家ないし政府が、この時代になると経済的主体としても登場することになったのである。そしてこのことは政策のみならず、政治自体に対して、否応なくその性格の変更を迫るものでもあった。デモクラシーにおける国家の負の帰着点として民主的専制を予想し、国家が人々の物質主義をいたずらに刺激することを批判したトクヴィルは、当然ながら国家の経済主体化に対しても警戒の念を抱いた。¹⁹

さて、経済のみならず、フランスにおけるほぼあらゆる政策は首都パリを中心に計画され、実施される。先述の鉄道もパリを起点として、全国に向かって放射状に整備が進められていった。パリはあらゆる産業の中心となり、トクヴィルの言葉を借りれば首都パリを「フランス第一の工業都市につくり上げ、労働者という全く新たな人々を引き寄せた」²⁰。ここに「労働者階級」(class ouvrière) という新たな階級が成立することになる。²¹

モーリス・レヴィ＝ルボワイエは、当時の労働者が置かれていた環境について次のようにまとめている。²²この当時、何よりも労働者は孤立していた。その第一の理由には、フランス革命で同業組合 (corporation) が廃止されたことによって職業の自由は保証されたが、労働者は自由な労働市場の中での孤立を強いられていたことがある。第二に、労働者には団結権や団体交渉権、団体行動権のいずれも認められていなかった。1791年のル＝シャプリエ法は賃金引き上げのための団結を禁止し、賃金は労働者と雇用者との契約によって定められるべきだという認識が広がり、これは刑法にも適用された。その結果、団結や団体結成、そしてストライキは犯罪として扱われることになった。第三に、労働者に一体感を抱かせる組織だとして、政府が職人組合 (compagnonnage) や友愛会 (fraternité) といった相互扶助組織を解散させたことが挙げられる。これらの施策の結果、労働者は孤立状態に陥ったが、彼らはまた同時にきわめて貧困でもあった。引き続き、レヴィ＝ルボワイエの見解を引くならば、労働者の貧困の原因には機械化の進展と低賃金があった。機械化の結果、専門職工という職種が成立しなくなり、男性労働者も単純労働者として労働市場において女性や児童と競合することになった。また、失業の危険も大幅に増加し

¹⁹ ただ、この当時政治家であったトクヴィルは地元シェルブールとパリを結ぶ鉄道の敷設に熱心に取り組んでおり、県会議員も兼職していた彼はマンシュ県議会に度々鉄道敷設に関する報告書を提出している [OC, X[Correspondance locale], pp. 591-726]。政治理論家・思想家としては国家に対する依存と隷属を批判したトクヴィルだが、同時に彼は地元への利益誘導を熱心に行った政治家でもあった。そのため、理論家としてのトクヴィルの言動と政治家としての彼の行動との間にある矛盾に対して批判を加えることは容易であろう。トクヴィルが提出した報告書のうち、1844年の報告書の中で彼は鉄道敷設には民間企業主導で行う方法と国家を中心とした方法の2種類があり、前者の場合は敷設地域が利益を得やすい場所に偏る傾向があるのに対して、後者は国家全体の利益に配慮した整備が期待できると分析しながらも、彼は民間企業案の方がより経済的で賢明だろうと記している [OC, X, p. 625]。トクヴィルは国家主導の経済と民間企業主導の経済の両方の長所と短所を冷静に見抜いていた。

²⁰ S, 2:1, p. 777. [邦訳 110 頁]。

²¹ ルイ・シュヴァリエが公式統計に修正を加えたものによると、1801年には547,756名であったパリの人口は、七月革命後の1831年には785,862名となり、二月革命前の1846年には1,053,897名に増加している [ルイ・シュヴァリエ『労働階級と危険な階級 19世紀前半のパリ』喜安朗／木下賢一／相良匡俊訳 (みすず書房、1993年) 177-180頁]。ここでシュヴァリエは単に人口増加のみに注目するのではなく、それによる経済的・社会的・精神的影響に目を向けよと述べている。

²² レヴィ＝ルボワイエ、前掲書、62-65頁。

た。これは単に人間の労働が機会労働に代替されるというだけでなく、不況の際に雇用者が労働者を解雇することに対して経営者が躊躇しなくなったという心理的影響が大きい。そして、労働者に貯蓄の習慣が存在していなかったことが、彼らの経済的自立を困難にした。元々、当時の労働者は賃金のすべてを消費に回す傾向があり、19世紀前半に実質賃金が低下するとそれは益々著しくなった。²³

厳密な意味で階級意識を持った労働者階級はこの当時存在していなかったと考えるレヴィールボワイエとは反対に、トクヴィルは新たな階級の誕生を覚知した。トクヴィルによる労働者階級の分析は決して精緻なものではない。また、労働者を見る彼の視点は政治家として、支配層としての性格を多分に含んだものになっており、客観的なものとは言い難い。ただ、この時代の一定数の知識人や指導層は労働者階級の誕生とそれが内在している危険性について認識しており、その点でトクヴィルの労働者観もこの時代としては一般的なものであったといえることができる。この頃の労働者階級観を代表するものとしては、オノレ・アントワーヌ・フレジェ Honoré Antoine Frégier(1789-1860)の『大都市の民衆における危険な階級およびその改善方法について』*Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes, et des moyens de les rendre meilleures* (1840)があるが、ここで労働者階級は「危険な階級」(classes dangereuses)と定義され、それは「まさに社会にとって不安な対象」と見なされた。²⁴また、ここでフレジェはそのような階級が危険化する要因として貧困を挙げている。彼の主張に基づけば、犯罪行為自体だけでなく、それが発生する可能性もまた「危険」(danger)に含まれており、そして犯罪の発生には貧困(pauvreté)が大きく作用していた。²⁵つまり、ここに次のような図式が成立することになる。経済成長とそれに伴うパリへの人口集中によって労働者階級という新たな階級が成立する。彼らは貧困状態にあり、恒常的に犯罪への契機が存在しているため、この階級は「危険な階級」として定義される。このことによって、社会問題と治安問題は一体化することになり、トクヴィルをはじめとする当時の指導層の多くは治安問題としても貧困を考える必要に迫られた。²⁶

²³ レヴィールボワイエは、社会主義運動は、労働者階級が一定の政治的成熟を遂げ、個々の労働者が社会の中で何らかの階級に帰属意識を覚えなければ実現できないと考える。そして、19世紀前半のフランスで社会主義革命が実現されなかったのは、政府の政策によって単一の「労働者階級」に属しているという階級意識が彼らの中に存在していなかったこと、労働者が一定の経済的独立を確保していなかったこと、そして適当な指導者が存在していなかったという3つの要素のためであるとしている[レヴィールボワイエ、前掲書、62頁]。これに対して、喜安朗は、当時のパリの労働者たちが「アソシエーション」(association)を通して多様な人間関係を構築していたこと、そして彼らがそれらを通して社会と積極的に関与しようとしていたことを主張する[喜安朗『夢と反乱のフォブル 1848年パリの民衆運動』(山川出版社、1994年)100-105頁]。それによると、七月王政期になると職業や職種ごとに労働者が結集して、賃金改定を求めてストライキを行うという労働争議の形が確立するようになり、このような結集(アソシエーション)を「コルポラシオン」と呼ぶようになった。二月革命以後は特にその流れが定着していくが、単一の運動体が形成されていたわけではなかった。

²⁴ Honoré Antoine Frégier, *Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes, et des moyens de les rendre meilleures* (Paris, 1840), p. 7.

²⁵ 田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』(人文書院、2006年)81-83頁。

²⁶ シュヴァリエは、実際の犯罪発生やそれへの恐怖もさることながら、そもそも当時のパリ民衆にとって犯罪がきわめて一般的なものであり、「民衆文化の一形態」であったことを指摘している[シュヴ

ただ、トクヴィルは、労働者階級もさることながら、政治と社会の中核として七月王政を主導していた中産階級に対しても批判の目を向けていた。

この事件〔七月革命〕が完遂されるやいなや、あらゆる政治的熱狂は鎮静化し、あらゆる出来事が全体的に小ぶりなものとなり、そして社会の富は増大した。中産階級特有の精神は、政治全体の精神となった。それは国内問題同様に、外交政策までも支配した。この精神は活動的で器用さを持ち合わせているが、しばしば破廉恥でもある。全体としては生真面目だが、虚栄心や利己主義のために時に軽率で、気質としては臆病である。あらゆる面で穏健だが、物質的な満足を求める時だけは別だ。そして、凡庸である。この精神が一般の人々かアリストクラシーと混ざり合うなら、とてつもなく素晴らしいものを生み出すこともできるが、それだけでは徳も偉大さも持たない政府を作り出すだけである。²⁷

自らの物質的安寧の追求のみに血道を上げ、大局的見地と公共性に対する意識を喪失したこの中産階級こそ、トクヴィルの見るところ、まず批判するべき七月王政の病巣であった。彼らは指導者であるべきにもかかわらず、「小さな幸福のただ中で、民衆のことを簡単に忘れてしまう」²⁸。さらに、「ひとつの階級の排他的利害と利己主義的な激情のみを唯一の支持基盤と常に考える」²⁹ フランス政治の通弊によって、中産階級以外の人々が政治に自らの意思を反映させることは極めて難しくなっていた。要するに、七月王政と中産階級は一体化していたのであり、凡庸・虚栄・軽率・臆病といった中産階級の特質はそのまま七月王政の特質でもあった。そして、このような七月王政の象徴としてその頂点に存在していたのが、国王ルイ＝フィリップ Louis Philippe 1^{er} (1773-1850; 在位 1830-1848) であった。ユゴーは『レ・ミゼラブル』の中でルイ＝フィリップを「1830年の化身」³⁰と呼んでいるが、トクヴィルもこの君主とその体制の関係を「ある種の親族関係、近親交配関係」³¹と評している。

七月王政の理論的支柱が自由主義であることに、まず異論はないと思われる。ただ、政治や社会の状況によって、自由主義の中身は大きく変化してきた。トクヴィルの時代、すなわち 19 世紀前半のフランスにおける自由主義とは、復古王政期に「ドクトリネール」(doctorinaires) と呼ばれた人々の主張した自由主義とってよい。ジョージ・アームストロング・ケリーによると、その特徴は第一に王党派に対する中道左派的立場、第二に穏健な政治運営の重視、第三に復古王

アリエ、前掲書、5頁]。

²⁷ S, 1:1, p. 729. [邦訳 18 頁]。引用中の括弧は本稿著者による注。

²⁸ S, 1:1, p. 729. [邦訳 19 頁]。

²⁹ S, 1:4, p. 758. [邦訳 74 頁]。

³⁰ ヴィクトル・ユゴー『レ・ミゼラブル』(第3巻) 豊島与志雄訳(岩波文庫、1987年) 189頁。ルイ＝フィリップと七月王政との親近性を認めていた点でユゴーとトクヴィルは共通している。ただし、ルイ＝フィリップに対するユゴーの評価が比較的肯定的であるのに対して、トクヴィルのそれは厳しいものとなっている。

³¹ S, 1:1, p. 730. [邦訳 22 頁]。

政期に制定された自由主義的な「(1814年)憲章」(Charte)の堅持、そして第四に資質 (talent) と出自 (breeding) に基づくイギリス的な立憲主義への志向が挙げられる。³²また、オウレリアン・クライウテュによれば、基本的にドクトリネールの思想は、絶対的権力への反発や漸進的改革、思想の自由と行動の自由、権力の抑制と分立、政治的権利の主張、市民的権利 (政治的権利) の主張、出版・言論の自由、そして陪審制度の導入等、他国の自由主義者の主張と共通している内容も多々ある。³³彼らはそれら以外にも、政治理論や政治行動の基底には社会状態や法を形成し、それらを共存させる「社会に関する理論」(theory of society) や、様々な制度を創設し、関連づけ、その特質を形作る「原理に関する理論」(theory of principles)、そして社会における理念や道徳感情の総体としての「道徳性に関する理論」(theory of morality) が存在することを持論としていた。ドクトリネールによって代表される 19 世紀前半のフランス自由主義が、単なるブルジョワジーの体制イデオロギーではなく、文字通り市民の自由を強力に主張するものであり、それだけでなく高度な社会理論を内包し、人間や社会の道徳性にも配慮したものであったことを、クライウテュの見解は示している。

ただ、この頃のフランス自由主義には、もうひとつきわめて重要な思想的責務を担っていた。それは 1789 年に始まったフランス革命に確実に終止符を打つことであった。彼らの多くは、大革命の理念自体は評価していた。クライウテュは、彼らが「歴史的文脈」の中で生きていたことを強調する。³⁴彼らの課題はデモクラシーの洗練と穏健化であり、危険な革命精神の痕跡を除去することにあつた。彼らにとって平等化と社会変化はもはや不可抗となっており、真に取り組むべきはアナキーな要素を取り除いた後に革命の理念によって安定的で自由な政府を建設することであつた。³⁵つまり、フランス自由主義は、フランス革命において理想とされ、実現された

³² George Armstrong Kelly, *The Human Comedy, Constant, Tocqueville and French Liberalism* (Cambridge, Cambridge University Press, 2006), pp. 17-19.

³³ Aurelian Craiutu, *Liberalism under Siege, The Political Thought of the French Doctrinaires* (Lanham, Lexington Books, 2003), pp. 282-284.

³⁴ Craiutu, p. 80.

³⁵ 松本礼二は、フランス革命と産業革命という「二重革命」がつくり出した「ポスト革命期」の政治的混乱の中で生まれた様々な政治的イデオロギーのひとつとして自由主義を定義し、革命の成果を守ると同時に急進化と反動の悪循環を絶って革命を終結させる二重の課題を担っていたとしている [松本礼二／川出良枝『近代国家と近代革命の政治思想』(放送大学教育振興会、1997年) 126-127頁]。また、ピエール・マナンは、ヨーロッパ自由主義の思想的系譜を、ニコロ・マキアヴェリからトマス・ホッブズ、ジャン＝ジャック・ルソーへと至る「第一の自由主義」と、ルソーとフランス革命によって断絶された後の「第二の自由主義」に分けた上で、後者の課題は「ルソーとフランス革命」という表現によって要約される出来事や感情、そして理念の複合体が生起した「ショック」を吸収することにあつたとしている [Pierre Manent, *Histoire intellectuelle du liberalism, Dix leçons* (Paris, Calmann-Levy, 1987), p. 173. [ピエール・マナン『自由主義の政治思想』高橋誠／藤田勝次郎訳 (新評論、1995年) 184頁]]。これらを見てもわかるように、「革命を終わらせる」ことがフランス自由主義の思想的意義であつたと考える研究者は多く、本稿執筆者もその立場に立つ。フランスでは大革命以来、現在に至るまで、共和主義の思想的系譜が強力に継続している。七月王政期までは野党的位置にあつた共和主義だが、君主政復活の可能性が絶たれた第三共和制以降はフランスの国是のような地位を占めるに至る。19世紀、とりわけ二月革命以降の共和主義はフランス革命思想とは区別されるべき穏健なものだが、自由主義と並列させた場合の共和主義の革新性と自由主義の保守性は否定できない。フランス自由主義は革命の理念やその成果を否定するものではないが、共和主義と比較した際の思想上の相対的

自由と平等を積極的に評価して、その増進を試みる一方で、革命という政治的事象においてほぼ不可避的作用である暴力性や過激性、急進性を否定するという、いわば加速と減速を同時に行うきわめて困難な課題に取り組んだ思想的営為であったということが出来る。フランス革命の理念と成果を継承するという事は、自ずとフランス革命によって利益を得た階級、具体的にいえば貴族階級による抑圧や伝統的桎梏から解放されたブルジョワジーの台頭を促すこととなる。また、フランス革命が「革命の徳の絶対主義」³⁶を標榜していたことを斟酌すれば、対するフランス自由主義にも道徳性に対する配慮する性格があったということが出来る。

さて、ドクトリネールたちが基本指針とした 1814 年憲章は基本的には王権神授説に則ったものであり、王が「承認し、臣下に対して君主の温情によって授けられた」(ACCORDÉ ET ACCORDONS. FAIT CONCESSION ET OCTROI à nos sujets) 欽定憲法 (octroi) だが、不十分とはいえ絶対王政や第一帝政と比較すれば自由主義的な体制ということができた。復古王政の行政権は君主に属していたが、立法権は君主・貴族院 (Chambre des pairs)・代議院 (Chambre des Députés) が共に有しており、信仰や思想の自由も容認されていた。だが、いまだに王党派が幅を利かせている状況下において、憲章に基づく政治が適切に運営されるのかということは問題であった。そしてこの憲章の適切な運用を主張したのが、活動的な知識人や大学教員たちと自由主義を信奉する貴族たちであった。

1830 年の七月革命によってルイ＝フィリップを君主とするオルレアン王制が成立すると、ドクトリネールたちは一転して体制派となり、旧来の貴族階級に反発していた新興勢力のブルジョワジーの支持を受けて七月王政を主導していくことになる。七月王政において定められた憲章は、欽定憲法だった 1814 年憲章よりもはるかに自由主義的かつ民主的で、君主権の制限と議会の権限の伸長が図られていた。それによって、ブルジョワジーをはじめとする七月革命を主導した人々の目的はとりあえず実現されたことになるわけだが、七月王政成立後はルイ＝フィリップの即位の正統性に対する見解と 1830 年憲章に対する姿勢の違いのために政治グループの再編が行われることになる。

さて、すでに述べた通り、フランス自由主義には道徳性や公共性に対する志向性が存在しており、そこには「世論」「公論」による公共圏構築という理念が存在していた。だが、七月王政によって自由主義がそれまでの野党的立場の思想から体制側の思想へと変質すると、その思想の場は公共圏の政治活動から国家と政府の政治活動へと移行していった。³⁷体制化した自由主義の指

位置、そして「革命を終わらせる」という思想的責務から、その性格は保守的な色彩を伴わざるを得なかった。[フランスにおける自由主義、共和主義、そして社会主義の関係に関しては、宇野重規『政治哲学へ 現代フランスとの対話』(東京大学出版会、2004 年)に詳しい]。

³⁶ リュシアン・ジョーム『徳の共和国か、個人の自由か ジャコバン派と国家 1793 年-94 年』石埼学訳 (勁草書房、1998 年) 5 頁。

³⁷ 安藤隆穂『フランス自由主義の成立 公共圏の思想史』(名古屋大学出版会、2007 年) 297 頁。安藤は、意見の公開と表現の自由を特徴とする公共圏構築を目指していたバンジャマン・コンスタン Benjamin Constant (1767-1830) の思想をフランス自由主義の到達点として評価する。なお、堤林剣も、コンスタンは「公共精神」(esprit public) と「世論」(opinion もしくは opinion publique) を類似概念も

導者であるギゾーは、長く続いたフランスの混乱を收拾するために政治秩序を社会自体から見出すこと、具体的にはブルジョワジーの現実的政治力による政治秩序の確立を企図していた。³⁸「文明」という概念に基づく進歩史観を特徴とするギゾーの歴史観によれば、ヨーロッパ文明は「多様な要素、多元的な原理の同時併存とその間の不断の闘争と相互牽制」³⁹を特徴としており、七月革命におけるブルジョワジーの勝利は歴史の最終段階に到達したことを意味していた。ギゾーが主張した「理性主権」(souveraineté de la raison)は、「君主主権と人民主権という二つの極端な主権論から区別されて、法に体现された人間理性に政治上の最高権威を認める」⁴⁰という概念である。それは主権概念に対して強い固執を示すフランスに、アリストクラシーとブルジョワジーの抑制均衡の上に安定を実現したイギリスの政治体制を導入するために編み出されたものであるが、「フランス伝統の根幹である主観主義的な主権概念を放棄することなく、それを権力が実際に不在であるような場所において構成する」⁴¹という知的にも政治的にも高度な能力を必要とするものであった。そのため、フランス中産階級の資質的欠陥に気付いていたトクヴィルからすれば、ギゾーの意図は画餅に過ぎなかった。何より、凡庸なる中産階級に支えられた、凡庸なる君主ルイ＝フィリップを戴く、凡庸なる政治体制として七月王政が実際に存在しているという事実こそ、その証明であった。そして、この凡庸なる政府は致命的な過失を犯すことになる。

トクヴィルは、革命が目前に迫った1848年1月27日の議会演説で、同僚議員に対して次のように警告を發した。⁴²

労働者階級のただ中で起こっていることに、注目していただきたい。彼らが現在、静穏な状態にあることは、私も認識している。確かに、彼らは、かつてのように政治的情熱によって動揺させられているわけではない。だが、皆さんは、彼らの情熱が政治的 (politiques) なものから社会的 (sociales) なものへと変化したことを理解されているだろうか。この現象が徐々に彼らの意見や考えの中に広がっていることを、ご存じではないのだろうか。これは法律の改変や大臣の更迭、政府の打倒を目的としたものではなく、社会の転覆を目指すものである。彼らは、

しくは同義語として扱っていたと述べている [堤林剣『コンスタンの思想世界 アンビヴァレンスのなかの自由・政治・完成可能性』(創文社、2009年)103頁]。

³⁸ 安藤、前掲書、307頁。この点について、ピエール・ロザンヴァロンは、「1814年の人々」、すなわち1814年憲章を評価し、その実現を目指したギゾーらドクトリネールたちは、「古いフランス」が「1789年の人々」によって破壊された後には、「新しいフランス」が建設されなければならないと考えていたと記している [Rosanvallon, p. 18]。

³⁹ 丸山真男『「文明論之概略」を読む』(下)、(岩波新書、1986年)63頁。

⁴⁰ 田中治男『フランス自由主義の生成と展開 十九世紀フランス政治思想研究』(東京大学出版会、1970年)100頁。

⁴¹ Pierre Rosanvallon, “Guizot,” in François Furet and Mona Ozouf eds., *Dictionnaire critique de la Révolution française* (Paris, Flammarion, 1988), p. 972. [ピエール・ロザンヴァロン (水嶋一憲訳)「ギゾー」、フランソワ・フェレ／モナ・オズーフ『フランス革命事典 七 歴史家』河野健二／阪上孝／富永茂樹監訳 (みすず書房、2000年)22頁]。

⁴² トクヴィルの『回想録』には1848年1月29日に行った演説と記されているが、実際には1月27日に行われている。

今日の社会が立脚している基礎を覆そうとしているのである。彼らの間で日々交わされている会話を耳にされたことはないのか。彼らが自分たちの上位にいるあらゆる人々には統治する能力もなければ資格もないと再三話をしていることを、この世界で現在まで行われてきた富の分割が不公平なものだと話していることを、所有が公正とは言い難い基礎の上に成立しているとしきりに話していることを聞いたことはないだろうか。⁴³

そしてトクヴィルは来る革命について、次のようにも議員に訴えた。

まもなく発生する政治闘争は、持てる者と持たざる者との間で行われることになるだろう。その主戦場は所有 (propriété) である。政治の主要な問題は、所有権の修正を巡るものとなるだろう。⁴⁴

諷刺画で知られる画家オノレ・ドーミエ Honoré Daumier (1808-1879) は、「7月の英雄 1831年5月」という作品を残している。⁴⁵そこに描かれているのは、セーヌ川に入水しようとしている義足の男性である。彼は質札を縫い合わせたコートを着て、三色旗が翻るブルボン宮殿(議会)を前方に見ながら、今まさに身投げしようとしている。これは当時のパリ民衆の状況を如実に示すものであった。七月革命の際、後に「栄光の三日間」(Trois Glorieuses)と呼ばれる市街戦を実際に戦い、5,000人もの死傷者を出したのは民衆であったが、彼らの政治参加が認められることはなかった。また、生産と消費の中心地であるパリへの人口流入を必然とする七月王政の経済重視政策によって、商業や手工業といった庶民経済における新規参入者が急激に増加した結果、中には社会階層を上昇していく者も現われたが、大半の労働者の生活水準は低下し、失業者の増大と貧困層の拡大を招いた。⁴⁶このような事態を目にしたトクヴィルは、政治体制を改めても何も得ることのなかった民衆が、問題の根本は「政治」ではなく「社会」にあり、さらにその根底に「所有」が存在していると認識するようになったことを敏感に感じ取っていた。ところが、ルイ＝フィリップをはじめとする七月王政の指導者の多くは「精巧な機構が据えられた社会」というもの自体を忘れ去ってしまっていた⁴⁷ため、政治から社会へと関心を移し始めた人々の重要な変化を見落とす。このように、政府の失政が革命の元凶であったことは明白である。

トクヴィルは、政権指導者だけでなく、野党指導者たちの問題も指摘している。政権に対して批判的立場にあったトクヴィルだが、アドルフ・ティエール Louis Adolphe Thiers (1797-1877) や

⁴³ S, 1:1, p. 736. [邦訳 31 頁]。

⁴⁴ S, 1:1, p. 735. [邦訳 30 頁]。

⁴⁵ ドーミエについては、喜安朗編『ドーミエ諷刺画の世界』(岩波文庫、2002年)に詳しい。

⁴⁶ 喜安朗『パリの聖月曜日 一九世紀都市騒乱の舞台裏』(岩波現代文庫、2008年) x-xi。なお、ウージェーヌ・ビュレによれば、病院での死亡率の統計に基づいて貧困の計測を行ったところ、1836年段階においてパリ市民90万人に対して23万8,000人が貧困状態にあった。[ビュレは貧困率を低く見積もっている公式統計に異議を唱えていた。シュヴァリエ、前掲書、334-339頁]。

⁴⁷ S, 1:1, p. 734. [邦訳 28 頁]。

オディロン・バロ Camille-Hyacinthe-Odilont Barrot (1791-1873) らが主導した改革宴会運動に参加することはなかった。その理由のひとつは彼らの「性格と策略に対する嫌悪感」⁴⁸にあったが、それ以上に「この種の騒擾をどこに導いていくべきなのか、予測し、準備することができなくなる」⁴⁹ことに対する恐れが、トクヴィルをこの運動から遠ざけていた。⁵⁰彼の予感は的中する。1848年2月22日、すなわち二月革命発生前日にパリ12区で予定されていた改革宴会は、人々が自発的に企画したものであったが、これへの政府干渉が二月革命の直接の契機となる。この頃にはバロら野党指導者たちも改革宴会運動の予想以上の進展と激化を懸念するようになっていたが、時既に遅く、彼らが民衆を統制できる段階はとうに過ぎていた。また、商店主や熟練手工業者を中心とした自警团的防衛組織である国民兵 (garde nationale) は元々労働者階級と微妙な共存と対立の関係にあったが、民衆の動向に併呑されて反政府姿勢に転じ、それが事態を革命へと急展開させていく。⁵¹結局、野党指導者たちも、人々の変化を見過ごし、自分たちの威勢と影響力の拡大のためにいたずらに民衆を扇動して、革命の火種をまいたのであった。

トクヴィルの政治思想において顕著なことは、常に社会が視野に収められている点である。トクヴィルにおける社会とは、政治や経済、法制度の他、文学や宗教、さらには家族や結婚制度といったものまで含む極めて総合的な概念である。これらは複合的かつ重層的に存在し、相互に影響を及ぼし合う。政治と社会を別個に考えていたために民衆の変化を見抜けなかった多くの七月王政指導者とは異なり、政治と社会の強い連関を認識していたトクヴィルは人々の間に広がっていた不穏な空気に気付いていた。⁵²そこで彼は、社会政策の実施を通して、七月王政によってもたらされた危機の克服を試みたのだが、その詳細は後の章で論じたい。

トクヴィルは先に紹介した議会演説において、大事件の原因は法のメカニズムではなく政治の精神にあり、七月王政もその政府の「精神」(esprit)を変えない限り、破滅は避けられないだろうと同僚議員に呼びかけている。⁵³そして事実、二月革命が発生したということは、この“七月王政の精神”が二月革命を引き起こしたとすることができるであろう。そのため、この七月王政の精神について考える必要がある。

第一に挙げられるのが、個人主義である。第1章でも説明した通り、このデモクラシー特有の

⁴⁸ S, 1:2, p. 739. [邦訳 38 頁]。

⁴⁹ S, 1:2, p. 740. [邦訳 40 頁]。

⁵⁰ この当時のトクヴィルとギゾーの関係についていえば、判事時代は熱心にギゾーの講義を聴講していたトクヴィルだが、政治家時代ほぼ一貫して対立関係にあった。しかし、ギゾー自身は『アメリカのデモクラシー』という著作を高く評価しており、政治家トクヴィルとの連携も考えていた [Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006), p.385]。

⁵¹ 国民兵は極めて狭い範囲の住民を基礎単位として中隊を構成した自警团的組織であり、商店主や手工業者以上の階層が参加していた。銃と制服は自弁で、また近隣地域の治安維持を任務としていたため、国民兵の制服はステータス・シンボルであると共に抑圧の象徴にもなっていた [喜安、『夢と反乱のフォブール』、9 頁]。

⁵² ギゾーは七月革命の際に民衆の無軌道な行動を目にして以来、一貫して抑圧を統治の重要な手段と考えるようになっていた [後平隆「ギゾーの文明論 (三)」、『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』第 44 号、2007 年、70 頁]。

⁵³ S, 1:1, p. 738. [邦訳 35 頁]。

感情は有機的な人間関係を構築しようという意欲を市民から失わせる感情であり、そのような感情に罹患すると人々の関心は自分の周囲のごく小さな人間関係のみに限定されるようになる。本来、自由主義には公共性を志向する性格があったにもかかわらず、個人主義の影響によって七月王政の指導者たちとそれを支える中産階級の内面からそのような傾向は失われて、最終的にはか「公共の徳の源泉を枯渇」⁵⁴させることになる。中産階級とその支持を受けた七月王政の指導者たちは、社会の中核として、また為政者として、社会全体への配慮とそこで発生する事態への迅速な対応という本来果たすべき責務を有していたが、彼らはそれを怠っていた。トクヴィルの議会演説は、そのような彼らに対する痛烈な批判であった。

七月王政の第二の精神は、物質主義である。中産階級は公共性や大局的見地を喪失していた反面、自身の物質的安寧の追求にはきわめて熱心であった。中産階級は経済活動という形で外見上では社会に参画しているかのように振る舞っていたが、実のところその精神においては小さな私人的社会の中に留まり続けていた。要するに、彼らは物質的安寧に関する事柄には積極的であったが、それ以外の事柄に関しては個人主義的な振る舞いに終始していた。

そして問題になるのが、個人主義と物質主義に罹患した中産階級に対して民衆が抱いている不満の的は「所有（権）」だということである。フランス人権宣言（第 17 条）によって明確に示されているように、大革命以降のフランスにおいて財産の不可侵性は絶対であった。1789 年以降のフランスでは政治体制が頻繁に変化し、その都度大革命に対する評価に転変はあったが、そこで確認された理念や権利が全面的に否定されることはなく、特に所有権の保障は絶対的であった。所有権の絶対性と物質主義は同義ではないが、所有権が肯定されたことによって物質的安寧への執着が権利的にも道徳的にも肯定されることになったといえる。いわば、デモクラシーの病弊ともいえる物質主義は、人権宣言によって最高度の理論的正当性が与えられた。だが、それはパリの人口の大部分を占める貧困者にとっても同様である。人権宣言の考える人権が普遍的なものである以上、当然ながらそれは貧しい民衆にも該当する。つまり、労働の対価としての一定の所得と財産を得ることは容認され、保障されるべきであるという所有（権）についての権利意識が民衆の間にも広がることになる。トクヴィルが、議会演説において七月王政時の指導者たちに欠落しているものとして批判したのは、「所有」に関するそのような権利意識の拡大と浸透に対する認識であった。

第 3 節 二月革命の本質

パリ 12 区で予定されていた改革宴会に政府が介入したことを直接の契機として、1848 年 2 月 23 日から 24 日にかけて二月革命が発生する。『回想録』におけるトクヴィルの民衆観は、時折そ

⁵⁴ *DAI*, 2:2, p. 612. [邦訳第 2 卷（上）175 頁]。

の境遇に同情を示しながらも概して厳しい。⁵⁵革命時の民衆の行動を賞讃する友人に対して吐いた次の言葉が、それを端的に示している。

あなたは自由の勝利と呼んでいるが、これは自由の最終的な敗北なのだ。あなたに言うておきたいことがある。あなたは無邪気に感嘆しているが、この連中は自由に生きる能力もなければ、その資格もないことをまさに明らかにしたのだよ。経験が彼らに何を教えたのか、私に見せてくれないか。経験はどのような新たな徳を彼らに与えたのか。どのような悪徳が取り除かれたのか。私から見れば、彼らは何も変わってはいない。彼らの父親たちと同じように短気で軽率、法を軽蔑し、意志薄弱で、そのくせ危険を前にして無謀なのだ。⁵⁶

トクヴィルは、革命というものが綿密な事前の計画に基づいて行われるものではなく、民衆の感情の発露として発生するものと考えている。⁵⁷軽率で無謀な民衆の感情が原動力である以上、革命に摩擦や暴力が付随するのは不可避である。そのため、トクヴィルにおいて、革命と混乱、そして暴力は一体である。

このようにトクヴィルは無思慮な民衆による感情的行動として革命を認識しているのだが、二月革命にはさらに2つの特徴があると彼は考えている。「嫉妬」と「社会主義」である。

私が既に二月革命の哲学と呼んでいたものは、社会主義の理論 (théories socialistes) であった。それは後に真の熱情をかき立て、嫉妬 (jalousies) を燃え上がらせ、最終的に階級間の闘いを引き起こしたのであった。⁵⁸

ここで注視しなければならないことは、「平等社会における不平等」である。⁵⁹トクヴィルが指摘したことは、デモクラシーではもはや不平等を正当化する理屈は存在しないということであり、この平等社会が異議申し立てに対して開かれ、また常に新たな異議申し立てが生み出されている社会だということである。いわば、平等社会においても不平等が完全に払拭されることはないが、だからこそ平等を求める動き (異議申し立て) は社会の原動力になる。よって、デモクラシーにおいて、異議は積極的に肯定されなければならない。

⁵⁵ トクヴィルの母方の曾祖父マルゼルブは絶対王政末期に検閲担当の出版統制局長という職にありながらも、百科全書派やルソーを支援したことで知られている (木崎喜代治『マルゼルブ フランス一八世紀の一貴族の肖像』岩波書店、1986年を参照のこと)。マルゼルブは絶対王政に批判的であったにもかかわらず、ルイ16世の裁判の弁護人を務めたことから処刑され、トクヴィルの両親もその影響で投獄される。彼らはテルミドールのクーデタで釈放されるが、父は頭髪が全て白髪になり、母は精神を病むことになった [Jardin, pp. 13-14. [邦訳 19-20 頁]]。革命の暴力性や暴徒に対するトクヴィルの厳しい態度は、このような家族の記憶が関係していると思われる。

⁵⁶ S, 2:1, p. 781. [邦訳 118 頁]。

⁵⁷ S, 1:3, pp. 752-753. [邦訳 63 頁]。

⁵⁸ S, 2:2, p. 787. [邦訳 130 頁]。

⁵⁹ 宇野重規『トクヴィル 平等と不平等の理論家』(講談社選書メチエ、2007年) 66-76 頁。

しかしながら、問題になるのはその異議申し立ての動機と質である。トクヴィルは、人々が平等社会における不平等に対して神経質な反応を示すことに注目する。「不平等が社会で共有された規範である時、極端な不平等であっても目に付くことはまずない。あらゆることがほとんど平準化されている時には、ごく小さな不平等にも感情が害される。そのため、平等が一層拡大していくにつれて、常に平等への欲求は飽くことを知らないものになるのである」⁶⁰。彼のいう平等とは、政治における平等以上に社会全体の平等を意味している。人々の平等化欲求により、一旦平等化への流れが定まると、平等は加速度的に社会に浸透し、社会の規範として位置付けられることになる。そのため、デモクラシーにおいて不平等を正当化する根拠は何も存在しない。この当時のフランスでは少なくとも観念的には平等が既定の社会規範となっており、だからこそかつては貴族や大ブルジョワジーにしか縁のなかった所有について、一般の民衆も意識するようになった。ところが、実際のところ、民衆は政治的には排除され、経済的には不平等の最底辺に放置されていたため、そのような現実が彼らの嫉妬を増大させていった。

そして、ここで特筆すべきは、トクヴィルが民衆の感情を表現するのに、「羨望」(envie)ではなく、「嫉妬」(jalousie)という言葉を用いていることである。羨望には「誰かが持っているもの、あるいは誰かに帰属するものに対する願望」という意味が、対して嫉妬には「自分の持ちもの、あるいは自分に所属するものを誰かに奪われるのではないかという怖れ」という意味がある。⁶¹『アメリカのデモクラシー』の中で散見される語は「羨望」である。平等社会では、人間は自分より豊かな人や有利な立場にある人に対して羨望を感じる。現時点において不平等が存在していたとしても、平等が与件の社会では不平等も解決される希望が存在する。要するに、平等社会での不平等は一時的なものである。人々は自分よりも裕福な人をうらやましく思い、自分もそのような境遇に到達したいと願った場合、平等社会であればそのための努力を払えば、自分もその境遇に達することができるという希望を持つことが可能となる（実際に可能かどうかは別の問題である）。これに対して、嫉妬という感情は既得のものを奪われるという感情だとされる。だが、二月革命を起こしたパリの労働者に既得の財産などはない。にもかかわらず、そこに嫉妬が生じたとすれば、人間はすべて一定の物質的安寧を得るだけの権利があるという認識があらゆる階層の人々に浸透していたことが考えられる。それにもかかわらず、自分たちの過酷な境遇が放置されていたとすれば、自身の労働の成果物や利益を不当に搾取している存在がいると考えて不満を抱いたとしても不思議ではない。このような不平等と嫉妬の関係から、トクヴィルは二月革命を階級闘争として判断したのである。⁶²

⁶⁰ *DAII*, 2:13, p. 651. [邦訳第2巻(上) 237-238頁]。

⁶¹ 石川実『嫉妬と羨望の社会学』(世界思想社、2009年)113頁。石川によれば、フランス語では<<envie>>には、「欲望」(desir)という意味合いも含まれている。また、『ロベール仏和大辞典』では、<<envie>>には「他人の優越性を羨むこと」、<<jalousie>>には「主として男女間の嫉妬心や他人の優越性をうらやみねたむこと」という意味があると解説されている。

⁶² トクヴィルは、経済学者の友人アドルフ・ブランキ Adolphe Blanqui (1798-1854) の邸宅での出来事を紹介している(ちなみに、このブランキの兄弟が革命家オーギュスト・ブランキである)[S, 2:9, p. 848. [邦訳 248-249頁]]。ブランキは、自邸で貧しい家庭から男女の子どもを引き取り、使用人として雇

トクヴィルの政治理論の中で階級を語る場合、問題になるのは既述の通り土地所有である。彼の中で、階級は土地所有の形態によって最終的に規定される。トクヴィルはフランスの土地所有の歴史について、「フランスにおいて不動産の分割の起源を大革命に求めることは、よくある誤りである。土地分割という事実は、大革命よりもはるかに以前から行われていた」⁶³と述べている。トクヴィルによれば、実はすでにフランスでは中世の段階で農民は「土地所有者」(propriétaire foncier) になっていた。アメリカでは土地所有は社会に広く浸透していたが、フランスでも土地の財産の分割は進んでいた。むしろその分割化の歴史はアメリカ以上であった。アメリカの産業化が本格化したのは南北戦争後の 1860 年代以降のことであり、トクヴィルの時代のアメリカにおける経済の中心はいまだ農業であった。そのため、この頃のアメリカにおいて土地財産の平等は同時に資産と収入の平等も意味していた。また、もちろんこれはアメリカ先住民族の存在を無視した考え方であるが、西部には広大な土地が残されていたため、西へ向かえばいくらかの土地を取得することは可能であり、誰もが平等化の恩恵を被ることができた。

これに対して、二月革命を論じる中でトクヴィルが問題視しているフランスの民衆は都市、中でも首都パリに流入してきた都市の労働者階級である。彼らは土地財産とは完全に切り離された無産階級であり、またその賃金も最低程度に抑えられていたが、平等に関する意識と所有権に関する意識は最底辺に置かれた労働者階級にも浸透していた。だが、彼らはその不満の表明を望んでも選挙権がなく、自らの意志の表明と権利の主張もかなわなかったため、怨嗟のみが募っていた。

ここでアメリカとフランスの相違点、より正確に表現するならトクヴィルが観察し、理論化したアメリカと彼が直面した現実のフランスのと間の違いが明確になる。すなわち、アメリカの経済社会を構成していたのが土地所有に基づく独立自営農民であるのに対して、トクヴィルが二月革命の文脈で問題視しているパリ中心のフランス経済社会の構成員は賃金労働者であったということである。

トクヴィルの同時代人であったカール・マルクス Karl Marx (1818-1883) は、1847 年の講演をもとにまとめた『賃労働と資本』*Lohnarbeit und Kapital* (1849) の中で労賃とは労働力の価格、すなわち「労働者を労働者として維持するために、また労働者を労働者として育てあげるために必要とされる費用」であり、その総計は「労働者の生存=および繁殖費」となるといっている。だが、労賃は総計としては生存費用と一致するが、個々の労働者の多くは生存しうるだけの賃金を

っていた。ところが、六月暴動が発生した日の夕食の後、ブランキは、片付けをしているこの子どもたちが「今度の日曜日にこの鶏の手羽を食べているのは僕だ」「このきれいな絹のドレスを着ているのは私」などという会話が行われているの耳にしてしまう。ブランキはこれに恐怖を感じ、この子どもたちを実家に送り返してしまう。トクヴィルは、この子供たちのやり取りほど、この革命と暴動の精神を表現しているものはないと記している。この逸話は、社会の中には明確に分化された階級が存在しているということ、民衆の中に自分たちが搾取の対象になっているという意識が存在していたこと、そしてそのような意識が年少者にまで浸透していたことを示している。

⁶³ AR, 2:1, p. 74. [邦訳 135-136 頁]。

得ていない。⁶⁴さらに、マルクスは、分業によって労働の簡略化が進むと労働者間の競争が激化し、ただでさえ少ない賃金がさらに下落するともいっている。⁶⁵

これとは対照的に、トクヴィルは、賃金の漸増は「デモクラシー社会を統べる一般法則」⁶⁶と考えている。全体としては、デモクラシーでは平等化が進むと賃金は上昇し、賃金が増えればさらに平等化は進展するという好循環が発生する。しかし、トクヴィルは、現在そこに「巨大で不幸な例外がひとつある」⁶⁷という。それは大規模産業に属する労働者の賃金である。大規模産業を起業するには多額の資本が必要となるが、それを用意できる企業家は少数しか存在しないため、彼らは容易に同盟を結び、自由に賃金を固定することができる。対して、労働者たちは分業を特徴とする大規模産業の労働者に一度従事してしまうと、彼らは心身共にその産業でしか通用しない人間となってしまったため、他の労働に従事することは難しくなる。そのような環境下では資本家に対する労働者の劣位は絶対的で持続的であるため、賃金は恒久的に低下する。トクヴィルはこの状態を「従属」(dépendance)と「貧困」(misère)と表現している。ただ、あくまでも、このような現象は、デモクラシーにおいては例外に過ぎない。例外だからこそ、彼らの境遇は政策的な是正措置の対象外とされる。そしてトクヴィルは、大多数の人々が富の追求に向かう中、少数の人々の欲望や欲求を和ませることは難しいと述べて、デモクラシーにおける賃金に関する記述を締める。換言すれば、トクヴィルは、物質的安寧を多くの人々が求めるデモクラシーでは貧困状態の人々の存在が社会・政治上の不安定要因となり得ることを看破していたのである。

トクヴィルの評価によれば、七月王政の経済偏重政治は中産階級のみならず、労働者階級、さらには貧困階級の物質的欲求も刺激していたということになる。そもそもデモクラシーには物質主義という特徴があるにもかかわらず、七月王政はそのような人々の心情をさらに駆り立てるような政策ばかりを推進した。その結果、「政府による刺激の下、物質主義的な享楽への熱い思いはますます大衆を煽り立てた。嫉妬を原因とするデモクラシー的な不快感が、ひそかに彼らに働きかけていた」⁶⁸。要するに、デモクラシーという平等社会の到来が不可避になっている、もしくはすでに到来していたにもかかわらず、七月王政は急激に増大しつつあった労働者を不平等の最底辺に放置すると同時に彼らの物質的欲求を喚起するという破綻が必至な政策を進めていたということができる。

続いて、トクヴィルが二月革命のもうひとつの特徴と考えた社会主義は、このような民衆の物質主義と嫉妬に理論的な正当性を与えた。19世紀前半のフランスでは、トクヴィルが「奇妙な学

⁶⁴ カール・マルクス『賃労働と資本』長谷部文雄訳(岩波文庫、1981年)54-56頁。また、シュヴァリエは19世紀前半の様々な死亡率のデータを検証した上で、あらゆるデータにおいて貧困階級の死亡率の高さが証明されることを明らかにした上で、「死の前における不平等が要約している生の前の不平等は、疑問の余地のない絶対的なものである」と述べている[シュヴァリエ、前掲書、316頁]。要するに、当時のパリの貧しい労働者階級は生存すら困難な状態にあったということである。

⁶⁵ マルクス、前掲書、80-82頁。

⁶⁶ *DAII*, 3:7, pp. 703-704. [邦訳第2巻(下)58-59頁]。

⁶⁷ *DAII*, 3:7, p. 704. [邦訳第2巻(下)59頁]。

⁶⁸ *S*, 2:1, p. 777. [邦訳110頁]。

説」⁶⁹と評した社会主義思想が次々と出現していた。社会主義という言葉はピエール・ルルー Pierre Leroux (1797-1871) によって初めて用いられたといわれているが、『回想録』でのトクヴィルは自分が取り上げている社会主義が誰のどの思想なのかという点については明言していない。しかしながら、社会政策を構想する際に参考としたのがアンリ・ド・サン＝シモン Claude Henri de Saint-Simon (1760-1825) やシャルル・フーリエ Charles Fourier (1772-1837)、ロバート・オーウェン Robert Owen (1771-1858)、ルイ・ブラン Louis Blanc (1811-1882) らの著作であったこと、オランド・ロドリグ Olinde Rodrigues (1794-1851) やバルテルミー＝プロスペル・アンファンタン Barthélemy-Prospér Enfantin (1796-1864) といったサン＝シモン主義者たちが活動を本格化させて社会の注目を集め始めていたのがトクヴィルの青年期に該当する 1820 年代から 30 年代であったこと、さらに二月革命後に急速に台頭してきたルイ＝ナポレオンがこれらサン＝シモン主義者たちに強い影響を受けていたこと等を総合すると、トクヴィルのいう社会主義はサン＝シモン主義だと推測される。ただ、“サン＝シモンの思想”と“サン＝シモン主義の思想”には異なる点がある上、さらにサン＝シモン主義者の間にも思想的相違点があるため、これらを一概に定義することは困難である。社会主義やサン＝シモン主義に関しては後で詳細を扱うため、この場ではそれらの共通点を次のようにまとめておきたい。サン＝シモン主義によれば、人類の歴史では「組織的な時代」(époques organiques) と「危機的な時代」(époques critiques) が交互に現われてきたが、全体としては協同 (association) への方向性を有しており、最終的に到達する「普遍的協同」(association pacifique universelle) は人類にとって最善の状態であると考えられる。これは歴史的必然であり、実際の施策もそれを目標とするものでなくてはならない。具体的には、社会的混乱の最大の原因である経済上の競争を消滅させるために、利息や割引利率の廃止といった金融政策を実施する必要がある。⁷⁰ここからわかるように、サン＝シモン主義の中には直接的に革命を惹起する要素はない。むしろ、その思想的原型を用意したサン＝シモンもフランス革命の暴力性を批判し、産業を中心とした新たな社会構造の形成による秩序の回復を目標としており、無政府性・無秩序性と国家の専制を共に産業社会の脅威であると考えていた。⁷¹しかし、いずれにしてもこの思想が「社会を手に入れる」⁷²ことを目指す思想であることには変わりはなく、政治ではなく社会を変化させることを目標とする点で民衆の意図と一致していた。サン＝シモンやサン＝シモン主義者たちの真の目的の如何にかかわらず、結果として民衆の情動的で非理性的な感情や行動に理論的な承認を与えてしまうことを、トクヴィルは恐れていた。

しかしながら、トクヴィルの考える社会主義の最大の問題点は、その理想としている社会像自体にあった。サン＝シモニズムの核心は組織化 (organisation)、換言すれば有機的全体としての社

⁶⁹ S, 2:2, p. 787. [邦訳 130 頁]。

⁷⁰ 藤原孝「サン＝シモニズムの形成」(『政経研究』第 39 巻第 3 号、2002 年) 87-90 頁。

⁷¹ 藤原孝「フランス市民社会の成立とサン＝シモンの革命観」(『政経研究』第 28 巻第 1 号、1991 年) 157-161 頁および同「サン＝シモンの後期国家論序説」(『政経研究』第 37 巻第 3 号、2000 年) 61 頁。

⁷² S, 2:2, p. 787. [邦訳 131 頁]。

会に個人と諸活動を全面的に包摂させることにある。⁷³そこに生じるのは「クリアンテリヌム恩顧＝庇護関係による精神的自立の危機」であり、さらに「権威＝服従関係の永続的固定化の傾向が国民『グランド・クリアンテール大被保護者群』に変え、専制を許容する精神的風土を醸成する」ことであるため、トクヴィルから見たサン＝シモン主義とは弱者にはパンを、失業者には職を与える貧困の唯一の救い主へと国家を変質させ、『『柔和な専制＝行政的専制』を実体化する制度の思想』であった。⁷⁴中央権力が人々の生活を保障するという社会主義の最大の美点こそ、トクヴィルが社会主義を批判する最大の理由であった。この社会主義批判の源は、もちろん民主的専制への批判にある。民主的専制は穏健で、生活を保障してくれる存在ではあるが、父権的で人々の精神的な成長を意図的に抑えようとする。トクヴィルの中で、アメリカ分析によって導出された民主的専制と、国家主導で社会的調和を図ろうとする社会主義すなわちサン＝シモン主義の権力像が重なるものとしてイメージされていることは明らかである。また、サン＝シモンの思想やサン＝シモン主義には、従前より宗教的な性格が付随していた。たとえば、サン＝シモンは初期の段階から新たな宗教によって自己の社会観を正当化することを企図しており、その弟子サン＝アマン・バザール Saint-Amand Bazard (1791-1832) は、サン＝シモン主義の到達点としての普遍的協同とは全ての国家とキリスト教に基づく教会を統一することにあるとしている。⁷⁵サン＝シモン主義の持つ宗教性が、トクヴィルの懸念をますます増大させた。トクヴィルが危険視したのは民主的専制に対する人々の警戒感の喪失、換言すると物質的欲求の充足と引き換えに人々が隷従に対して鈍感になっていくことであった。サン＝シモン主義が直接的に人間の内面に働きかける宗教という形を採用することになれば、その危険はますます高まることが予測される。アメリカ分析から導出した民主的専制に対する懸念と、国家主導で社会的調和を図ろうとする社会主義すなわちサン＝シモン主義に対する懸念は、それらが人間の物質的欲求と関連しているということだけでなく、人間の精神を隷属的なものへと変質させる危険性を有する点においても共通していた。

国立作業場廃止に対する抗議をきっかけとして始まった六月暴動は、自らの分析の正しさをトクヴィルに確信させるものであった。彼によると、この暴動は「事実において二月革命を特徴づけた」事件であり、「貪欲な欲望と誤った理論の混合物」であった。⁷⁶つまり、六月暴動とは、嫉妬を原因とする「貪欲な欲望」と人々に隷属を許容させる「誤った理論」である社会主義が結合した結果として二月革命が発生したことを証明する事件であった。実はこの時まで、トクヴィルには革命の発生を内心では歓迎していた節がある。⁷⁷しかし、この六月暴動以降、トクヴィルは

⁷³ 阪上孝『フランス社会主義 管理か自立か』（新評論、1981年）29頁。

⁷⁴ 小山勉「トクヴィルとサン・シモン派 『産業国家観』をめぐって」（『思想』第733号、1985年）113-116頁。

⁷⁵ ローレンツ・シュタイン『平等原理と社会主義 今日フランスにおける社会主義と共産主義』石川三義／石塚正英／柴田隆行訳（法政大学出版局、1990年）210-211頁および230頁。

⁷⁶ S, 2:9, p. 842. [邦訳236-237頁]。

⁷⁷ S, 2:3, pp. 793-794. [邦訳143頁]。ラリー・シーデントップは、トクヴィルには虚弱で抑鬱的でありながら、冒険的な状況を喜び興奮するところがあると指摘している [ラリー・シーデントップ『トクヴィル』野田裕久訳（晃洋書房、2007年）13-16頁]。

「革命派と社会主義勢力を打倒する効果があるようなあらゆる措置に、何の躊躇もなく賛成票を投じる」⁷⁸ようになる。そして、暴動において戦意を示している者は「殺さなければならない」⁷⁹と口にするまでに至るのである。

本章の冒頭で述べたように、二月革命はトクヴィルのデモクラシー理論の妥当性が問われる事件であった。だが、それでも、二月革命もデモクラシーという歴史的趨勢の中で発生した事件であることに変わりはない。その点を踏まえ、ここまでの議論をまとめると次のようになる。

トクヴィルは、二月革命が労働者階級をはじめとする民衆の嫉妬と社会主義の複合物であったと考えている。民衆の嫉妬の原因の第一は個人主義と並ぶデモクラシーの特徴である物質主義であり、第二の原因は政治と経済の両面において実際に民衆が苦しんでいる不平等すなわち貧困という社会問題である。このうち、前者はトクヴィルのデモクラシー理論で容易に説明可能だが、後者はその理論の想定外の事態ということができよう。

また、アメリカとフランスの労働者の様相についていえば、トクヴィルがアメリカ分析において前提としたのが土地を所有した独立自営農民であったのに対して、彼が 1840 年代のフランスで直面しなければならなかった労働者の多くは賃金労働者であった。トクヴィルもデモクラシーにおける賃金労働者とその賃金については考察を行っており、全体として労働者の賃金は漸増していくと理論づけている。ところが、トクヴィルの時代のフランスで実際に発生したことは、むしろマルクスが指摘したような賃金の過少であった。ただ、トクヴィルの理論にはそれに反論する根拠が存在している。彼はデモクラシーにおいても、大規模産業では例外的に賃金は低下するという。

要するに、トクヴィルのデモクラシー理論に基づいて二月革命を考えた場合、この事件は基本的には彼の政治理論の妥当性を否定するものではないが、デモクラシー理論構築の際に積極的に取り上げることのなかった労働者の貧困という事態が具体化した現状の前に、その理論はどうしても動揺を免れないのである。

第4節 デモクラシーの悪しき帰結としてのルイ＝ナポレオン政権

1848年4月の憲法制定議会で議席を得たトクヴィルは、その翌月憲法起草委員にも選出される。トクヴィルは元々、「共和制は平衡を欠いた政体であり、それは立憲君主政と比べると自由をもたらすことが少ない」⁸⁰と考えていた。しかし、彼は立憲君主政の長所を理解しながらも、この時点のフランスには共和制が最も合致していると考え、「選挙によって構成された執行権力」⁸¹が共和制であるという前提に基づいて憲法起草に当たる。その際の彼の理念は次のようなものであ

⁷⁸ S, Appendice II, p.961. [邦訳 460 頁]。

⁷⁹ S, 2:10, pp. 866-867. [邦訳 283 頁]。『回想録』の中で、彼は破壊のただ中にとわずかな時間でも考え方が過激になってしまうことに自ら驚きを示し、この発言を反省している。

⁸⁰ S, 3:2, pp. 897-898. [邦訳 340-341 頁]。

⁸¹ S, 3:2, pp. 897-898. [邦訳 341 頁]。

った。

多数派の人々と同じように、私は次の二つの主要な点を考えていた。第一点目は、君主政的な信条も、また君主に対する愛着や未練も持たないこと、第二点目は自由と人間の尊厳以外に擁護すべきものなど何もないということである。共和主義の原則が政府に与えることのできた新たな力を使って、改革に躍起になっている者たちに対抗して古くからの社会の法を守る。パリの労働者たちの熱狂と欲望に抗して、フランス人の明白な意思を勝利させる。デモクラシーによって、衆愚政治を打破する。これこそ、私の望みであった。⁸²

そして、それに基づき、「可能ならば共和国を創り上げること、もしくは少なくとも規律正しく穏健で保守的、そして全く立憲的なやり方によって、しばらくの間でも政府を維持するということ」⁸³がトクヴィルの政治目標となる。

憲法起草委員会でトクヴィルが具体的に主張したことは、地方分権の推進、二院制議会の設置、そして間接選挙による大統領選出であった。

地方分権については、自由主義カトリシズムもしくは社会的カトリシズムの思想家として知られるフェリシテ・ド・ラムネーFélicité de Lamennais (1782-1854) が積極的にこれを主張していた。トクヴィルは彼の主張に賛同し、「市民が自ら行動する精神とその日頃の習慣を持っていないような共和国は、生きていくことのできない怪物のようなものであると、彼は力強く示したのだ」⁸⁴と高くラムネを評価する。しかしながら、「フランスでまず作ることができない唯一のものは、自由な政府である。そして、破壊することのできないただひとつの制度は、中央集権である」⁸⁵とトクヴィルに言わしめたフランスの政治風土は、彼らの意向の実現を妨げ、地方分権の推進は事実上頓挫する。⁸⁶

二院制議会の設置についても、トクヴィルは頑強な抵抗に直面することになる。全体的な雰囲気として当時のフランスは二院制議会に否定的であった。それは、二院制が特権と教育に基づく階級政治を行った復古王政や七月王政を想起させるものだったからである。⁸⁷言い換えれば、二

⁸² S, 2:5, pp. 816-817. [邦訳 186-187 頁]。

⁸³ S, 3:1, pp. 890-891. [邦訳 328 頁]。

⁸⁴ S, 2:11, p. 872. [邦訳 293 頁]。

⁸⁵ S, 2:11, p. 873. [邦訳 294 頁]。

⁸⁶ これに加えて、19世紀前半のフランスの政治状況が、地方分権化の妨げになった可能性は高い。1830年代以降、地方分権化は王党派の政治方針となっていた [Shalon B. Watkins, *Alexis de Tocqueville and the Second Republic, 1848-1852, A Study in Political Practice and Principles* (Lanham, University Press of America, 2003), p. 85.]。そのため、「唯一不可分の共和国」(la République une et indivisible) を標榜するフランス共和国において、地方分権を主張することは政治制度の問題のみならず、党派的な意味を持っていた。

⁸⁷ Watkins, p. 87. そもそも、近代の議会制には複雑な性格がある。前近代における議会は身分制議会であったが、近代に入ると議会は国民全体を代表するという性格も兼ね備えることになる。いわば近代の議会制には多元的諸利害を代表すると同時にひとつの国民という観念を代表するという二重の課題の解決が期待されているのであり、近代議会が内包するこの両義性は代表制には市民の能動性と受動性という二重の意味があることを示している [宇野重規「代表制の政治思想史 三つの危機を中心

院制は大革命以来のフランス共和国の理念とされてきた国民主権の統一性に対する脅威と考えられていた。トクヴィルからするとこのような二院制批判は的外れなものであり、彼はアメリカで二院制を採用している州を例に挙げてそれらの州の政治が決して貴族主義的になっているわけではないという実態に基づいて反論するが、最終的に第二共和制憲法では一院制が採用されることになる（第20条）。⁸⁸

最後に、間接選挙による大統領選出についても、トクヴィルの希望が完全に受け容れられることはなかった。トクヴィルは、執行権が大統領のみに帰せられること、その選出が人々の投票によってなされることを求めた。彼は、一院制を取り入れることで内部での抑制と均衡が困難となった立法部を有効的に抑えるためには、議会を経由することなく、人々の投票によって選出される大統領職の設置が不可欠と考えていた。⁸⁹けれども、彼はそのための選挙は間接投票によって行われるべきだとしている。彼の共和制は、「自由の名において行われる独裁」⁹⁰のことではない。トクヴィルは次のように考える。

市民によって直接に選ばれた大統領の存在は、人々の持つ吸引力や熱狂を極めて恐るべきものにすぎないだろう。そのうえ、選出された者が握ることになる威信や精神的な力は、ますます巨大なものになるだろう。⁹¹

トクヴィルは、直接投票という選出制度が大統領に絶対的な権威を与え、さらにそれが個人崇拜的な独裁へとつながる危険性を見抜いていた。このような考えに至ったのは、トクヴィルがデモクラシーにおける多数の絶対性を十二分に認識していたからに他ならない。トクヴィルは「多数の支配力が絶対的なのは、デモクラシーという政体の本質である。というのも、デモクラシーでは多数に抵抗できるものなど存在しないからである」⁹²と述べている。前章で説明した通り、そもそも全能性などというものは神のみが有する属性である。ところが、多数の絶対性が確立しているデモクラシーにおいて直接選挙で多数の支持を受けて選出されるということは、神に並ぶ権威とそれを実体化する権能を手にするを意味する。つまり、直接選挙に基づく大統領制とは、デモクラシーの特徴のひとつである多数の絶対性を一個人に体現させて独裁への可能性を拓く極めて危険な制度であった。そのため、トクヴィルはまず選出段階で間接選挙を採用すること

に」（『社会科学研究』第52巻第3号、2000年）12頁]。このような議会の持つ両義性は決して制度的な欠点とはいええない。だが、この当時のフランスにおいては、二院制と貴族制度が関連して連想されていた。また、ワトキンスによれば、革命によって退位させられた復古王政のシャルル10世と七月王政のルイ＝フィリップが共に二院制を採用していたことによる印象の悪さも二院制に対する評価に影響していた。このように制度的な有効性以外の党派的な要因等も影響し、地方分権の場合と同様に二院制の採用は退けられる。

⁸⁸ Jardin, p. 398. [邦訳 463-464 頁]。

⁸⁹ Jardin, p. 399. [邦訳 464 頁]。

⁹⁰ S, 2:4, p. 801. [邦訳 156 頁]。

⁹¹ S, 2:11, p. 881. [邦訳 308 頁]。

⁹² DAI, 2:7, pp. 282. [邦訳第1巻（下）139 頁]。

によって大統領の権威性を減じ、さらに再選を禁止することでそれを確実なものにしようとした。しかし、ここでもトクヴィルの意見は容れられることはなく、直接選挙において投票者の絶対多数を獲得した者が大統領に選出されることになる（第46条）。⁹³ また、4年の任期を終えた後、4年間経過しなければ再選は認められないことになり（第45条）、トクヴィルの希望は半ば取り入れられた格好になったが、皮肉なことにこの再選制限がルイ＝ナポレオンのクーデタの誘因となる。

モーリス・デュヴェルジェによれば、第二共和制にはそれを適切に運用するための人材と制度が欠如していた。⁹⁴ この憲法はフランス革命以来の伝統に則って一院制と絶対的権力分立に立ち戻ったものであり、対等かつ対抗的な立法部と執行部が設けられていたが、その間で生じる対立を調停する手段が全く準備されていなかった。要するに、第二共和制憲法には、野心的な大統領にクーデタを決意させてしまうような構造的欠陥を内包していたわけである。

1848年12月10日の大統領選挙において、トクヴィルは六月暴動の際に全権を委任されて実際に暴動を鎮圧した軍人ルイ＝ウジェーヌ・カヴェニャック Louis-Eugène Cavaignac (1802-1857) を、その不人気を承知の上で支援する。トクヴィルには、ルイ＝ナポレオンが「共和制の最悪の結末」⁹⁵ と思われたからであった。しかし、結果は投票数の4分の3という圧倒的多数を獲得したルイ＝ナポレオンの勝利であり、カヴェニャックは次点とはいえ大敗を喫する。⁹⁶

最後に、あらゆることの中で最大の困難、それは大統領。彼についての私の見解。支持者たちが望んでいるよりも劣った人物。敵対者や大統領に就けることで彼を支配して適当な時に厄介払いしようと考えている人々が考えているよりも優れた人物。⁹⁷

ここからもうかがえるように、ルイ＝ナポレオンに対するトクヴィルの人物評価は批判的だが冷静である。庶民の間に浸透していたナポレオン伝説のために庶民からの人気は高かったが、鈍重な外見や語り口が影響して、議会指導者たちの多くはルイ＝ナポレオンを無能な人物と考えていた。たとえば、ティエールは彼を「ただの馬鹿」と評し、自らの傀儡政権樹立を目論んで、大統領選ではルイ＝ナポレオンを支持する。⁹⁸ ちなみに、ティエールは数年後のクーデタで真っ先に逮捕されることになる。これに対して、トクヴィルは基本的にルイ＝ナポレオンが凡庸な人物

⁹³ どの候補者も有効投票の過半数に届かず、かつ200万票を獲得できなかった場合は、上位5名の再選挙において絶対多数を得た者が大統領に選出されることになった（第47条）。なお、第二共和制憲法については、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社、2003年）を適宜参照した。

⁹⁴ モーリス・デュヴェルジェ『フランス憲法史』時本義昭訳（みすず書房、1995年）96-98頁。

⁹⁵ S, Appendice II, p. 962. [邦訳461頁]。

⁹⁶ 大統領選挙の結果は次のとおり(Watkins, p. 259)。投票総数7,327,345票。ルイ＝ナポレオン5,534,226票(74.2%)、カヴェニャック1,448,107票(19.8%)、ルドリュ＝ロラン370,119票(5.1%)、ラスパイユ36,920票(0.5%)、ラマルティーヌ17,940票(0.24%)、シャンガルニエ4,790票(0.06%)、無効票12,600票。

⁹⁷ S, Appendice II, p. 967. [邦訳471-472頁]。

⁹⁸ 鹿島、前掲書、62頁。

であると考えながらも、野心家で陰謀家のこの大統領に対して警戒を緩めることはなかった。

さて、ルイ＝ナポレオンの大統領就任から 1851 年のクーデタまでの約 3 年間、フランス政治は大統領と議会の対立に終始することになる。ルイ＝ナポレオンの政治目標は、彼が収監中に著した『貧困の根絶』*De l'extinction du paupérisme* (1844) に基づくサン＝シモン主義的な国家の構築であった。⁹⁹これに対して、議会を支配していた秩序党には社会主義に対する強い拒絶反応があり、議会と大統領の対立は必至であった。立法部と執行部の対立を調停することができないという第二共和制憲法の構造的欠陥が露呈したというわけである。

ルイ＝ナポレオンの政策に対して、トクヴィルが反対したことはいうまでもない。なぜならば、社会主義的ともいえるルイ＝ナポレオンの政策構想は人々の自律性放棄の上に成立するものであり、つまるところそれは巨大な保護者的中央権力による扶育的な政治、すなわちトクヴィルが危険視した民主的専制そのものであったからである。要するに、二月革命の哲学である社会主義も、またルイ＝ナポレオンの政治理念も共に人々の隷従を求める点で共通しており、トクヴィルのルイ＝ナポレオン批判は社会主義批判と同じ視座から行われたものであった。トクヴィルにとって、ルイ＝ナポレオン政権の誕生とは、悪性化したデモクラシーとしての民主的専制の現実化を意味していた。それは、フランスのデモクラシーが行き着いた最悪の結末であった。

本章の目的はトクヴィルが生きた 19 世紀前半のフランスに発生した七月王政、二月革命、ルイ＝ナポレオン政権の成立という 3 つの事象について、彼のデモクラシー理論に則って分析を行うことにあった。

七月王政は個人主義と物質主義に精神を侵食された中産階級によって支持され主導された政治体制であり、個人主義と物質主義の問題点はそのまま七月王政の悪弊となり、それが体制の崩壊を招いた。ルイ＝ナポレオン政権の成立は、デモクラシーの悪しき帰結としての民主的専制の具現化を意味していた。貧困の根絶を訴え、社会的諸施策の推進を強行するルイ＝ナポレオンの姿は、トクヴィルが民主的専制について記した個所に登場する「牧者」そのものといえよう。

そして問題は二月革命である。トクヴィルによれば、二月革命は民衆の嫉妬と社会主義が混合して発生した事件であった。嫉妬の原因は物質主義もあるが、それは中産階級にも該当するため、最大の原因は民衆の貧困という社会問題にあると考えるべきだろう。さらに、ここに社会主義が影響する。トクヴィルのデモクラシー理論の最大の材料はアメリカだが、社会問題と社会主義というアメリカにない要素が現実存在する以上、フランス社会の問題に関する『アメリカのデモ

⁹⁹ ルイ＝ナポレオンが本当にサン＝シモン主義的といえるのかということについては、様々な見解が存在する。たとえば、野村啓介は「皇帝民主制という制度を重視するルイ＝ナポレオンと、「産業者」社会の建設をめざすサン＝シモン主義者とのあいだには、同一の用語を用いるにもかかわらず、回避しがたい思想上の差異が厳然として存在している」として、ルイ＝ナポレオンを「馬上のサン＝シモン」とみなすことには否定的である〔野村啓介『フランス第二帝制の構造』（九州大学出版会、2002 年）179-182 頁〕。

クラシー』を中心としたトクヴィルのデモクラシー理論”の妥当性は疑問に付されざるを得ないのである。

しかし、トクヴィルの政治理論全体を考えた場合、この件に関する評価は考慮を必要とする。トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』（第1巻）を発表した1835年に、イギリスの経済や社会とそこで発生している貧困について考察を行った『貧困に関する覚書』*Mémoire sur le paupérisme*（1835）を公にしている。いうまでもなく、19世紀のイギリスは世界第一の経済大国であり、だからこそ最悪の社会問題の発生地でもあった。そこで次のような考えが導かれるのである。つまり、トクヴィルは歴史的必然としてのデモクラシーが最も進展したアメリカを材料としてデモクラシーを分析し、経済や社会問題に関しては経済先進国のイギリスを研究の題材にしたのではないだろうか。そして、トクヴィルの思想を総合的に理解するためには、そのデモクラシー理論のみならず、社会問題に対する彼の見解も考察していく必要があるのではないか。

よって、次章では、当時のフランスにおける貧困観ならびに『貧困に関する覚書』にあらわれている、貧困に対するトクヴィルの見解について考えることにする。

第3章 社会問題の発生 貧困問題とトクヴィル

フランスに限らず、19世紀のヨーロッパにおいて最大の政治課題のひとつは、貧困をはじめとする社会問題への対応にあった。貧困という問題が重大化した理由は何かと問われれば、それはやはり貧困が人間の生死に関わる事柄だということに行き着く。この当時の重要な政治課題としては、参政権も挙げられる。制限選挙制が採用され、貧しい人々が政治から排除されていた当時、貧困が問題となっている階級と参政権が問題になっている階級は重なる。しかし、それぞれの問題に対する民衆の姿勢に濃淡が生じたとしても致し方ない。というのも、投票の権利がなくても人間は死なないが、貧困は死に直結する危険をはらんでいるためである。その分、貧困問題に対する民衆の意識は強烈であり、だからこそ現代はもちろん、19世紀においても貧困の解決に向けて積極的に取り組むことが政治には求められるのである。

再三繰り返して述べているように、トクヴィルの政治思想は根本的にデモクラシー理論であり、それは一定の普遍性と一般性を備えている。よって、社会に起こる様々な事象も、まずはデモクラシーという現象の中で理解されることになる。しかしながら、トクヴィルは、デモクラシー理論の構築に際して、その中に貧困をはじめとする社会問題を十分に取り込むことができなかった。けれども、政治家でもあったトクヴィルにはこの問題に正面から取り組むことが求められていた。

初めに示しておくが、当時の理論家・政治家の中でトクヴィルは貧困問題に対して最も関心を払い、その対応について熱心に検討を重ねてきた政治家のひとりであった。彼が野党的立場ではあったが、自由主義者として体制側にいた人間であったことを考えれば、貧困に対する彼の取り組みはむしろ評価されて然るべきである。しかしながら、現実的には貧困問題は一向に解決を見せることはなく、また貧困によって社会的・政治的不安定が誘発されたとすれば、政治家トクヴィルはその結果責任を問われてもやむを得ない。そのためには貧困問題に関するトクヴィルの実績と過失、そして不作為を冷静に考える必要がある。

本章では、そのための大前提として、トクヴィルの貧困観について考察を行う。

まず、当時のフランスにおける貧困理解について整理する。その際に、鍵となる概念が「個人的貧困」と「社会的貧困」である。また、この当時のフランスで展開された貧困に関する議論に

における主要論題はイギリスの救貧制度に関する評価を巡るものであったため、イギリス救貧法の改正問題にも若干触れていく。

次に、トクヴィルの貧困観について、彼がイギリスの貧困状況について分析を行った『貧困に関する覚書』*Mémoire sur le paupérisme* (1835)、特にその第1部を中心にトクヴィルの貧困観を読み解いていく。

ただ、それにあたって彼のデモクラシー理論には留意する必要がある。彼の考えに基づけば、社会問題を認識する人間や社会の側はデモクラシーの影響を受けているはずであり、よって彼らはデモクラシーに染まった理性と精神と感情に基づき、貧困を認識し、それに対応することになるからである。つまり、本章で扱うのは、デモクラシーにおける貧困問題ということになる。有史以来、貧困は存在した。だが、トクヴィルが向き合わなければならなかったのは、それまでとは異なるデモクラシーにおける貧困であった。いわば、社会問題とは、デモクラシー下の貧困とすることができるであろう。

第1節 個人的貧困と社会的貧困

19世紀のフランスにおける貧困観について立ち入る前に、まず貧困というものの定義を考えてみたいと思う。これに関して、ハンナ・アレントは次のように述べている。

この近代的イメージにぴったりするリアリティは、18世紀以来われわれが社会問題 (social question) と呼ぶようになってきているもの、もっと端的に貧困 (poverty) の存在と呼んでいるものである。貧困とは剥奪以上のものである。すなわち、それは絶えざる欠乏の状態であり、痛ましくも悲惨な状態であって、それが恥ずべきなのは、人間を非人間化してしまう力をもっているからである。貧困が卑しむべきものであるのは、それが人間を肉体の絶対的命令のもとに、すなわち、すべての人が別に考えなくても自分のもっとも直接的な経験から知っている必然性^{ネセシテイ}の絶対命令のもとに、おくからである。¹

アレントは貧困と社会問題を同義と理解し、そして貧困が人間の生存の危機に直接的に結び付いており、さらにそれが人間性を毀損するものであることを指摘している。そのため、人々は自らをその“necessity”の支配下に置く。この語には「必然性」の他に「生活必需品」、そして「貧困」「窮乏」といった意味がある。すなわち、貧困というものが、人間の精神や肉体、感情のすべてを統御することになる。アレントは、そこにフランス革命の遠因と「政治」の危機を見出してい

¹ Hannah Arendt, *On Revolution* (London, Penguin Books, 1973), p. 60. [ハンナ・アレント『革命について』志水速雄訳 (ちくま学芸文庫、1995年) 90-91頁]。引用中の「18世紀」という個所について、参考にした邦訳では「19世紀」となっているが、1973年のペンギン・ブックスでは「18世紀」となっている。

る。このようなアレントの見解を参考として本研究における貧困の第一の定義を明らかにするならば、貧困とは生存の危機が迫った著しい欠乏の状態ということになる。

貧困に対して政治や権力は古くから対応を試みており、中でもイギリス（イングランド）の救貧法（Poor Laws）はその代表であり、19世紀フランスにおける貧困問題に関する議論の主題のある部分はその功罪を巡るものであった。救貧法の歴史は14世紀まで遡及することが可能だとされているが、特筆すべきはいわゆる「エリザベス救貧法」であろう。²これは1597年に発せられた「貧民救済のための法律」（An Act for the Relief of the Poor）を改正・整備したものであった。その骨子は第一に児童と貧民に仕事を用意すること、第二に無能者（高齢者と幼児）を救済すること、第三に窮迫した児童は7歳から徒弟奉公につかせること、第四にこれらの目的のために教区の住民と土地所有者のすべてに課税することにあつた。そして貧民救済のための法律を元に制定されたエリザベス救貧法は、第一に教会の責任を確立し、教区管財人（churchwarden）と貧民監督官（教区の規模によって2人から4人）が救済を分担すること、第二に物乞いの抑止、第三に有能者に対する仕事の提供、そして第四に浮浪者のためのカウンティごとの陶冶院の利用の推進をその眼目としていた。

エリザベス救貧法をはじめとする一連の救貧法案の底流にあるのは、怠惰に対する嫌悪と侮蔑、そしてそれへの宗教的・倫理的批判である。キリスト教には、貧困者をはじめとする弱者に対する愛を評価し、推奨する特徴がある。その一方で、いわゆる7つの大罪にも含まれていることからわかるように、キリスト教では怠惰は罪として認識されていた。³これに加えて、イギリスでは勤勉を奨励するピューリタニズムやメソディズムの影響もあり、怠惰さに対する評価は一層厳しいものとなった。⁴つまり、ここでは元々人間の肉体に関する事項であるはずの貧困という状態が道徳的もしくは倫理的、見方によっては宗教的なこととして認識されており、だからこそ貧困は個人的なものとして把握されることになった。その結果、貧困は、その人間が怠惰であったためにもたらされた罰だとされる。そのような貧困観に立った場合、貧困者に対する救済は自ずと限定的なものにならざるを得ない。救済は病気等のために労働に従事することが困難である者や高齢者、子ども等に限られ、怠惰であったがゆえに貧困に陥った者を扶助することは善行どころか犯罪的行為となり得る。ここではイギリスの救貧法を材料としたが、このような倫理観はフラ

² 矢野聡「エリザベス救貧法と教区」（『日本法学』第73巻第3号、2008年）9-12頁。

³ 怠惰以外には、高慢、物欲、色欲、嫉妬、貪食、憤怒がある。

⁴ 清水光雄は、メソディズムの祖であるジョン・ウェスレーが貧困の問題とその救済の必要性を痛感しており、貧困者救済が信仰の完成に貢献する行為だと評価していたことを指摘している [清水光雄『メソジストって何ですか ウェスレーが私たちに訴えること』（教文館、2007年）]。要するに、ウェスレーは、実際の人間の愛は脆弱であるために他者への愛は弱いものにならざるを得ず、それを補い完成させるのが神の恩寵だ考えていた。よって、ウェスレーやメソディズムの本来の考え方は、貧困者の救済を積極的に推奨するものだということができる。だが、メソディズムの信者たちがその教えを理解する段階で、怠惰に対する別の解釈が生じた可能性がある。つまり、一般にメソディズムの信者は中小企業主や商店主が多かったといわれているが、そのような日常生活を送っている彼らにとって勤勉や儉約は当然有すべき徳性であり、怠惰やその結果としての貧困に対しては悪感情を抱くようになった可能性があるということである。

ンスを含む他国においても通用する、ある意味で人間社会における一般的なものだといえよう。貧困を個人の問題に帰着させる貧困観は、「個人的貧困」(pauvreté individuelle)と呼ぶことが適切である。

さて、ここからは、当初は個人的問題に還元されていた貧困が社会的なものとして見られるようになった理由、いわば社会問題化した理由について考えていく。この点については、田中拓道が近代以降のフランスの歴史における、貧困観の変化と貧困の社会問題化について次のように整理を行っている。⁵古代から中世にかけて、貧困は自然的不平等のあらわれであった。田中は、アンドレ・ゲランに依って、カトリックにおいては貧困者は世俗的秩序の周縁部に位置して人間世界と神を媒介する聖なる存在であり、人々に慈善という崇高な感情を抱かせ、信仰心を強化させるために不可欠な存在であったとしている。⁶だが、2つの契機が原因となって、このような認識に変化が現れる。まず、近代以降の脱宗教化の中で貧困者の宗教的意味が失われ、彼らは物乞いや浮浪者、犯罪者等と一括されて、権力による監視の対象となり、その結果労働は単なる生産活動というだけでなく、勤勉の精神を育てて社会的秩序へと適応させるための道徳的強化の手段と見なされるようになった。次いで、あらゆる人の「完成可能性」(perfectibilité)や「人間性」(humanité)を信頼し、貧困を人間の尊厳や進歩に反する状態だとする啓蒙主義の登場も、貧困観の変化の契機となった。そこでは第一に人間性重視の見地から博愛の実践が公権力の義務と考えられ、第二に農村の疲弊と都市への人口流入によって貧困が可視化されるようになった他、第三に宗教的意味を喪失した貧困が身体的安楽としての幸福に反する状態として再定義されるようになった。これらの認識の変化は、フランス革命を経てさらに進展していく。まず貧困が「自然」の「権利」に反する状態として問題化し、そして「生存の権利」と「一般的有用性」は不可分と考えられるようになった。このうち、後者は、生存権を主張する者は社会にとって有用な存在になるために労働の義務を負わなければならなくなったことを意味するものである。田中によれば、このような貧困観の変遷の結果、フランスでは貧困者に対して労働を与えて扶助することは国家の負った「神聖な負債」と理解されるようになっていったが、その背後にあるのは公的秩序を担う新たな主体を公権力の介入によって育成するという理念である。つまり、フランスの場合、宗教的影響や経済的要因のみならず、市民革命の発生や啓蒙思想の影響といった要素も加わることによって、

⁵ 田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』(人文書院、2006年)47-57頁。この時代の社会問題を扱った研究の多くにおいて「社会的貧困」(paupérisme)という概念は登場しているが、中でも田中は従来からの「個人的貧困」(pauvreté)と新たな「大衆的貧困」(paupérisme)を明確に分け、対置させている点が特徴的である(なお、本研究では<<paupérisme>>に「社会的貧困」という訳語を与えている)。

⁶ これに対して、ロベール・カステルは、貧困者に対するキリスト教の姿勢が限定的であったことを指摘している。確かにキリスト教において隣人愛(charité)は美德であったが、それはイエス・キリストや聖人、隠者、修道士等にならって世俗的な欲求から自ら脱することを志した人々が結果として到達する状態であり、一種の禁欲の業であった。そのため、キリスト教においても、結果としての貧困状況に甘んじている人々に対しては軽蔑の目が向けられていた[Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale, Une chronique du salariat* (Paris, Gallimard, 1995), pp. 66-76. [ロベール・カステル『社会問題の変容 賃金労働の年代記』前川真行訳(ナカニシヤ出版、2012年)24-30頁]]。

貧困が社会的に対応されるべき課題として、そして国家ないし国家権力の課題として措定されるに至ったといえる。

ただ、フランスにおける貧困観においても、その根本にあるのはイギリスの場合と同様に怠惰への反発である。いってみれば、貧困が社会的・国家的問題として認知されるようになったとしても、結局のところ、貧困に絡む個人の問題、個人の規範の問題は問われ続けるのである。もしここに貧困者がいた場合、災害や事故、疾病といった特殊な理由がない限り、貧困の原因はその人間の怠惰さに求められることになる。ただ、このような貧困観は、すべての人間が同等であるという前提があって初めて成立する。同等で平等だからこそ、結果の不平等としての貧困はその当人に原因と責任が求められ、最終的にはその人間の道徳性や倫理性、または信仰心が追及されるのである。そのため、貧困と怠惰を因果応報的に関連づける思考は、人間社会に広く通用する考え方であると同時に、とりわけ平等を特質とするデモクラシーと親和性の高い通念だということが可能である。また、そのような見解と貧困の社会問題化・国家的問題化を結び付けることは、貧困救済という名目での個人の内面への国家の介入を積極的に容認することにもなるだろう。

さて、ロベール・カステルは、社会問題が認識されていった背景として、「社会的凝集性」(cohesion d'une société)の維持が不可能になるのではないかという不安の存在を挙げている。⁷そして彼は、そのような不安が拡大していった遠因として賃金労働の拡大があったと考えている。18世紀の末以降、「自由な」賃金労働が拡大していったが、肉体労働者の労働環境や境遇は十分に保護されておらず、これは市場モデルでは労働が適切に調整され得ないことを意味していた。カステルはこれを「大衆的脆弱性」(vulnérabilité de masse)と呼んでいる。⁸フランスでは18世紀後半より、市場とデモクラシーの双方に基盤を持つ代表制を前提とした「社会的な」(sociales)概念というものが経済と政治の二重革命によって理屈の上では登場していたが、実際にはそのような具体的な状態は存在していなかった。つまり、そこに政治的秩序と経済的秩序の「裂け目」(hiatus)が生じることになり、社会問題はその表象だと理解された。⁹また、ダニエル・ゴードンによれば、「社会的なるもの」(the social)は、絶対王政とキリスト教形而上学という障壁の崩壊によって初めて成立することが可能になった。¹⁰前近代的な拘束から解放された後、対等な人間が相互に形成する関係の総体は<<société>>という概念によって表現され、そこでの関係の性質を表現する際に<<social>>という語が用いられた。¹¹これをトクヴィルの理論に則して言い換えれば、デモクラシーが進展したからこそ、<<société>>や<<social>>という概念が成立し得た。

つまり、次のようにいうことができる。フランス革命以降度々繰り返されてきた革命や改革を経て政治的自由は所与となったはずであったが、実態として民衆がその権利に浴することはでき

⁷ Castel, p. 39. [邦訳5頁]。

⁸ Castel, p. 43. [邦訳7-8頁]。

⁹ Castel, p. 170. [邦訳100頁]。および、今野晃「social概念のある起源をめぐって」(『相関社会科学』第23号、2013年)20-21頁。

¹⁰ Daniel Gordon, *Citizens without Sovereignty, Equality and Sociability in French Thought, 1670-1789* (Princeton, Princeton University Press), p. 5.

¹¹ 今野、前掲論文、19頁。

なかった。また、前章で紹介したシュヴァリエの研究からもわかるように、下層階級は経済的に苦境にあり、犯罪に走る者も多かった。そしてそれ以上に、彼らの境遇は実力を伴った暴発を危惧しなければならない状態にまで達していた。このような状況下で貧困対策を講じるとすれば、伝統的な貧困観ではその責任は貧困者自身の責任、とりわけその怠惰さに求められることになるため、貧困対策とは貧困者の教化という性格を持つことになる。そしてその問題が大きいほど、国家の介入が要請されることになり、労働者の内面への国家の介入が正当性を獲得するのである。こうして当初は個人の問題として定義されていた貧困が、社会的・国家的課題として浮上することになる。ただ、19世紀以降の貧困は政治と経済の「裂け目」から生じたものである。その対策には具体的な政策的対応も必須であり、結果的にここでも国家の存在が求められることになる。19世紀以降、貧困は性格を変えていった。だが、その変化は個人的課題から社会的課題へと性格が移行したというよりも、それらの性格がない交ぜになった、解決手段の複雑化した、より困難な現象へと変化していったと考えるべきであろう。「社会的貧困」(paupérisme)という概念は、そういった状況下で行われた議論の中で求められたものである。

カトリックの理念に基づく社会政策の必要性を訴えた経済学者アルバン・ド・ヴィルヌーヴ＝バルジュモン Alban de Villeneuve-Bargemont (1784-1850) は、その主著『キリスト教経済綱要』*Économie politique chrétienne* (1834) の中で、個人的貧困と社会的貧困について次のように説明している。¹²個人的貧困とは、当人やその家族にとって生存に必要な物が欠乏した状態を意味する。ヴィルヌーヴ＝バルジュモンは、個人的貧困の原因は「肉体と精神の墮落」(dégradation physique et morale)にあるとしているが、この墮落を未然に防ぐことは社会の利益にもなると考えた。個人的貧困は一時的なものにとどまっていれば、それほど解決困難な問題ではない。それは人間の性質や肉体的・知的な劣等性、社会において不可避な不平等、そして「特に人類に不可避的に結び付いている悪徳」(maux inévitables attachés à l'espèce humaine)と密接に関連したものではあるが、「社会秩序」(ordre social)においてこれらの欠陥を改めることに多くの労力は不要である。

これに対して、社会的貧困はいまや社会の全階層に広がっており、工業生産の増大に比例して増加している。それはもはや一時的現象ということではできず、社会の大部分の人々がそのような状況に直面することを余儀なくされており、有害で重大な事態を招く徴候が見られるようになっている。産業が成長し、近代文明が進歩を続ける中で多数の人々が極端な貧困状態に陥っていること、そして労働者階級が不安(inquiétude)に苛まれていること、これらはもはや抗うことのできない事実になっている。

ヴィルヌーヴ＝バルジュモンが考える貧困の原因をまとめると、大きく3点が挙げられる。それは第一に人々の悪徳であり、第二に産業社会の発達があり、第三に問題のある形で行われてい

¹² Alban de Villeneuve-Bargemont, *Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme, en France et en Europe, et sur les moyens de le soulager et de le prévenir* (Paris, Paulin, 1834), pp. 27-28.

る政治による慈善である。¹³これらのうち、第一の原因は個人的貧困と社会的貧困の双方に妥当するが、第二と第三の原因は社会的貧困に特徴的な原因である。社会的貧困の発生に対するヴィルヌーヴ＝バルジュモンの懸念はきわめて強い。というのも、彼は近代文明の進展という必然的趨勢の結果として社会的貧困が発生していると考えているからである。トクヴィルのデモクラシー理論について説明した中でも述べたが、この時代において文明という言葉には事態の不可避性という意味合いが伴っている。もし貧困が文明の所産であるとするならば、それを回避することは困難であり、また貧困の結果として発生が懸念される労働者階級の暴発も不可避ということになる。

トクヴィルはヴィルヌーヴ＝バルジュモンの考えを全面的に肯定しているわけではなかったが、基本的にはその見解に支持を与え、その業績を評価していた。¹⁴そこで、次にトクヴィルの貧困観を見ていくことにする。

第2節 トクヴィルの貧困観

トクヴィルは、『アメリカのデモクラシー』（第1巻）を発表した1835年、シェルブール王立学術アカデミーの雑誌に『貧困に関する覚書』*Mémoire sur le paupérisme* (1835)を投稿する。¹⁵この論文は2部構成になっており、第1部ではヨーロッパの歴史（文明史）に則して貧困の特質、とりわけトクヴィルの時代に現れた新たな貧困に関する考察が展開されている。第2部では、貧困に対応する「慈善」（*bienfaisance*）について論じられている。そのため、この節では特にこの論文の第1部を中心に取り扱っていく。慈善については、後の章で取り扱う。

トクヴィルは、『貧困に関する覚書』を、「ヨーロッパの様々な国々を見渡してみると、私たちはとても奇妙で、そして一見不可解な光景に驚かされることになる」¹⁶という文章で始めている。トクヴィルが奇妙さと不可解さを感じたのは、社会のあらゆる場面で豊かさを謳歌しているはずのイギリスにおいて、他人からの施しで生存を維持している人々が人口の6分の1も存在していることであった。国家全体の経済・生活水準でははるかに劣っているスペインやポルトガルの方がイギリスよりも極貧層の率が著しく低いことを合わせて考えれば、その不可思議さはますます大きなものとなる。¹⁷つまり、「一方では快適な環境で暮らす人の数が、他方で公的な慈善に頼っ

¹³ Eric Keslassy, *Le liberalism de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme* (Paris, L'Harmattan, 2000), p. 97.

¹⁴ トクヴィルは、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンをその理論について賛同できない点もあるとしながらも、「誠実な著述家」と評価している [PI, p. 1156]。

¹⁵ アンドレ・ジャルダンが、この論文が1835年の1月から4月の間に執筆されたものだと推測している [André Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984), p. 232. [アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳（晶文社、1994年）270-271頁]]。なお、『貧困に関する覚書』はシェルブール王立学術アカデミーが発行していた学術紀要内の論文であるが、内外の研究書においても単独の著作のように表記されることが多いため、本稿においてもこの論文に関して表記する場合は著作のように扱い、題名も『』で示すこととする。

¹⁶ PI, p. 1155.

¹⁷ PI, p. 1156. トクヴィルは、ポルトガルにおける貧困層の割合を住民25名あたり1名とするヴィル

て生きることを余儀なくされている人の数が比例的に増加している」¹⁸のである。トクヴィルがこの論文で取り組まなければならなかった課題は、豊かな国ほど公的福祉に頼る人が多いというこの矛盾を解明することにあつた。

そのために、トクヴィルはヨーロッパの歴史を原始から振り返って、その中で貧困を考えていく。森から出て集住を始めたばかりの野蛮な人々は「人生を楽しむためではなく、生きるための術を見つける」ことを生存の目的としており、彼らはそれを獲得してしまつたら、自らの境遇に満足して「無為な安逸」(oisive aisance)の中で惰眠をむさぼっていたことだろう。¹⁹要するに、この時点での人間は食料を確保し、生きていくことさえ可能であれば、十分に満足であつた。集団生活を始めた当初の彼らの欲求(désirs)は単純で、強くもなかつたが、農業に従事するようになり、土地所有(propriété foncière)が生まれると人々の間に変化が見られるようになる。²⁰

第1章で説明したように、トクヴィルは土地所有が社会や人間の心理に与える影響をきわめて重視した。つまり、彼の理論の中で、社会を規定するのは究極的には土地所有の形態である。それまで狩猟が中心であつたために土地の有用性が顧みられず、その結果として一定の財産的平等は実現されていた原始社会が、就農と土地所有の開始によって変化し始める。このような考え方は、「ある土地に囲いをして『これはおれのものだ』と宣言することを思いつき、それをそのまま信ずるほどおめでたい人々を見つけた者が、政治社会〔国家〕の真の創立者であつた」²¹と残したジャン＝ジャック・ルソーを想起させるものである。²²このように土地所有の拡がりに伴つて集団の中に次第に不平等が見られるようになると、人間は生存欲求を超えた「暮らしの喜びに対する嗜好」(goût des jouissances)²³を抱くようになる。

時が経過して中世に入ると、土地所有者と小作人との階級分化が進み、貴族社会という不平等社会が確立される。だが、農業生産に依拠したこの頃の社会構造においては、生活の糧は安定的に確保できるため、階級分化にもかかわらず、生存欲求の充足はどの階級でも可能となる。ここで興味深いのは、トクヴィルが貴族階級の生活について取り上げている個所である。ここで彼は、特権階級の暮らしが「豪奢」(luxé)なものではあつたが、「快適さ」(aisance)とは無縁であつたと指摘している。²⁴貴族たちは彫刻の施された金食器を使っていたが、手づかみで食事をしていた。豪華な邸宅に住んでいたが、そこは湿気に満ちていた。豪華な椅子に座ってはいたが、暖炉も暖かくはなかつた。トクヴィルは、今の人間は確かに中世貴族のような豪華な暮らしは送つて

ヌーヴ＝バルジュモンの見積もりを引用している。

¹⁸ *PI*, p. 1156.

¹⁹ *PI*, pp. 1156-1157.

²⁰ *PI*, p. 1157.

²¹ ジャン＝ジャック・ルソー『人間不平等起原論』本田喜代治／平岡昇訳(岩波文庫、1972年)85頁。

²² André Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984), p. 233. [アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳(晶文社、1994年)272頁]。アンドレ・ジャルダンは、思想内容だけでなく、文体においても、ルソーとトクヴィルが類似していることを指摘している。

²³ *PI*, p. 1157.

²⁴ *PI*, p. 1160.

いないが、彼らよりよほど快適に生活していると指摘する。ここでトクヴィルは人間の欲求が変化したことを述べているわけだが、さらにいえば生存欲求が充足された時代には嗜好性の追求が現れるようになり、それが中世期には見られるようになったことをいっているのである。

そしてトクヴィルは近代人の欲求、つまり彼自身が生きている時代の人々の欲求について語る。近代人の欲求の内実はより複雑で多様化しており、それはもはや農業やそこからの収穫だけでは満足させられないものになっている。つまり、「金を支払う (payer)」²⁵ ことをしなければ、充足させられない欲求が人々の中に生じるようになったのである。また、金を支払うためには、当然ながら現金収入が必要であるため、欲求の変化によって賃金労働が拡大することを、トクヴィルは指摘する。

どの時代も、神の手から逃れるように、人間の精神を成長させ、思想の幅を拓げ、願望を大きくして、人間の力を増大させてきた。貧者と富者のそれぞれが、それぞれの世界で新たな喜び (jouissance) の概念を創り出している。それは先人たちには思いもつかなかったような喜びである。これらの新しい欲求はもはや耕作によっては十分に満足させることはできないため、それを満たすために離農して工場労働 (industrie) に専念する人たちが毎年現れている。²⁶

ここでも彼の関心は人間の欲求に向けられている。人々の欲求が生存欲求に留まっていた時、その欲求は農耕や狩猟で満たすことができた。しかし、多様化し複雑化した欲求を満たすためには自分の手近なところにある手段だけでは不十分であり、外部的な条件によってその充足を図ることが不可欠になる。トクヴィルはこの論文の中で精緻な貨幣論を展開しているわけではない。しかし、自身もしくはその周囲で完結する生産関係の枠外にある何らかのものを入手するためには当然ながら交換媒介としての貨幣が必要となるため、彼はその存在を前提に議論を展開していく。人間が金を獲得するためには、賃金労働に従事することが最も容易である。こうして多くの人間が離農し、工場労働をはじめとする賃金労働へと職業を転向していくのである。いわば、人間の欲求の多様化と複雑化が人々の労働形態のみならず、社会形態まで変化させたのである。

しかしながら、必要以上の欲求、あえていえば生きていくのにさほど必要ではない欲求を満たすために賃金労働者になったことで、人々は貧困の危険に直面することになった。農業を営んでいる時、人は最低限の食糧を確保することは可能であった。²⁷ これに対して、離農してしまった労働者たちは賃金のみ依存しており、不況等に突入すれば賃金の低下を避けられないため、最低限の食糧すら入手が困難となり、一気に生存の危機に陥ることになる。トクヴィルは、「農業に従事し続けることなく、増大し、多様化したこれらの新たな欲求のために働き、より多くの喜

²⁵ *PI*, p. 1161.

²⁶ *PI*, p. 1161.

²⁷ *PI*, pp. 1161-1162. ここでトクヴィルは飢饉などは考慮に入れていない。「必要な物を大地が提供してくれなかったなど、ごくわずかであった」として、工場労働と比較した場合の農業労働の安定性をのみが強調されている。

びを得ようと望んでいる人が年々増加しているという重大な問題について、今日の政治家は深く考えなければならない²⁸と述べているが、ここには貧困階級が「危険な階級」へと転化していくことへの危惧がうかがえる。²⁹

そして、トクヴィルは、イギリスという世界で最も豊かな国ほど貧困者が多いという最初に示した矛盾に関して、次のような考えを提示する。

イギリスでは、人々が期待している生活水準の平均は、世界のどの国よりも高い。そのため、この王国では貧困は容易に拡大してしまう。

もしこれらの見解が正しいとすれば、国家が豊かになればなるほど、公的な慈善に頼らざるを得ない人が増えるに違いないことは容易に察しがつく。というのも、この結果に到達する2つの強力な理由が存在しているからである。そのひとつは、この国民の中で、自ずと欲求にさらされてしまう階級が絶えず増大していることである。もうひとつは、欲求もまた無限に増大し、多様化していることである。これらの人々が欲求にさらされている場面は、日々増加している。³⁰

『貧困に関する覚書』は、もちろん貧困問題の分析を目的に書かれた論文であるが、実際のところ、その内容は人間の欲求に関する考察だといってよい。つまり、トクヴィルは、貧困の根本原因として人間の欲求を考えているのである。さらにトクヴィルの貧困観で特徴的なことは、農業労働と工場労働を対立的に捉え、前者から後者への労働力の移動が発生している点、そして工場労働をはじめとする賃金労働を安定性の面から批判し、そこに経済先進国における貧困の原因を見出している点である。

トクヴィルは、『貧困に関する覚書』をまとめるにあたって、ロバート・マルサス Thomas Robert Malthus (1766-1834) の『人口論』 *An Essay on the Principle of Population* (1798) を熱心に研究していた。³¹この当時、マルサスは従来の救貧法の問題点を批判して、その改正の唱道者となっていた。そのため、トクヴィルが貧困問題を論じるに際してマルサスを研究したことはごく自然だといえるが、その貧困観はまったく異なったものとなっている。よく知られている通り、マルサスは、食料増産は等差数列的にしか増加しないのに対して、人口は等比数列的に増加するため、これらの乖離が貧困を生むと考えた。³²マルサスが人口と食料の数量的関係における不均衡に貧

²⁸ *PI*, pp. 1162-1163.

²⁹ ケラシーは、トクヴィルが貧困問題に取り組んだ理由として、労働者に対する同情心と彼らが革命や暴動が起こすことに対する懸念の2つを挙げている [Keslassy, p. 160]。

³⁰ *PI*, p. 1164.

³¹ Michael Drolet, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003), pp. 49-50. ドウロレットによれば、トクヴィルが読んだ『人口論』は1803年版をピエール・プレヴォー Pierre Prevost (1751-1839) がフランス語訳したものであった。

³² Thomas Robert Malthus, *An Essay on the Principle of Population, The Works of Thomas Robert Malthus, Volume 1* (London, William Pickering, 1986), p. 9. ロバート・マルサス『人口論』永井義雄訳 (中公文庫、1973年) 23頁。

困の原因を求めたのに対して、トクヴィルは歴史の流れに沿って変化していった人間の欲求に注目した。そのため、マルサスの貧困論が純粋に経済学的な性格を有しているのに対して、トクヴィルのそれは文明史的な性格を持つことになる。この点がルソーの思想との類似性を感じさせる部分である。

また、トクヴィルと同時代に労働者の状況を分析していたマルクスは、賃金すなわち「労働の価格」に関して、「人間の血と肉とのほかには何らの容器ももたないこの独自の商品の価格」と定義している。³³そして、賃金は労働力の再生産に必要な時間によって規定され、さらにそれは生存のために必要な生活手段の生産に求められる労働時間に帰着すると考えられて、労働者の生存に必要な生活手段の価値に等しいとされる。³⁴このようなマルクスの考えに基づけば、貧困は必要な生活手段すら満たすことができない状態、死の危険と直面した状態となる。マルクスは賃金の決定要因を労働者の外部に求めたが、賃金が労働力の価格であり、労働力を再生産させるための費用である以上、貧困も外部的原因から生じたものということになる。

これに対して、トクヴィルは貧困の原因を人間の心理に求めているため、貧困の責任をその個人に負わせているかのように見える。しかし、彼が貧困発生を文明史的に把握していることを考慮する必要がある。前述の通り、トクヴィルはデモクラシーを論じる場合も、それを<<providence>>に導かれた不可避的な現象だと理解していた。トクヴィルは決して必然論者ではなく、むしろ人間の自由意思を最大限尊重していたが、<<providence>>を中核に据えた文明史という視点を導入したことによって、社会事象が人間の力だけでは完全に統御しえないことを示した。人間は強力な文明の歴史の流れの中でその影響を免れることは不可能だが、自由意志に基づいて積極的に時代に参与する義務を負っている。いわば、トクヴィルは、自由で自立的な営為と巨大な不可避的趨勢としての歴史の流れとの緊張関係の中で人間の存在を位置づけようと企図したのであった。

そこでトクヴィルの貧困観を考える場合に意味を持つことになるのが、個人的貧困の原因として罪悪視されていた貧困者の怠惰の問題である。トクヴィルは「人間は、あらゆる有機体と同様、生来的に怠惰（oisivite）を熱烈に求めてしまうのである」³⁵と述べている。要するに、トクヴィルは、人間が怠けようとするのはごく自然なことだといっているのである。他人の怠惰さを断罪するためには、少なくとも自分は勤勉であるという倫理的な優位性を確信する必要があるが、人間は誰もが怠惰を求めているという人間観に立てば、勤勉さに関する規準は霧消してしまう。ここで怠惰というものの性格は、もちろん評価すべきものではありえないが、少なくとも犯罪ではないと、大きく変化することになる。たとえ怠惰の結果として貧困に陥ったとしても、彼らは一定の慈善は施されるべきであり、それと同時に本能的に怠けることを求めてしまう心性を矯正す

³³ カール・マルクス『賃労働と資本』長谷部文雄訳（岩波文庫、1981年）42頁。

³⁴ カール・マルクス『資本論』（一）フリードリヒ・エンゲルス編／向坂逸郎訳（岩波文庫、1969年）297-298頁。

³⁵ *PI*, p. 1168.

る機会は与えられるべきであるという見解へと転換することが可能となる。トクヴィルのアメリカ旅行の名目は彼の地での刑罰制度の視察にあり、トクヴィルと共著者のボーモンが帰国後に発表した『アメリカ合衆国の刑務所制度とフランスへの適用に関する報告』の中には、「アメリカの貧困」(Paupérisme en Amérique) という章が設けられている。その中でトクヴィルと共著者のボーモンは、アメリカの救貧院 (poor house) について、「救貧院は監獄ではないし、監獄であってはならない」と記している。³⁶貧困は罪ではなく、貧困者たちは貧困が自らの行動の結果であることを理解できていないだけなのである。³⁷であるとすれば、貧困者に対して施されるのは懲罰ではなく、矯正であり、教化である。

トクヴィルは、『貧困に関する覚書』の執筆にあたって、前節で紹介したヴィルヌーヴ＝バルジュモンの『キリスト教経済綱要』を参照した。³⁸この中で、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンは、産業社会に「新たな封建制」(féodalité nouvelle) が誕生していることを指摘している。³⁹それは中世の封建制よりもはるかに専制的で、抑圧的で、厳しい封建制であり、また「金と産業のアリстокラシー」(aristocratie de l'argent et de l'industrie) である。汲々と日々の暮らしを生きる貧困階級と「金と産業のアリстокラシー」との間の歴然とした格差は、まさに政治と経済の「裂け目」であり、社会に生じた亀裂であり、社会を解体するものであった。⁴⁰だからこそ、貧困問題は「社会問題」であった。

このような事態に対して、トクヴィルは憂慮を示していた。だが、そのトクヴィルが貧困の根本原因として人々の欲求を考えたことは本当に適切であっただろうか。本章の冒頭でも示した通り、貧困とは生存の危機に直面した極端な欠乏状態を意味しており、実際に当時のパリの民衆が置かれていたのもそのような状況であった。つまり、彼らは複雑化し多様化した欲求に駆り立て

³⁶ OC, IV-2[Écrits sur le système pénitentiaire en France et à l'étranger], p. 320.

³⁷ Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton, Princeton University Press, 2009), p. 37. これに対して、ジャルダン、トクヴィルとボーモンが刑務所の本来の目的は矯正させることではなく、罰を与えることにありと考えていたという立場を取っている。また、ジャルダンはその他にも、彼らは一度でも法を破ることがあれば「永久に」(in aeternum) 犯罪者としての刻印が消えないという思想を持っており、それがトクヴィルのジャンセニスム的な悲観主義の反映であるともいっている [Jardin, p. 176. [邦訳 206 頁]]。ちなみに、トクヴィルのアメリカ視察とほぼ同時期に発表されたヴィクトル・ユーゴー Victor Hugo (1802-1885) の『死刑囚最後の日』 *Le dernier jour d'un condamné* (1829) において、彼は犯罪、とりわけ貧困者の犯罪が社会的条件によってひき起こされたものだと考え、学校教育と仕事があれば犯罪に手を染めることはなかっただろうと性善説と矯正可能性を訴えている [ヴィクトル・ユーゴー『死刑囚最後の日』豊島与志雄訳 (岩波文庫、1982年) 146頁]。

³⁸ ヒュー・ブローガンによれば、トクヴィルが『貧困に関する覚書』を書く際に参考としたのは、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンの『キリスト教経済綱要』と 1833 年のイギリス視察であったが、それだけでは議論を深めることが難しかったため、救貧法改正の中心人物であったイギリスの経済学者ナッソー・シニア Nassau William Senior (1790-1864) に助力を求め、それに応じたシニアは救貧法改正に関する 1833 年の報告書や 1834 年の改正法等をトクヴィルに送っている [Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006), pp. 301-302]。

³⁹ Villeneuve-Bargemont, p. 389.

⁴⁰ エリック・ケラシーは、この現象を <<désocialisation>> という語で表現している [Kesslassy, p. 158]。

られた人々ではなく、原始社会さながらの生存欲求をなんとか充足させようと格闘していた貧しき人々 (les misérables) であった。トクヴィルは農民たちが欲求を満たすために離農したとしているが、たとえば土地収奪の被害を受けて都市に入り、賃金労働者になったという、マルクスが『資本論』の中で描いた情景の方がより史実に正確なのではないだろうか。⁴¹元々、トクヴィルの問題意識も社会の解体に対する懸念にあったはずであり、だとすれば彼の関心は生存もままならない最下層に向けられていたはずである。少なくとも、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンをはじめとする、貧困を問題視した多くの知識人たちにはそのような視点があった。⁴²そして彼らの言説に触れていたトクヴィルも同様の認識を有していたはずが、『貧困に関する覚書』において対象とされている貧困者像はそれと相違している。

その理由として考えられるのが、『貧困に関する覚書』と同時期に行われたアメリカ視察であり、そこから導き出されたデモクラシー理論の存在である。これらの時系列を確認してみると、1831年の5月から翌1832年の2月までアメリカ視察を行った後、同年の9月までに『アメリカ合衆国の刑務所制度とフランスへの適用に関する報告』を完成させ、1833年1月にそれを出版している。トクヴィルは同年8月から9月までイギリス視察に出かけ、ラドナー卿のロングフォード城に滞在している。⁴³エリック・ケラシーは、トクヴィルが社会問題としての貧困に関心を持ったのはこの滞在時であったとしている。⁴⁴トクヴィルはイギリスから帰国すると、その直後の1833年10月から『アメリカのデモクラシー』(第1巻)を集中的に執筆し、1834年8月にこれを完成させ、翌1835年の1月に発表する。そして、『貧困に関する覚書』はその直後から4月の間に執筆され、同年11月にシェルブールのアカデミーの雑誌に掲載されている。要するに、『アメリカのデモクラシー』と『貧困に関する覚書』は、ほぼ同時に行われた研究に基づき、構想され、執筆されたことになる。そのため、トクヴィルの中で貧困というものの像が混乱したものになってしまう可能性が推量される。

『アメリカのデモクラシー』で題材となっているのは平等社会のアメリカであり、そこには生存の危機に瀕している貧者はいない。格差は認知していたとしても、その格差の底辺も極貧状態にはなかった。いわば、アメリカの貧困は存在していたとしても、平等社会における相対的な貧困状態にすぎなかった。⁴⁵これに対して、フランスやイギリスの貧困者が置かれていた状況は生きることすら覚束ない絶対的な貧困状態にあった。きわめて印象深いアメリカ視察と『アメリカの

⁴¹ マルクス、『資本論』(一)、344-372頁。

⁴² トクヴィルは、アメリカ視察を前にジャン＝バティスト・セイ Jean-Baptiste Say (1767-1832) の『政治経済学講義』*Cours complet d'économie politique* (1829) を学んでいたが、古典派を代表する経済学者であったセイにおいては、貧困は経済進歩に不可欠な副産物として扱われていた [Seymour Drescher, *Dilemma of Democracy, Tocqueville and Modernization* (University of Pittsburgh Press, 1968), p. 104. [ドレッシャー、シーモア『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳(荒地出版社、1970年)93頁]]。

⁴³ *PI*, p. 1636 n.

⁴⁴ Keslassy, p. 118.

⁴⁵ この点に関して、ドレッシャーは、トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』(第1巻)において貧困者は無視されているどころか、その存在すら否定されていると述べている [Drescher, p. 75 [邦訳66-67頁]]。

『デモクラシー』という大著の執筆の後に書かれた『貧困に関する覚書』が、それらの影響を受けていた可能性を否定することはできない。リチャード・スウェドバーグは、トクヴィルのデモクラシー理論における経済の特徴として、デモクラシーにおいて広く流通するようになった低廉な商品・製品 (democratic goods) の大量消費、商業と商業文化の浸透、経済活動に従事する諸組織 (economic organizations or associations) の増大、そして交通手段も含む通信手段の整備に対する国家の積極的関与の4点を挙げている。そして、これらに加えて、人々の内面の中にある物質主義が強い影響を及ぼしているとスウェドバーグは記している。⁴⁶これらはアメリカには妥当しても、フランスの社会状況に適用することはできない。

しかし、フランスにおいても、時代の進展に伴って、人々の意識に変化が現れるようになる。『アメリカのデモクラシー』も、『貧困に関する覚書』も、1830年代半ばまでの著作である。その後、フランスにおける産業化・市場経済化はますます進展し、下層の労働者階級の中にも物質的欲求の充足を求める傾向が見られるようになる。これはいわば、平等意識の浸透すなわちデモクラシー化の進行である。貧困者の間にすら、人間は皆、一定の物質的安寧を享受する権利があるという意識が広がり、それが「嫉妬」(jalousie) となって、二月革命へとつながっていくのである。そのため、トクヴィルの理論における貧困の問題を総合的に考えるには、二月革命を考慮する必要がある。

社会的貧困という語が登場したことによってもたらされた最大の効果は、それによって貧困問題が政治の文脈で議論される環境を整備することになった点にある。⁴⁷トクヴィルの貧困論も、その流れの中で論じられたものである。

ただ、トクヴィル自身の貧困観を考えてみた場合、それは個人的貧困と社会的貧困が複雑に混交したものとなっている。トクヴィルは貧困の原因として欲求と怠惰という個人的要因を挙げているが、このうち特に欲求に関しては社会的影響によって生み出され、左右されるものである。そして欲求に駆られて、人々が賃金労働へと移行すると、彼らはその労働形態のために貧困の危機に陥る。よって、トクヴィルが考えなければならなかった貧困対策は、個人的貧困と社会的貧困の双方に対応するものである必要があった。

問題は貧困対策の主体と方法である。貧困が政治と経済の「裂け目」に生じた現象であり、そしてそこに生じた問題を社会の崩壊の危機と認識するのであれば、貧困は社会問題として浮上することになる。それに対して従来からの慈善によって対応しようとする立場の人々も存在はしたが、それ以外に大規模かつ全社会的に社会問題を解決しようとする社会主義者も現れるようになった。彼らは社会の崩壊をその大改変によって克服することを企図したのであった。

⁴⁶ Swedberg, p. 36.

⁴⁷ Keslassy, p. 57.

第4章 フランスにおける社会主義とその問題点

社会という概念が、政治と経済という2つの革命の進展によって生じた亀裂を修復するために求められたものであることはすでに述べた。トクヴィルが個人主義という概念によって警鐘を鳴らしたのは、社会の解体に対する懸念を表明するためであった。そのようなトクヴィル同様、社会の再生を試みた思想が社会主義であった。

18世紀後半から19世紀にかけてのフランスには多くの社会主義思想家・共産主義思想家が出現しているが、それら多くの目標は解体の危機にある社会の再生と回復という点において共通している。その代表的人物であるサン＝シモンの表現を借りれば、それは「再組織化」(réorganisation)ということであり、18世紀の哲学が革命的であったとするならば、19世紀の哲学は「組織化的」(organisatrice)である必要があった。¹

トクヴィルはこれら社会主義思想と問題意識は共有していたが、これらと歩調を合わせたことはほとんどなかった。いうなれば、トクヴィルは組織化または再組織化という社会主義が採用した手段とは異なる方法で、社会の崩壊に対応しようとした。

本章では18世紀から19世紀前半にかけてのフランスにおける社会主義とその源流となった思想について概観した上で、社会主義に対するトクヴィルの評価とその理由について考察を行う。なお、この当時の社会主義思潮は雑多であるため、ここではあくまでもトクヴィルの思想を論じる上で必要な思想に限定して考えていく。

具体的には、第一にトクヴィルが社会主義思想の源流と考えたフィジオクラット(重農主義者)の思想に関して、ケネーを中心に考えていく。第二に19世紀前半のフランス社会主義のうち、トクヴィルに影響を与えたと思われるサン＝シモンおよびサン＝シモン主義者の思想について考察する。第三に、まずルイ・ブランに触れた上で、社会主義に対するトクヴィルの評価と批判

¹ Henri de Saint-Simon, “De la réorganisation de la société européenne ou de la nécessité et des moyens,” in *Œuvres Complètes II* (Paris, Presses Universitaires de France, 2012), p. 1247. [サン＝シモン「ヨーロッパ社会の再組織について」『サン＝シモン著作集』(第2巻)森博編・訳(恒星社厚生閣、1987年)200頁]。

について考える。さらに、トクヴィルの構想した社会政策案に社会主義理論が及ぼした影響に関しても考察を行う。これらを通して、社会に関して同じ問題意識を有しながら、異なる反応を示したトクヴィルの理論と社会主義思想との隔たりの理由についても考えていきたい。

第1節 社会主義とフィジオクラット

社会主義に対するトクヴィルの見解を論じるにあたって、重農主義者すなわちフィジオクラット (physiocrate) たちの思想を取り上げる理由は、次のようなトクヴィルの記述にある。

今日、「社会主義」という名前では呼ばれている破壊的な理論は最近生まれたものだと広く信じられているが、それは誤りである。この理論は、初期のフィジオクラット (économistes) と同時代のものである。フィジオクラットたちは社会の形態を変えるために自分たちが夢想した全能の政府を用いたが、社会主義者たちは社会の基礎を破壊するために想像の中で同じ力を奪取した。

モレリーの『自然の法典』を読んでみるといい。国家の全能性や無制限の権利に関するフィジオクラットの学説と共に、このところフランスを最も恐れさせている政治理論のいくつかも見出すことができるだろう。それはたとえば、財産の共有や労働の権利、絶対的な平等、あらゆる事柄における画一性、個人の活動における機械的な規則性、規則を強制する専制、そして市民の個性を社会の中に完全に埋没させること等である。²

エティエンヌ・モレリー Étienne Morelly (1717-1778) は 18 世紀フランスのユートピア思想家であり、私有財産制のない平等社会を提唱した。モレリー自身はフィジオクラットではないが、トクヴィルは彼の著作の中にフィジオクラットの思想と共に社会主義に通じる見解が併存していることを指摘している。トクヴィルはフィジオクラシーから社会主義が生まれたというのではなく、これらが同じ思想的背景から生まれたものであることをモレリーを引いて示したのである。そのため、フィジオクラットについて考えることは、トクヴィルの社会主義観を理解する上で大きな意味がある。

フィジオクラットを代表する人物であるフランソワ・ケネー François Quesnay (1694-1774) が提唱した経済政策の眼目は、ルイ 14 世治下の財務総監ジャン＝バティスト・コルベール Jean-Baptiste Colbert (1619-1683) の重商主義政策の是正にあった。イギリスやオランダと比べて経済的に劣位にあった 17 世紀のフランスでは、貿易収支の黒字化のために高級織物やガラス、陶器等の奢侈品生産を偏重し、国民生活に直接的に影響する農業を軽視した。また、製造品の輸出を拡大するために低賃金政策とそれを可能にする穀物低価格政策が採用されたことから、フラ

² AR, 3:3, p. 191. [邦訳 343-344 頁]。

ンス農業は致命的な打撃を受けていた。³このような事態を打開するためにケネーが主張したのが、「良価」(bon prix)の保証と「純生産物」(produit net)の確保であった。⁴良価とは生産費に一定の利潤を加えた価格のことであり、これは重商主義による人為的な穀物低価格政策を破棄し、穀物の流通を海外も含めて自由化した時にのみ実現される。また、純生産物とは生産物の売上価値から必要経費を控除した余剰部分のことだが、ケネーはあらゆる産業の中で純生産物を生み出し得るのは農業だけだと考えた。ケネーはこの経済関係を「経済表」(tableau économique)として図式化する。そして経済表に基づく秩序を「自然法」と呼んだ。そして為政者に求められるのは、この自然法が適切に機能する環境、いわば自由主義的経済体制を維持整備することにあった。

ケネーは、自身の政治・経済構想に関して、「農業王国の経済統治の一般準則」(Maximes généraux du gouvernement économique d'un royaume agricole)を示している。⁵30項目ある準則の中で、ケネーは土地が富の源泉であり、その富を殖やすことができるのは農業だけであること(第3準則)、

³ 根井雅弘『経済学の歴史』(講談社学術文庫、2005年)26-27頁。

⁴ 根井、前掲書、28-30頁。

⁵ François Quesnay, "Maximes généraux du économique d'un royaume agricole," in *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay* (Paris, Jules Peelman, 1888), pp. 329-337. [フランソワ・ケネー『経済表』平田清明／井上泰夫訳(岩波文庫、2013年)219-230頁]。以下に、その概要を記す。①主権は唯一であり、社会のあらゆる個人に対しても、また特殊利害に立つすべての不正な企てに対しても優越していること。②国民が、最も完全な統治を構成する自然秩序の一般法について教えられていること。③主権者と国民は、土地が富の唯一の源泉であり、富を増殖させるのは農業であることを決して忘れないこと。④土地財産と動産的富の所有権がそれらの合法的な所有者に保証されていること。⑤租税が破壊的なものでないこと。⑥耕作者の前払が十分であって、土地耕作の支出によって、年々最大の生産物を再生させ得ること。⑦収入の総額がすべて年々の流通に復帰し、この流通の全範囲にわたって巡歴すること。⑧経済統治が関心を寄せるべきは唯一、生産的支出と粗生産物との取引を助長することであるため、不生産的支出はなるがままに任せること。⑨耕作すべき大領土を所有していて、粗生産物貿易を容易に行うことのできる国民は、農業の労働と支出を犠牲にしてまで、製造業と奢侈品商業に資金と人を差し向けるようなことは避けなければならない。何よりもまず、王国は豊かな耕作者で満ちていなければならない。⑩諸収入の一部でも、貨幣あるいは商品の形態で還流することもなく外国に流出させないこと。⑪住民の富が王国の外に持ち出されてしまうため、彼らの国外流出は避けなければならない。⑫農村に耕作者(laboureurs)がいなくなるようなことが起こらないように、富裕な農民(fermiers)の子弟を農村に定住させること。⑬各人が、自分の利害や財力、土地の資質に見合った生産物を自分の畑で自由に耕作すること。そうすれば、でき得る限り最大の生産物が得られることになる。⑭家畜の増殖が奨励されること。⑮穀物の耕作にあてられる土地は、富裕な耕作者の経営する大農地にできるだけ統合すること。⑯売り上げがあつて初めて再生産が可能になるため、粗生産物の対外商業を決して妨げないこと。⑰道路を修繕し、運河や河川、海を利用した水上交通によって、生産物および手工業商品の販路を整備し、運搬を容易にすること。⑱王国内の生産物や商品の価格をわずかでも低下させないこと。豊饒と高価維持の両立こそ繁栄なのである。⑲貧困者にとって、生産物の価格の安さが有利なことだとは思わないこと。⑳最下層の市民階級の生活の安楽(aisance)を損なわないこと。㉑地主や投機的な職業を営む人たちが、彼らの収入や利益を流通と配分から切り離す、生産的ではない貯蓄に励むようなことがないようにすること。㉒奢侈的な装飾に熱中しないこと。㉓外国との相互貿易で国民が損害を被らないこと。㉔外国との相互貿易にあたって肝心なのは、販売した商品と購入した商品それ自体から生ずる利益の多寡を吟味することもせず、ただ貨幣での差額からだけ利益を判断して、安易な利益に欺かれないようにすることである。㉕交易の完全な自由が維持されること。㉖人口の増加よりも、収入の増加に注意を傾けること。㉗政府は節約に専念するよりも、王国の繁栄に必要な事業に専念すること。㉘租税徴収や政府支出の財政活動が、貨幣財産集積の要因にならないこと。㉙一国家の非常の必要に応ずるための資力は国民の繁栄からのみ期待し、金融資本家(financier)の信用貸からは期待しないこと。㉚国家は借入金を避けること。

経済秩序の根本は不動産と動産の所有権 (propriété) の安全にあること (第4準則) を明記している。その他にも農業生産が富の増大に有効である理由や適正な価格の維持、道路や航路の整備の必要性や自由交易の重要性などが説かれているが、ケネーの権力像を理解する上で注目するのは第1準則と第27準則である。まず第1準則において、彼は主権 (autorité souveraine) が唯一 (unique) のものであり、社会のあらゆるものに対して優越している (supérieure) ことを求める。そして第27準則では、多大な支出も富の増加のためであれば適正なものとされるため、政府は節約に専念するよりも、王国の繁栄に必要な事業に専念すべきだと述べている。絶対的かつ唯一的な主権が個別的利害を調整して、自らがあたかも事業者のように経済を牽引していく。トクヴィルが1840年代のフランス国家の姿を国内最大の「消費者」「事業者」と評したことは前章ですでに述べたが、ケネーの準則を見るとそのような国家の姿はすでにフィジオクラットによって準備されていたことがわかる。つまり、フィジオクラットは、本来政治的主体であった国家という存在を経済的主体として再定義する思想の大枠を提供したのであった。

この考え方は経済的には有効だとしても、政治思想的に考えた場合、深刻な問題をはらんでいる。貴族も同業組合も顕在であった当時、上記のような経済表に則った体制を実現するには、第1準則によって示された強力な権力が具体的に求められなければならない。そこでケネーは、かつてモンテスキュー Charles Louis de Montesquieu (1689-1755) が批判した中国の専制 (despotisme) を理想として、これを評価するに至る。モンテスキューは「不協和の調和」 (harmonie de dissonance) という概念を提示し、それを政治的自由の条件と考えた。⁶彼は複数の権力主体の対立を内包しながらも全体としては調和が実現されている政治秩序を提示しているが、これは専制とは互いに相容れない政治体制である。また、モンテスキューがその多元的な政治社会の構成要素と考えたのは貴族を筆頭とする封建的諸勢力であったため、彼の議論はフランス自由主義政治理論の嚆矢であると同時に、フランスにおける保守思想の源流と見ることも可能である。いわばモンテスキューは既存の勢力の存在意義を肯定的に読み替えることによって、これらを新たな政治的自由のための条件として位置づけた。だが、その一方でこれらの存在は農民たちに対して貢租等の封建的拘束を様々な形で課しており、農産物の自由な生産とその流通の障害となっていた。自由な農産物流通によって国富の増大を目論むケネーにとって、様々な特権 (privilège) によって経済を遅滞させる封建的勢力を権力的に抑えることは不可欠であり、それが専制への期待につながっていった。

ケネーは、1767年の『中国の専制』 *Despotisme de la Chine* の中で、完全唯一の至高権によって統治されている中国の政治体制を専制と把握し、これを評価する。⁷ただし、専制にも、法 (lois) によって規制された絶対的権力を行使する君主による「合法的専制」 (despotes légitimes) と、専横的な権力を篡奪して国民に対してそれを行使し、根本法 (lois fondamentales) による制限も受

⁶ 川出良枝『貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜』(東京大学出版会、1996年) 184-189頁。

⁷ François Quesnay, “Despotisme de la Chine,” in *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay* (Paris, Jules Peelman, 1888), pp. 563-564.

けない「恣意的専制」(despotes arbitraires)の2種類がある。ケネーはこのうち前者を支持しているため、彼も専制を無分別に受容したわけではなく、自然法が最大限有効に適用される健全な君主政を志向したというべきであろう。この点に関して、アルバート・ハーシュマンは、ケネーをはじめとするフィジオクラットたちが政治の失敗の危険性を考慮しつつも、そのために経済の拡大だけに問題解決の糸口を求めるのではなく、正しい経済政策を可能とするような新しい政治秩序の構築に傾いていったことを指摘している。⁸要するに、ケネーらフィジオクラットは、政治的専制によって新たな経済的自由を実現しようと試みたのであった。⁹トクヴィルは、フィジオクラットについて、彼らは自由放任(laisser faire, laisser passer)を主張していたが、政治的自由は忘れてしまっていたと述べているが、正鵠を射たものといえるだろう。¹⁰

ケネーの考える専制にはもうひとつ、市民の所有権を後見的(tutélaire)に守護するという役割が期待されていた。ジョン・ロック John Locke (1632-1704) から少なからぬ影響を受けたケネーは、自然法に則ってなされた各人の労働の獲得物に対する権利として自然権を理解しているが、ここで権力に期待されているのはそのような各人の自然権を擁護することであり、統治者は「後見的権力」(puissance tutélaire)あるいは「後見的権威」(autorité tutélaire)であることが求められる。¹¹ケネーの理論において、権力は抑圧する存在から民衆を保護する存在への役割転換が要請されており、とりわけそれには経済的権利の擁護と増進が求められていた。

要するに、ケネーが目指していた権力像は、国民の経済的利益を守り、そのさらなる増大を支援する後見的な専制体制であった。従来、自由は政治的範疇の概念であったが、ここにおいては経済的範疇にも適用されている。ただ、それはロックも同様であったが、ケネーの場合は経済における自由のために、政治における自由が犠牲に供されている点に最大の特徴があり、それが最大の問題となる。

ケネーの考えた専制とトクヴィルがそのデモクラシー理論で批判した「民主的専制」には相通じる性格がある。そのため、トクヴィルにとって、フィジオクラットの問題は同時代的な意味を持っていた。

フィジオクラット(économistes)たちが想像したこの巨大な社会的権力は、彼らの目前にある他のいかなる権力よりも強大だというだけではない。その起源においても、その特性におい

⁸ Albert O. Hirschman, *The Passions and the Interests, Political Arguments for Capitalism before Its Triumph* (Princeton, Princeton University Press, 2013), p. 96. [アルバート・O. ハーシュマン『情念の政治経済学』佐々木毅／旦祐介訳(法政大学出版局、1985年)96頁]。

⁹ ハーシュマンは、一方で政府の介入に対する市場の自由を擁護しつつ、他方で「正しい」経済システムを支持する全能の支配者によって市場の自由が強制されることを主張したフィジオクラットの考え方を「奇妙」と評している [Hirschman, pp. 97-98. [邦訳 97-98 頁]]。

¹⁰ *AR*, 3:3, p. 187. [邦訳 337-338 頁]。

¹¹ 安藤裕介『商業・専制・世論 フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』(創文社、2014年)48-52頁。安藤は、ケネーの理論は封建的秩序からの解放といった性格を有していたが、同時に政治体全体の有用性から導出された個人の物質的利益の追求を推奨する、ある種の功利主義的政治哲学を内包していたと述べている [安藤、前掲書、56-57頁]。

ても、この権力は従来のものとは異なっている。この社会的権力は直接的に神に由来するものでもなければ、伝統とも無関係であり、そして非人格的である。それはもはや王ではなく、国家と呼ばれるべきものである。それはある家族の遺産などではなく、全体から生まれた産物であり、全体の代表である。そして個人の権利は、この全体の意思に屈服させられるのである。

民主的専制という名前のこの特殊な形態の専制は、中世であれば思いもつかないものであったが、フィジオクラットにとってはすでに馴染みのものになっていた。社会内の階層化は進み、階級の存在が明らかになり、身分は固定化された。そのような中で民衆という存在は、ほとんど同じような、完全に平等な個人によって構成されている。この寄せ集めの大衆は唯一の正統な主権者として認知されているが、自らの政府を自分自身で指揮し監督することを可能にするあらゆる権能は周到に奪われている。大衆の上にあるのは、大衆の意見に耳を傾けることなく、大衆にかわってあらゆることを行う唯一の受託者 (mandataire) だけである。これを監督するためには、具体的な手段を持たない公共の理性が求められる。これを阻むものは革命であって、法ではない。この受託者は法的には従属的な代理人に過ぎないが、実は支配者なのである。¹²

トクヴィルはここで明確に、フィジオクラットの主張する専制体制を、自らのデモクラシー理論の中でデモクラシーの悪しき結果として提示した「民主的専制」(despotism démocratique) という語で表現している。トクヴィルがデモクラシー理論を論じる中で民主的専制を取り扱った際、彼はデモクラシーのもたらす心理的影響によって物質主義に罹患した人々が抱く「物質的安寧の追求」(goût du bien-être) や「物質的安寧への情熱」(passion du bien-être) を充足させるために「与える」専制体制としてこれを考えた。それに対して、トクヴィルがフィジオクラットの文脈で民主的専制を語る際に重視しているのは統治権力の性格である。この点については、フランソワ・フュレも、トクヴィルはフィジオクラットの経済分析について、反コルベール主義の主張である自由放任についても拘泥せず、あくまでも合法的専制のみを注目していると述べている。¹³ また、トクヴィルはケネーが「統治機構の中で権力を対抗させる制度は、致命的な欠陥を抱えた見解だ」と述べたことも引用している。¹⁴ ここでも、フィジオクラットの理論に対するトクヴィルの懸念は、政治機構や権力の問題に向けられている。

第1章において、トクヴィルがデモクラシー理論を構築する際に政体論や政治機構論ではなく、人々の心理に注目したのは、市民革命を経た後、デモクラシーがもはや理想ではなく所与のものとなったためだと記したが、フィジオクラットを論じる際のトクヴィルは再びその権力論に回帰している。これは今回引用した『アンシャン・レジームと大革命』が書かれた時期が影響しているように思われる。トクヴィルがこの著作に取り組んだのは、彼がルイ＝ナポレオンのクーデタ

¹² AR, 3:3, p. 190. [邦訳 342-343 頁]。

¹³ François Furet, *Penser la Révolution française* (Paris, Gallimard, 1985), pp. 239. [フランソワ・フュレ『フランス革命を考える』大津真作訳 (岩波書店、2000年) 273-274 頁]。

¹⁴ AR, 3:3, p. 188. [邦訳 338 頁]。

(1851年12月)のために政界引退を余儀なくされた後の1852年のことであり、実際に出版されたのは1856年であった。この間、1852年にルイ＝ナポレオンは国民投票を経て帝位に就き、第二帝政が始まっている。すなわち、トクヴィルが『アンシャン・レジームと大革命』を書いたのは、第二帝政が新たな国家体制を確立しようとしていた只中であり、いわば革命前の時代への逆行してしまったかのような状況にあったため、トクヴィルはあらためて政体論や権力論を論じなければならなかったのではないだろうか。絶対王政から革命、そしてナポレオン帝政を経て、何とか政治的自由と経済的発展を遂げてきたはずであったが、フランスはこの半世紀の蓄積を無にするかのように独裁・専制へと回帰してしまった。そのような中で『アンシャン・レジームと大革命』を書いていたトクヴィルは、1世紀以上前のフィジオクラットの文章の中にこの新たな専制の原型を見出したのである。

そもそも、フィジオクラットに関する議論は社会主義との関係の中で始まった。フィジオクラットと社会主義は同じ背景から生じたものであるとすれば、その帰結も共通したものとなるはずである。それが専制、より正確に言えば民主的専制である。要するに、フィジオクラットの思想と社会主義、そしてデモクラシーという現象が到達するものは、いずれも専制ということになる。ただ、トクヴィルのデモクラシー理論とフィジオクラットや社会主義との違いは、前者が専制を否定したのに対して、後者は積極的にこれを評価し、むしろその実現を目指したことにある。そのため、フィジオクラットの思想はトクヴィルにとって批判の対象以外の何ものでもなかった。

第2章 サン＝シモンとサン＝シモン主義

19世紀前半のフランスにおける社会主義を考えるにあたり、サン＝シモンの思想とサン＝シモン主義者たちの思想を避けて通ることはできない。というよりも、この頃のフランス社会主義とはサン＝シモンたちの思想であるといつてよい。

しかしながら、サン＝シモンとその弟子であるはずのサン＝シモン主義者との間には、思想的な隔絶があるともいわれている。サン＝シモン主義に関する代表的著作である『サン＝シモン主義の歴史』*Histoire du Saint-Simonisme, 1825-1864* (1931) を著したセバスティアン・シャルレティ Sébastien Charléty (1867-1945) は、「サン＝シモン主義者の歴史はサン＝シモンの死とともに始まる」¹⁵ という文章をそこに残しているが、この言葉はサン＝シモンとサン＝シモン主義者との間の思想的相違を表現したものといえよう。それだけでなく、その生涯の中でサン＝シモン自身も思想を変化させているため、サン＝シモンとサン＝シモン主義の思想的内容を把握することは容易ではない。ここでは細かな違いにとらわれず、サン＝シモンとサン＝シモン主義者の思想をその共通する点に目を向けて考えていきたい。

¹⁵ Sébastien Camille Gustave Charléty, *Histoire du Saint-Simonisme, 1825-1864* (Paris, Paul Hartmann, 1931), p.25. [セバスティアン・シャルレティ『サン＝シモン主義の歴史』沢崎浩平／小杉隆芳訳(法政大学出版社、1986年) 32頁]。

まず、サン＝シモンの主張の中核を占めているのは「産業主義」(industrialisme)である。サン＝シモンにおいて「産業者」(industriel)とは、「社会のさまざまな成員たちの物質的欲求や嗜好を満たさせる一つないしいくつかの物的手段を生産したり、それらを彼らの手に入れさせるために働いている人たち」¹⁶のことであり、「国民の二十五分の二十四以上をなしている」¹⁷。要するに、サン＝シモンの社会構想は、ごく普通の民衆を主体とした平等社会実現を目指すものであった。そのため、彼は、啓蒙主義的な国家論が内在させている「人間による人間の支配」に対して批判的であった。なぜなら、啓蒙主義的な国家観では、被治者としての産業者が統治者としての非産業者に自己の社会権や共同利害の管理・指導を「委ね」(laisseur)「託す」(charger)状態、換言すれば被治者の「政治的疎外」が発生することになり、サン＝シモンから見るとそこで展開される統治は「政治的疎外態」という他なかったためである。¹⁸よって、サン＝シモンは、自らの主張する「産業体制は完全な平等の原則に立脚している」¹⁹必要があると考えた。彼は、産業主義もしくは産業体制という名の平等社会構想の実現を目指していたのである。

だが、その一方でサン＝シモンには“階級”社会とは異なる、エリートを中心とした“階層”社会の構想があった。サン＝シモンは、「最も有能な人々」(hommes les plus capables)が自分たちの「特殊利益」(intérêts particuliers)の最大化に努めることができるようにするべきではないかと提案する。なぜなら、「最も有能な人々の特殊利益は、一般的利益(interest généraux)に最もよく役立つ利益であるがゆえに、この方法は公益に有利な結果をもたらすための最良の方法だとわれわれには思われる」ためである。²⁰ルソーの一般意志(volonté générale)に代表されるように、「一般」(général)と「特殊」ないし「個別」(particulier)との関係性に関する議論は、市民として、人間としての自由を最大限尊重しながらも、全体としての統合や統一を目指してきたフランスの政治的伝統において須要なものとしてきた。そこでは、「一般」という概念が公共性や徳性と関連づけられていたのに対して、「特殊」や「個別」は私益と結び付けられ、社会ないし国家にとっての危険や脅威として考えられた。ルソーに代表される共和主義的思想では「一般」と「特殊」、具体的には個人の自由と共同体の維持の両立が課題となったが、彼の一般意志という概念はそのような政治思想的難題を解決するために要請された概念であった。しかし、サン＝シモンは、有能な人物の特殊意志をそのまま全体を統べる意志へと読み換えるという一種の選良思想によってその解決を試みた。既述の通り、サン＝シモンは全社会の大半を占める産業者という名の民衆と完全な平等原則に基づく社会の成立という大目標の他、公教育の充実も訴えていることを合わせて考えれば、サン＝シモンの考えた社会は階層社会といっても、万民に開かれたものにな

¹⁶ Henri de Saint-Simon, “Catéchisme des industriels,” in *Œuvres Complètes IV* (Paris, Presses Universitaires de France, 2012), p. 2876. [アンリ・ド・サン＝シモン『サン＝シモン著作集(産業者の教理問答)』(第5巻)森博訳(恒星社厚生閣、1988年)2頁]。

¹⁷ Saint-Simon, *Catéchisme*, p. 2881. [邦訳8頁]。

¹⁸ 藤原孝「サン＝シモンの後期国家論序説」(『政経研究』第37巻第3号、2000年)66-67頁。

¹⁹ Saint-Simon, *Catéchisme*, p. 2905. [邦訳38頁]。

²⁰ Saint-Simon, *Catéchisme*, pp. 2977-2978. [邦訳136頁]。

っている。だが、能力の有無という優劣を前提としない限り、決して想起されない人物が要件となっている以上、サン＝シモンの中に知的選良思想の傾向があったことは否定できないだろう。ただ、サン＝シモンにおける最大の目標は不労階級としてのアリストクラシーを国家や社会の意思決定過程から排除することであり、それと表裏をなす形で“有能な人物”に指導を託するという発想は生じたと考えられる。²¹ シェルドン・ウォーリンは、サン＝シモンの中には、ヒエラルキーや従属、権威を特質とする組織（organization）の論理と 18 世紀の革命理論が普及させた平等の要求は両立可能であり、かつ必要でもあるという認識が存在していたと考える。²² そして、トクヴィルもまた、サン＝シモン主義の特徴として、そのヒエラルキー志向を挙げている。²³ サン＝シモンによれば、いかなる秩序も大衆的な基盤がなければ維持できないため、組織の原理も平等原理によって裏打ちされていることになる。この理屈を成り立たせているのは大衆の物質的欲求である。なぜなら、大衆が欲しているのは物質的欲求の充足と物質的境遇の安楽化であり、組織的かつ科学的な生産によってそれらが叶うなら、組織の原理と平等原理はいずれも成立すると考えられるからである。すなわち、サン＝シモンが企図しているのは、科学の名に基づいた、経済による政治領域の支配である。サン＝シモン自身にそのような意図はなかったとしても、最終的に統治の目的が物質的安寧の実現に帰着するとすれば、政治に対する経済の優位性の主張を否定することはできない。であるとすれば、サン＝シモン自身の意向とは無関係に、結果としてその理論は彼自らが危惧していた政治的疎外をひき起こす危険を内包していることになる。²⁴

だが、サン＝シモンの思想は、組織化を目指すことから精神性を重視することへと次第に変化を見せ始める。その理由は、彼が産業社会における「理念」の欠落に気付いたことにあった。サン＝シモンは、当初来たるべき産業社会において生産効率を高め、社会全体での分配を増大させることを目標としていたが、価値の生産に邁進するこの社会ではその「理念」が決定的に欠落し

²¹ サン＝シモンは、キリスト教の創始から 15 世紀まで、人類は「一般的感情」（sentiments généraux）および「唯一にして普遍的な原理」（principe universel et unique）の確立と「出生にもとづくアリストクラシー」（aristocratie de la naissance）から「才能にもとづくアリストクラシー」（aristocratie des talents）への移行を実現するために努めてきたが、個別性を求めたマルティン・ルターの宗教改革によってその努力は途絶されたと考えている。そして彼は、人類がその努力を再開しなければいけないと訴える [Henri de Saint-Simon, “Nouveau christianisme,” in *Œuvres Complètes IV* (Paris, Presses Universitaires de France, 2012), p. 3221. [アンリ・ド・サン＝シモン『サン＝シモン著作集（新キリスト教）』（第 5 巻）森博訳（恒星社厚生閣、1988 年）289-291 頁]。]

²² Sheldon Wolin, *Politics and Vision, Continuity and Innovation in Western Political Thought, Expanded Edition* (Princeton, Princeton University Press, 2004), p. 338. [シェルドン・ウォーリン『政治とヴィジョン』尾形典男／福田歓一／佐々木武／有賀弘／佐々木毅／半澤孝麿／田中治男訳（福村書店、2007 年）435-436 頁]。]

²³ OC, III-3[Écrits et discours politiques], p. 189.

²⁴ ウォーリンは公共性を最大限配慮した「政治的なもの」（the political）に対して、そういった規範性を喪失し、主に経済等によって代替されてしまっている現今の政治状況を「政治」（politics）と呼んで批判し、そのような潮流を「政治的なものへの攻撃」と考えた [Wolin, p. 371-376. [邦訳 476-483 頁] および川崎修『「政治的なもの」の行方』（岩波書店、2010 年）87-90 頁]。彼は、現代政治は経済によって歪曲されていると警鐘を鳴らしており、そのような傾向を形作った主要人物としてサン＝シモンを厳しく批判している。

ていることを理解したのであった。²⁵そのような意識の変化は、サン＝シモン晩年の著作である『新キリスト教』*Nouveau Christianisme* (1825) に結実する。彼は従来の組織化の理論の不備を、道徳的・宗教的性格の付与によって克服することを企図する。サン＝シモンは産業社会の規範的根拠理念として「人間は互いに兄弟として振舞うべし」²⁶を挙げ、それをこの著作の中で再三にわたって繰り返し取り上げる。新キリスト教は、分裂してしまったキリスト教のみならず、あらゆる宗教をこの原理に帰一させることによって実現される。そしてその最大の目的は「最も貧しい階級の境遇をできるだけ速やかに改善する」²⁷ことにある。それまで物質的安寧の実現と組織化に向けられていた彼の視点は、精神性の追求と貧困の解決に向けられるようになった。だが、サン＝シモンは1825年、『新キリスト教』を絶筆としたまま死去する。サン＝シモンの死後、その弟子であるサン＝シモン主義者たちは組織化の理論以上に、師の思想の道徳的・宗教的要素を強調するようになっていく。

サン＝シモンが死んだ頃、別のいい方をすれば「サン＝シモン主義」(Saint-Simonisme)の草創期において、派の雑誌『生産者』(*Le Producteur*)の中核メンバーは数学教師であり、銀行経営にも携わっていたロドリグであったが、この後サン＝シモン主義者たちを率いていったのはサン＝シモンから直接に指導を受けたことのないアンファンタンとバザールであった。サン＝シモン主義者たちの考えは、『生産者』誌の普及とパリの「サン＝シモン教会」での説教を主たる広布宣伝手段として、経済学説や社会理論以上に『新キリスト教』に代表される宗教的な道徳思想として人々の間に浸透していく。組織化理論としてのサン＝シモン主義も『生産者』誌等を通して、主に国立理工科学校(École polytechnique)の学生の間を中心に広まっていった。現代にも続くフランスのエリート教育機関として知られるいわゆる「グランゼコール」(grandes écoles)の中でも、1794年に創設された国立理工科学校は高級テクノクラートの養成を目的としていたため、その学生たちが合理主義的で工学的な国家指導原理を提唱したサン＝シモンの考え方に共鳴したのは自然であろう。ただ、社会一般に対する影響や印象という点では道徳・宗教思想としてのサン＝シモン主義の方が強い波及力を備えていた。1829年のクリスマス、サン＝シモン教会はアンファンタンとバザールを最高指導者である「父」(Père)に選出した。シャルレティはこの2人について、バザールは教理における理性面を、アンファンタンは感情を感情面を担ったと述べているが、この違いがサン＝シモン主義者たちの分裂を招くことになる。²⁸ローレンツ・シュタインは、バザールに関して、「真のサン＝シモン主義者」と評価し、世間がサン＝シモン主義と考えたもの大半はバザールによるものであったとしている。²⁹一方、アンファンタンは当初こそ『新キリ

²⁵ 藤原孝「サン＝シモン思想における『新キリスト教』の位置」(『政経研究』第33巻第1号、1996年)476頁。

²⁶ Saint-Simon, *Nouveau Christianisme*, p. 3184. [邦訳246頁]。

²⁷ Saint-Simon, *Nouveau Christianisme*, p. 3189. [邦訳251頁]。

²⁸ Charléty, p. 66. [邦訳74-75頁]。

²⁹ ローレンツ・シュタイン『平等原理と社会主義 今日フランスにおける社会主義と共産主義』石川三義／石塚正英／柴田隆行訳(法政大学出版局、1990年)225頁。

スト教』のような宗教的思想に違和感を覚えていたが、次第に自身が宗教的に傾斜していく。³⁰この2人が決定的に対立したの女性論を巡っての議論であった。サン＝シモン自身は女性の役割に関してそれほど興味を示していなかったが、総合的な社会理論の構築を目指したアンファンタンらは女性の立場に関する考えを摂取するために、男女一对の組を社会の基本と考えて愛の理論を主張したシャルル・フーリエ François Marie Charles Fourier (1772-1837) の思想を摂取してその問題を解決しようとした。³¹だが、当時すでに常軌を逸したものとして白眼視されていたフーリエの思想を取り入れたことでサン＝シモン主義者たちも批判を受けてしまう。このような状況を受けて、バザールらは 1831 年にはグループから離脱し、サン＝シモンの流れを汲む弟子グループはアンファンタンのみが残留するようになる。この後、彼らはエジプト遠征を行ったり、アルジェリア移住計画、そしてスエズ運河工事計画を企画しているが、大きな支持を集めることなく、奇矯な集団としての印象を世間に残した状態で 1848 年の二月革命を迎えることになる。³²

社会学の祖とされるオーギュスト・コント Auguste Comte (1798-1857) は、1817 年から 7 年間、サン＝シモンの秘書を務め、共に執筆も行っている。また、彼は国立理工科学学校の学生でもあった。サン＝シモンとコントは後に決裂するが、共同執筆を行っていた当時、彼らの目的は一致していた。³³彼らはフランス革命以降、混乱が続いてきたフランス、さらにヨーロッパ社会の再組織化を目的としており、そして宗教や宗教的な思想を、迷信ではなく、社会秩序が依拠すべき根本原理として理解していた。³⁴啓蒙思想の時代に育ったサン＝シモンやサン＝シモン主義者たちは、合理主義や社会の可塑性に基づく設計可能性に疑いを挟むことはしなかった。また、彼らの宗教的思想も本来は社会の根本原理を追究した結果として浮上してきたものであり、いってみれば社会現象と宗教の関係は自然現象と科学法則の関係に類似していた。そのため、サン＝シモンの思想は元々、一貫して“科学”であったといえることができる。しかしながら、宗教や道徳といったものは必ず何らかの主観的要素を内在しているため、科学としての一貫性を完全に徹底することは難しい。そこにサン＝シモンの思想およびサン＝シモン主義の思想的变化の原因がある。³⁵サン＝シモンの思想にとっての不幸は、その本来の意図から離れ、当時の人々から奇妙な思想とし

³⁰ Charléty, p. 63. [邦訳 71-72 頁]。

³¹ Charléty, p. 125. [邦訳 134 頁]。

³² スエズ運河建設に尽力した外交官フェルディナン・ド・レセップス Ferdinand de Lesseps (1805-1894) は青年期にサン＝シモン主義の影響を受けており、サン＝シモン主義者たちの宿願は四半世紀の後に信奉者によって実現されたことになる。

³³ サン＝シモンは「産業」と「組織化」を結び付けた「社会科学」(social science) を打ち立てたが、コントは 1822 年には「社会物理学」(social physics) という名で師の考えに挑戦することを試み、そして 1839 年には「社会学」(sociologie) という名前の新しい科学を打ち立てた [Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton and Oxford, Princeton University Press, 2009), pp. 121-122]。

³⁴ 杉本隆司「民衆・宗教・社会学 サン＝シモンとコント」宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』(白水社、2011 年) 所収、75-77 頁。

³⁵ それ以外にも、サン＝シモン主義者グループを牽引したアンファンタンという指導者の個性もサン＝シモン主義の変質の原因として挙げなければいけないだろう。また、藤原孝は、変化の原因としてロマン主義を挙げている [藤原孝「サン＝シモンイズムの形成」(『政経研究』第 39 巻第 3 号、2002 年) 88 頁]。

て受け取られてしまったことにある。組織化の理論としてのその思想はテクノクラートの中で継承されていったとしても、大衆化の時代において世評は大きな意味を持つ。サン＝シモン主義の場合、一時は一定の支持を受けた分、負の評価も拡大しやすかった。結果として、サン＝シモンたちの思想は、ある部分では自らの活動が原因ではあるが、不当に低く、歪曲された印象を持たれることになったと思われる。

サン＝シモンやサン＝シモン主義者に対するトクヴィルの見解や評価に関して、アンドレ・ジャルダン³⁶は、トクヴィルはサン＝シモンやフーリエ、ロバート・オーウェン Robert Owen (1771-1858) の著作は読んでいたが、そのノート等は残っていないと記している。³⁶他方、ヒュー・ブローガンは、トクヴィルがサン＝シモンやサン＝シモン主義者の考えを認識し、一定の知識を有していたことを指摘している。トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』（第2巻）の中で、ヨーロッパにはただ男女平等と言うだけでなく、男女は完全に同じ存在だと主張する人々が存在するが、そのような考えは両性を共に貶めることにつながると批判している。³⁷ブローガンによれば、ここでいわれている男女の同一を主張している人々とはサン＝シモン主義者である。³⁸トクヴィルの青年期から壮年期に該当する1830年代から1840年代にかけて、アンファンタンに率いられたサン＝シモン主義者グループはフランス社会から奇異の目で見られており、その主たる理由は彼らの女性観にあった。トクヴィルの見解は自らのデモクラシー論に基づくものであるが、そこに世評の影響が皆無であったと言い切ることは難しい。少なくとも、トクヴィルがサン＝シモン主義者たちの行動や言動に関心を持っていたことは明らかである。さらにブローガンは、トクヴィルがアンファンタン宛の私信を認めていたことを明らかにしている。³⁹それはアンファンタンから送られた著作の写しに対する返信として書かれたもので、ここではアンファンタンの著作の中に貧困者の境遇に対する配慮が満ちている点が指摘されており、人間の歴史はあらゆる生産物を共有する平等化に向かっていると述べられている。

トクヴィルがサン＝シモンやサン＝シモン主義者たちの思想を詳細に分析した明確な証拠は明らかになっていないし、もちろんそれに関する著作も存在していない。そのため、彼がこれらの思想に対していかなる評価を下していたのかを明言することはできないだろう。ただ、確実にいえるのは、トクヴィルがサン＝シモンやサン＝シモン主義者たちの著作を読み、明確に文字に起こさないまでも一定の考察を行っていたということである。そして多少は世間の評判に影響されていた可能性は否定できないまでも、これらの思想を冷静に理解しようと努めていたことである。前の章で述べた通り、二月革命後のトクヴィルは社会主義全体に対して感情的な反応を示している。二月革命、とりわけ六月暴動の後、トクヴィルはその騒擾の原因として社会主義の影響

³⁶ André Jardin, Alexis de Tocqueville, 1805-1859 (Paris, Hachette, 1984), p. 383. [アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳(晶文社、1994年)445-446頁]。

³⁷ *DII*, 3:12, p. 725. [邦訳第2巻(下)50-51頁]。トクヴィルは男女が同じ存在になるという考えには違和感を覚えていたが、平等化によって男女は平等になるに違いないと考えていた。

³⁸ Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Haven, Yale University Press, 2006), p. 364.

³⁹ Brogan, p. 413.

を考えるようになる。将来の専制と関連した抽象的事柄としてではなく、現実の混乱の原因として社会主義を考えるのである。その関心はサン＝シモン主義といった狭いものではなく、広く社会主義という範疇に含まれるあらゆる思想が共通して抱えている問題、いうなれば社会主義の本質的危険性に向けられたものであった。

第3節 トクヴィルの社会主義観

1840年代のトクヴィルにとって、最も有力な社会主義思想として意識したのはサン＝シモンの思想やサン＝シモン主義だったと推測されるが、最も身近な社会主義思想といういい方をすれば、それはルイ・ブランの思想であったように思われる。⁴⁰トクヴィルが『アメリカのデモクラシー』（第2巻）を出した同じ年、ブランは『労働の組織』*Organisation du travail*（1840）を発表している。『アメリカのデモクラシー』の第2巻の売上がその第1巻と比べて芳しくなかったのに対して、『労働の組織』は高い評判を呼び、そのことは後に二月革命が発生した際にブランの臨時政府入りを後押しすることになった。

ブランの議論の中核は、競争の批判・否定と組織化の重要性である。⁴¹彼はこの著作内の章に「競争は民衆にとっての皆殺し（extermination）の体系である」という過激な名前をつけて、貧困をはじめとする諸問題の根本原因は競争にあると断言する。⁴²これは競争の増加に伴って賃金は下落するというマルクスの見解と共通している。ただ、ブランは競争の被害者を民衆だけに限定せず、「競争はブルジョワジーにとって崩壊の原因である」⁴³という題名の章も設けている。ここからわかるように、ブランは民衆の貧困救済というよりも、競争によって崩壊に瀕している社会全体の組織化に重点を置いている。彼は競争激化の要因として「個人主義」（individualisme）を挙げているが、それは貧困を発生させて、家族関係の不安定化を招き、捨て子や嬰兒殺害までひき起こす。⁴⁴ブランは、競争原理によって支配されたこのような社会の現況に対して、「アソシアション」（association）の概念に基づいた「社会的作業場」（ateliers sociaux）によってその問題

⁴⁰ これら以外にも、トクヴィルは社会主義者ないし社会主義思想として、無政府主義者のピエール・ジョセフ・プルドン Pierre Joseph Proudhon (1809-1865)、サン＝シモン主義の影響を受けたピエール・ルルー Pierre Leroux (1797-1871) の他、「ファランステール主義者」（Phalanstériens）すなわちシャルル・フーリエ Charles Fourier (1772-1837) の思想の信奉者や「共産主義者」（communistes）、そしてプラトンの名まで挙げている[OC, III-3, pp. 189-192]。その程度はともかく、トクヴィルは当時社会主義と考えられていた思想に関心を示し、それらについて一定の知識を有していたことがわかる。

⁴¹ ルイ・ブランとその『労働の組織』に関しては、高草木光一「ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム 普通選挙と「社会的作業場」」（上）（『三田学会雑誌』第87巻第3号、1994年）64-84頁および同論文（下）（第87巻第4号）（『三田学会雑誌』第87巻第4号、1995年）38-59頁を参考とした。

⁴² Louis Blanc, *Organisation du travail* (Paris, Bureau de la société de l'industrie fraternelle, 1847), p. 28.

⁴³ Blanc, p. 76.

⁴⁴ Blanc, p. 61. 19世紀前半のフランスにおいて、嬰兒殺害と人口増加との間には相関関係が存在するという認識が一般的であった [Louis Chevalier, *Classes laborieuses et classes dangereuses* (Paris, Perrin, 1958), pp. 332-333 [ルイ・シュヴァリエ『労働階級と危険な階級 19世紀前半のパリ』喜安朗／木下賢一／相良匡俊訳（みすず書房、1993年）265-266頁]]。

の克服を考えた。社会的作業場の創設者は政府のみとされている。⁴⁵そしてそこで得られた利益は社会的作業場の成員に平等に分配され、さらに社会的作業場は高齢者・病人・身体障害者を扶養し、他の産業が遭遇する恐慌の影響を軽減する役割を担っている他、アソシアシオンの一員でありたいと望んでいる人に労働手段を提供することも責務とされる。⁴⁶

ブランは競争と個人主義を関連づけ、そしてそれらを否定する概念としてアソシアシオンを示し、その具体像として社会的作業場を提案した。それは国家によって提供された労働の場であるために、ここでは労働市場という発想、いふなれば人間の労働力を商品化し売買するという発想は完全に否定される。また、社会的作業場には所得再分配や他産業支援といった役割が期待されているが、これらは通常の私企業や私的団体の責任を超え、公的な責務の担い手であることを求めるものである。そのため、社会的作業場は単なる雇用提供の場ではなく、福祉国家における政府とほぼ同一視される。そのため、ブランをはじめいわゆる初期社会主義者が提起したアソシアシオン論は、労働者の貧困等の社会問題に直面した彼らが、無秩序な経済競争や利己的な個人主義を代替する新たな社会編成原理であったと理解されるべきであろう。⁴⁷

彼らの原理を支えたのは労働権 (*droit au travail*) という権利概念であった。これは 19 世紀前半のフランスにおいて、とりわけ 1848 年の二月革命の前後において、最も論争的な問題のひとつであり、トクヴィルも関係した第二共和制憲法を制定する際にも度々議論された。ところが、その割にこの権利の定義は当時明確ではなく、これに関しては適正な賃金の職を労働者に保障する権利とする考えもあれば、失業者に対して職と賃金を提供するものだという考え方もあった。⁴⁸少なくとも、これが労働者の労働環境や雇用環境の維持と擁護のみを目的としたものではなく、より広範な権利意識を背景とした概念であったということはできる。フランス革命において所有権 (*propriété*) は認められたが、これは事実上ブルジョワジーという社会の一部の階級の権利を保障したものに過ぎず、むしろこの頃急増していた労働者階級の社会統合を妨げるものになっていた。つまり、制限選挙が採用されている限り、社会や政治の意思決定に関与できるのはブルジョワジーのみに限定されており、労働者階級は排除される。しかし、社会全体がアソシアシオンという概念によって再構成された時、労働権は労働者の社会統合とその意思の反映を可能にする。そのため、労働権は、労働者が社会の意思決定過程にアクセスすることを可能にするものとされたのである。

ここまで論じてきたことからわかるように、19 世紀前半のフランスで思索し、そして政治活動にも従事したトクヴィルにとって社会主義という思想と運動は避けて通ることのできないものであった。ただ、この段階における社会主義思想は、サン＝シモンやサン＝シモン主義、そしてその流れを汲んだものが有力だったとはいえ、その他の思想家や運動家も様々な主張を展開し

⁴⁵ Blanc, p. 103.

⁴⁶ Blanc, p. 104.

⁴⁷ 高村学人『アソシアシオンへの自由 〈共和国〉の論理』(勁草書房、2007 年) 124 頁。

⁴⁸ Sharon B. Watkins, *Alexis de Tocqueville and the Second Republic, 1848-1852, A Study in Political Practice and Principles* (Lanham, University Press of America, 2003), p. 195.

ており、一概に定義することはできない。その点はトクヴィルも十分に認識していたため、彼は社会主義という思想の本質を次のように表現している。

これらの理論〔社会主義理論〕は相互に著しく異なっており、しばしば反対の意味を示し、また時に敵対もしていた。けれども、それらはすべて政府よりも深いところを狙い、その基礎となっている社会自体を手に入れようと努めており、そして社会主義という共通の名前を名乗っていた。⁴⁹

トクヴィルは特定の社会主義思想について論じるのではなく、社会主義と称している、もしくは社会主義に類すると考えられる思想を一括して分類し、そしてそれらがいずれも社会 (société) 全体を直接的に改変することを試みる思想であることを指摘している。市民革命までの思想において重要なことは、政治制度・政治機構上において個人の自由と権利を擁護し増進させることにあった。しかし、フランス革命によって名目上は政治的自由が実現されたが、産業化・市場経済化の進展によって経済においては貧困や格差といった問題が露呈してくるにつれて、それらの弊害は社会問題として認識されるようになり、その解決もまた社会的に試みられる必要があると意識されるようになった。トクヴィルが二月革命前に行った議会演説で、人々の関心が彼らの情熱が「政治的」(politiques) なものから「社会的」(sociales) なものへと変化したことを指摘したのは、そのためであった。⁵⁰社会主義は、そのような時代的要請に応えるものとして登場したのであり、トクヴィルは社会主義の本質をそこに見ていた。第2章で明らかにしたように、トクヴィルは二月革命を、「社会主義の理論」(théories socialistes) が民衆の「嫉妬」(jalousies) をかき立てたことによって発生した階級闘争革命だと定義した。⁵¹中でも、国立作業場廃止を巡って発生した労働者の暴動である六月暴動について、この事件が「政府の形態を変えるのではなく、社会の秩序を変化させることを目的としていた」ことがフランス革命より60年間続いてきた様々な出来事の中でも特徴的なことであり、またそれは「政治闘争」(lute politique) ではなく、「階級の戦い」(combat de classe) であり、「一種の奴隷戦争」(une sorte de guerre servile) であったと記している。⁵²社会主義は文字通り、社会に注目し、現状の問題解決を社会の改造によって実現しようとする思想であった。社会主義は、政治から社会へと意識の対象を変化させていった人々に対して、自分たちの感情や行動、要求を正当化するための理論となった。

トクヴィルは、1848年9月12日に行われた憲法制定議会 (Assemblée constituante) の憲法起草委員会における労働権に関する議論の中で、社会主義が人々の物質主義的な情熱を熱狂的で継続的かつ過度にかき立てるものであること、私的所有の原則を直接的かつ間接的に攻撃するもので

⁴⁹ S, 2:2, p. 787. [邦訳 131 頁]。引用中の括弧は本稿執筆者による注。

⁵⁰ S, 1:1, p. 736. [邦訳 31 頁]。

⁵¹ S, 2:2, p. 787. [邦訳 130 頁]。

⁵² S, 2:9, p. 842. [236-237 頁]。

あること、そして人間の理性と自由に対して根深い不信感を抱いたものであることを理由にこれを批判している。⁵³ここでトクヴィルが社会主義と「人々の物質主義的な情熱」(passions matérielles de l'homme)を刺激するものだと批判していることは興味深い。この点は、トクヴィルがデモクラシーの特徴として挙げた「物質的安寧の追求」(goût du bien-être)や「物質的安寧への情熱」(passion du bien-être)といった物質主義と相通じるものがある。彼の理論の中で、社会主義がデモクラシーという平等運動の中から生じたものと考えられているのか、それとも全く別個だが共通する特徴を有したものと考えられているのかを明らかにすることは難しいが、彼の時代においてデモクラシーと社会主義という2種類の影響のために人々の意識がきわめて物質主義的になっているとトクヴィルが認識していたこと、そしてそれに対して彼が懸念を抱いていたことは見て取れる。

そしてトクヴィルの社会主義観を考える上で不可欠なのは、社会主義とフィジオクラットの思想との共通性である。本章の前段での引用においては、これらの思想の間に経済政策や労働権等の他、社会の画一化や個人の没個性化といった共通点が存在していることが指摘されている。つまり、フィジオクラット同様に、社会主義は人間の思考から自由を奪う危険を内在させているとすることができる。トクヴィルは、フィジオクラットが「特定の方法で国民の人格を形成すること」「特定の模範に従って市民の精神を形作ること」「特定の考えで人々の心を満たすこと」「国家が必要だと判断した特定の感情を人々に与えること」を主張したとして批判している。⁵⁴トクヴィルが『アメリカのデモクラシー』の中で、人々が「一般観念」(idées générales)を好み、そして「画一的立法」(législation uniforme)を希求するようになると主張したことはすでに述べた通りである。この思考の画一化傾向は被治者の側だけでなく、それと歩調を合わせるように統治者の側からも被治者に対して画一化の働きかけが行われるのである。このような体制下・社会下では、国家が提示する特定の理念の下に、個人の精神の自由は完全に隷属することになる。国家の意思と個人の意思は完全に融合してしまい、国家の意思のみが全てになり、個人の自由どころか、個人という存在までもが雲散霧消してしまう。そして、トクヴィルはこのようなフィジオクラットと社会主義が同根のものだと主張するのである。

ここまでの考察を踏まえた上で、トクヴィルの考えに沿って社会主義の特徴をまとめると次のようになる。

第一に、社会主義はもはや政治ではなく、より広範でより深い社会を対象とした、社会の改変を目指す思想である。だが、社会に対する意識の高揚は政治、より厳密に言えば個人の政治的自由の軽視と表裏をなすものである。それは社会の画一化や個人の没個性化を推進することで実現されるため、個人の尊厳や個人の思想の自由は犠牲とされることになる。また、サン＝シモン主

⁵³ OC, III-3, pp.170-171.

⁵⁴ AR, 3:3, p.190. [邦訳 341-342 頁]。

義のように、社会主義は宗教的な色彩を帯び、人の心に作用を及ぼす。いずれにしても、社会主義は個人の内面に直接的に影響を及ぼすことを躊躇しない点に危険を内包している。

第二に、ルイ・ブランだけでなく、社会主義が目標としたのは社会の「組織化」(Organisation)である。社会主義者の多くも貧困をはじめとする労働者の境遇に対して懸念を示し、その改善を求めていたが、それ自体は必ずしも最大目標ではなく、彼らは社会の組織化が実現されれば、自ずと社会問題も解決されると考えた。社会主義者にとって組織化は絶対であるが、彼らはそれを工学的手法によって実現しようと考えており、サン＝シモンやサン＝シモン主義者が主張した産業体制はその典型である。この手法が肯定されるのは、効率的な産業活動によって生産を拡大し、それによって物質的充足が実現されるためである。よって、社会主義者のいう組織化とは産業すなわち経済による組織化であり、ひいては物質主義の肯定を意味する。要するに、社会主義においては、政治は物質主義に従属することになるのである。

第三に、社会主義は最終的に専制に到達する他ない。トクヴィルが社会主義と同じ素地から生まれたと考えるフィジオクラットは、政治的自由を二の次にして露骨に専制を求めた。よって、社会主義は生来的に専制に対して親和的だと考えられる。次いで、サン＝シモンやサン＝シモン主義者の理論では、最終的には高級テクノクラートの指導に服さない限り、組織化は困難である。そしてルイ・ブランが考案した社会的作業場では職の提供だけでなく、所得の再分配や相互扶助等も行われるため、そこは単なる労働の場ではなく社会そのものとなる。その社会的作業場は国家の指導によって組織され運営されるため、国家は社会全体の指導者となる。このように、社会主義はいずれも、国家の独占的な支配と指導を前提とする思想である。これらが労働者や民衆の積極的参加を前提としたものであれば、トクヴィルの評価も違ったものになったかもしれないが、これらの多くは国家や政府によって指導される。トクヴィルは、デモクラシー社会におけるアソシアシオンの価値をきわめて重要視する。彼は「単独で行動する自由に次いで、人間にとっても最も自然な自由は、同胞の努力と自分の努力を結び付け、共に活動する自由である」⁵⁵と述べてその価値を強調している。ここで彼がいうアソシアシオンとは個人の自由の上に成立した、個人の実践の協働 (association) としてのアソシアシオンであることを忘れてはいけない。ルイ・ブランの社会的作業場は個人の主体性によるものではなく、国家の指導によって設立されたものであり、トクヴィルのいうアソシアシオンとは似て非なるものである。

ここまで見てきたことからわかるように、社会主義がトクヴィルが育んできた思想の対極に位置していることは明白である。トクヴィルは、社会主義は一種の奴隷制であり、中央集権はその第一原理だと断じている。⁵⁶彼の考えによれば、社会主義は思想を統制し、物質主義を喚起し、専制を招来する。これらは彼が自身のデモクラシー理論の中で繰り返し批判し、警戒を示してきたことであった。そのため、二月革命後、特に六月革命の後のトクヴィルは、「社会に秩序と規律を打ち立て、革命派と社会主義者たちを打破する全ての措置に躊躇なく賛成票を投じた」ので

⁵⁵ *DAI*, 2:4, p. 217. [邦訳第1巻(下)45-46頁]。

⁵⁶ *OC*, III-3, p.189.

あった。⁵⁷

だが、社会の亀裂や崩壊に対して危機感を持っていたことは、トクヴィルも社会主義者も共通している。社会主義者たちはそれを社会の組織化を通して克服することを試み、トクヴィルも彼らと同じ問題意識を有していたが、最終的な方向性はまったく異なるものとなった。

最後に補足しておきたい。

本章においては、デモクラシーの特徴のひとつである物質主義と社会主義との関連性を強調する形で論を展開している。トクヴィルは体系的に一貫した理論形成を志向した人物ではないが、彼の理論がデモクラシーという現象を基軸としたものであるとすれば、諸々の事象に対する彼の評価は自ずとデモクラシー理論に基づくものとならざるを得ない。もちろん、社会主義に対する見解も同様の性格を帯びることになる。そのため、本章のここまでの内容はトクヴィルの社会主義観があたかも一定したものであったような印象を与える可能性がある。だが、社会主義に対するトクヴィルの評価は、それが人々にもたらす隷従的な精神性への批判のように一貫した部分もある一方で、時の経過に従って微妙な変化を見せている。

本章の第1節で取り上げたように、トクヴィルは社会主義とフィジオクラットとの間に思想的な類似点を見出している。このような見解は社会主義研究の文脈では一般的なものではなく、トクヴィルに特徴的な考え方である。だが、彼においても社会主義とフィジオクラットを結び付けるようになったのは後期のことであり、主要な著作の中では『アンシャン・レジームと大革命』にしか登場していない見解である。

トクヴィルの社会主義観に大きな変化をもたらしたのは、二月革命であった。この事件を経て、彼における社会主義は理論上のものではなく、現実的で具体的な問題として浮上することになる。二月革命後、臨時政府は国立作業場の設置を決定し、憲法制定議会では労働権に関する議論が盛んに行われるようになった。この動きに際して、トクヴィルは社会主義に対しても、労働権に対しても否定的な立場を取る。それまで思索の中のものであった新種の専制が、社会主義という形をとって現実化し始めたことが、トクヴィルの社会主義観に変化をもたらした最大の契機となった。そして、その後の彼は『アンシャン・レジームと大革命』を執筆する段階に至り、その当時の歴史や思潮を丹念に考察した結果、社会主義とフィジオクラットとの思想的な類似性と関連性を見出した。トクヴィルの社会主義観について考える場合、この点に注意を向けるべきであろう。

⁵⁷ S, Appendice II, p. 961.

第5章 トクヴィルの考える社会政策

トクヴィルは1839年の初当選以来、1851年12月のルイ＝ナポレオンのクーデタを契機として政界を引退するまでの12年間にわたり、立法部の議員を務めた。七月王政から第二共和制にかけて絶えることなく議席を得て、二月革命後の第二共和制成立時には憲法制定に携わっただけでなく、短期間ながらも外務大臣の要職も務めたトクヴィルは、政界の中心的人物のひとりであった。そのため、彼は単に知識人や文筆家としてだけでなく、政治家として具体的に社会問題に対応しなければならず、有効性の高い政治構想や政策案の立案が要求されることになった。

本章は、社会政策とりわけ貧困に対応するための慈善（charité）を巡る議論の考察が主となっている。具体的には、第1節において、当時のフランスにおける代表的な経済思想であった政治経済学と社会経済学のそれぞれの特徴を紹介した後、それらとトクヴィルとの関連について考察する。第2節では宗教や信仰に対するトクヴィルの基本姿勢について考えた上で、19世紀当時のフランスにおいて広く支持を集めた自由主義カトリシズムを取り上げ、それとトクヴィルとの共通点と相違点について考えていく。第3節においては、トクヴィルの著作である『貧困に関する覚書』第1論文（第2部）および未刊の第2論文、そしてトクヴィルも中核メンバーとして参加するはずであった「新左派」という政治グループの政策構想等を取り上げて、トクヴィルの慈善に対する考えとその根底にある彼の理念、また彼の社会政策の意味とその限界について考察する。

第1節 政治経済学と社会経済学

フランスにおける<<économie>>という概念を語る際にしばしば取り上げられるルソーの『政治経済論』では、この語の本来の意味は家族・家計の管理であったとされている。ルソーに従えば、この語は次第に国家という最大の家族の統治を指す際にも使われるようになり、その場合は「全国統治」（économie générale）または「国家経済」（économie politique）と称された。¹このように、

¹ ジャン＝ジャック・ルソー（阪上孝訳）「政治経済論（統治論）」川出良枝選『ルソー・コレクション』

フランスでは本来、<<économie>>という語にはいわゆる経済領域にとどまらない、「統治」とでも呼ぶべきより広範な意味が与えられていた。²

19世紀前半のフランスには、「政治経済学」(économie politique)と「社会経済学」(économie sociale)という2つの経済学説が存在していた。³これらを概説すれば、政治経済学は18世紀以降のイギリス流古典派経済学の強い影響の下、ジャン＝バティスト・セイ Jean Baptiste Say (1767-1832)やシャルル・デュノワイエ Charles Dunoyer (1786-1862)によって形成された考え方であり、フランス学士院 (Institut de France) を構成するアカデミーのひとつである道徳・政治科学アカデミー (Académie des sciences morales et politiques) 等に関係する経済学者を中心に主張された。田中拓道によれば、彼らは国家の介入を排除しながらも秩序の維持を図るために、家父長的家族やパトロナージュ (patronage) 等の伝統を重視して貧困者の道徳 (moral) 化を図った思想であった。これに対して社会経済学は七月王政期の指導層に該当するカトリック・プロテスタント双方のキリスト教関係者や信徒、保守主義者によって担われた思想であり、自由主義経済のもたらす負の側面、特に伝統的な社会的紐帯の解体を批判した。また、社会経済学は階層的社會観を前提としており、パトロナージュや家父長的家族、宗教組織、共済組合等の中間集団の役割を強調すると同時に、それらを統合して「新しい慈善」(charité nouvelle) を組織化するための「科学」を重視した。ちなみに、社会経済学が主張されたのも道徳・政治科学アカデミーであった。⁴

政治経済学の学説形成の中核となったのはセイの考えである。ユグノーの家系に生まれ、青少年期にイギリスで教育を受けたセイは、アダム・スミスの思想に感銘を受け、そこから経済学研究へと進んでいった。そのため、セイの主著である『政治経済学概論』*Traité d'économie politique* (1803) は『国富論』の解説書などと評され、またこの著作の中にあるいわゆる「セイの法則」のために彼は忠実な古典派経済学者として扱われることが多いが、彼の学説にはイギリスの典型的な古典派には見られない特徴がある。セイはスミスにおける労働概念に該当するものに「産業」(industrie) という語を充当すべきだといっているが、そこにはスミスのいう労働以上のものが含まれている。⁵産業に含まれるのは、知識を採求すること、その知識を有用な用途に応用すること、そして労働することの3要素である。⁶理性を働かせて、知識を用い、実際に労働を通して生産を行うというセイの産業概念には、啓蒙思想とフィジオクラットというフランス思想とスミスを中心としたイギリス古典派経済学との融合が見て取れる。また、産業というものを知的探求を中心とした人間の行動と考え、その社会全体への適用を試みた点などはサン＝シモンの産業

ン 文明』(白水社、2012年)所収、54頁。

² フィジオクラットの登場によって、<<économie>>の意味は狭義の経済に限定されるようになった。また、<<économiste>>は一時期、フィジオクラットを指す語として用いられた。

³ 本節の内容に関しては、19世紀フランスにおける社会政策や福祉国家形成に関するきわめて精緻な分析と考察の成果である田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』(人文書院、2006年)に多くを負っていることを記しておく。

⁴ 田中、前掲書、15-16頁。

⁵ Jean Baptiste Say, *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses* (Osnabrück, Otto Zeller, 1966), p. 28.

⁶ 御崎加代子『フランス経済学史 ケネーからワルラスへ』(昭和堂、2006年)72-74頁。

体制論と類似した理想の存在もうかがわせている。この後、多くの古典派経済理論の関心が市場と交換へと集中していく中で、その代表的理論家とされているセイが産業を中心とした理論の構築を目指していたことは、彼の特質であると共にフランス社会・経済思想の特徴であるといえることができる。⁷

セイに関して次に注目すべき点は、道徳性に関する高い関心と意識である。それは彼の『オルビー』*Olbie* (1800) という著作に現れている。いわばこの著作はスミスにおける『道徳感情論』に該当するものであり、セイの経済理論を規範的に方向付けるものとなっている。これは民衆の中に道徳 (morale) を確立する方法を問うたフランス学士院の公募に応じた論文であり、入選することはなかったが、後日個別に出版された。この著作の内容は「国民の習俗 (mœurs) を改善する方法に関する考察」という副題に表現されている。ここでセイは道徳を「習俗の科学」と、道徳性 (moralité) を「あらゆる行動において道徳上の規範を考慮する姿勢」と定義する。⁸彼は、国民の道徳涵養のためには、美術等を含む情操教育を成人や子どもの区別なく国民全体を対象に施すことが不可欠だと主張している。ただ、セイの道徳論において「道徳に関する第一の本」とされているのは「経済学」(économie politique) である。⁹彼は適切な道徳教育を行うためには適切な経済運営が必要であるという現実的な視点を有しており、経済学は道徳の基本的部分を構成する労働倫理を育成する機能を持っていると考えていた。¹⁰セイの中で道徳と経済学は密接に結び付いている。適切に経済を運営していくためには道徳が不可欠であり、情操を養うための教育には経済的な裏付けが必要である。セイの中で道徳と経済は相互補完的な存在であった

田中拓道は政治経済学の特徴として、次の4点を挙げている。¹¹第一に、政治経済学者にとって、当時の社会は産業の自由による「進歩」「文明化」が実現しつつある状況と認識される。第二に、不平等と階層化の進展は産業の進歩を阻害せず、むしろその進歩に不可欠なものである。第三に、産業化に伴う貧困問題は普遍的権利に関する問題ではなく、道徳という貧民の個人的事柄に関わる問題である。よって、政治経済学では、国家による普遍的で全体的な福祉政策は否定される。そして第四に、彼らの考える社会問題への対策は、個々人の道徳に働きかけ、彼らの中に自己規律や自己責任感を内面化させることを眼目とする。要するに、政治経済学は当時のフランスにおける最大の病弊とされていた社会問題を問題視するのではなく、進歩の動因として前向

⁷ そもそも、スミスは市場のみを重視するような経済理論は構想していない。彼の経済理論は『道徳感情論』における人間観を前提としており、ここでは他人の感情や考えを慮る「共感」(sympathy) の他、さらに「公平な観察者」(impartial spectator) を想定することによって自身の共感を適正なものとする必要が説かれている。スミスのいう共感には自己犠牲を伴うこともある「同情」(compassion) とは区別されるが、彼は交換の場である市場とは異なる有機的人間関係の紐帯の必要性を訴えていた。その点において、スミスの考えはその後の多くの古典派経済学者よりも、その中で異質な性格を持っているはずのセイとむしろ共通しているように見える。

⁸ Jean Baptist Say, *Olbie, ou essai sur les moyens de réformer les mœurs d'une nation* (Paris, 1800), p. 1.

⁹ Say, *Olbie*, p. 25.

¹⁰ Evelyn L. Forget, *The Social Economics of Jean Baptiste Say, Markets and Virtue* (London and New York, Routledge, 1999), p. 119.

¹¹ 田中、前掲書、105-109頁。

きに不平等を評価した。彼らも現実に社会問題が発生していることは認識しており、だからこそ彼らは道徳を重視したわけだが、不平等に肯定的意味合いを与えた彼らにとって社会問題は本質的には構造的な問題とはなり得ず、それへの対応は部分的ないし個別的なものに留まらざるを得なかった。

その一方で、政治経済学は人間の資質が基本的には平等であることを認めた学説でもある。個々人の道徳によって社会の問題を解決しようとする発想は、あらゆる人は一定の資質を有しているという前提の上で初めて成立する。貧困下の人々は劣っているから貧しいのではなく、行うべきことを理解していないために貧困状態に陥っている。そのため、道徳の涵養や情操教育が必要になるのである。精神の健全な発展と適切な労働意欲が人々の中に育まれたとすれば、彼らは生来の資質を発揮し、苦境から脱することができる。その意味で、政治経済学の間観は楽天的である。

ただ、あくまでも、政治経済学において第一に重視されるのは経済であり、経済学である。道徳は経済の問題と一体的に語られてはいるが、経済に対して従属的な位置にある。そのため、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンらは、スミスの経済理論やフランスにおけるそのカウンターパートであるセイによる政治経済学はプロテスタント的で個人主義的、自由主義的、そして貪欲な理論であり、これが貧困の原因であると考えた。¹²

政治経済学に対して批判的な目を向けたヴィルヌーヴ＝バルジュモンは、自身の立場としての社会経済学を次のように定義している。

真の社会経済学は、労働と慈善 (charité) を同時に喚起するものであり、富の生産よりも安寧な暮らし (bien-être) を全体にもたらし、広めることを重視する。欲求を際限なく増大させるのではなく、それらを制限するように対処する。産業の拡大を適正な程度に調整し、最終的には主として国民の産業の発展に取り組んでいくものである。言い換えれば、これは国家の収益に影響を及ぼすものである。¹³

ここでは富の生産というという目標は二次的なものとされている。社会経済学において第一に

¹² Seymour Drescher, *Dilemmas of Democracy, Tocqueville and Modernization* (Pittsburgh, University of Pittsburgh Press, 1968), p. 104. [シーモア・ドレッシェー『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳 (荒地出版社、1970年) 93頁]。なお、当初、政治経済学と社会経済学は明確に区別されていなかった。セイも、自身の経済学を社会経済学という名前で呼ばれることを好んでいた。これは、彼が経済は社会の一部であり、そして経済学は社会科学の一部であると考えていたためであった [Richard Swedberg, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton, Princeton University Press, 2009), p. 82]。政治経済学と社会経済学が異なるものとして理解されるようになったのは1820年代から1830年代にかけてのことであり、その最大の違いは社会問題への対応に現れていた [Giovanna Procacci, *Gouverner la misère, La question Sociale en France, 1789-1848* (Paris, Seuil, 1993), pp. 163-164]。

¹³ Alban de Villeneuve-Bargemont, *Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme en France et en Europe et sur les moyens de le soulager et de le prévenir* (Bruxelles, Meline, Cans et Compagnie, 1837), p. 410.

求められるものは安寧であり、労働という経済的要素と慈善という道徳的要素は共に重視される。古典派経済学ないし政治経済学が目指した富の生産も、またサン＝シモンを初めとする社会主義者たちが求めたような社会に対して広範に産業理論を適用することも、ここではまず目指すべきものとはされていない。¹⁴このような認識が成り立った背景には富と「幸福」(bonheur)の区別がある。社会経済学は、富の拡大のみを追求する政治経済学に対して、国家や社会が目指すべき目標は国民の幸福の実現であると考えた。そのため、社会経済学においては、政治経済学以上に道徳への働きかけが意味を持つことになる。政治経済学において道徳が果たしているのは経済学を支える役割に過ぎないが、社会経済学では道徳は直接的な目標となり、経済ないし経済学は道徳的な充足を得るための手段にまでその立場を低下させる。要するに、社会経済学においては、経済や経済学は道徳に従属しているのである。

先に社会経済学は当時の支配階級や地主層の支持を集めていたと述べたが、その理由のひとつとしては、この経済学説が階級や階層の存在を前提としていたことが挙げられる。だが、ここで語られている階級関係は対立的なものではなく、道徳を媒介とした共同性が存在しており、その状態が幸福と考えられた。¹⁵そして社会経済学は、社会問題に対処するにあたって「新しい慈善」(charité nouvelle)を提唱する。¹⁶その中で中心的な役割を果たすことを求められたのがアソシアションであり、それに期待されたのは実際の活動以上にそこで育まれる上層・下層両階級の一体感や相互扶助精神といった道徳的効果であった。¹⁷

かつてのフランスには「コルポラシオン」(corporation)と呼ばれる同業組合が存在していた。これは親方(maître)を頂点とした階層的な組織であり、一般に国王による公認を成立根拠とし、特定地域における同業職人を統括していた。コルポラシオンは相互扶助組織としての機能も有していたが、職人間とりわけ親方間の競争を廃して業界関係者全体の利益を守ることも役割となっており、フィジokratから自由な経済活動を阻害するものとして厳しく批判されていた。フランス革命が発生すると、コルポラシオンは共和国の一体性に反する存在と見なされ、1791年のいわゆるル＝シャプリエ法によって禁止される。コルポラシオンも、広い意味ではアソシアションに分類される。アレクサンドル・ド・ラボルド Alexandre de La Borde (1773-1842)は、『アソシアションの精神』*De l'esprit d'association* (1834)の中で、コルポラシオンが個人主義的で排他的であるのに対して、アソシアションが自由の精神に基づいた複合的組織であり、「公共精神」(esprit publique)によって指導されたものであるとして、これらを区別している。¹⁸公共精神と

¹⁴ プロカッチによれば、サン＝シモン主義者たちが進歩と産業化の恩恵に関して楽観的であったのに対して、社会経済学者たちはそもそもそれに疑問的であった [Procacci, p. 168]。

¹⁵ 田中、前掲書、114頁。社会経済学では、階級の存在自体が問題ではなく、支配階級がその責務を果たさずにいる状態を問題視する。とりわけ、社会経済学者たちは産業資本家たちを問題視し、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンは彼らが主導する新たな階級社会を「新たな封建制」(féodalité nouvelle)と呼んで批判した [Villeneuve-Bargemont, pp. 151-155]。

¹⁶ Villeneuve-Bargemont, p. 271.

¹⁷ 田中、前掲書、126頁。

¹⁸ Alexandre de La Borde, *De l'esprit d'association dans tous les intérêts de la communauté* (Paris, Librairie Gide, 1834), p. 26.

いう語はフランス革命時に革命派らによって盛んに用いられた語であり、フランスにおいてこの言葉は強い意味を持っていた。¹⁹この語は個性や特殊性といった私的要素に対する、一般性といった公的要素の絶対優位を強調するものであった。ただ、ラボルドが公共精神という語を用いた際、彼はこの言葉にそれほど強い意味を託したとは思えない。ここで彼は、コルポラシオンが私的利益の擁護を目的としたものであったのに対して、アソシアシオンが自団体のみならず、国家や社会全体の利益を考慮した、成員の自発性を動因とした自由な団体であることを強調したかったように思われる。そしてそのような流れの中でアソシアシオンが慈善の担い手とされたのは、個人の自由と全体としての公共性に対する配慮の両立がそれに期待されていたためだと思われる。つまり、アソシアシオンにおいて私的要素と公的要素は一体化し、慈善という具体的な作用として社会に影響を及ぼすのである。

政治経済学と社会経済学の関係をまとめると次のようになる。

政治経済学は、スミスに代表されるイギリス古典派経済学をフランスにおいて受容することから生まれた学説である。元々、スミスには人間の感情に基づく道德観念を重視する姿勢があり、彼は交換主体の市場を単純に称揚するようなことはなかったが、次第に古典派経済学は価値と効用の最大化のみを目標とするように変化していく。そのような古典派経済学の中で道德と情操を重んじ、経済学を主体に道德を再構成しようとしたセイは異質な存在であり、主流の古典派経済学が道德に対して経済を優位とする考えを改めることはなかった。少なくとも、スミスやセイの本来的意図とは別に、当時のフランスにおいては彼らを他の古典派経済思想家と同一視する理解が浸透していた。これに対して、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンらが主張した社会経済学は、より道德性を重んじる立場を明確に打ち立てる。つまり、到達目標に関して、経済を第一に考え、富の拡大に重点を多く政治経済学に対して、精神的充足 (*bien-être*) を重視するのが社会経済学であり、この点が最大の相違点となっている。

他方、政治経済学と社会経済学の第一の共通点は、これらの経済学説が共に、単純な古典派経済理論に基づく経済政策は社会を解体に導くという危機感を抱いていたことである。セイの考えから明らかなように、政治経済学は市場の秩序と同様に、有機的な人間関係によって成立する社会を重視した。政治経済学を主張した人々の間にも、社会は危機に瀕しているという認識があった。要するに、政治経済学と社会経済学は、いかに経済を社会に組み込んでいくのかということに関して違いは見られたが、その出発点と到達点は一致していた。

第二の共通点として、経済がもたらす社会の危機に対して、人々の道德の涵養や社会における道德性の重視によってそれを克服しようと試みた点が挙げられる。政治経済学と社会経済学が有

¹⁹ 革命時、公共精神という言葉は共同体とそれによる指導が完全な統一性を備え、個人という存在が市民という概念に吸収されることを志向する精神を表現する語として、ジャコバン派等によって盛んに用いられた [Mona Ozouf, "Esprit public," in François Furet, Mona Ozouf, *Dictionnaire critique de la Révolution française* (Paris, Flammarion, 1988), p. 714 [モナ・オズーフ「公共精神」フランソワ・フュレ／モナ・オズーフ『フランス革命辞典 5 思想 I』河野健二／阪上孝／富永茂樹監訳 (みすず書房、2000年) 所収、174頁]]。

機的な人間関係の紐帯として共に期待したのが道徳である。²⁰セイは情操教育等を通して、社会経済学はアソシアシオンを通して、社会の紐帯としての道徳の涵養を目指していた。社会の解体が進み、人間関係が希薄化し、原子化していくと、ますます社会の解体が進むという負の螺旋運動が発生する。道徳が顧みられなくなったために社会の解体が進み、社会が解体されていくからこそ、また道徳も失われていく。いわゆる「危険な階級」の誕生も、道徳の問題として理解することができる。道徳の欠落と貧困が遭遇した時、人は犯罪に手を染めるのであり、民衆の道徳性を向上させることであれば、貧困者たちの「危険な階級」化を防ぐことができる。

このように、政治経済学と社会経済学はそれらの表面的な違いに反して、その根幹部分においては共通した意識が見受けられる。そして社会や経済に対するトクヴィルの見解も、これら両方の経済学説の研究を通して組み立てられたものであった。

スウェドバークは、トクヴィルに影響を与えた経済学者として、セイとヴィルヌーヴ＝バルジュモン、そしてイギリス救貧法改正の中心人物であったナッソー・シニア Nassau William Senior (1790-1864) とジョン・スチュアート・ミル John Stuart Mill (1806-1873) を挙げている。²¹ヴェルサイユ裁判所の判事時代のトクヴィルはボーモンと共にギゾーの講義を受講すると同時に、一緒にセイを通して経済学に関する基本的な知識を学んだだけでなく、その後アメリカに向かう船中でセイの『政治経済学講義』を研究している。²²トクヴィルの青年期はフィジオクラットの影響力が低下する一方で、スミスの『国富論』の翻訳が複数出版され、セイに代表される古典派経済学の影響力が急速に増していった時代であった。²³そのため、トクヴィルがセイを材料にして経済学を学んだことは、当時としてはごく自然なことであった。トクヴィルは、古典派理論の持つ、市場社会に対する楽天性に対しては、当初より疑問を感じていた。²⁴ その点、市場取引を手放して賞賛するようなこともなく、道徳性も重視したセイは、トクヴィルにとって違和感なく学ぶことのできる経済理論家であったといえるだろう。

ヴィルヌーヴ＝バルジュモンは、価値観においてトクヴィルと最も親和性の高い経済理論家であったといえるだろう。1840年代、トクヴィルは、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンの支持者によっ

²⁰ 田中は、日常の生活規範を意味する「道徳」よりも対象の広い、人々の振る舞いや生活態度を規定する集合的な精神のあり方として「モラル」を定義しているが、本研究においてはこれらを同じ意味の語として考える [田中、前掲書、80-81頁]。

²¹ Swedberg, p. 73 / p. 80.

²² André Jardin, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984), p. 80 / p. 95. [アンドレ・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳 (晶文社、1994年) 96頁および114頁]。

²³ Swedberg, p. 81.

²⁴ 当時を代表する古典派経済学者としてはデイヴィッド・リカード David Ricard (1772-1823) が挙げられるが、トクヴィルがリカードの著作を参考に経済学を学んだという記述は彼自身のものにおいても、また研究書においても見当たらない。そのため、トクヴィルの経済学学習および研究の主となったものはまずセイだと考えるべきだろう。ただ、トクヴィルはリカードの議論については注目しており、リカードやその継承者であるジョン・ラムゼイ・マクロック John Ramsay McCulloch (1789-1864) による農業貿易自由化の主張に対して、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンやビゴ・ド・モローグ Bigot de Morogues (1776-1840) らの反対意見を参考として反対していた [Michael Drolet, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003), p. 140]。

て設立された2つの慈善団体である「慈善事業年報」(Annales de la Charité)と「慈善経済協会」(Société d'Economie Charitable)に参加していた。²⁵慈善事業年報はアルマン・ド・メラン Armand de Melun (1807-1877)を中心として1845年に設立された団体であり、トクヴィルも創立委員のひとりであった。その目的は個々に行われていた救済計画の調整と救貧法制の推進にあった。慈善経済協会は、慈善事業年報の活動をさらに進めるために1847年に設立された団体であり、民間の貧困救済計画の調整を目指していた。²⁶それ以外に、トクヴィルとヴィルヌーヴ＝バルジュモンは1840年代の一時期、共に道徳・政治科学アカデミーの会員であったが、親しく交際していたようではない。けれども、トクヴィルが彼の『キリスト教経済綱要』を出版間もない時期に読み、その学説を丁寧に学んでいたことは多くの研究者の認めるところである。²⁷キリスト教道徳によって社会の再構成を図り、とりわけそれによって経済の発展がひき起こした種々の問題を解決することを試みたヴィルヌーヴ＝バルジュモンの考えは、宗教の社会的効用を評価したトクヴィルにとって容易に同意できるものであったろう。

トクヴィルとシニアの交流は、トクヴィルの生涯にわたる長期のものとなった。たとえば、『貧困に関する覚書』を執筆する際、トクヴィルはシニアに対して救貧法に関する資料の提供を求め、シニアもそれに素早く対応している。²⁸1830年代後半に彼らの間で交わされた議論のひとつが、国家による貧困者に対する救済措置を巡るものである。たとえば、シニアは、貧困者に対する支出の増加はデモクラシーの特性ではなく、強制的に行われている援助がかえって貧困を生み出しており、さらに人口の多さも貧困の原因となっていると考えていた。²⁹一方、トクヴィルは、あらゆるデモクラシー国家には生来的に貧困者の救済支援を行おうとする特性があるとの意見を表明している。³⁰また、トクヴィルはデモクラシー社会における政治と経済の関係についても、シニアに書簡を送っている。1836年の書簡では、トクヴィルは、デモクラシーが進むにつれて、「安定の観念」(idée de la stabilité)と「企業志向」(goût des entreprises)が高まり、人々が物質的安寧を求めるために「政治を放棄する」(quitte la politique)ようになることを記しており、後の『アメリカのデモクラシー』(第2巻)で展開される内容がシニアとの知的交流の中で形成されていったことがわかる。³¹彼らの往復書簡を見ると、多岐にわたる話題に関して率直な議論が交わされていることがわかる。自身の経済学に関する知識の不足を感じていたトクヴィルにとって、シニアは経済研究における格好の師であったが、そのみならず社会に関する考察全体にとってもメンターの役割を果たしていた。

²⁵ Swedberg, p. 83.

²⁶ Drescher, pp. 119-120. [邦訳 101-102 頁]。ドレッシュャーによれば、トクヴィルは慈善事業年報に名前は貸したが、計画に参加したことは全くなかった。

²⁷ Swedberg, pp. 83-84.

²⁸ OC, VI-2[Correspondance anglaise], pp. 73-75.

²⁹ OC, VI-2, pp. 67-68.

³⁰ OC, VI-2, p. 70.

³¹ OC, VI-2, pp. 77-78.

その主著『自由論』 *On liberty* (1859) において「多数者の暴政」(the tyranny of the majority)³² という語を用いていることからわかる通り、ミルとトクヴィルは互いを評価し、深い交流を保っていたが、ここでは経済の問題に限って触れておきたい。スウェドバーグによれば、ミルは経済の問題もしくは経済学上の問題は社会学の一部として取り扱おうという考えていた。³³ また、ミルの中には「商業文明」(commercial civilization) という概念があり、イギリスが最も商業文明が発達している国であると同時に境遇の平等が最も進んでいない国であるという認識が存在した。³⁴ トクヴィルは大規模産業等の一部において不平等が進む可能性はあるが、全体としては平等化が進展すると考えていたが、これに対してミルは商業文明という視点を導入することで不平等の拡大が全社会的傾向だと判断した。トクヴィルのデモクラシー理論を認めていたミルであるため、彼も歴史的現象としての平等化の進展は理解していたが、ミルは良くも悪くも経済が持っている力強さをより評価したようである。トクヴィルが最後まで市民的实践やその発露としてのアソシアシオンに期待していたのに対して、ミルが最終的には社会主義的な理論を展開するようになった原因としては、彼らの根底にあったそのような相違が理由であるように思われる。

先述の通り、トクヴィルは自身には経済学的な知識が不足していると考えていたようである。しかし、実際のところ、彼はセイやシニアに代表される政治経済学・古典派経済学、ヴィルヌーヴ＝バルジュモンらの社会経済学という当時のフランスにおける二大経済理論を共に研究していただけでなく、自らの理論の中核であるデモクラシーと経済の関係についてもミルを通して考えを深めていたといえることができる。よって、トクヴィルは当時の知識人や政治家として必要な経済ないし経済学的知識は十分に有していたと推測される。

問題となるのは、トクヴィルがどの経済理論の立場に立っていたのか、とりわけ彼が政治経済学と社会経済学のどちらの学説を支持していたのかということである。結論的にいえば、トクヴィルはいずれかの理論を採用したというよりも、両方の理論が共に提起した問題点や共通する見解を摂取した上で、それらを自身のデモクラシー理論の中で消化することを試みたと思われる。つまり、平等化としてのデモクラシーと産業化・市場経済化という2つの流れの中で、市場経済の弊害の克服と経済における道徳性の回復を市民的实践を通して実現しようとしたのではないだろうか。あくまでも、トクヴィルの理論はデモクラシーの理論であり、経済の問題はいかに甚大であったとしてもそれに従属するのである。

第2節 トクヴィルと自由主義カトリシズム

トクヴィルが育った家庭の信仰はフランスの伝統貴族らしいカトリックであったが、トクヴィルの内面を考える場合に見逃してはならないのがルスイウール師 (Abeé Lesueur) という老神父

³² J. S. ミル『自由論』塩尻公明／木村健康訳（岩波文庫、1971年）14頁。

³³ Swedberg, p. 96.

³⁴ J. S. ミル『アメリカの民主主義』山下重一訳（未来社、1962年）81-82頁。

の存在である。トクヴィルの家庭教師であり、父エルヴェ・ド・トクヴィルの宗教的な指導者も務めたこの神父はジャンセニストではなかったが、ジャンセニスト的な信仰心を持つ人物であった。³⁵

17世紀のフランスにおける最大の宗教論争は、オランダの神学者ヤンセンを祖とするジャンセニズムを巡るものであった。³⁶王権との関係構築に成功したイエズス会に対して、ジャンセニズムはパリ郊外のポール・ロワイヤル修道院を拠点として主に貴族の間に浸透していった。³⁷ジャンセニズムの源流にはアウグスティヌスの恩寵論があった。そこでは、人間は神に影響を及ぼすことはできないが、神は人間の劫罰や救済を恣意的に決定することが可能であり、人間の偉大さはそのような神の全能性を受け容れることに由来すると考えられていた。この見解は、人間の自由意志を容認し、自らの救済のために人間も神と協働することが可能であるとするイエズス会と真っ向から対立するものであった。³⁸ジャンセニズムの強烈な原罪観と恩寵観はマルティン・ルターやジャン・カルヴァンの神学思想と通じるものがあり、またその結果として教会の軽視にもつながりかねない過度の内省的信仰が導かれることになる。「教会の外に救いなし」(extra ecclesiam nulla salus) と考えるカトリック教会にとって、ジャンセニズムはカトリックの教義を逸脱した異端的存在であった。³⁹このような神学的・宗教的対立だけでなく、ジャンセニズムは政治的対立にも関係していた。ジャンセニズムは高等法院に深く浸透しており、多くの法服貴族がこれを信奉していた。その結果、高等法院が以前から主張していた、ローマ教皇(庁)に対するフランス王権の優位を主張するガリカニズム(gallicanisme)と、ジャンセニズムが結び付く事態

³⁵ Hugh Brogan, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Heaven, Yale University Press, 2006), p. 51.

³⁶ 本稿におけるキリスト教および神学に関する情報の整理・確認にあたっては、大貫隆／名取四郎／宮本久雄／百瀬文晃編『岩波キリスト教辞典』(岩波書店、2002年)を参考とした。

³⁷ 教皇権至上主義を掲げるイエズス会とガリカニズムに立つフランス王権は対立関係にあったと考えられがちだが、実際の状況はそれほど単純ではなかった。たとえば、王権神授説の理論化に貢献したジャック＝ベニーニュ・ボシュエはイエズス会の学校で教育を受け、その後もイエズス会関係者と長く交際があった。また、34年間にわたりルイ14世の聴罪司祭を務め、現在でもペール・ラ＝シェーズ(ラ＝シェーズ神父)墓地という名前を残しているフランソワ・ド・ラ＝シェーズはイエズス会士であった。18世紀に入り、西ヨーロッパ各国で絶対王政が志向されるようになると、国家横断的・地域横断的に活動していたイエズス会は各国の君主たちから警戒されるようになり、ローマ教皇庁にはイエズス会の活動を抑制する要請や圧力が寄せられることになる。1773年、時の教皇クレメンス14世は各国の圧力を抗しきれず、イエズス会を解散させる。イエズス会と王権、そしてジャンセニストとの関係は宗教問題に限定されたものではなく、当時の政治状況も絡む複雑なものであった。

³⁸ イザベル・ブリアン「ジャンセニズム 厳格主義の誘惑と反抗の心性のあいだで」アラン・コルバン『キリスト教の歴史 現代をよりよく理解するために』浜名優美監訳、藤本拓也／渡辺優訳(藤原書店、2010年)所収、372頁。

³⁹ ジャンセニズムの第一の目的はカトリックの「伝統」を守ることであり、そしてそれに対立的なプロテスタントイズム、特にカルヴィニズムを打倒することにあった。ヤンセンが教鞭を執っていたのはカルヴィニズム国家オランダに対抗するカトリックの牙城とされたルーヴアン大学であったが、ヤンセンがカルヴィニズムに次ぐ論敵と考えたのは彼が「ペラギウス主義者及び半ペラギウス主義者」と呼んでいたイエズス会であった。飯塚勝久によれば、ジャンセニズムの考えるカトリックの「伝統」とは、一方では教会の分裂をもたらしたプロテスタントイズムに対抗するカトリックの根本理念を指し、他方でカトリック内部の対立を踏まえた「真の正統性」を意味していた〔飯塚勝久『フランス・ジャンセニズムの精神的的研究』(未来社、1984年)23-24頁〕。

が生じていた。⁴⁰ローマへの忠誠を示す教皇至上主義（ultramontanisme）のイエズス会は、フランス王国への忠誠かローマ教皇への忠誠かをジャンセニスム派の高等法院から事あるごとに問われることになり、イエズス会とジャンセニスムの対立は政治問題化していた。これらの複雑な経緯を経て、宗教的にはヤンセンの思想は古代の異端の復活であるという 1643 年のローマ教皇庁の非難によって、そして政治的にはフランス王権による 1711 年のポール・ロワイヤル修道院の破却によって、ジャンセニスムは壊滅させられる。⁴¹

しかし、ジャンセニスムは完全に根絶されたわけではなかった。それはブレーズ・パスカルに代表されるジャンセニストの著作を経由して、その思想的内実が連綿と受け継がれた。そしてトクヴィル父子の宗教的指導者であったルスイウール師もその影響を受けた人物であった。ジャルダン、このようなルスイウール師からの感化によってトクヴィルは人間の尊厳というものを意識するようになり、本能的な欲求との格闘を抜きにして自由を行使するのは破滅への道に向かうことであるという悲観主義が内面に育まれることになったと考えている。⁴²ブローガンも、トクヴィルがパスカルに心酔していたことを認めている。⁴³また、トクヴィルの政治上の師であり、人間的にも知的にも彼の尊敬の対象でもあったロワイエ＝コラルは熱心なジャンセニストであった母親のもとで育てられており、自他共にジャンセニストとして認識されていた。⁴⁴トクヴィルの信仰については、彼に関する研究の中でも議論が絶えない部分である。⁴⁵ただ、いずれにしてもいえることは、トクヴィルの思想にはジャンセニスムと共通する、人間の限界に対する悲観的評価が存在していることである。リュシアン・ジョームは、トクヴィルがデモクラシー社会を考える際の前提として、人間には知性の限界と肉体の限界があることを認識していたことを指

⁴⁰ ウィリアム・バンガード『イエズス会の歴史』岡安喜代／村井則夫訳、上智大学中世思想研究所監修（原書房、2004年）369-370頁。

⁴¹ ブリアンによると、ジャンセニスムには信教の権利の擁護と反抗の精神という特徴があり、この特徴が発揮されたのはとりわけ 1750 年代であった（ブリアン、前掲、374-376 頁）。当時のパリ大司教は、聖体拝領の条件として教皇勅書を支持する司祭、つまりジャンセニスムに与さない司祭が署名した告解証明書を求めた。これは事実上、教会からのジャンセニストの排除を意味しており、ジャンセニストは聖職者と国王に対する反発を募らせた。この事態に際して、高等法院はジャンセニストの側に立つ。法の守護者を自認していた彼らは、違法に権力を濫用する一個人、すなわちローマ教皇やフランス国王の権力は抑えられなければならないと考えた。

⁴² Jardin, pp. 44-45. [邦訳 54-55 頁]。

⁴³ Brogan, pp. 5-6.

⁴⁴ Lucien Jaume, *Tocqueville, les sources aristocratiques de la liberté, bibliographie intellectuelle* (Paris, Fayard, 2008), pp. 167-168.

⁴⁵ トクヴィルの信仰心については、彼は宗教に対して終生懐疑的であり、死に臨んで宗教的儀式を受け容れたのも妻の意思を尊重したためであるという説が一般的であるように思われる。これに加えて、臨終にトクヴィルが示した態度は教義は受け容れなくても宗教は愛すべしというルスイウール師の意図をくんだものであるという説もある [Jardin, p. 504. [邦訳 589 頁]]。いずれにしても、これらの意見はトクヴィルの信仰心が希薄なものであったことを前提にしている。これらに対して、ジョン・ルカーチは、病床のトクヴィルが病のために教会に行くことがかなわない自分のためにミサの祈祷書を読むように看護修道女に頼んだ話を紹介し、トクヴィルにはカトリックの信仰心が存在していたことをほのめかしている [John Lukacs, "Alexis de Tocqueville: A Bibliographical Essay," *The Online Library of Liberty*, A Project of Liberty Fund, Inc. (first appeared in *Literature of Liberty: A Review of Contemporary Liberal Thought*, Vol. V, No. 1, Spring 1982)] .

摘している。⁴⁶かつての啓蒙思想が主として楽観的な人間観に立って楽観的な社会構想を主張していたのに対し、トクヴィルの思想の根底には人間の脆弱性についての洞察があり、その弱さのために人間が逸脱し暴走することへの懸念がある。

パスカルは代表的なジャンセンニストだが、彼は文学史的には「モラリスト」(moraliste)とも分類されている。フランソワーズ・メロニオは、パスカルと同様のモラリストの系譜の中にトクヴィルの思想を位置づけている。⁴⁷モラリストは特定の思想を奉じる人々というよりも、ある思想的態度をとる人間として理解すべきである。メロニオに従えば、モラリストとは世界の内部に存在すると共に世界の外部に存在する人間のことであり、デモクラシー社会におけるモラリストとはデモクラシー社会の内部と外部に同時に身を置くと共に、さらに世界の外側に存在する人間のことであり、これらの相反する性格を合わせ持っているからこそ、トクヴィルはそこから「公平公正」(impartialité)という特性を獲得することができた。メロニオはトクヴィルの中に、孤立性と換言することも可能な外部性と、相反する性格が同時に存在することから獲得される公平公正さを見出している。ある種の不安定さを内在したモラリスト的な精神的態度は、社会に対するトクヴィルの観察眼や分析眼をより鋭敏なものにしたが、世俗を語るにはあまりに高踏でもある。また、人間の脆弱性を看過しないジャンセニズムは、近代以降の楽天的な政治構想の瑕疵をトクヴィルに観取させた。だが、最終的に問題の解決を神に委ねてしまうジャンセニズムに対して、トクヴィルは人間と人間の営為の限界を痛感しながらも、その解決を人間の営為としての政治に託す。つまり、トクヴィルの政治思想は、宗教的な感性に則し、宗教の社会的役割を重視しながらも、人間の限界を人間の営みによって克服するという矛盾的な意図の上に成立しているのである。

また、このような複雑な人間観は当然ながらトクヴィルの貧困観にも影響を与える。悲観的な人間観は、人間の過失や不作為に対する一定の配慮という形に転化することが可能である。以前の章において、トクヴィルは人間にとって怠惰さが不可避なものであり、救貧院は監獄のようなものであってはならないと述べていたことを記したが、その根底には人間を有限な存在として捉えるこのような姿勢が存在していたように考えられる。人間の脆弱性に対する認識は、貧困者の境遇を慮るという点においては有利に働く可能性がある。ここでは人間、そして貧困者は裁きの対象ではなく、まずは配慮される存在となる。近代的ないし啓蒙的な人間観は人間の可能性に対して楽観的な姿勢を採用しているが、その反面貧困はその人物の日々の暮らしの結果として考えられ、怠惰や不作為、無能力が問われることになる。これに対して、悲観的かつ限界的な人間観に立てば、貧困者に施されるのは懲罰ではなく、教化であり、慈善となる。トクヴィルがこのような考えに至った背景としては、ジャンセニストやモラリストの思想的影響が考えられるべきである。

⁴⁶ Jaume, pp. 232-233.

⁴⁷ Françoise Melonio, “<<Une sorte Pascal politique>>, Tocqueville et la littérature démocratique,” *Revue d'histoire littéraire de la France*, Vol. 105 (2005), 278-280.

トクヴィルは、宗教とは社会の形態とは無関係に「神と人間の一般的な関係」「人々の間の一般的な権利と義務」を規定する役割を果たすものであり、人間の本性に根差したものだとして述べている。⁴⁸つまり、トクヴィルの考える宗教は普遍性と根源性を特徴としているため、置かれた立場や社会状況とは無関係に、すべての人々にとっての価値規範として有効性を発揮することができる。同時に、国家や政府が特定の宗教と密接な関係を持つことは、宗教の本来の機能と性格を損なうものであるため、否定されなければならない。復古王政期、ロワイエ＝コラールは哲学と宗教の融和を試みたが、それは右翼に対しては革命の成果を守ることを、左翼に対しては大学を筆頭とする教育機関の宗教的性格を擁護することを目的としたものであった。⁴⁹トクヴィルも影響を受けたロワイエ＝コラールだが、彼は実際の政治状況に対応するために宗教を用いようとした。これに対して、トクヴィルは現実の状況とは関係なく、時代や地域を超越した人間の規範として宗教を措定した。これは宗教本来の特性に合致したものであり、この時宗教は国家と結び付いた場合よりも大きな影響力を発揮することが可能となる。

宗教が神と人間の間だけでなく、人間間の権利や義務まで規定するものだということは、社会秩序の安定のためには宗教を通して人心の安定を図る必要があるということを示している。

19世紀前のフランスにおけるカトリック刷新運動としては、ラムネーやアンリ・ラコルデール Henri Lacordaire(1802-1861)、シャルル・ド・モンタランベール Charles de Montalembert(1810-1870)らによる自由主義カトリシズムが挙げられる。彼らの主張は、第一に完全な宗教の自由、第二に教育の自由、第三に出版の自由、第四にアソシアシオンの自由、第五に分権化、そして第六に男子普通選挙にまとめられる。⁵⁰これらは後のトクヴィルの主張と重なるものであり、自由主義カトリシズムの先進性とトクヴィルに与えた影響の大きさがわかる。たとえば、すでに第二共和制憲法の作成過程について触れた個所で紹介をしているが、この時ラムネーは率先して地方自治を議題として取り上げることが求め、トクヴィル以上の積極さで分権化の推進を主張した。⁵¹よって、政治的課題に関するラムネーとトクヴィルの主張はかなり類似している。しかし、民衆やその貧困に対する姿勢という点では、彼らは大きく異なっていた。ラムネーの代表的な業績のひとつであるトマス・ア・ケンピスの『キリストにならいて』のフランス語訳は、当時のフランスで多くの読者を獲得していた。トクヴィルの『アメリカのデモクラシー』も成功した著作ではあったが、その主たる読者が知識階層や指導層であったのに対して、ラムネーの翻訳は民衆にもよく

⁴⁸ AR, 1:3, pp. 61-62. [邦訳 113 頁]。

⁴⁹ 伊達聖伸『ライシテ、道徳、宗教学 もうひとつの19世紀フランス宗教史』（勁草書房、2010年）63頁。

⁵⁰ Thomas Bokenkotter, *Church and Revolution, Catholics in the Struggle for Democracy and Social Justice* (New York, Image Books, 1998), pp. 52-53. 1891年の『レーラム・ノヴァールム』、そして特に第二バチカン公会議以降のカトリック教会において最も重視されている社会教説が、補完性の原理である。その目指すところは人間の尊厳の擁護であり、中間集団や市民社会はその尊厳を持った人間のつながりのあらわれとして尊重される[教皇庁正義と平和協議会『教会の社会教説綱要』（カトリック中央協議会、2009年）156頁]。ラムネーらの主張はまさに補完性の原理そのものであり、当時カトリック教会はラムネーを破門したが、後に彼と同様の人間観や社会観を採用したことになる。

⁵¹ S, 2:11, p. 872. [邦訳 292-293 頁]。

知られた宗教書の翻訳であったこともあり、より広範で多数の読者を得ていた。ラムネーは当初より一般民衆を対象として自身の教えや考えを広める意図を有していただけでなく、実際に広く認知される存在になることに成功していた。そのラムネーが『一信徒の言葉』*Paroles d'un croyant* (1833) という小説のような出版物を出す。この作品は現実社会に存在している格差や搾取を物語形式で描いた作品であり、当時において数十万部の売り上げを記録し、諸外国でも翻訳が出版された。⁵²ここでラムネーは「貧者の叫びは神には届くが、人間の耳に届くことはない」⁵³という扇情的な表現を用いて、貧困者の置かれた境遇の悲惨さと彼らが放置されている状況を告発している。第二共和制憲法の作成過程等、実際の政治の場面にも関わったラムネーだが、基本的に彼は文筆家であり、宗教者であった。そのため、彼の貧困論は基本的に現状の告発と労働者に対する同情にとどまっており、具体的な貧困対策に大胆に関与することはなかった。しかし、それだからこそ、かえってラムネーは一種のカリスマ性を高めることができたということもできる。

トクヴィルがジャンセニズムやモラリストの感化を受けながらも、市民の主体的実践やそれに基づくアソシアシオン（協働）によって社会における摩擦の克服を図ろうとしたのに対して、自由主義カトリシズムは社会を構成する人間は宗教的（spirituel）でなければならないと考え、最終的に社会秩序の根本に神を据えた。憲法論議において地方分権を訴えたことからわかるように、ラムネーも市民の実践と協働を重視した。しかし、カトリック教会から破門されながらも、宗教者としての立場を堅持しようとした彼にとって、宗教は何よりも最上位に置かれるべきものであった。宗教は社会が存在していくのに絶対不可欠であり、自己利益の追求に汲々とする人々の道徳水準を向上させ、彼らの善に対する意識を涵養する。⁵⁴ここでは、市民の主体的実践も宗教や道徳に従属することになる。

貧困対策においては、ラムネーはトクヴィルと比べて労働者や民衆に対して同情（compassion）的である。それは『一信徒の言葉』の内容からも明らかで、一貫して民衆に向けた言論活動を行ってきたラムネーを支えたのはその姿勢であろう。これはトクヴィルにはほとんど見られない特徴である。

対して、トクヴィルとラムネーの共通点としては、社会問題の解決に国家の過度な介入を求めず、人々の道徳性の向上に解決の糸口を見出そうとしたことがある。宗教者であったラムネーにとって、道徳の根拠を神と信仰に求めることはごく自然なことである。一方、トクヴィルは最終的にそれを人々のアソシアシオン（協働）に求める。トクヴィルの場合、その理論の根底に宗教に基づく道徳性への配慮が存在していたとしても、彼は社会を人間の作為として把握することだけは放棄しなかった。ラムネー訳の『キリストにならいて』の流行に対してトクヴィルが批判的であったことはすでに紹介したとおりだが、これなどはトクヴィルとラムネーの違いをあらわす好例であろう。だが、彼らの考えは共に社会問題解決において国家の存在の絶対視を拒む。ラム

⁵² 高山裕二「民主主義と宗教 ラムネとトクヴィル」宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』（白水社、2011年）所収、116頁。

⁵³ Felicité de Lamennais, *Proles d'un croyant, Deuxième Édition* (Paris, Eugène Renduel, 1834), p. 58.

⁵⁴ Bokenkotter, p. 43.

ネーは国家体制を超越した存在である神を、トクヴィルは市民の協働を重視する。そして国家権力との距離感は、自ずと道徳性の意義と必要性を増大させる。社会問題の解決のためには、統治権力の働きかけ以上に、当事者である貧困者も含む民衆の道徳性の向上にも期待がかけられることになる。

第3節 トクヴィルの社会政策

トクヴィル自身の社会政策論について論じる前に、『貧困に関する覚書』（第1論文）の第2部で展開されている彼の慈善 (*bienfaisance* または *charité*) に関する考え方について触れておきたい。

トクヴィルは貧困者の扶助には、「私的慈善」 (*charité*) と「公的慈善」 (*charité publique*) の2種類があると考える。⁵⁵前者は人間の誕生以来の歴史があり、キリスト教 (*christianisme*) によって徳として措定された。それは身近な人々が被った不幸な状況の緩和を目的としている。これに対して、後者は私的慈善と比べて情熱においては劣るが、より理性的で有効なものとなっている。その対象は社会の構成員であり、彼らを組織的に扶助する。この種類の慈善はプロテスタントイスマ (*protestantisme*) から生まれ、近代社会でのみ発達するものである。そしてトクヴィルは、イギリスの実例を参考として公的慈善を批判し、私的慈善の有効性を主張する。⁵⁶

トクヴィルは、同程度の文明段階にある国と比較してイギリスで社会的貧困 (*paupérisme*) の拡大が著しいことの理由を、エリザベス救貧法以来の救貧制度に求めている。⁵⁷イギリスは過去250年間、エリザベス1世によって定められた救貧法の原理を抜本的に改めることなく維持してきた。そして、その原理によって行われている公的慈善は致命的な結果をもたらしていると、彼は批判するのである。

トクヴィルは1833年、イギリスの貴族で大地主でもあるラドナー卿のロングフォード城に滞在した折りに見学をした巡回法廷の様子を紹介している。⁵⁸そこに登場するのは、公的慈善の支給金の減額に対して怒りをぶつける老人、夫に捨てられた若い女性、働き口か、それがなければ相当額の金銭的支援を要求する男たち、私生児を連れた女性たちである。ラドナー卿はこれを見て、目の前の状況を救貧法が生み出した悪徳と呼び、トクヴィルもその見解に対して疑問を挟んでいない。つまり、トクヴィルはエリザベス救貧法以来、実施されてきたイギリスの公的慈善

⁵⁵ *PI*, p. 1165.

⁵⁶ ここでトクヴィルが、キリスト教とプロテスタントイスマを分けて考えていることは興味深い。1821年、フランソワ・ラ・ロシュフーコー＝リアンクール *François La Rochefoucauld-Liancourt* (1747-1827) は、キリスト教道徳協会 (*Société de la morale chrétienne*) を設立した。この団体の主たるメンバーはプロテスタントで、コンスタンやティエール、ギゾーらも関係していた。当時のフランスにおいて私的な慈善活動の主体はカトリックの修道会であったため、プロテスタント主体のキリスト教道徳協会と修道会との関係は対立的であった。ドレッシュャーは、この団体について、立憲君主制という制限的な政治制度に対応して現れた運動であり、ごく一部のエリートによる非公式的な組織に過ぎないとしている [Drescher, pp. 101-102 [邦訳 91-93 頁]]。

⁵⁷ *PI*, p. 1167.

⁵⁸ *PI*, pp. 1174-1177.

制度が、人々の内面に道徳的退廃をもたらしていることを批判しているのである。政治や経済、社会といった領域を問わず、トクヴィルの主張において特徴的なことは人々の自由と自主性に対する強いこだわりである。彼は、「実際のところ、自由とは『聖なる』ものである。それは、『徳』という名のもの以外の何ものでもあり得ない。さらに、善なるものの『自由な』選択以外、徳と呼べるものがあるだろうか」と述べている。⁵⁹トクヴィルは、その困難さにもかかわらず、人々が自主的に社会に参加し、実践することに徳を見出す。そのような彼の目に、不平不満と要求のみを口にする人々の姿は道徳の危機と映ったに違いない。そして、道徳を社会の紐帯だと考えていた彼にとって、それは社会解体の危機と認識されたことだろう。ここでイギリス救貧法体制は単なる政治・経済制度としてではなく、社会上の、そして道徳上の危険として理解されることになるのである。

公的慈善と私的慈善に対する評価も、そのような危機感に基づいて行われている。私的慈善は、援助をする富者とそれを受け取る貧困者の間に有機的な人間関係を構築する。これらの階級の間には利害と感情の点において違いがあるため、本性的に離反する傾向を有しているが、私的慈善は階級間に「道徳的紐帯」(lien moral)を形成させる。⁶⁰これに対して、公的慈善は「道徳性」(moralité)を取り去ってしまう。富者にとって、公的慈善とは自分に何の相談もなく富が奪われることに他ならず、貧困者は貪欲な他人にしか見えない。一方、貧困者の側も自動的に与えられる扶助に対して感謝の念を抱くことはなく、また満足することもない。よって、富者は憎悪と不安をもって、貧困者も絶望と羨望をもって、世界を眺めるようになる。こうして公的慈善によって、多くの貧困者は怠惰な状態に留め置かれることになる。トクヴィルは、公的慈善によって人々から道徳性が失われていく様子をこのように描いている。ここではトクヴィルと社会経済学との共通性も観取できる。すなわち、社会経済学は階級間の統合をアソシアシオンの理念に基づいて実現することを目指したが、これに関する議論においてトクヴィルは私的慈善という有機的な人間関係を通して培われた道徳性が階級の融和を実現するという見込みを示している。要するに、トクヴィルの中で私的慈善はアソシアシオンの作用として認識されているのである。

公的慈善の行き着く先について、トクヴィルは次のように記している。

だが、私はこのように確信している。つまり、合法的で恒常的なあらゆる行政制度は、貧困者の欲求を充足させることを目的とするようになるだろう。それは癒やすことが可能な程度を超えた貧困を生み出し、助け慰めようと思う人々を墮落させてしまうだろう。時間が経過するにつれて、富者を貧しい農民へと貶め、蓄えを尽きさせることだろう。資本の蓄積を妨げ、商業の発展を阻み、人間の行動と産業活動を鈍化させるだろう。そして最終的に暴力革命をひき

⁵⁹ Alexis de Tocqueville, "Voyage en Angleterre et en Irlande de 1835," *Œuvres, Bibliothèque de la Pléiade, t. I* (Paris, Gallimard, 1992), p. 514.

⁶⁰ *PI*, p. 1171.

起こすことになるだろう。⁶¹

ここでデモクラシー社会における貧困について、あらためて想起する必要がある。トクヴィルの中でデモクラシーとは平等化であり、そこに生じる貧困の主因は人々の欲求である。公的慈善は、貧困者に対する物質的支援は行っても、社会を維持する道徳性やそれによる階級の融和を配慮することはない。つまり、公的慈善を採用した場合、たとえそれが充実したものであったとしても、階級対立は解消されないということになる。そもそも、デモクラシーにおいて、人々の中には物質主義という心性が形成されている。彼らは物質的安寧を切望するが、それが満たされることなく、その上に階級対立が重なれば、革命が発生したとしても不思議ではない。トクヴィルはデモクラシーが進展すると革命発生危険性は減少すると考えていたことはすでに紹介した通りだが、社会問題の発生がその理論の妥当性に疑義を生じさせた。だが、社会問題だけでなく、それに対処するための公的慈善もまた革命の誘因になり得る。そのため、トクヴィルは、公的慈善が「個人の苦難に対して偽りの一時的な救済をもたらすもの」でしかなく、「いかにその手段を行使しても、社会の災厄を悪化させるもの」に過ぎないと結論するのである。⁶²

トクヴィルは公的慈善をすべて否定しているわけではなく、虚弱な児童や老衰、精神的な病を含む様々な疾病、また国家規模の災害に対しては適宜かつ適切に公的な支援が行われるべきであると考えている。そして最も重要な公的慈善として、彼は貧しい児童に対する無償の学校教育を挙げる。その目的は、「労働によって必需品を獲得する手段を、無償でその頭脳に提供する」⁶³ことにある。トクヴィルも怠惰に関しては厳しい見方をしていた。彼の中には怠惰を罪と見なすような考え方はなかったが、怠惰な者に対して、労働が不可能な人間に対して施される支援と同等の援助を行うことは認めていなかった。⁶⁴慈善の対象はあくまでも不可抗力によって仕方なく貧困状態にある者のみであり、それ以上に対象者を拡大すれば、モラル・ハザードが発生してしまう。道徳的紐帯を重要視するトクヴィルにとって、それは決して避けなければならない事態であった。子どもに対する無償教育も、そのような考え方の延長線上で訴えられたものであろう。次世代を背負う子どもたちに適切な知識と技能を与え、彼らの道徳性を涵養することは、社会的課題と考えられた。

公的慈善を基本的に否定したのに対して、トクヴィルは私的慈善には肯定的な評価を与えている。彼によれば、私的慈善がもたらすのは有用な効果だけである。そして、それは「問題を解決

⁶¹ *PI*, pp. 1178-1179.

⁶² *PI*, p. 1179.

⁶³ *PI*, p. 1178.

⁶⁴ トクヴィルが慈善について考える際に多くの材料を提供し、助言も与えたシニアは、イギリス救貧法改正に関する1834年報告の作成において中心的な役割を果たした。その中では救済対象者を規定するために、「貧困」(poverty)と「困窮」(indigence)の区別する必要があるとされていた。そこでは、貧困は「労働しなければかつがつの最低生活資料すらえられない者の状態」、困窮は「労働しえないか、ないしは労働の報酬として最低生活資料をうることのできない者の状態」と定義され、支援の対象は困窮であり、貧困まで拡大するのは適当ではないとされていた [大沢真理『イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家』(東京大学出版会、1986年)77頁]。

するには脆弱であり、そのためにそれ自身が有する危険性に対する防護となる」。⁶⁵イギリスの救貧法に代表される公的慈善が行き過ぎたものであったばかりに、かえって社会問題の深刻化を招いてしまったのに対して、私的慈善の効果は強いものではないが、それゆえに副作用も小さい。ここに社会問題と慈善に対するトクヴィルの本当の意識を垣間見ることができる。つまり、社会問題は解決すべき問題であり、それに対して一定の公的介入は必要なことである。だが、トクヴィルはその解決を第一の目標には据えていない。彼にとって最も擁護すべきは市民の主体性とそれによって形成された社会であり、それは慈善を漫然と受け取って暮らす人々によっては決して実現できない。よって、トクヴィルにおいて慈善は次善のものに過ぎず、彼はそれのみによって社会問題を解決するつもりはなかった。

そのようなトクヴィルが社会問題への対処において有効だと考えたものが、労働者によるアソシーションと貯蓄金庫 (caisse d'épargne) であった。

本来は資本家が適切に利益の分配を行うべきであるが、彼らにその意志はない。そのため、労働者たちの中には、資本家による支配を受けないで互いに協力し合って、資金を持ち寄り、組合 (syndicat) を通して産業活動を行うこと、要するに「産業アソシーション」(associations industrielles) の構想が存在した。⁶⁶トクヴィルはデモクラシーとアソシーションとの関係について、「党派による専制や君主による恣意的な政治を防ぐためには、社会状態がデモクラシー的である国ほど、アソシーションが必要な国はない」と述べており、また「単独で行動する自由に次いで、人間にとって最も自然な自由は、仲間と共に務め励み、協働して事にあたる自由である。そのため、アソシーションの権利は、個人の自由と同様に奪うことのできないもののように思える」ともいつている。⁶⁷市民の主体的な社会参加に道徳的価値を見出しているトクヴィルにとって、間主観的な人間関係に基づくアソシーションは、個人主義に陥る人々に対して社会との接点を提供する。よって、それはデモクラシーが逸脱的に発展することでひき起こされる多数者の暴政や民主的専制といった事態を回避するための有効な社会的装置となる。トクヴィルの中で、このようなアソシーションの有効性は政治上の課題だけでなく、経済・社会的範疇に属する事柄においても妥当する。慈善による貧困対策が人々の受動性を促進してしまうのに対して、産業アソシーションは労働者の自発性を刺激し、それを引き出すことを可能にする。社会問題を打開する方策として産業アソシーションを考えた時、それは単に労働者の物質的境遇を改善するというだけでなく、そこには公的慈善が内包している危険性を抑制する機能が認められるのである。そのため、トクヴィルは産業アソシーションに対して肯定的であり、「多くの産業がこのような方法で運営されていく時代が近づいていると確信するようになった」と期待を隠さない。⁶⁸そして政府に対して、こ

⁶⁵ *PI*, p. 1179.

⁶⁶ *P2*, p. 1187. トクヴィル全集に付記されている解説によれば、産業アソシーションの提唱者は、サン＝シモン主義の影響を受け、自由主義カトリシズム (社会的カトリシズム) にも支持を表明していたフィリップ・ブーシェ Philippe Buchez (1796-1865) であった [*OC*, XVI[Mélanges], p. 146]。

⁶⁷ *DAI*, 2:4, pp. 216-217. [邦訳第1巻 (下) 44-46頁]。

⁶⁸ *P2*, p. 1187.

の動きを適切な支援することを求めている。だが、フランスにおける産業アソシアシオンの構想はその多くが労働者の資質や資力の不足等から破綻を迎えたため、トクヴィルは別の手段を講じなければならなかった。

トクヴィルが産業アソシアシオンに次いで提示したのが、貯蓄の推奨と貯蓄金庫の設立であった。彼は「あらゆる問題は、貧困者が貯蓄し、その貯蓄から収益を上げることを可能にする手段を模索することに行き着く」のであり、よって「賃金のうちから、貯蓄することを推奨しよう。そして、貯蓄し、そこから収益を生み出す容易で確実な方法を労働者に提示しよう」と呼びかける。⁶⁹当時の労働者には基本的に貯蓄の習慣がなかったため、不況や失業によって賃金労働者は容易に貧困状態に転落していた。そのため、経済変動に対する労働者の経済的耐力を増すためには、まずは彼らに貯蓄の習慣を身につけさせることが喫緊の課題であった。これに加えて、トクヴィルは、貯蓄の習慣を通して、労働者に「所有の観念と習慣」(l'esprit et les habitudes de la propriété)を身につけさせることを目指した。⁷⁰彼は、財産所有が人々の精神に与える影響、とりわけその道徳に及ぼす影響を重く見た。トクヴィルは、無産者 (prolétaires) の特徴として過度の放縦や先を見通す力の欠如、無計画な結婚等を挙げている。⁷¹財産を持っていないこと、所有に関する観念が欠けていることが道徳の涵養を阻害し、それはひいては社会の解体につながるという意識がトクヴィルには存在した。そのため、貯蓄という習慣は貧困対策として有効だというだけでなく、社会を維持する機能と意義の点においても重視される必要があった。

トクヴィルの考えるところ、貯蓄金庫はフランスにおいて貯蓄を促進する第一かつ唯一の手段であった。⁷²パリ貯蓄金庫は、1818年に実業家バンジャマン・ドレセール Benjamin Delessert (1773-1847) によって設立され、ラ・ロシュフーコー＝リアンクールを筆頭とする役員会によって運営されていた。預金者の4分の3は労働者や職人等で、1837年には85県にまで広がっている。⁷³トクヴィルによれば、その預金額はわずかな期間で1億フランにまで達していた。⁷⁴1837年3月31日法によって貯蓄金庫は預金者に4%の利子を支払うことが定められ、預金の大半は国債の購入によって運用された。⁷⁵

ところが、トクヴィルは『アメリカのデモクラシー』の中で、中央集権に絡めて貯蓄金庫を批判していた。

国家は、国債によって豊かな人々の金を引き寄せ、貯蓄金庫によって貧しい者の金を思いのままにする。そのすぐ間近の場所で、そしてその中で、国家の富は絶え間なく増大していく。境遇の平等が進展するにつれて、それはさらに蓄積していく。デモクラシー国家にあっては、

⁶⁹ P2, p. 1188.

⁷⁰ P2, p. 1187.

⁷¹ P2, p. 1183.

⁷² P2, p. 1188.

⁷³ OC, XVI[Mélanges littéraires et économiques], p. 147 n.

⁷⁴ P2, p. 1189.

⁷⁵ OC, XVI, p. 149 n.

個人が信頼を喚起されるのは、国家しか存在しない。なぜなら、それなりに力があり、それなりに維持されそうに見える存在は国家しか残されていないからである。⁷⁶

意図の有無はともかく、貯蓄金庫は国家が資金を集中的に吸収する制度である。個々の民衆の少額の貯金は貯蓄金庫で集約され、さらに貯蓄金庫が国債を購入することによって、国民の資金は最終的に国庫に流入する。トクヴィルが産業化・市場経済化における国家の性格を「事業者」や「消費者」と形容したことはすでに紹介した通りだが、それだけでなく国民の資金を集中的に掌握することになる国家は「指導者」(chef) であるだけでなく「主人」(maître) でもあり、また「執事」(intendant) にも「会計係」(caissier) にもなって、公共の財産だけでなく私有財産にも介入する。⁷⁷ トクヴィルの中央集権批判は行政権力の集中化・一元化だけでなく、国家権力が過度に私的領域に介入することに対しても及んでいる。彼は社会秩序の根幹として人々の中にある所有の観念を考えているが、もし国家が人々の財産所有に介入することになれば、社会における国家の存在感は著しく強調されることになる。貯蓄金庫は国庫と個人の財産の結節点である。いわば、貯蓄金庫は様々な方向から中央集権化を促進する制度であった。⁷⁸

トクヴィルのデモクラシー理論に則して考えた場合、貯蓄金庫は決して最善の解決策ではない。彼自身もその点は認めている。⁷⁹ にもかかわらず、トクヴィルが貯蓄金庫を推奨した理由は、まず民衆に適切な貯蓄の習慣を身につけさせることにある。そして何より、貯蓄金庫という制度が内在している弊害以上に懸念されるべき現実、つまり貧困という社会問題に対して彼が鋭敏になっていたからに他ならない。トクヴィルがフランスにおける社会問題の危険性をはっきりと意識したのは1840年代以降だが、彼は『貧困に関する覚書』の第1論文と第2論文を執筆した1830年代後半にはすでにイギリス観察等を通してフランス社会の未来を見通していたと考えてよい。ただし、この後、トクヴィルはしばらくの間、明確な形で社会政策案を明らかにしていない。彼が再びそれに対して積極的に取り組むようになったのは、二月革命を目前にした時期のことであった。

1847年、トクヴィルはジュール・デュフォール Jules Dufaure (1798-1881) やアドルフ・ビヨール Adolphe Billaut (1805-1863) らと共に、政治改革を進めるために「新左派」(Jeune Gauche) という政治グループの結成を構想する。デュフォールはトクヴィルに対して政策構想の立案を依頼し、彼は1847年の10月にそれを示している。⁸⁰ ここでトクヴィルが考えていた政策案には、最貧困

⁷⁶ *DAII*, 4:5, pp. 825-826. [邦訳第2巻(下) 240-241頁]。

⁷⁷ *DAII*, 4:5, p. 826. [邦訳第2巻(下)] 241頁]。

⁷⁸ マルクスは、貯蓄金庫は政府が労働者を縛る「金の鎖」であり、貯蓄可能な労働者と貯蓄が難しい労働者の分裂をひき起こし、国庫に資金を集めることによって抑圧的な現状の体制を維持するものとして、これを厳しく批判している [カール・マルクス『賃労働と資本』長谷川文雄訳(岩波文庫、1981年) 87-88頁]。貯蓄金庫の機能によって、国家が資金を集中的に集めること、また国家支配が強化されることに関して、トクヴィルとマルクスは奇しくも共通した懸念を抱いていた。

⁷⁹ *P2*, p. 1194.

⁸⁰ Brogan, p. 416

層に対して所得税を免除することや生活必需品を非課税とすること、裕福な人と貧しい人の負担が等しくなるように生活必需品等に課税する場合は配慮すること、納税者の財産に比例した税とすることといった税制上の配慮の他、貯蓄金庫や相互救護金庫 (caisses de secours mutuels)、信用保証協会の設立、無償の学校教育の提供、労働時間の法的制限等が盛り込まれていた。それ以外にも、彼は病院や慈善事務所 (bureau de bienfaisance) の設立、さらには救貧税の導入や食料・労働・金銭の支給・分配まで求めている。トクヴィルがこれらの政策案を起草するにあたって柱に据えたのは、第一に公的負担を部分的に軽減するか、所得等の多寡に応じた負担にすること、第二に人々が経済的苦境から脱する支援をする制度を創設すること、そして第三に人々を救済し、彼らの欲求を直接的に充足させることであった。⁸¹

ここから判断して、トクヴィルは社会問題や社会政策に関して、それまで持っていた考えを改めたと結論する以外にないだろう。トクヴィルは、1830年代には人々の道徳性を傷つけ、社会の解体を招くものであるとして批判していた公的慈善を、1840年代後半には自身が結成を考えていた政治グループの政策構想の中核に据えた。結果的にこの政策グループは実現されず、トクヴィルの政策構想も特に公表されることなく終わっている。この政策案に関して、かつて救貧法に関して指導を仰いだシニアと直接的に議論した様子はないが、トクヴィルは1847年8月25日にシニアに宛てた書簡の中で、フランスの人々の間に「不安」(inquiète)と「動揺」(instabilité)が広がっていることを指摘している。⁸²1848年1月27日の議会演説の内容と合わせて考えれば、不安や動揺に支配された人々によって、所有を巡る革命闘争が惹起されかねないことに対する危惧が、1840年代後半のトクヴィルを支配していたことは明白である。要するに、革命に対する恐れが、トクヴィルの社会政策観の転換を促したといえることができるのである。

トクヴィルの社会政策案は、特定の政治的立場や経済理論に立って構想されたものということとはできない。それは様々な理論や当時の時代状況、そして彼が置かれていた立場といった複合的要素から導き出されたものであった。トクヴィルは政治経済学と社会経済学の両学説を吸収し、アソシアシオンに代表されるデモクラシー的要素を通して、それらを消化しようとした。一見すると対立的な政治経済学と社会経済学は共に市場の万能性に対して悲観的であり、産業化と経済の急速な拡大による社会解体の危機に対して危惧を抱いていた。また、これらはいずれも道徳性を重視しており、それによって市場がもたらす種々の弊害を克服することを企図していた。そのため、両学説を研究したトクヴィルの経済観にもそれが反映されている。ただ、トクヴィルの理論の根幹は、デモクラシーに関する理論である。そのため、経済や社会に関する事柄であっても、デモクラシーに対する彼の考えの文脈で理解される必要がある。どれほど政治経済学や社会経済学を学び、それを首肯していたとしても、トクヴィルにとって第一のものはデモクラシーの理論

⁸¹ OC, III-2[Écrits et discours politiques], pp. 742-744.

⁸² OC, VI-2, p. 99.

であった。

トクヴィルの信仰心に関しては様々な議論があるが、ジャンセニズムやモラリストの影響等から、彼の中に人間の有限性に対する諦観が存在していたことは推察される。トクヴィルによれば、宗教は社会や政治といった外的条件に対して超越的なものであり、人間の精神や道徳を直接的に規定するものである。言い換えれば、宗教は社会情勢の変化とは無関係に、人心と社会を安定させる機能を有している。宗教の社会的機能に注目した点において、ラムネーら自由主義カトリシズムの主張者とトクヴィルとの間には共通点が存在する。だが、自由主義カトリシズムが当然ながら最後には神を秩序の根源に置いたのに対して、トクヴィルはアソシアシオンという人間（市民）の営為に期待をかける。ここで人間に必要なのが道徳である。そして道徳が形成されるにあたっては、宗教も重要な役割を果たす。そのため、決してトクヴィルは宗教の意義を否定はしないが、彼は人間の実践を最大限評価しようと努めるのである。

トクヴィルの社会政策は、これらを経て形成されたものである。まず、彼は公的慈善を人々の墮落を誘うものであるとして退け、産業アソシアシオンによる労働者の自主管理を考えたが、それは困難であった。そのため、トクヴィルはまずは労働者の貧困化を防ぐ方策として労働者に貯蓄の習慣を身につけさせることを目論み、貯蓄金庫の整備を主張した。かつてトクヴィルは貯蓄金庫が中央集権化を加速させるものだとして、これを批判していた。だが、最終的にトクヴィルは貯蓄金庫だけでなく、救貧税の導入や金銭的扶助といった公的慈善制度まで考えるようになる。かつて批判していた公的慈善を検討せざるを得なくなったのは、それがもたらす中央集権化や道徳的墮落といった問題以上に、社会問題とそれを引き金に発生しかねない革命に対する危惧があったためである。

社会問題を論じる時だけでなく、トクヴィルの精神は常に道徳性を意識していた。たとえば、彼は婚約者であったメアリー・モトリーMary Mottley (1799-1864) に対して、自分の人生の指針は「高貴さ」(nobles) と「気高さ」(élevés) であり、金や権力といったものには重きを置いていないと手紙を認めている。⁸³人物的特性としても道徳希求的であったトクヴィルは、自身が展開した理論においても道徳性の配慮を決して忘れなかった。つまり、道徳性の追求は、政治、経済、そして社会に関する、彼のあらゆる理論に共通する基本的特徴であった。

ただ、注意すべきは、トクヴィルが貧困をはじめとする社会問題を論じる中で主張しているのが民衆や労働者の道徳性だということである。彼が求めているのは、自制心のない「危険な階級」でもある労働者階級や物質的安寧を求める自墮落な民衆が、道徳性を回復することであった。トクヴィルは七月王政における中産階級が個人主義と物質主義に汚染されていることを批判したが、社会問題を論じる際の彼の標的には、社会問題の当事者であり、被害者でもある労働者をはじめとする民衆も含まれていた。トクヴィルは貧困自体を罪悪視することはなかったとしても、その根源的な原因としての民衆の道徳性の欠如や墮落を考えている。トクヴィルは急速な産業化

⁸³ OC, XIV[Correspondance familiale], pp. 387-388.

によってパリに流入してきた農民たちが賃金労働者へと変わり、「物質的享樂への情熱」(ardeur des jouissances matérielles)に駆り立てられた彼らが不満を募らせたことに二月革命の遠因があると考えている。⁸⁴要するに、トクヴィルは貧困やそれに基づく社会動乱の原因として、産業化や市場経済化もさることながら、デモクラシーという平等化現象によって人々の中に生じた心理的变化や物質的安寧を過剰に求める道徳的墮落を考えているのである。

だが、ここに問題が生じる。

19世紀前半のフランスにおいて貧困に代表される社会問題が文字通り問題視されるようになった背景には、貧困が個人的事柄ではなく社会化したこと、社会的貧困として新たな意味を持った現象として認知されるようになったことがある。そして、そのような認識が広がったのは、急速な産業化や市場経済化によって生じた政治と経済の「裂け目」が問題視されたからに他ならない。それにもかかわらず、その解決を個人の道徳に委ねようとしたことの適切性については検討を要する。最終的にトクヴィルは、かつては厳しく批判していた金銭的扶助も含む公的慈善制度の採用を検討するようになるが、眼前に発生している貧困が社会的なものであるなら、これらの制度はより早い段階から考慮される必要があったように思われる。フランス革命において家族が迫害を受けたトクヴィルにとって、革命は生理的にも許容できないものであり、恐れるべきものであったはずである。⁸⁵そのため、彼が公的慈善の必要性を考えるようになった背景に革命発生に対する懸念が存在していたであろうことは推測できる。

トクヴィルが公的慈善を否定した最大の理由は、それが彼の持論であり、根本となる理論である自身のデモクラシー理論との間に齟齬を生じさせるものであったためであった。トクヴィルのデモクラシー理論の根幹は、公的領域における市民の主体的実践の主張である。トクヴィルは個人主義は批判したが、「単独で行動する自由に次いで、人間にとっても最も自然な自由は、同胞の努力と自分の努力を結び付け、共に活動する自由である」⁸⁶という記述からも明らかなように、彼の理論の基本は個人とその自由にある。協働することが尊重されるのは、それが個人の意思と主体性に基づくものであるからであり、共同体や結社もそれ自体の価値のために評価されているわけではない。トクヴィルも貧困に代表される社会的課題の深刻さは十分に理解していたが、だとしても個人を基礎とする自身のデモクラシー理論を二の次にすることはできず、それが公的慈善の有効性に気付くことを遅らせた。つまり、結果として、トクヴィルの社会政策案は自身のデモクラシー理論によって呪縛されていたということができよう。

⁸⁴ S, 2:1, p. 777. [邦訳 110 頁]。

⁸⁵ フランス革命時、トクヴィルの両親夫妻と共に投獄されていた。ジャルダン は、この件について、獄中において父エルヴェの頭髪は白髪に変わってしまい、母ルイズは解放後も偏頭痛や抑鬱症に悩まされることになったと記し、そのためトクヴィルの家庭の雰囲気は陰鬱なものだったのではないかと推測している [Jardin, p. 14 [邦訳 19-20 頁]]。

⁸⁶ DAI, 2:4, p. 217. [邦訳第 1 巻 (下) 45-46 頁]。

結 論

結論に入るにあたり、まずはここまでの論考の概略を記す。

第1章では、本研究で取り扱う問題を、デモクラシーと民主的専制の関係についての考察、貧困の諸要因に関する考察、そして産業アリストクラシーという形で具体化される平等社会における不平等に関する考察という3点にまとめて提示した。第1節では個人主義と物質主義がトクヴィルの考えるデモクラシーを規定する心理的特徴になっていること、そしてそれらの影響で人々の中に専制を求める心性が生じ、その結果として民主的専制が成立することに対するトクヴィルの懸念を明らかにした。第2節では、貧困の諸要因として財産所有の形態、とりわけ土地財産の所有形態に注目し、産業化のみならず、それ以外にも貧困の原因が存在することを説明した。第3節では、平等社会として定義されているはずのデモクラシーにおいて現れた産業アリストクラシーという不平等を取り上げた。この章では、トクヴィルがデモクラシーと産業化という2つの社会変動が相まって進んでいた時代に生きた人物であったことを示し、トクヴィルが向き合わなければならなかった「社会問題」というものがそのような時代状況から生じたものだということを明らかにした。

第2章では、19世紀前半のフランスに発生した3つの事象、つまり七月王政、二月革命、ルイ＝ナポレオン政権の成立について、トクヴィルのデモクラシー理論に基づいて分析を加えた。ここで、特に二月革命の分析を通して、問題として浮上したのが民衆の中に醸成されていた嫉妬とそれを理論的に正当化した社会主義の存在である。さらに、その背景には社会問題が控えている。その意味で、二月革命は、この当時のフランス社会が抱えている問題を浮き彫りにした事件だったということができる。

第3章では、個人的貧困と社会的貧困という2つの貧困観について説明を行ったが、特に重視したのは古くから存在していた貧困という現象が、社会的貧困という新たな概念で認識されるようになった経緯である。そこには産業化も強く影響していたが、それに加えてトクヴィルは人間の欲求が文明の進化に伴って多様化し、人々の嗜好性が高まったことに起因して貧困が発生すると考えた。また、彼は農業から工業への労働者の移動も、欲求の質の変化によって発生したといっている。要するに、トクヴィルは貧困の根本的な原因として、欲求という心理的要因を挙げているのである。デモクラシーの際と同様に、人間の心理を重視するトクヴィルの姿勢はここでも変わっていない。

第4章では、フランスの社会主義に対するトクヴィルの見解を考察した。双方共に社会の解体に対する危機感は共有していたが、それへの対応はまったく異なるものとなっていた。トクヴィルが社会主義と同根だと考えたフィジokratに對して、彼はそれが専制を希求している点を批判した。そしてサン＝シモンやサン＝シモン主義に代表される社会主義に関しては、政治に對する経済の優位性に立脚した計画的統治の構想を批判した。つまり、社会主義は、トクヴィルが警戒した物質主義に則った理論であり、社会構想であった。トクヴィルから見て、社会主義とは、第一に社会全体の改変を試み、第二に物質主義（経済）による支配・統治を目指す思想であり、第三に専制を招く危険をはらんだものであった。当然ながら、トクヴィルは社会主義を許容することができなかった。

第5章では、トクヴィルの慈善に對する考え方を明らかにすると共に、彼の社会政策構想について考察した。ここで見たのは政治経済学と社会経済学という当時のフランスにおける二大経済思潮がいずれも道徳性に配慮していたことであり、トクヴィルはこれらの考えを共に摂取していた。すなわち、トクヴィルの経済観と経済学理解には道徳性への顧慮が伴っていた。また、トクヴィルは自由主義カトリシズムを信奉していた様子はないが、民衆の道徳性向上への思い入れに對して両者は共通していた。そしてトクヴィルの社会政策論についても、やはり道徳性の問題は重要な意味を持つ。彼は公的慈善を批判し、私的慈善を評価するが、それも道徳性に對する影響を考慮したためであった。最終的にトクヴィルは公的慈善を認めるが、それは革命発生危険が切迫したものになったからであり、彼の真意は道徳性の重視と私的慈善に對する評価に對してと考えるべきであろう。

さて、これは本研究の中で再三強調してきたことであるが、トクヴィルの理論において中核を占めているものはデモクラシーに對する理論である。そのため、彼の中では、政治だけでなく、経済を含むあらゆる諸々の社会的現象も、デモクラシー理論によって理解される必要がある。

そして何より、本研究を通して明らかになったことは、トクヴィルおよび彼の理論の強い道徳性志向と人間の心理を重視する姿勢である。これは彼の性格や宗教観の影響もさることながら、主としてアメリカ分析を通して導出されたデモクラシーに對する理論に基づくものであろう。その点で、本研究の冒頭に紹介した、（経済）社会に對して道徳性の再興を試みるベラーのような論者がトクヴィルを自身の先達だと考えることは首肯できる。

では、トクヴィルの考える道徳性は、どのようなものを意味しているのだろうか。

トクヴィルが重視した道徳性とは、彼がアメリカ分析やそれに基づくデモクラシー理論等から導き出した、公的領域に對する市民の主体的実践を通して涵養される精神性のことであり、一言で表現するならば自由ということになる。この自由が求めるものは第一に自立・独立（independence）や自律（autonomy）、自治（self-governance）であり、第二に求められるのはそれらの性質を備えた個人による公的領域に對する協働（association）である。市民とはこれらを他の人々と共に追求する主体的な個人を指す言葉であり、そのような人物の営為の中に見出されるも

のがトクヴィルの考える道徳性である。

このような道徳観は政治領域を中心に据えて形成されたものである。トクヴィルの理論の核心は政治を中心に形作られたデモクラシー理論であるが、それは社会の全領域を包括するものになっているため、道徳性に対する配慮は政治のみならず経済を含むあらゆる領域にも適用されることになる。トクヴィルは、国家をはじめとする公的セクターによる慈善を否定する。それは、公的慈善というものが人々の間の道徳的紐帯を傷つけ、社会の解体の危険を内在したものであると共に、「与える」専制としての民主的専制を招く恐れがあったためである。そもそも民主的専制自体も市民の主体性を傷つけるものとして認識されていることを考えると、トクヴィルの公的慈善批判は最終的にはいずれも道徳性の問題に帰着する。

本論の中でも取り上げたように、社会問題は政治と経済の間に生じた「裂け目」から生じる。19世紀前半において経済領域に発生した最大の事件は産業化である。この頃のフランスの経済成長が経済史的な文脈で産業革命と呼べるものかどうかということについて、ここで論じる余裕はない。ただ、それが産業化を中心としたものであり、社会に与えた影響がまさに革命的であったことに間違いはない。トクヴィルも産業化は認識しており、「産業」(industrie) という語は彼の著作でも散見されるが、産業化自体を深く分析したとはいえない。概して、彼の関心は、産業化そのもの以上に、それによって発生したパリを筆頭とする都市への人口集中と分業という労働形態の問題へと向けられている。このうち特に分業に関しては、それが労働者の知性や精神の成長の妨げになっている点に批判が加えられている。このようにトクヴィルにおいては、経済や産業化もまた、人間の内面の問題として消化されている。

貧困が社会問題であるとすれば、その対策も「社会」的であるべきであり、具体的には国家をはじめとする公的権力による一定規模以上の社会政策が求められるべきである。だが、トクヴィルは貧困問題に対する早い時期からの関心とは裏腹に、具体的な社会政策の立案や推進に関しては動きの遅さを感じられる。その理由はやはり公的慈善の持つ道徳的問題と専制への懸念にあったと考えられる。換言すれば、これはトクヴィルの理論の中に占めるデモクラシー理論の存在感の大きさを示すものだといえよう。

トクヴィルが貧困問題に対して示した態度は複合的なものである。彼の貧困観は、個人の怠惰や道徳性に注目している点で個人的貧困に近いが、産業化や財産所有といった社会的要因に注意を払っている点において社会的貧困との類似をうかがわせる。また、貧困対策では、個人の主体性を重んじる点は政治経済学的だが、市場経済に対する警戒感や道徳性の重視といった点は社会経済学的でもある。

概して、人間社会に流布している道徳の大半は因果法則に則ったものである。これに従えば、貧困者の境遇はその者のそれまでの行為の結果ということになり、彼の取るべき道徳的態度は自らの境遇を甘受することである。もし貧困者に過分の援助を行えば、そこにはモラル・ハザードが生じることになる。よって、貧困者に対する援助が国家的・社会的義務として規定されることは、政治的・経済的な問題であるにとどまらず、人間社会の道徳的転換をも意味していた。19世

紀前半のフランスはまさにそのような転換期にあった。だが、公的慈善に対する評価が二月革命の直前まで変化しなかったことを考えると、社会問題に対するトクヴィルの意識の転換はそれほど円滑ではなかったようである。

トクヴィルの道徳性を考える場合、彼の「習俗」(mœur)に対する見解の持つ意味は大きい。トクヴィルによれば、それは人間の様々な「観念」(notions)や「意見」(opinions)、そして「精神の習慣」(habitudes de l'esprit)を形成する考えの総体であり、それは「ひとつの国民の道徳的(moral)および知的状態」を意味する。¹その意味で、トクヴィルの習俗概念は、政治理論の伝統と社会学的概念の結節点にあるということが出来る。²そもそもトクヴィルにおいては、デモクラシー分析の段階から、人間の心理とそれによって規定される社会という思考モデルが確立されていた。道徳は単なる個人的規範ではなく、政治や経済、そして文化も含む社会全体を象徴する。その点において、トクヴィルがデモクラシー論だけでなく、社会政策論においても道徳性を重視したことは必然的であった。

ただ、社会政策において、殊更に道徳性を主張することには問題もある。トクヴィルは為政者や支配層、富裕層の道徳性に対しても厳しいが、それは一般民衆の道徳性についても同様であった。すなわち、トクヴィルは、実際に目前に存在している一般民衆の中に道徳性の欠如を見て取っている。いうなれば、道徳性の強調はトクヴィルと民衆を隔てる壁である。アレントがトクヴィルから思想的影響を受けていたことはよく知られているが、彼女は政治・社会領域における「同情」(compassion)を批判した。アレントによれば、同情は政治における自由を維持するのに不可欠な距離を除去してしまうため、「政治の観点からいえば、同情は無意味であり何の重要性もない」。³そして彼女は、社会問題にあえぐ人々に対する過度の同情がフランス革命を過激化させたと考え、そこに自由の危機を見る。しかし、社会問題、とりわけ貧困問題を考える場合、むしろ貧困者に対する同情は不可欠なものではないのか。ラムネーとの比較でも明らかなように、貧困者に対するトクヴィルの態度は全体的には同情心に乏しいものであった。これを彼の性格の中にあるアリストクラシー的部分のあらわれだと理解することも可能だが、それに加えて指摘したいことはトクヴィルが理想とする政治というものが持つ一種の「厳しさ」である。トクヴィルのいう道徳性が自由と密接な関係を持つものであることはすでに記した通りだが、その自由について彼は次のように述べている。

自由であるための技法を知ることほど、素晴らしいものはない。しかし、自由の修行ほど、過酷なものもない。⁴

¹ *DAI*, 2:9, p. 331. [邦訳第1巻(下)211頁]。

² 松本礼二『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』(東京大学出版会、1991年)118頁。

³ Hannah Arendt, *On Revolution* (London, Penguin Classics, 1973), p. 86. [ハンナ・アレント『革命について』志水速雄訳(ちくま学芸文庫、1995年)128-129頁]。

⁴ *DAI*, 2:6, p. 275. [邦訳第1巻(下)127-128頁]。

トクヴィルのいう道徳性は、自立・独立・自律・自治と協働に基づくものである。彼が労働者の境遇を改善する方策の第一のものとして産業アソシアシオンを挙げたのもそのためである。だが、現実問題として、日々の暮らしに追われている一般民衆や労働者、まして絶対的な貧困状態にあえいでいる下層階級の人々に対して過度に道徳性を求めること、いわば自治独立を要求することは、彼らの境遇を顧みれば酷な要求であることは明白である。

ここに現れているのは、政治が目指すものと社会問題の解決を目指すものとの位相の相違である。政治は自由を目指し、社会政策は人々の生存が確実なものになることを目標とする。元来、これらは異なる位相に属するものであり、相容れなくても自然であり、場合によっては対立する。しかし、顕在化した社会問題に対処しようとした、トクヴィルをはじめとするこの時代の政治家や知識人たちは、その矛盾や対立を受け止め、これらの包括的克服を試みた。そのため、彼らの取り組みは、その内部に極度の緊張関係を含んだものとなった。社会政策の持つ危険性に対して、政治の立場から警戒を示していたトクヴィルにとって、それは特に困難なものとなったに違いない。

政治の歴史を紐解いてみた時、実はそこで発生した様々な事象の多くが経済的要因によって引き起こされたものであり、政治と経済は共に歴史を紡いできたということがわかる。だが、デモクラシーと産業化が進むにつれて、政治と経済の関係は従来のそれとは明らかに異なる様相を呈するようになった。そこに現れたのが政治と経済の「裂け目」であった。ところが、経済のみならず、その弊害である社会問題を解決するための社会政策もまた、自由という道徳性にとっては脅威であった。だが、現実の社会から経済を取り除くことはもはや不可能であり、よって社会問題への対応も不可避である以上、どれほど困難だとしても、政治における価値としての自由の追求と適正な社会政策の実施は両立が図られなければならない。

本研究において取り扱われた政治経済学、社会経済学、そしてトクヴィルの理論のいずれも急激な経済成長による社会崩壊に対して危機感を共有しており、そこに道徳性喪失の問題が生じること、社会問題はその状況下で発生すること、そして社会問題の解決にあたっては道徳性の回復を試みることが必要であるという認識も共通していた。だが、貧困は解消されず、革命も発生したことを考えれば、その高い問題意識にもかかわらず、これらの試みは失敗に帰したということになるのかもしれない。だが、政治と経済の摩擦を克服するのは有機的な人間関係とそこで養われる道徳性であるという意識は、後の世代に継承されていく。そこで登場したのが、トクヴィルが理想としたような政治的な自由の規範性を最大限強調した道徳性とは異なる、自由と平等を重視しながらも有機的な人間関係自体に規範を見出す考え方、つまり「連帯」(solidarité)であった。この概念の誕生にトクヴィルが直接携わったわけではない。だが、デモクラシー・産業化社会における道徳性に関するトクヴィルらの取り組みがあったからこそ、このような新たな理念が誕生し得たのではないのか。社会問題に関するトクヴィルの営為は、デモクラシーと産業化という新たな社会状況において新たな思想的地平を切り拓くものであったということができよう。

文 献 表

(日本語：50音順、外国語：アルファベット順)

【トクヴィルによる著作】

- Tocqueville, Alexis de, *Œuvres complètes* (Paris, Gallimard, 1951-).
- , *Œuvres, Bibliothèque de la Pléiade*, t. 1-3 (Paris, Gallimard, 1991-2003).
- , *Democracy in America*, Mansfield, Harvey C. and Winthrop, Delba trans and eds. (Chicago and London, The University of Chicago Press, 2000).
- , *The Old Regime and the Revolution*, Furet, François and Mélonio, Françoise eds., Kahan, Alan S. trans. (Chicago and London, The University of Chicago Press, 1998).
- , *The Recollections of Alexis de Tocqueville*, Mattos, Alexander Teixeira de trans. (Breinigsville, Kessinger Publishing, 2011).
- , *The Tocqueville Reader, A Life in Letters and Politics*, Zunz, Olivier and Kahan Alan S. (Blackwell Publishing, 2002).
- , *Memoir on Pauperism*, Drescher, Seymour trans. (Chicago, Ivan R. Dee, 1997).
- , *Textes économiques* (Paris, Pocket, 2005).
- トクヴィル『アメリカのデモクラシー』第1巻(上・下)・第2巻(上・下) 松本礼二訳(岩波文庫、2005-2008年)。
- 『アメリカの民主政治』(上・中・下) 井伊玄太郎訳(講談社学術文庫、1987年)。
- 『旧体制と大革命』 小山勉訳(ちくま学芸文庫、1998年)。
- 『フランス二月革命の日々 トクヴィル回想録』 喜安朗訳(岩波文庫、1988年)。

【日本語文献】

- 安藤隆穂『フランス自由主義の成立 公共圏の思想史』(名古屋大学出版会、2007年)。
- 安藤裕介『商業・専制・世論 フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』(創文社、2014年)。
- 飯塚勝久『フランス・ジャンセニスムの精神史的研究』(未来社、1984年)。
- 石川実『嫉妬と羨望の社会学』(世界思想社、2009年)。
- 稲葉陽二『ソーシャル・キャピタル入門 孤立から絆へ』(中公新書、2011年)。
- 今村仁司『近代の労働観』(岩波新書、1998年)。
- ウォリン、シェルドン・S『アメリカ憲法の呪縛』 千葉眞／斎藤眞／山岡龍一／木部尚司訳(みすず書房、2006年)。
- 宇野重規『デモクラシーを生きる トクヴィルにおける政治の再発見』(創文社、1998年)。
- 『政治哲学へ 現代フランスとの対話』(東京大学出版会、2004年)。

- 『トクヴィル 平等と不平等の理論家』(講談社選書メチエ、2007年)。
- 宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』(白水社、2011年)。
- エンゲルス、フリードリヒ『イギリスにおける労働者階級の状態』(上・下) 浜林正夫訳(新日本出版社、2000年)。
- 大沢真理『イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家』(東京大学出版会、1986年)。
- 大貫隆／名取四郎／宮本久雄／百瀬文晃編『岩波キリスト教辞典』(岩波書店、2002年)。
- 小川晃一『トクヴィルの政治思想』(木鐸社、1975年)。
- 重田園江『連帯の哲学I フランス社会連帯主義』(勁草書房、2010年)。
- 小山勉『トクヴィル 民主主義の三つの学校』(ちくま学芸文庫、2006年)。
- 鹿島茂『怪帝ナポレオン三世 第二帝政全史』(講談社、2004年)。
- カノヴァン、マーガレット『アレント政治思想の再解釈』寺島俊穂／伊藤洋典訳(未来社、2004年)。
- 川崎修『「政治的なるもの」の行方』(岩波書店、2010年)。
- 河上肇『貧乏物語』(岩波文庫、1965年)。
- 川上洋平『ジョゼフ・ド・メーストルの思想世界 革命・戦争・主権に対するメタポリティークの実践の軌跡』(創文社、2013年)。
- 川出良枝『貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜』(東京大学出版会、1996年)。
- 木崎喜代治『マルゼルブ 一八世紀の一貴族の肖像』(岩波書店、1986年)。
- 菊谷和宏『「社会」の誕生 トクヴィル、デュルケーム、ベルクソンの社会思想史』(講談社選書メチエ、2011年)。
- ギゾー、フランソワ『ヨーロッパ文明史 ローマ帝国の崩壊よりフランス革命にいたる』安土正夫訳(みすず書房、2006年)。
- 喜安朗『夢と反乱のフォブール 一八四八年パリの民衆運動』(山川出版社、1994年)。
- 『パリの聖月曜日 一九世紀都市騒乱の舞台裏』(岩波現代文庫、2008年)。
- 喜安朗編『ドーミエ諷刺画の世界』(岩波文庫、2002年)。
- 教皇庁正義と平和協議会『教会の社会教説綱要』マイケル・シーゲル訳(カトリック中央協議会、2009年)。
- クイントン、アンソニー『不完全性の政治学 イギリス保守主義の二つの伝統』岩重政敏訳(東信堂、2003年)。
- クーネン＝ウッター、ジャック『トクヴィル』三保元訳(文庫クセジュ、2000年)。
- 軍司泰史『シラクのフランス』(岩波新書、2003年)。
- ケネー、フランソワ『経済表』平田清明／井上泰夫訳(岩波文庫、2013年)。
- ゴーシェ、マルセル『代表制の政治哲学』富永茂樹／北垣徹／前川真行訳(みすず書房、2000年)。
- コルバン、アラン『キリスト教の歴史 現代をよりよく理解するために』浜名優美監訳、藤本拓也／渡辺優訳(藤原書店、2010年)。

齋藤純一『政治と複数性 民主的な公共性にむけて』(岩波新書、2008年)。
斎藤眞『アメリカとは何か』(平凡社ライブラリー、1995年)。
阪上孝『フランス社会主義 管理か自立か』(新評論、1981年)。
————『近代的統治の誕生 人口・世論・家族』(岩波書店、1999年)。
サン＝シモン『サン＝シモン著作集』(全5冊) 森博編・訳(恒星社厚生閣、1987-1988年)
シーデントップ、ラリー『トクヴィル』野田裕久訳(晃洋書房、2007年)。
柴田三千雄『フランス革命』(岩波現代文庫、2007年)。
清水光雄『メソジストって何ですか ウェスレーが私たちに訴えること』(教文館、2007年)。
ジャッド、トニー『知識人の責任 ブルム、カミュ、アロン』土倉莞爾／長谷川一年／渡辺和行／神垣
享介訳(晃洋書房、2009年)。
シュタイン、ローレンツ『平等原理と社会主義 今日のフランスにおける社会主義と共産主義』石川
三義／石塚正英／柴田隆行訳(法政大学出版局、1990年)。
ジョーム、リュシアン『徳の共和国か、個人の自由か ジャコバン派と国家 1793年-94年』石埼学訳
(勁草書房、1998年)。
スミス、アダム『道徳感情論』(上・下) 水田洋訳(岩波文庫、2003年)。
————『国富論 国の豊かさの本質と原因についての研究』(上・下) 山岡洋一訳(日本経済
新聞社出版局、2007年)。
関嘉彦『民主社会主義への200年 フランス革命からポスト冷戦まで』(一藝社、2007年)。
高村忠成『近代フランス政治史』(北樹出版、2003年)。
高山裕二『トクヴィルの憂鬱 フランス・ロマン主義と〈世代〉の誕生』(白水社、2011年)。
谷川稔／渡辺和行編著『近代フランスの歴史 国民国家形成の彼方に』(ミネルヴァ書房、2006年)。
田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』(人文書院、2006年)。
田中治男『フランス自由主義の生成と展開 十九世紀フランス政治思想研究』(東京大学出版会、1970年)。
堤林剣『コンスタンの思想世界 アンビヴァレンスのなかの自由・政治・完成可能性』(創文社、2009年)。
デ・グルーチー、ジョン・W『キリスト教と民主主義 現代政治神学入門』松谷好明／松谷邦英訳
(新教出版社、2010年)。
デュヴェルジェ、モーリス『フランス憲法史』時本義昭訳(みすず書房、1995年)。
堂目卓生『アダム・スミス 『道徳感情論』と『国富論』の世界』(中公新書、2008年)。
トマス・ア・ケンピス『キリストにならいて』大沢章／呉茂一訳(岩波文庫、1960年)。
富永茂樹『トクヴィル 現代へのまなざし』(岩波新書、2010年)。
永井義雄／柳田芳伸／中澤信彦編『マルサス理論の歴史的形成』(昭和堂、2003年)。
中木康夫『フランス政治史』(上・中・下)(未来社、1975-1976年)。
中谷猛『トクヴィルとデモクラシー』(御茶の水書房、1974年)。
————『フランス市民社会の政治思想』(法律文化社、1981年)。
仲手川良雄編『ヨーロッパ的自由の歴史』(南窓社、1992年)。

中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社、2003年）。

西川長夫『フランスの近代とボナパルティズム』（岩波書店、1984年）。

根井雅弘『経済学の歴史』（講談社学術文庫、2005年）。

根岸隆『古典派経済学と近代経済学』（岩波書店、1981年）。

野村啓介『フランス第二帝政の構造』（九州大学出版会、2002年）。

ハーヴェイ、デヴィッド『パリ モダニティの首都』大城直樹／遠城明雄訳（青土社、2006年）。

——『〈資本論〉入門』森田成也／中村好孝訳（作品社、2011年）。

パスカル『パンセ』前田陽一／由木康訳（中公文庫、1973年）。

服部春彦／谷川稔編著『フランス近代史 ブルボン王朝から第五共和政へ』（ミネルヴァ書房、1993年）。

葉山滉『フランスの経済エリート カードル階層の雇用システム』（日本評論社、2008年）。

ハーバーマス、ユルゲン『公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての探求（第2版）』細谷貞雄／山田正行訳（未来社、1994年）。

バンガード、ウィリアム『イエズス会の歴史』岡安喜代／村井則夫訳、上智大学中世思想研究所監修（原書房、2004年）。

福井憲彦編『フランス史』（山川出版社、2001年）。

藤原孝／山田竜作編『シティズンシップ論の射程』（日本経済評論社、2010年）。

プラトン『国家』（上・下）藤沢令夫訳（岩波文庫、1979年）。

フーリエ、シャルル『四運動の理論』（上・下）巖谷国土訳（現代思潮新社、2002年）。

プーレスト、マルセル『失われた時を求めて』（全13巻）鈴木道彦訳（集英社文庫、2006-2007年）。

ベラー、ロバート・N・／マドセン、R.／サリヴァン W. M.／スウィドラー、A.／ティプトン、S. M.『善い社会 道徳的エコロジーの制度論』中村圭志訳（みすず書房、2000年）。

ホーフスタッター、リチャード『アメリカの反知性主義』田村哲夫訳（みすず書房、2003年）。

ホルクハイマー、マックス／アドルノ、テオドール『啓蒙の弁証法 哲学的断層』徳永恂訳（岩波文庫、2007年）。

プラムナッツ、ジョン『フランスの革命運動 1815-71』高村忠成訳（北樹出版、2004年）。

フローベール、ギュスターヴ『感情教育』（上・下）山田齋訳（河出文庫、2009年）。

松本礼二『トクヴィル研究 家族・宗教・国家とデモクラシー』（東京大学出版会、1991年）。

——『トクヴィルで考える』（みすず書房、2011年）。

松本礼二／川出良枝『近代国家と近代革命の政治思想』（放送大学教育振興会、1997年）。

マーシャル、T. H.／ボットモア、トム『シティズンシップと社会的階級 近現代を総括するマニフェスト』岩崎信彦／中村健吾訳（法律文化社、1993年）。

マルクス、カール『資本論』（全9冊）フリードリヒ・エンゲルス編／向坂逸郎訳（岩波文庫、1969-1970年）。

——『共産党宣言』大内兵衛／向坂逸郎訳（岩波文庫、1971年）。

——『賃労働と資本』長谷部文雄訳（岩波文庫、1981年）。

- 『マルクス・コレクション3 ルイ・ボナパルトのブリュメール一八日／経済学批判要綱「序説」
「資本的生産に先行する諸形態」／経済学批判「序言」／資本論第一巻初版（第一章）』横張誠／
木前利秋／今村仁司訳（筑摩書房、2005年）。
- マルサス、ロバート『人口論』永井義雄訳（中公文庫、1973年）。
- 丸山眞男『日本政治思想史研究（新装版）』（東京大学出版会、1983年）。
- 『「文明論之概略」を読む』（上・中・下）、（岩波新書、1986年）。
- 三浦信孝編『自由論の討議 フランス・リベラリズムの過去と現在』（勁草書房、2010年）。
- 御崎加代子『フランス経済学史 ケネーからワルラスへ』（昭和堂、2006年）。
- 宮崎揚弘『フランスの法服貴族 18世紀トゥルーズの社会史』（同文館、1994年）。
- ミル、J. S.『アメリカの民主主義』山下重一訳（未来社、1962年）。
- 『自由論』塩尻公明／木村健康訳（岩波文庫、1971年）。
- モンテスキュー『法の精神』（上・中・下）野田良之／稲本洋之助／上原行雄／田中治男／三辺博之／
横田地弘訳（岩波文庫、1989年）。
- 山口正春『アダム・スミスの思想像』（三恵社、2010年）。
- ユーゴー、ヴィクトル『死刑囚最後の日』豊島与志雄訳（岩波文庫、1982年）。
- 『レ・ミゼラブル』（全4巻）豊島与志雄訳（岩波文庫、1987年）。
- リカードウ『経済学および課税の原理』（上・下）羽鳥卓也／吉澤芳樹訳（岩波文庫、1987年）。
- ルークス、S. M.『個人主義』間宏監訳（御茶の水書房、1981年）。
- ルソー、ジャン＝ジャック『人間不平等起原論』本田喜代治／平岡昇訳（岩波文庫、1972年）。
- 『ルソー・コレクション 文明』川出良枝選、山路昭／阪上孝／宮治弘之／浜名優美訳
（白水社、2012年）。
- ルフェーブル、G.『1789年 フランス革命序論』高橋幸八郎／柴田三千雄／遅塚忠躬訳（岩波文庫、
1998年）。
- レヴィ＝ルボワイエ、モーリス『市場の創出 現代フランス経済史』中山裕史訳（日本経済評論社、
2003年）。
- ロック、ジョン『完訳 統治二論』加藤節訳（岩波文庫、2010年）。
- 『聖書 新共同訳』（日本聖書協会、1987年）。
- 小学館ロベール仏和大辞典編集委員会『小学館ロベール仏和大辞典』（小学館、1988年）。
- 大貫隆／名取四郎／宮本久雄／百瀬文晃編『岩波キリスト教辞典』（岩波書店、2002年）

【外国語文献】

- Adams, Henry, *The Education of Henry Adams, An Autobiography* (Whitefish, Kessinger Publishing, 2003).
- Anceau, Éric, *Les grands discours parlementaires du XIX^e siècle, de Benjamin Constant à Adolphe Thiers, 1800-1870* (Paris, Armand Colin, 2005).
- Arendt, Hannah, *On Revolution* (London, Penguin Classics, 1973). [アレント、ハンナ『革命について』志水

- 速雄訳（ちくま学芸文庫、1995年）〕。
- , *The Human Condition, Second Edition* (Chicago, The University of Chicago Press, 1998). [アレント、ハンナ『人間の条件』志水速雄訳（ちくま学芸文庫、1994年）〕。
- Atanassow, Ewa, Boyd, Richard eds., *Tocqueville and the Frontiers of Democracy* (Cambridge, Cambridge University Press, 2013).
- Bellah, Robert N., Richard Madsen, William M. Sullivan, Ann Swidler, Steven M. Tipton, *Habits of the Heart, Individualism and Commitment in American Life* (Berkeley and Los Angeles, University of California Press, 2008). [ベラー、ロバート・N/R. マドセン/S. M. ティプトン/W. M. サリヴァン W. M./A. スウィドラー『心の習慣 アメリカ個人主義のゆくえ』島蘭進/中村圭志訳（みすず書房、1991年）〕。
- Blan, Louis, *Organisation du travail* (Paris, Bureau de la société de l'industrie fraternelle, 1847),
Bibliothèque nationale de France, 31 August 2014 <<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k24230t>>.
- Bokenkotter, Thomas, *Church and Revolution, Catholics in the Struggle for Democracy and Social Justice* (New York, Image Books, 1998).
- Brogan, Hugh, *Alexis de Tocqueville, A Life* (New Heaven, Yale University Press, 2006).
- Castel, Robert, *Les metamorphoses de la question sociale, Une Chronicle du salariat* (Paris, Gallimard, 1995).
[カステル、ロベール『社会問題の変容 賃金労働の年代記』前川真行訳（ナカニシヤ出版、2012年）〕。
- Chevalier, Louis, *Classes laborieuses et classes dangereuses* (Paris, Perrin, 1958). [シュヴァリエ、ルイ『労働階級と危険な階級 19世紀前半のパリ』喜安朗/木下賢一/相良匡俊訳（みすず書房、1993年）〕。
- Craiutu, Aurelian, *Liberalism under Siege, The political Thought of the French Doctrinaires* (Lanham, Lexington Books, 2003).
- , *A Virtue for Courageous Minds: Moderation in French Political Thought, 1748-1830* (Princeton, Princeton University Press, 2012).
- Craiutu, Aurelian and Sheldon Gellar eds., *Conversations with Tocqueville, The Global Democratic Revolution in the Twenty-first Century* (Lanham, Lexington Books, 2009).
- Crick, Bernard, *In Defence of Politics* (Chicago, The University of Chicago Press, 1962). [クリック、バーナード『政治の弁証』前田康博訳（岩波書店、1969年）〕。
- Drescher, Seymour, *Dilemmas of Democracy, Tocqueville and Modernization* (Pittsburgh, University of Pittsburgh Press, 1968). [ドレッシャー、シーモア『デモクラシーのディレンマ』桜井陽二訳（荒地出版社、1970年）〕。
- Drolet, Michael, *Tocqueville, Democracy and Social Reform* (Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2003)
- Frégier, Honoré Antoine, *Des classes dangereuses de la population dans les grandes villes, et des moyens de les rendre meilleures* (Paris, 1840),
Archive.org, 28 June 2014 <<https://archive.org/stream/desclassesdanger01fruoft#page/6/mode/2up>>.

- Evelyn L. Forget, *The Social Economics of Jean Baptiste Say*, Markets and Virtue (London, Routledge, 1999).
- Frohnen, Bruce, *Virtue and the Promise of Conservatism, The Legacy of Burke & Tocqueville* (Lawrence, University Press of Kansas, 1993).
- Furet, François, *Penser la Révolution française* (Paris, Gallimard, 1985). [フユレ、フランソワ『フランス革命を考える』大津真作訳 (岩波書店、2000年)]。
- Furet, François and Mona Ozouf eds., *Dictionnaire critique de la Révolution française* (Paris, Flammarion, 1988). [フユレ、フランソワ／モナ・オズーフ『フランス革命事典』(全7巻) 河野健二／阪上孝／富永茂樹監訳 (みすず書房、1998-2000年)]。
- Geenens, Raf and Helena Rosenblatt eds., *French liberalism from Montesquieu to the Present Day* (Cambridge, Cambridge University Press, 2012).
- Gordon, Daniel, *Citizens without Sovereignty, Equality and Sociability in French Thought, 1670-1789* (Princeton, Princeton University Press).
- Gueslin, André, *Gens pauvres, pauvres gens dans la France du 19e siècle* (Paris, Aubiers, 1998).
- Hamilton, Alexander, James Madison and John Jay, *The Federalist: with Letters of "Brutus"* (Cambridge, Cambridge University Press, 2003). [ハミルトン、A./J. ジェイ/J. マディソン『ザ・フェデラリスト (新装版)』齋藤眞／武則忠見訳 (福村書店、1998年) および『ザ・フェデラリスト』齋藤眞／中野勝郎訳 (岩波文庫、1999年)]。
- Hecllo, Hugh, *Christianity and American Democracy* (Cambridge, Harvard University Press, 2007).
- Hirschman, Albert O., *The Passions and the Interests, Political Arguments for Capitalism before Its Triumph* (Princeton, Princeton University Press, 2013). ハーシュマン、アルバート・O. 『情念の政治経済学』佐々木毅／旦祐介訳 (法政大学出版局、1985年)]。
- Hobsbawm, Eric, *The Age of Revolution, 1789-1848* (New York, Vintage Books, 1996).
- Jaume, Lucien, *L'individu efface, ou la paradoxe du libéralisme français* (Paris, Fayard, 1997),
 ———, *Tocqueville, les sources aristocratiques de la liberté, bibliographie intellectuelle* (Paris, Fayard, 2008).
 [Translated by Arthur Goldhammer, *Tocqueville, The Aristocratic Sources of Liberty* (Princeton & Oxford, Princeton University Press, 2013)].
- Jardin, André, *Alexis de Tocqueville, 1805-1859* (Paris, Hachette, 1984). [ジャルダン、アンドレ『トクヴィル伝』大津真作訳 (晶文社、1994年)]。
- Kahan, Alan S., *Aristocratic Liberalism, The Social and Political Thought of Jacob Burckhardt, John Stuart Mill, and Alexis de Tocqueville* (New Brunswick, Transaction Publishers 2001).
- Kelly, George Armstrong, *The Human Comedy, Constant, Tocqueville and French Liberalism* (Cambridge, Cambridge University Press, 2006).
- Keslassy, Eric, *Le libéralisme de Tocqueville à l'épreuve du paupérisme* (Paris, L'Harmattan, 2000).
 ———, *Démocratie et égalité* (Paris, Bréal, 2003).
 ———, *Alexis de Tocqueville, De la démocratie an Amérique, Pour une sociologie de la démocratie* (Paris,

- Ellipses, 2012).
- La Borde, Alexandre de, *De l'esprit d'association dans tous les intérêts de la communauté* (Paris, Librairie Gide, 1834),
Bibliothèque nationale de France, 8 September 2014 < <http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k113489n> >.
- Lamartine, Alphonse de, *Histoire de la Révolution de 1848* (Paris, Perrotin, 1849),
Bibliothèque nationale de France, 7 July 2014 <<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k5850938v>>.
- Lamennais, Felicité de, *Proles d'un croyant, Deuxième Édition* (Paris, Eugène Renduel, 1834),
Bibliothèque nationale de France, 20 September 2014
<<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k6117203t.r=.langFR>>.
- Locke, John, *Two Treatises of Government* (Cambridge, Cambridge University Press, 1988). [ロック、ジョン『完訳 統治二論』加藤節訳 (岩波文庫、2010年)]。
- Macfarlane, Alan, *The Riddle of The Modern World, Of Liberty, Wealth and Equality* (London, Macmillan, 2000).
- Malthus, Thomas Robert, *An Essay on The Principle of Population, The Works of Thomas Robert Malthus, Volume 1* (London, William Pickering, 1986). マルサス、ロバート『人口論』永井義雄訳 (中公文庫、1973年)。
- Manent, Pierre, *Histoire intellectuelle du liberalism* (Paris, Hachette Littératures, 1987). [マナン、ピエール『自由主義の政治思想』高橋誠／藤田勝次郎訳 (新評論、1995年)]。
- Mansfield, Harvey C., *Tocqueville, A Very Short Introduction* (Oxford, Oxford University Press, 2010).
- Mélonio, Françoise and Beth G. Raps trans., *Tocqueville and the French* (Charlottesville, University Press of Virginia, 1998).
- Mitchell, Harvey, *Individual Choice and the Structures of History, Alexis de Tocqueville as Historian Reappraised* (Cambridge, Cambridge University Press, 1996).
———, *America after Tocqueville, Democracy against Difference* (Cambridge, Cambridge University Press, 2002).
- Mitchell, Joshua, *The Fragility of Freedom, Tocqueville on Religion, Democracy, and the American Future* (Chicago, The University of Chicago Press, 1995).
- Morelly, Étienne, *Code de la nature ou le véritable esprit de ses lois* (Paris, Libraire Paul Geuthner, 1910).
Archive.org, 21 August 2014 < <https://archive.org/details/codedelanatureou00moreuoft> >.
- Oakeshott, Michael, *Rationalism in Politics and other essays, New and Expanded Edition* (Indianapolis, Liberty Fund, 1991). [オークッシュト、マイケル『政治における合理主義』嶋津格／森村進／名和田是彦／玉木秀敏／田島正樹／杉田秀一／石山文彦／桂木隆夫訳 (勁草書房、1988年)]。
- Osseward, M.R.R., *Tocqueville's Moral and Political Thought, New Liberalism* (London, Routledge, 2004).
- Piketty, Thomas, Arthur Goldhammer, trans., *Capital in the Twenty-First Century* (Cambridge, The Belknap Press of Harvard University Press, 2014).
- Procacci, Giovanna, *Gouverner la misère, La question Sociale en France, 1789-1848* (Paris, Seuil, 1993).

- Quesnay, Erançois, *Œuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay* (Paris, Jules Peelman, 1888).
 Bibliothèque nationale de France, 22 August 2014 <<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k72832q.capture>>.
- Rahe, Paul A., *Soft Despotism, Democracy's Drift, Montesquieu, Rousseau, Tocqueville and the Modern Prospect* (New Haven, Yale University Press, 2009).
- Rémond, René, *La vie politique en France depuis 1789, t. 1-3* (Paris, Pocket, 2005).
- Rosanvallon, Pierre, *Le moment Guizot* (Paris, Éditions Gallimard, 1985).
 ———, *L'État en France de 1789 à nos jours* (Paris, Éditions du Seuil, 1990).
- Saint-Simon, Henri, *Œuvres Complètes*, Vol. 1-4 (Paris, Presses universitaires de France, 2012).
 ———, *De la réorganisation de la société européenne ou de la nécessité et des moyens* (Paris, 1814).
 Bibliothèque nationale de France, 19 August 2014 <<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k83331f/f4.image>>.
- Salin, Pascal, *Libéralisme* (Paris, Odile Jacob, 2000).
- Sandel, Michael J., *Democracy's Discontent, America in Search of a Public Philosophy* (Cambridge and London, The Belknap Press of Harvard University Press, 1996). [サンデル、マイケル・J『民主政の不満 公共哲学を求めるアメリカ』(上・下) 小林正弥監訳 (勁草書房、2011年)].
 ———, *Public Philosophy, Essays on Morality in Politics* (Cambridge, Harvard University Press, 2006). [サンデル、マイケル『公共哲学 政治における道徳を考える』(ちくま学芸文庫、2011年)].
- Say, Jean Baptiste, *Traité d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses* (Osnabrück, Otto Zeller, 1966).
 ———, *Olbie, ou essai sur les moyens de réformer les moeurs d'une nation* (Paris, 1800),
 Bibliothèque nationale de France, 6 September 2014 <<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k101873g>>.
- Schleifer, James T., *The Making of Tocqueville's Democracy in America, Second Edition* (Indianapolis, Liberty Fund, 2000).
- Stern, Daniel, *Histoire de la Révolution de 1848* (Paris, Librairie Inrternationale, 1869),
 Bibliothèque nationale de France, 7 July 2014
 <<http://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k55168997.r=histoire+de+la+revolution+de+1848+dan.langFR>>.
- Swedberg, Richard, *Tocqueville's Political Economy* (Princeton, Princeton University Press, 2009).
- Vaughan, Sharon K., *Poverty, Justice, and Western Politival Thought* (Lanham, Lexington Books, 2008).
- Villeneuve-Bargemont, Alban de, *Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme, en France et en Europe, et sur les moyens de le soulager et de le prévenir* (Paris, Paulin, 1834),
 Google Books, 31 July 2014
 <http://books.google.co.jp/books?id=_H9DAAAIAAJ&pg=PA27&hl=ja&source=gb_s_toc_r&cad=4#v=onepage&q&f=false>.
- , *Économie politique chrétienne, ou recherches sur la nature et les causes du paupérisme en France et en Europe et sur les moyens de le soulager et de le prévenir* (Bruxelles, Meline, Cans et Compagnie, 1837),
 [Reprint: Nabu Press, 2011].

※この著作については、上記のいずれも不鮮明な個所やページの欠落等があったため、併用した。

Watkins, Shalon B., *Alexis de Tocqueville and the Second Republic, 1848-1852, A Study in Political Practice and Principles* (Lanham, University Press of America, 2003).

Welch, Cheryl B., *De Tocqueville* (Oxford, Oxford University Press, 2001).

Welch, Cheryl B. ed., *The Cambridge Companion to Tocqueville* (Cambridge, Cambridge University Press, 2006).

Wolin, Sheldon S., *Politics and Vision, Continuity and Innovation in Western Political Thought, Expanded Edition* (Princeton, Princeton University Press, 2004). [ウォーリン、シェルドン S. 『政治とヴィジョン』尾形典男／福田歆一／佐々木武／有賀弘／佐々木毅／半澤孝磨／田中治男訳 (福村書店、2007年)].

———, *Tocqueville, Between Two Worlds, The Making of a Political Theoretical Life* (Princeton, Princeton University Press, 2004).

【日本語論文】

稲井誠「トクヴィルの救貧論」(『経済学雑誌』第102巻第1号、2001年) 149-166頁。

宇野重規「代表制の政治思想史 三つの危機を中心に」(『社会科学研究』第52巻第3号、2000年) 5-36頁。

———「トクヴィルとネオ・トクヴィリアン フランス・リベラリズムの過去と現在」三浦信孝編『自由論の討議 フランス・リベラリズムの過去と現在』(勁草書房、2010年)所収、205-235頁。

遠藤啓之「フランス第二共和制における労働権生成」(共愛学園前橋国際大学論集第8号、2008年) 23-44頁。

小山勉「トクヴィルとサン・シモン派 『産業国家観』をめぐって」(『思想』第733号、1985年) 109-131頁。

北川善英「二月革命と労働権 (Le droit au travail) フランス人権史の一考察」(1・2) (『名古屋大学法政論集』第81号、1979年) 1-55頁および(第82号、1979年) 133-185頁。

後平隆「ギゾーの文明論(三)」(『慶應義塾大学日吉紀要 フランス語フランス文学』第44号、2007年) 67-81頁。

今野晃「social 概念のある起源をめぐって」(『相関社会科学』第23号、2013年) 19-33頁。

杉本隆司「民衆・宗教・社会学 サン＝シモンとコント」宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』(白水社、2011年)所収、63-94頁。

杉本竜也「アレクシス・ド・トクヴィルにおける自由と「アリストクラシー」概念の意義 自由主義と共和主義の統合のために」(『法学研究年報』第37号、2007年) 381-423頁。

———「トクヴィルとフランス二月革命 デモクラシー・革命・自由」(『政治思想研究』第9号、2009年) 205-236頁。

———「シティズンシップと公共性」藤原孝／山田竜作編『シティズンシップ論の射程』(日本経済評論社、2010年) 53-104頁。

———「懐疑と実践 アレクシス・ド・トクヴィルによる「新しい政治学」」(『政経研究』第47巻

- 第4号、2011年) 847-876頁。
- 「市民的主体性と地方自治 トクヴィルの政治思想における地方自治の意義」(『法政論叢』第48巻第2号、2012年) 115-127頁。
- 「政治思想・政治哲学としての保守主義における価値」(『政経研究』第49巻第4号、2013年) 517-550頁。
- 「デモクラシーと革命のなかで 政治家トクヴィルの肖像」(『政経研究』第50巻第3号、2014年) 913-951頁。
- 高草木光一「ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム 普通選挙と「社会的作業場」」(上)(『三田学会雑誌』第87巻第3号、1994年) 64-84頁。
- 「ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム 普通選挙と「社会的作業場」」(下)(第87巻第4号)(『三田学会雑誌』第87巻第4号、1995年) 38-59頁。
- 高村忠成「アドルフ・ティエールの政治軌跡(1)」(『創価法学』第10巻第2・3号、1980年) 151-168頁。
- 高山裕二「トクヴィルにおけるロマン主義 アメリカ旅行の自然観」(『政治思想研究』第7号、2007年) 323-355頁。
- 「『トクヴィルの憂鬱』再説」(『思想』第1079号、2014年) 128-154頁。
- 「民主主義と宗教 ラムネとトクヴィル」宇野重規／伊達聖伸／高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの 十九世紀フランスの経験』(白水社、2011年) 所収、95-130頁。
- 田中拓道「市場・貧困・統治 18世紀末から1830年代のフランスにおける政治経済学」(『経済学史研究』第52巻第1号、2010年) 20-34頁。
- 千葉治男「近世フランスにおける自由」(仲手川良雄編『ヨーロッパ的自由の歴史』南窓社、1992年) 所収、192-214頁。
- 藤原孝「フランス市民社会の成立とサン＝シモンの革命観」(『政経研究』第28巻第1号、1991年) 145-163頁。
- 「サン＝シモン思想における『新キリスト教』の位置」(『政経研究』第33巻第1号、1996年) 467-482頁。
- 「サン＝シモンの後期国家論序説」(『政経研究』第37巻第3号、2000年) 59-72頁。
- 「サン＝シモニズムの形成」(『政経研究』第39巻第3号、2002年) 77-95頁。
- ブリアン、イザベル「ジャンセニスム 厳格主義の誘惑と反抗の心性のあいだで」アラン・コルバン『キリスト教の歴史 現代をよりよく理解するために』浜名優美監訳、藤本拓也／渡辺優訳(藤原書店、2010年) 所収、372-376頁。
- 松本礼二「一九世紀フランスと世代の問題」(『筑波法政』第3巻、1980年) 18-38頁。
- 「『トクヴィルの憂鬱』の憂鬱 『荒野の二週間』の読み方から社会主義観まで」(『思想』第1077号、2014年) 87-106頁。
- 矢野聡「エリザベス救貧法と教区」(『日本法学』第73巻第3号、2008年) 1-23頁。

【外国語論文】

- Audier, Serge, "Tocqueville, notre contemporain ?," *Études*, t. 404(2006), 487-496.
- Capladi, Nicholas, "Mill and Socialism," *The Tocqueville Revue*, Vol. 33, No. 1(2012), 125-144.
- Craiu, Aurelian, "Tocqueville's Paradoxical Moderation," *The Reviews of Politics*, Vol. 67, No. 4(2005), 599-630.
- , "What Kind of Social Scientist Was Tocqueville," in Craiu, Aurelian, Gellar, Sheldon eds., *Conversations with Tocqueville, The Global Democratic Revolution in the Twenty-first Century* (Lanham, Lexington Books, 2009).
- Fransen, Frederic, "The Peril of Democratic Despotism in Western European Egalitarian Democracy," in Craiu, Aurelian and Sheldon Gellar eds., *Conversations with Tocqueville, The Global Democratic Revolution in the Twenty-first Century* (Lanham, Lexington Books, 2009), 173-197.
- Hurtado, Jimena, "Tocqueville on Poverty in Industrial Democracies," *Documentos CEDE*, No. 3(2011), 1-17.
- Jaume, Lucien, "Le citoyen sans les corps intermédiaires, discours de la Chapelier," *Les cahiers du CEVIPOF*, N° 39 (2005), 28-38.
- Luckacs, John, "Alexis de Tocqueville: A Bibliographical Essay," The Online Library of Liberty, A Project of Liberty Fund, Inc. (first appeared in *Literature of Liberty: A Review of Contemporary Liberal Thought*, Vol. V, No. 1, Spring 1982), 30 December 2013
<<http://oll.libertyfund.org/pages/alexis-de-tocqueville-a-bibliographical-essay-by-john-lukacs?q=tocqueville#>>.
- Melonio, Françoise, "<<Une sorte Pascal politique>>, Tocqueville et la littérature démocratique," *Revue d'histoire littéraire de la France*, Vol. 105 (2005), 273-284.
- Ossewaarde, Marinus, "Tocqueville's Christian Citizen," *Logos, A Journal of Catholic Thought and Culture*, Vol. 8, No. 3(2005), 40-66.
- Ozouf, Mona, "Esprit public," in Furet, François and Ozouf, Mona eds., *Dictionnaire critique de la Révolution française* (Paris, Flammarion, 1988), pp. 711.-719. [オズーフ、モナ「公共精神」フュレ、フランソワ／オズーフ、モナ『フランス革命辞典 5 思想 I』河野健二／阪上孝／富永茂樹監訳（みすず書房、2000年）所収、169-185頁]。
- Rosanvallon, Pierre, "Guizot," in Furet, François and Ozouf, Mona eds., *Dictionnaire critique de la Révolution française* (Paris, Flammarion, 1988), pp. 967-972. [ロザンヴァロン、ピエール「ギゾー」フュレ、フランソワ／オズーフ、モナ『フランス革命辞典』第7巻（歴史家）、河野健二／阪上孝／富永茂樹監訳（みすず書房、2000年）所収、13-24頁]。
- Smith, Brian A., "Smity and Tocqueville on the Commercial Ethos," *Journal of Markets & Morality*, Vol. 13, No. 1(2010), 29-44.
- Swedberg, Richard, "Tocqueville as Economic Sociologist ?," *The Tocqueville Review*, Vol. 27, No. 1(2006), 131-167.

初 出 等

- ・本研究のうち、第2章は杉本竜也「トクヴィルとフランス二月革命 デモクラシー・革命・自由」(『政治思想研究』第9号、2009年) 205-236頁、を加筆修正したものである。
- ・本研究は下記の研究成果を踏まえた上で、書き下ろしたものである。
 - 杉本竜也「アレクシス・ド・トクヴィルにおける自由と「アリストクラシー」概念の意義 自由主義と共和主義の統合のために」(『法学研究年報』第37号、2007年) 381-423頁。
 - 「トクヴィルとフランス二月革命 デモクラシー・革命・自由」(『政治思想研究』第9号、2009年) 205-236頁。
 - 「シティズンシップと公共性」藤原孝／山田竜作編『シティズンシップ論の射程』(日本経済評論社、2010年) 53-104頁。
 - 「懐疑と実践 アレクシス・ド・トクヴィルによる「新しい政治学」」(『政経研究』第47巻第4号、2011年) 847-876頁。
 - 「市民的主体性と地方自治 トクヴィルの政治思想における地方自治の意義」(『法政論叢』第48巻第2号、2012年) 115-127頁。
 - 「政治思想・政治哲学としての保守主義における価値」(『政経研究』第49巻第4号、2013年) 517-550頁。
 - 「デモクラシーと革命のなかで 政治家トクヴィルの肖像」(『政経研究』第50巻第3号、2014年) 913-951頁。